

【改訂】

大野市立地適正化計画

平成30年 3月策定

令和 7年 3月改訂

福井県大野市

◆ 目次 ◆

はじめに.....	1
1. 立地適正化計画制度の背景と目的.....	1
2. 立地適正化計画制度の意義と役割.....	2
3. 立地適正化計画の区域.....	3
4. 立地適正化計画の位置づけ.....	4
5. 立地適正化計画の計画期間.....	4
第1章 関連法規・計画.....	5
1. 上位計画の整理.....	5
2. 関連計画の整理.....	14
第2章 大野市の実態と将来見通しにおける課題の整理.....	23
1. 大野市の実態.....	23
2. 大野市における人口の将来見通し.....	59
3. 現状及び将来見通しにおける課題の整理.....	68
第3章 防災指針.....	79
1. 防災指針について（防災指針とは）.....	79
2. 災害リスクの分析と課題の整理.....	81
3. 防災まちづくりの取組方針.....	95
第4章 まちづくりの方針.....	97
1. まちづくりの理念.....	97
2. 目指すべき都市の骨格構造.....	98
3. まちづくりの方針.....	102
第5章 誘導区域及び地域生活拠点区域の設定.....	105
1. 都市機能誘導区域の設定.....	105
2. 居住誘導区域の設定.....	108
3. 地域生活拠点区域の設定.....	120
第6章 誘導施設の設定.....	129
1. 誘導施設の設定方針.....	129
2. 誘導施設の設定.....	129
第7章 実現方策の検討.....	135
1. 誘導施策.....	135
2. 目標値の設定.....	141
3. 計画の評価と見直しについて.....	144

はじめに

1. 立地適正化計画制度の背景と目的

(1) 立地適正化計画が制度化された背景

多くの地方都市では、高度経済成長やモータリゼーションの進展等を背景に、これまで市街地の拡散が進んできました。しかし、今後は急速な人口減少が見込まれており、市街地が拡散したまま低密度化が進めば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が、将来困難になる状況にあります。

一方、高度経済成長期に整備された道路や公共施設等、多くの社会資本の老朽化が進んでおり、厳しい財政制約の下で、これらへの対応もあわせて求められています。

このような状況を踏まえ、今後の都市づくり・まちづくりは、移動しやすい環境を整えることで高齢者等の健康・快適な生活を確保すること、現役世代（特に子育て世代）にとっても魅力的なまちにすること、財政面・経済面で持続可能な都市経営を可能にすること、低炭素型の都市構造を実現すること、災害に強いまちづくりを推進すること等が求められています。

このためには、医療・福祉・子育て支援・商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする全ての住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる等、福祉や交通等も含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の都市構造を形成していくことが必要です。

このような背景を踏まえ、平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法等の一部が改正され、「立地適正化計画」が制度化されました。

(2) 大野市における立地適正化計画策定の目的

大野市ではこれまで、自然や歴史、文化を生かした魅力的な都市を目指し整備を進めてきた一方で、区画整理や小規模な宅地開発等も行われ、徐々に市街地は拡大してきました。

令和 4 年 12 月に改訂した大野市都市マスタープランでは、「誰もが結の心で安全・安心に、住み続けられるまち」を都市づくりの目標として掲げ、人口減少や高齢化が進む中であっても「結の心」で市民・事業者、地域団体、行政が協力しながら、市民の誇りとまちの活力が育まれる持続可能な都市づくりを進めていくことを謳っています。

長期にわたる人口減少が見込まれる状況においても、市民が自分達のまちを誇りに思い、市民が望む「まちの活性化」を実現させるため、予想外の維持管理コストの発生を招くような都市の拡大・拡散を抑制する「現在の市街地を有効活用する都市づくり」の方針を今まで以上に推進する必要があります。

立地適正化計画は、「大野市都市マスタープラン」をはじめとする上位・関連計画との整合を図りつつ、人口減少・超高齢社会下においても、都市の魅力を失うことなく、農村集落や市街地など地域の暮らしを総合的に支え、『誰もが安全・安心、健康、快適に暮らし続けることができる コンパクトなまち越前おおの』の実現を目指します。

2. 立地適正化計画制度の意義と役割

都市全体を見渡したマスタープラン

一部の機能だけではなく、居住や医療・福祉・子育て支援・商業、公共交通等のさまざまな都市機能と、都市全域を見渡したマスタープランとして機能する市町村マスタープランの高度化版です。

都市計画と公共交通の連携

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進します。

都市計画と都市機能の融合

従来からの都市計画に基づく土地利用規制に加えて、全ての人々が安心、健康、快適に生活するための都市機能（誘導施設）を設定し、日常生活に必要な機能の維持・確保を図ります。

都市計画と防災まちづくりの連携

近年、頻発・激甚化の傾向にある水災害などの災害リスクが高い地域の分布状況を踏まえて、都市機能、居住の誘導を行い、自然災害による被害の抑止・軽減、災害に対して安全度が高く安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

まちづくりへの公的不動産の活用

財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景とした、公的不動産の見直しを行う施策と連携し、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置等、公的不動産の有効活用を促進します。

時間軸を持ったアクションプラン

居住誘導区域の人口密度を維持していくためには、様々な分野の施策を持続的に展開していくことが必要です。このため、計画の達成状況を評価しつつ、実態に合わせて、都市計画や居住誘導区域を不断に見直す等、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりを推進します。

立地適正化計画で定める事項

・立地適正化計画の区域

⇒都市計画区域内でなければならない、都市計画区域全体を区域とすることが基本となります。

・立地の適正化に関する基本的な方針

⇒目指すべきまちづくりの方針（ターゲット）や目指すべき都市の骨格構造、課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）を明確にします。

・都市機能誘導区域

⇒医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域を設定します。

・誘導施設

⇒都市機能誘導区域に、立地を誘導すべき都市機能増進施設（居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）として設定します。

・ 防災指針

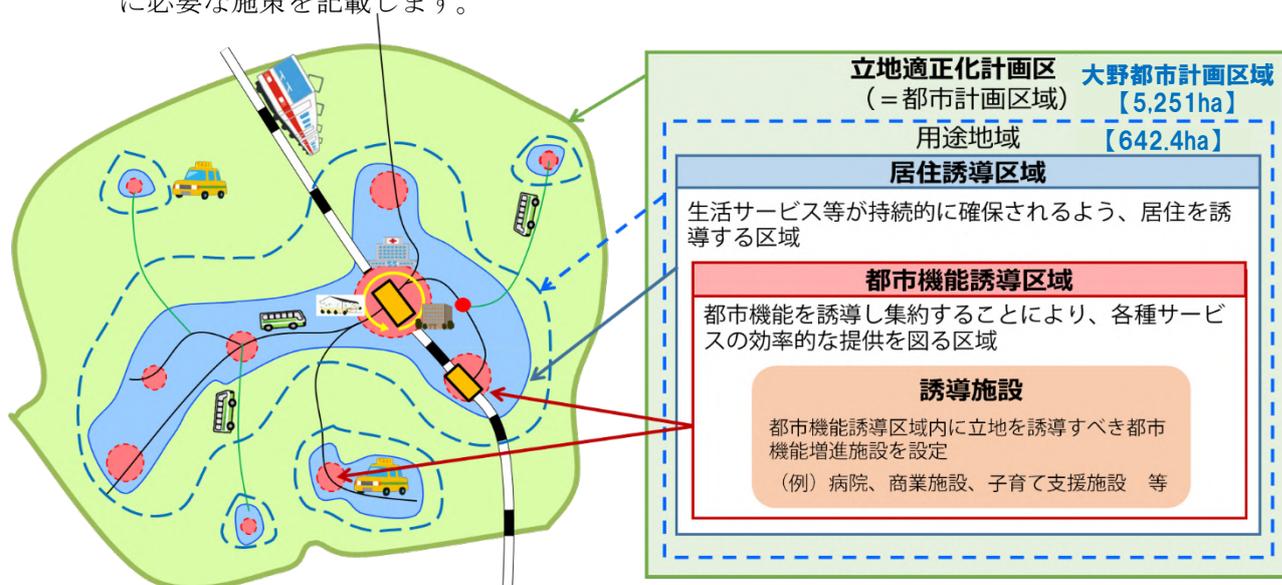
⇒居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するため、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、防災指針を定めます。

・ 居住誘導区域

⇒人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を設定します。

・ 誘導施策

⇒居住誘導区域内への居住の誘導や、都市機能誘導区域内への都市機能の誘導を図るために必要な施策を記載します。



(※出典：改正都市再生特別措置法等について(国土交通省)P25)

3. 立地適正化計画の区域

立地適正化計画の区域は、都市計画運用指針の方針に基づき、大野都市計画区域全体とします。

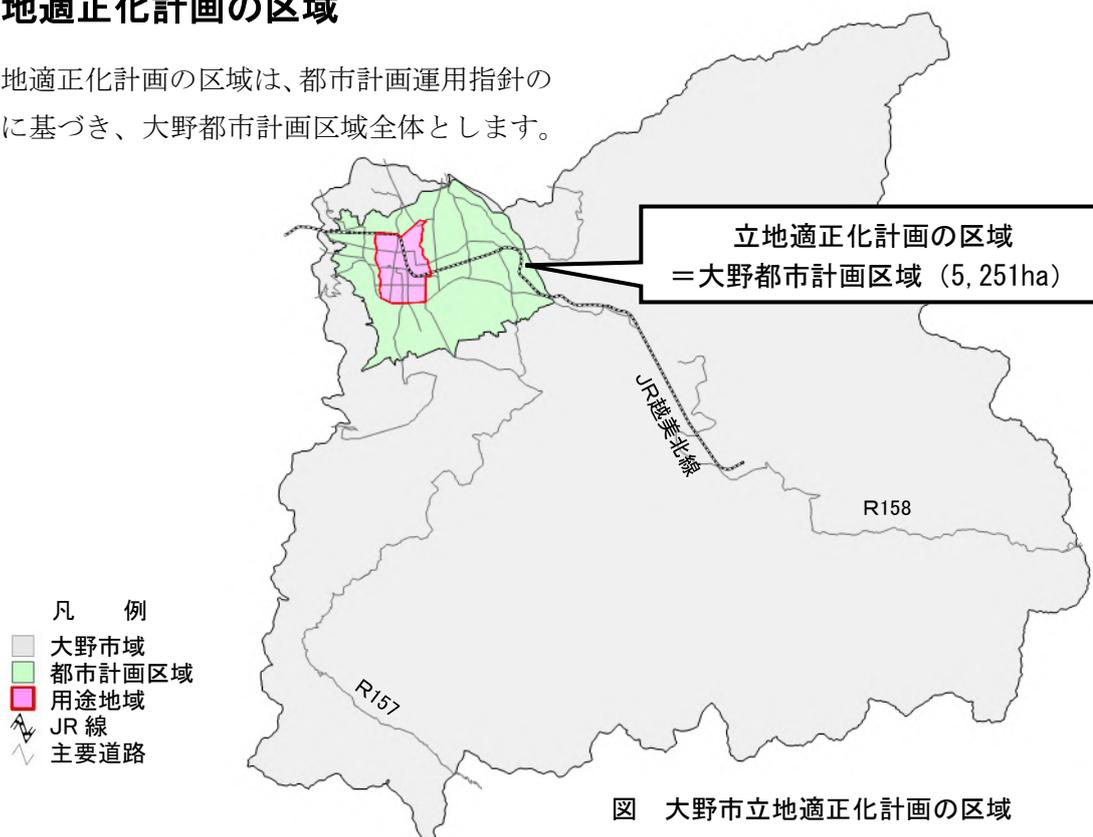
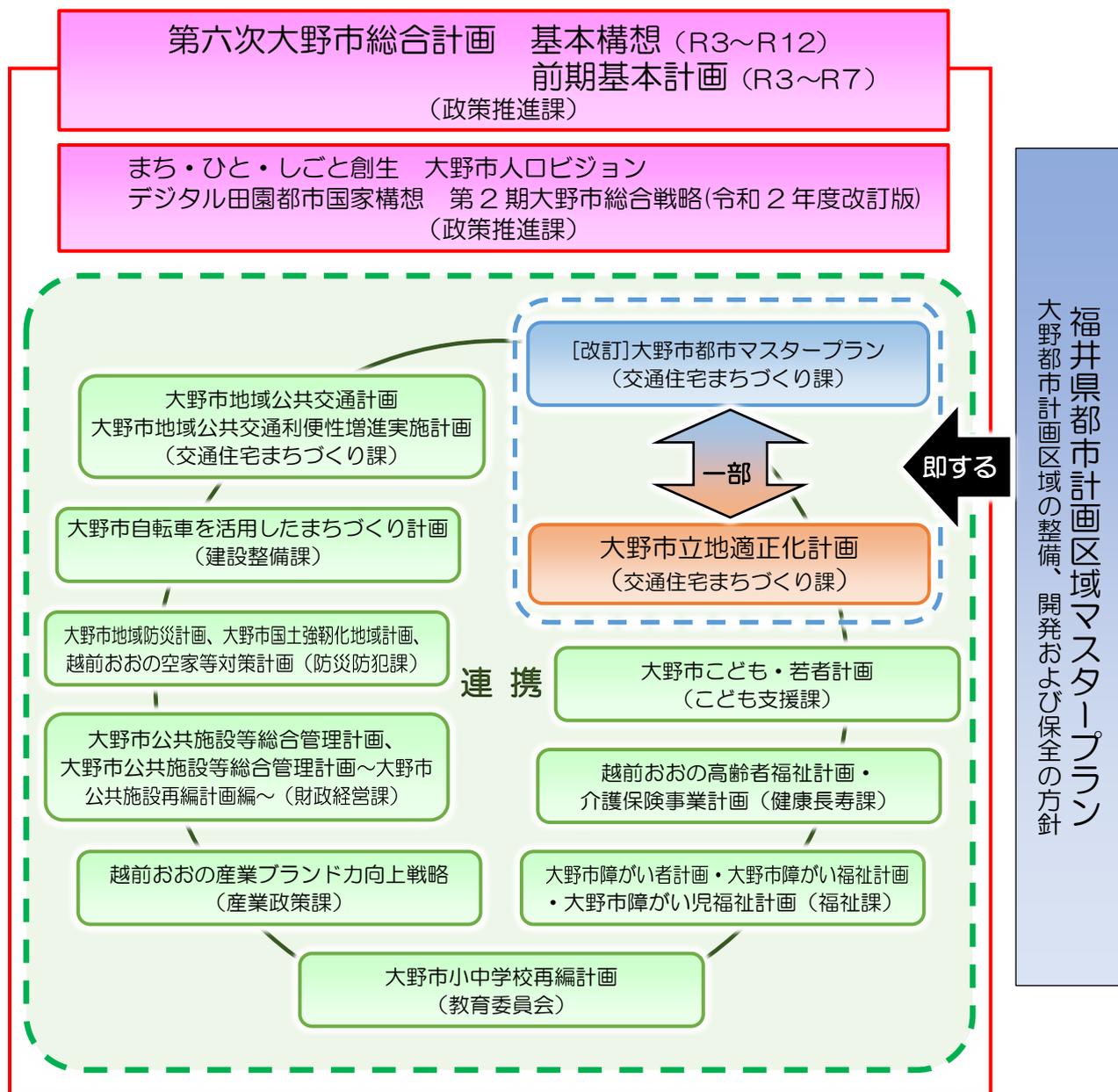


図 大野市立地適正化計画の区域

4. 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実、公共施設の再編、医療・福祉の充実、中心市街地活性化、空き家対策の推進等のまちづくりに関わる様々な関係施策と連携する包括的なマスタープランとして策定するものです。

特に、本計画は、都市マスタープランの高度化版であることから、総合計画や福井県都市計画区域マスタープランといった上位計画に即して策定された[改訂]大野市都市マスタープランに示された都市づくりの目標や基本姿勢に準拠します。



5. 立地適正化計画の計画期間

計画期間については、都市計画運用指針での考え方や国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研という。）の将来人口推計データを用いた検討の合理性・妥当性等を考慮し、計画策定時（H30）に設定した、概ね20年後の2035年（R17）とします。なお、検討に用いる国勢調査データについては、2020年（R2）を基準年とします。

第1章 上位・関連計画

※立地適正化計画と関連のある項目を青字で表示

1. 上位計画の整理

(1) 福井県都市計画区域マスタープラン（令和6年9月）

大野都市計画区域の整備、開発および保全の方針

■都市づくりの基本理念

○盆地に栄えた城下町の歴史・文化を育む都市づくり

(省略)

○持続可能な多極連携型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）

本都市計画区域では、市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、今後も人口が減少し高齢化していく中、地域コミュニティの衰退が懸念されるとともに、「商業、医療・福祉、地域公共交通等の都市サービスの縮小・撤退」、「防犯性の低下」、「景観の悪化」により地域の生活利便性や居住環境が低下していくおそれがある。

本都市計画区域内の地域公共交通は、都市の骨格となる地域鉄道（JR 越美北線）を主軸として、主要駅である越前大野駅に路線バスや市営バス等のフィーダー交通が接続することで、地域全体に展開されており、都市活動を支える重要な交通網として機能している。しかし、人口減少や少子高齢化等による利用者の減少、運転手や技術職員の人材不足など地域公共交通の経営は厳しさを増している。

地球温暖化など環境問題への更なる対応が求められており、厳しい財政的制約もある中、**地域公共交通を軸として、環境・経済（財政等）・社会（コミュニティ等）的にも持続可能な都市づくりを進めていく必要**がある。

このため、**中心市街地をはじめとした地域拠点への都市機能・居住の誘導、市街地内の低未利用空間の有効利用を進め、まとまりとメリハリのある市街地形成を**図る。

また、**越前大野駅における交通結節機能の強化に向けたフィーダー交通の充実、既存駅の機能向上の他、交通DX、他分野との共創などにより、地域公共交通ネットワークの強化**も図り、人口減少、超高齢社会の時代にふさわしい持続可能な多極連携型の都市づくりを進めていく。

その結果、**生活利便性および居住環境の向上、中心市街地の再生への取組みの促進、地域公共交通の利便性向上および効率的な運営、カーボンニュートラルの実現、公共投資の効率化が期待**される。

○高速交通開通を活かす都市づくり

(省略)

○安全・安心に住み続けられる都市づくり

本都市計画区域は、赤根川沿いなどに洪水浸水想定区域が広がっており、これらの区域の一部は浸水深が3m以上になると想定される。また、河川の氾濫や河岸の浸食により家屋倒壊等の被害が発生するおそれがある区域も複数ある。さらに、山地の裾野部には、土砂災害のおそれがある区域が多数点在しているなど、洪水、雨水出水の水害や土砂災害などの災害リスクが広く分布しており、防災性の更なる向上が求められている。

浸水被害が生じた「令和4年8月豪雨」、中部縦貫自動車道の通行止め、JR 越美北線

の運休などにより市民生活に大きな影響を与えた「平成30年2月豪雪」および「令和3年1月大雪」と、自然災害が度々発生しており、単に利便性の高い都市的な住まい方を求めるだけでなく、安全・安心に関する意識、地域の自助・共助に関する意識が更に高まっている。

これらに対応していくためには、**災害リスクの回避・低減の観点から総合的な防災まちづくりを推進し、全ての住民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられる都市づくりを進めていく必要がある。**

このため、水害や土砂災害等の災害リスクを考慮した土地利用の規制・誘導、避難体制の強化、計画的な避難地・避難路の整備、河川改修の推進などソフト・ハードの両面から都市の防災性の向上を図る。

また、市街地西部の老朽木造住宅等の割合が高い地区では、建築物の耐火性を確保するとともに、地域コミュニティを活かした避難方法の確立などに取り組む。

さらに、盛土による災害を防止するための規制区域（宅地造成等工事規制区域）の指定を推進する他、特別豪雪地帯に指定されていることもふまえ、大雪に対するハード・ソフト両面での対策強化や地域ぐるみによる除雪活動を推進する。

その結果、水害や土砂災害、大雪等による被害が軽減され、安全・安心に生き続けられる都市づくりが促進される。

■10年後の市街地のおおむねの規模と配置

既に10年後のおおむねの人口規模に応じた住宅用地としての用途地域は確保されており、また産業に要する計画的かつ具体的な市街地整備の新たな見通しが無いため、現在の用途地域を基本に市街地形成を誘導していく。

用途地域のうち現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であること等により、市街地整備が図られる見込みが無い区域で、当該用途地域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないものは、農業振興地域制度の適正な運用ならびに自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討する。

■主要な用途の配置の方針

①住宅地

○越前大野駅および七間通りの周辺を中心市街地では、商業施設や公共施設が集積しており、生活利便性が高い地域であるが、人口の減少や空き建物の増加等空洞化が進行しているため、**積極的に居住空間の配置**を図る。

○新庄地区、若杉地区、吉野地区、中挾地区の**良好な低層住宅地の居住環境を維持**する。

②商業地

○越前大野駅および七間通りの周辺の**都市の中心的な商業地を維持**する。

③工業地

○市街地の北部にある**工業地を維持**する。

■用途地域外の土地利用の方針

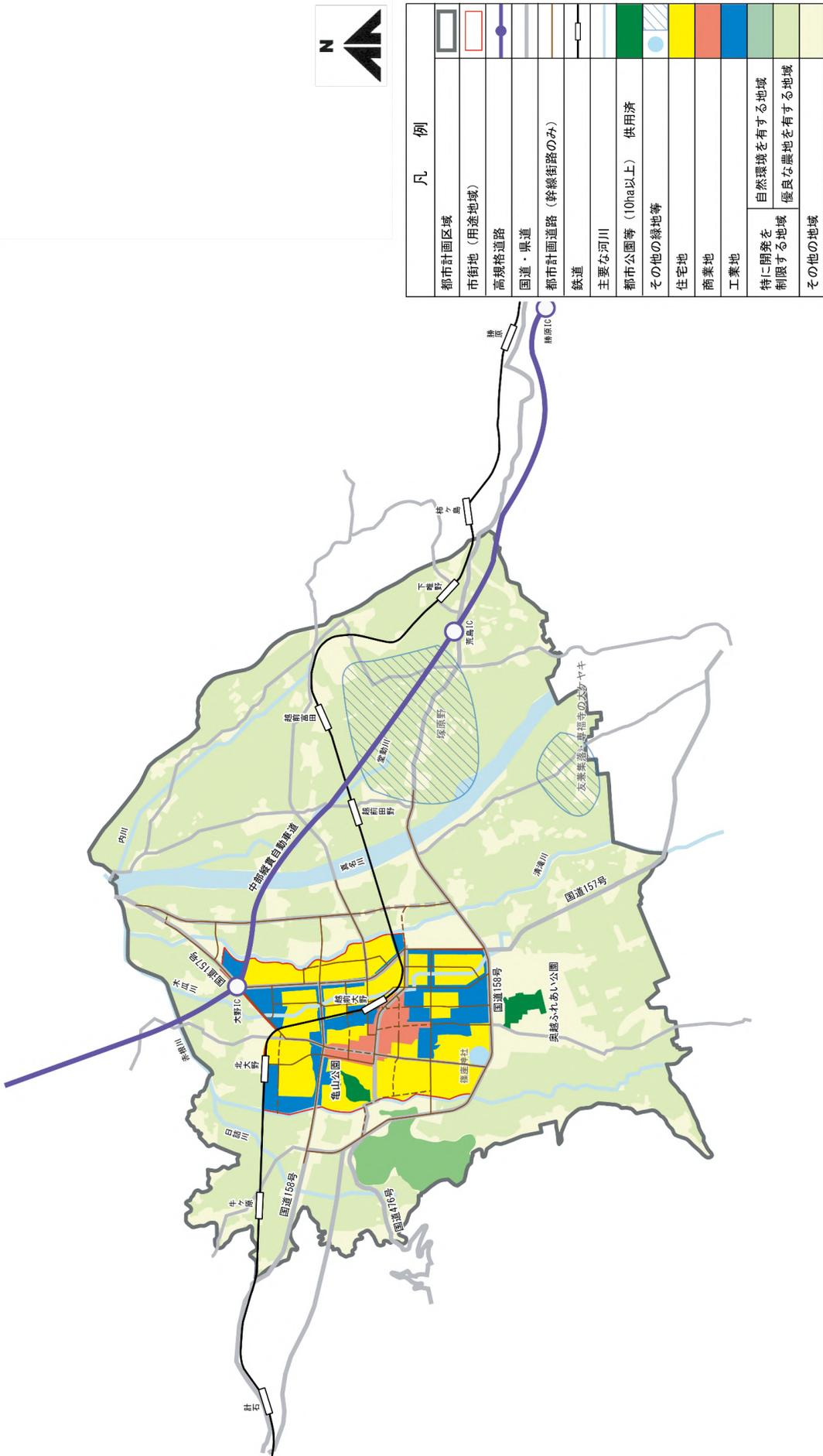
まとまりのある市街地の形成や自然的環境の保全のために、以下に示す地域ごとの土地利用の方針を踏まえ、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。

■都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

- その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。
- 中心市街地の活性化、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成、子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間づくり等のために、大野市立地適正化計画における「都市機能誘導区域」や「誘導施設の設定」に基づき、鉄道駅等の交通結節点をはじめとした地域拠点に教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の都市機能の集約を図る。
- 老朽化したごみ焼却施設については、設備の主要機械更新・改修を行うことで、施設の性能回復と長寿命化を図るとともに、設備改善による省エネルギー化により二酸化炭素の排出量を削減し、都市の脱炭素化を推進する。

■大野都市計画区域、整備、開発及び保全の方針図

●大野都市計画区域 整備、開発及び保全の方針図



(注) 高規格道路、国道・県道の破線は概ね10年以内に整備予定
都市計画道路の破線は今後整備していく区間

(2) 第六次大野市総合計画 前期基本計画（令和3年2月）

■将来像

人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち

■基本目標・基本施策

○「こども」分野：未来を拓く大野っ子が健やかに育つまち

基本施策：結婚から子育てまで切れ目のない支援体制の確立（子育て）、
優しく賢くたくましい大野人の育成（学び） など

○「健幸福祉」分野：健幸で自分らしく暮らせるまち

基本施策：ライフステージに応じた切れ目のない健康づくりの支援（健康・医療）、
地域共生社会の実現（地域福祉）、
スポーツを楽しむ取り組みの推進（スポーツ） など

○「地域経済」分野：歴史・風土と新たな強みを生かした活力あるまち

基本施策：魅力ある農業経営の実現（農業）、林産物の生産能力の向上（林業）、
事業者の経営課題に対する総合的な支援（商工業）、
魅力ある地域資源の観光資源への活用（観光業）、
企業の魅力や生産性、労働環境の向上と多様な人材の就労を支援（働く環境）
など

○「くらし環境」分野：豊かな自然の中で快適に暮らせるまち

基本施策：脱炭素社会の実現に向けた取組（自然環境・ごみ）、
流域マネジメントの推進（水環境）、
安全で快適な住宅環境の整備（生活環境）、災害に備えた体制の整備（消防・減災）、
幹線道路などの整備の促進（道路）、
公共交通の維持とまちづくりへの活用（公共交通） など

○「地域づくり」分野：みんなでつながり地域が生き生きと輝くまち

基本施策：地域を担う人づくりや生涯学習の推進（ひと・地域）、
地域における防災力の充実と強化（防災力・防犯力）、
文化芸術の振興と継承の推進（文化芸術）、
住まいや仕事の確保の支援（移住定住） など

○「行政経営」分野：結のまちを持続的に支える自治体経営

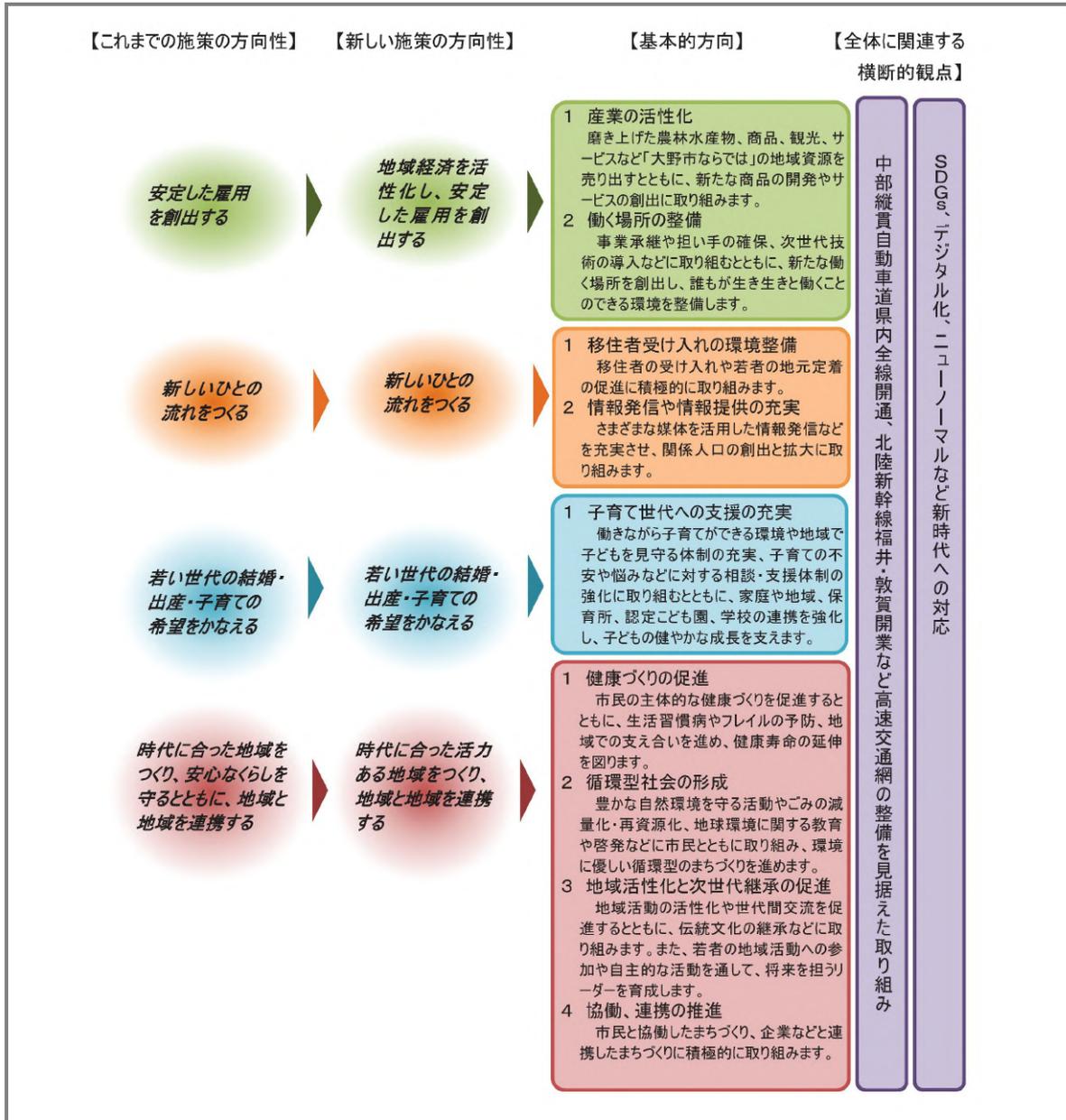
基本施策：情報発信や情報提供の充実（情報提供）、
市民協働のまちづくりの推進（協働・連携）、
申請などの手続きのオンライン化の推進（市民サービス）、
持続可能な財政運営の実施（行財政） など

(3) [改定] デジタル田園都市国家構想 第2期 大野市総合戦略 (令和6年1月)

■ 目指すべき将来像

人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち

■ 目指すべき方向性



■今後の施策の方向

○地域経済を活性化し、安定した雇用を創出する

中部縦貫自動車道県内全線開通や北陸新幹線福井・敦賀開業を見据え、積極的な企業誘致を展開するとともに、大野市の地域資源を生かした農林水産業や商工業、観光業などの発展、働きやすい環境づくりを推進します。

基本的方向1：産業の活性化

基本的方向2：働く場所の整理

○新しいひとの流れをつくる

「大野に住みたい、住み続けたい」という人が増え、地域においても移住者を受け入れる環境が整えられるよう支援するとともに、大野市の魅力を広く発信することで、さらなる移住定住の増加を促進します。

基本的方向1：移住者受け入れの環境整備

基本的方向2：情報発信や情報提供の充実

○若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

若い世代が大野市で希望を持って結婚や妊娠、出産、子育てをすることができるよう、働きながら子育てができる環境や地域で子どもを見守る体制の充実、子育ての不安や悩みなどに対する相談・支援体制の強化に取り組みます。

基本的方向1：子育て世代への支援の充実

○時代に合った活力ある地域をつくり、地域と地域を連携する

自治会や団体において、担い手の減少や高齢化により活動力が低下している中、大野市がこれまで培ってきた「結の心」を大切にしながら多様な人材を確保し、活力のある地域を次世代につなげていきます。

また、伝統文化の継承や住民の健康づくり、豊かな自然環境と調和しながら快適に暮らすことのできる持続可能なまちづくりに取り組みます。

基本的方向1：健康づくりの促進

基本的方向2：循環型社会の形成

基本的方向3：地域活性化と次世代継承の促進

基本的方向4：協働、連携の促進

(4) [改訂] 大野市都市マスタープラン（令和4年12月）

■都市づくりの目標

誰もが結の心で安全・安心に、にぎわいの中で住み続けられるまち

■都市づくりの基本姿勢

○連携、協働により地域課題に取り組む都市づくり

- ◇地域生活拠点の形成（生活に必要な機能の配置、中心拠点などへの移動手段の確保）
- ◇地域住民主体のまちづくりの促進、支援
- ◇関係人口の創出に向けた滞在施設などの確保

○安全、安心、快適な市民生活が実感できる都市づくり

①時代の変化に対応する持続可能な都市づくり

- ◇地域の実情に合った持続可能な移動手段の検討
- ◇空き家の利活用促進

②子育て世代が暮らしやすく、次世代が健やかに育つ都市づくり

- ◇利用者の意向を踏まえた子どもの遊び場の充実
- ◇学校、公民館などの長寿命化、バリアフリー化
- ◇橋梁、スノーシェッドなどの長寿命化

③リスクに備えるしなやかな都市づくり

- ◇赤根川、清滝川の河川改修
- ◇ハザードマップなどによる災害リスクの周知
- ◇立地適正化計画（防災指針）の作成
- ◇管理不全で危険な空き家への対処

○地域資源と新たな強みを生かし交流と活力を生み出す都市づくり

- ◇中部縦貫自動車道大野油坂道路の整備促進
- ◇（都）中保中野大橋線（一般県道皿谷大野線）の整備促進
- ◇分かりやすい案内機能の充実
- ◇星空保護区の認定に向けた夜景保全

○未来技術でさまざまな地域課題の解消に挑戦する都市づくり

- ◇サテライトオフィスなどの整備促進
- ◇和泉地区高速ブロードバンド整備促進
- ◇デジタル実装の検討着手

2. 関連計画の整理

(1) 大野市地域公共交通計画（令和5年11月）

■基本方針

“安心して住み続けられる結のまち”～あらゆる移動の確保・共創で定住を推進～

■目標

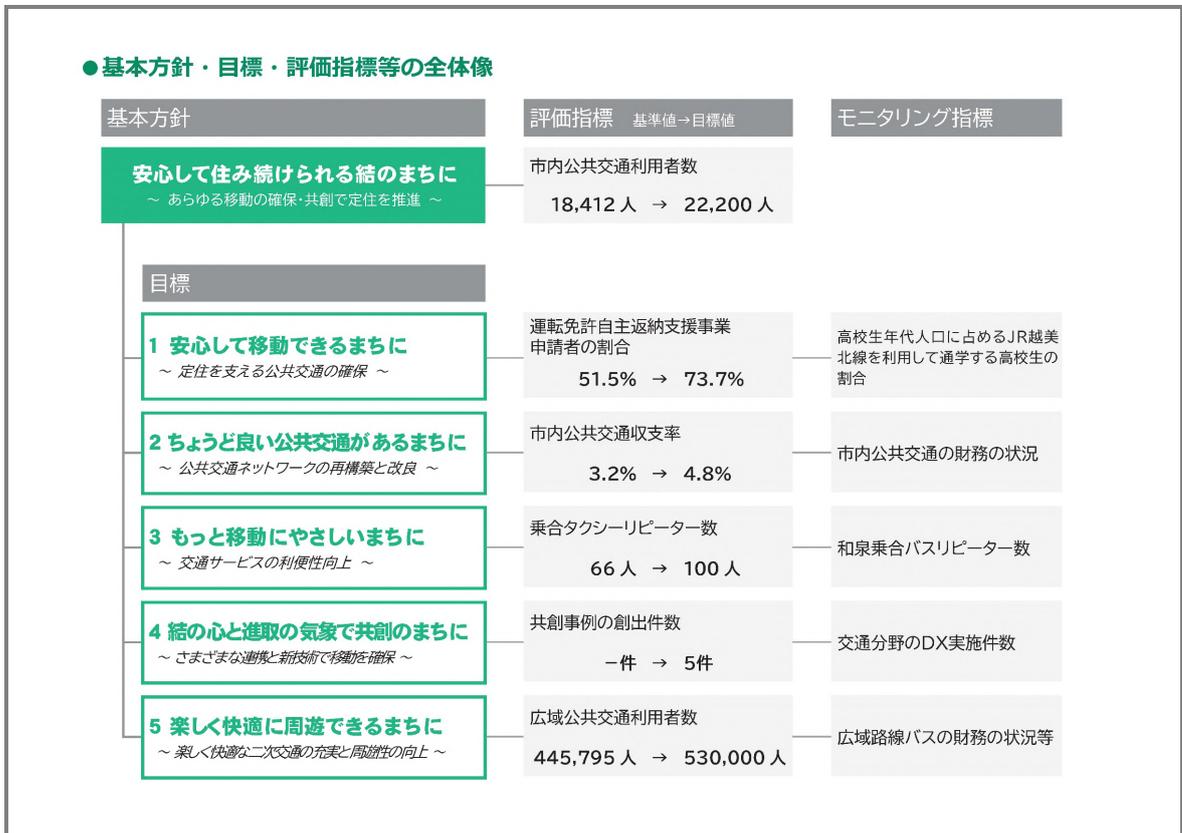
- 安心して移動できるまちに～定住を支える公共交通の確保～
- ちょうど良い公共交通があるまちに～公共交通ネットワークの再構築と改良～
- もっと移動にやさしいまちに～交通サービスの利便性向上～
- 結の心と進取の気象で共創のまちに～さまざまな連携と新技術で移動を確保～
- 楽しく快適に周遊できるまちに～楽しく快適な二次交通の充実と周遊性の向上～

■目標達成に向けた取り組み

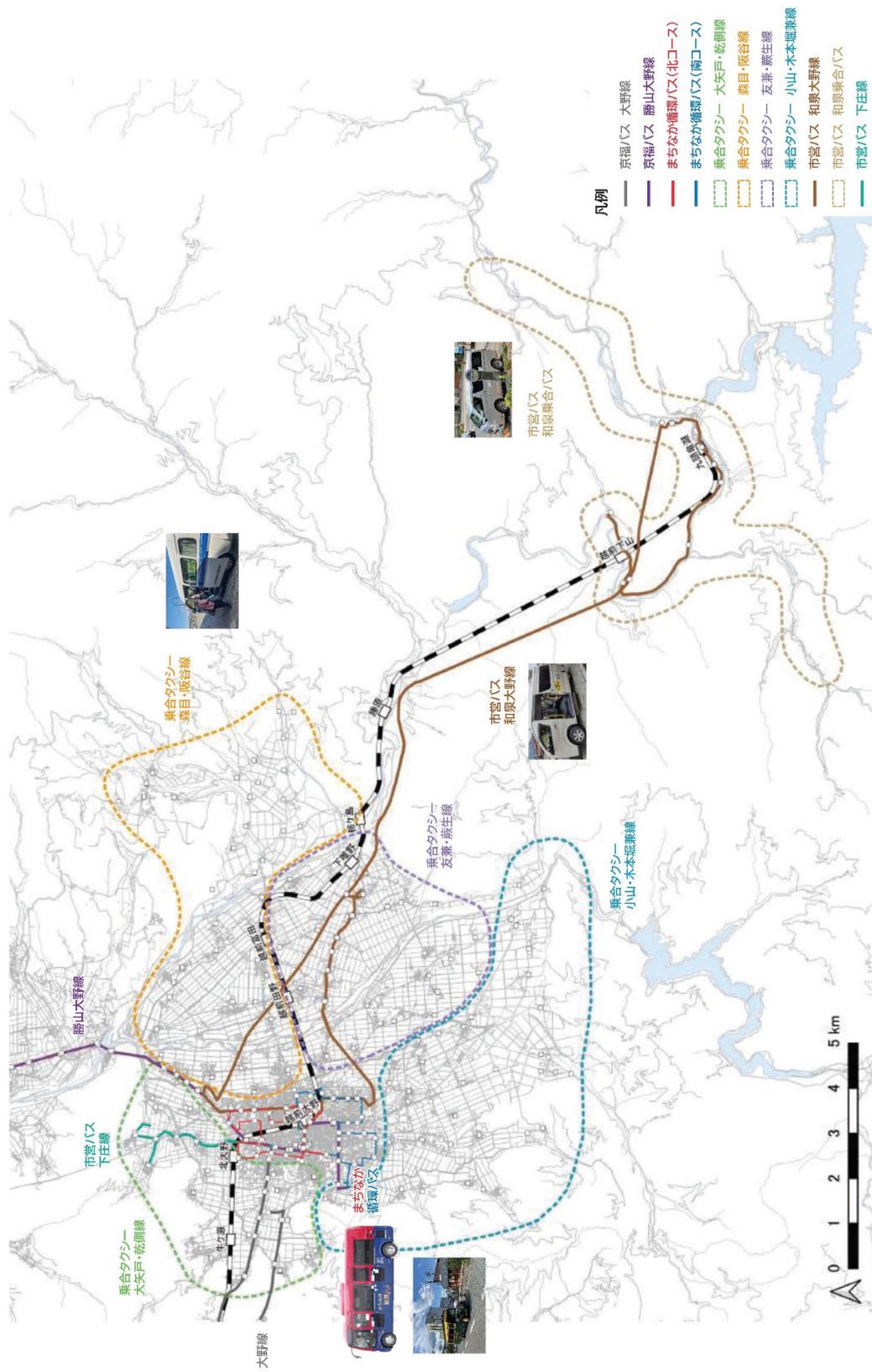
- 運行：交通サービスの運行や公共交通ネットワークに関する取り組み
 - ◇市内公共交通の運行
 - ◇広域路線バスの運行支援
 - ◇公共交通ネットワークの再構築と改良
 - ◇やさしい車両の導入を推進
 - ◇市内周遊性向上策の検討
 - ◇スクールバスと市営バスの連携を検討
 - ◇交通事業者のDXを推進
 - ◇人材確保への協力と交通事業者間の連携を促進
 - ◇高速バス路線の誘致
- 利便性向上：時刻表や運賃の改定、停留所の追加など交通サービスの利便性向上に関する取り組み（交通事業者が行う利用促進策も含む）
 - ◇運賃の改定
 - ◇停留所の追加・見直し
 - ◇時刻表の改定
 - ◇リアルタイムの運行情報の提供
 - ◇乗継割引・連携割引等の検討
 - ◇予約や定期券購入等のデジタル化を推進
 - ◇待合環境改善策の検討
- 利用促進：利用者への助成制度や情報提供など利用促進に関する取り組み
 - ◇JR越美北線の魅力向上
 - ◇JR越美北線沿線のまちづくりを推進
 - ◇JR越美北線の利便性向上に向けた働きかけ
 - ◇通学・通勤者への支援

- ◇運転免許自主返納者への支援
- ◇高齢者・障がい者等への支援
- ◇わかりやすい情報提供と経路探索の充実
- ◇乗り方教室の開催・おでかけ機会の創出
- ◇事業者等と連携した利用促進策の推進
- ◇広域的な MaaS の推進
- 補完：既存の交通サービスを補完する取り組みや、公共交通と連携・支援する取り組み
 - ◇共助型移動支援の推進
 - ◇貸客混載の導入検討
 - ◇運賃以外の収益確保策の検討

■基本方針・目標・評価指標等の全体像



■新しい公共交通ネットワーク（令和6年4月～予定）



(2)〔改訂〕大野市公共施設等総合管理計画（令和5年1月）

■公共施設等の現状、将来の見通し及び課題

- 本市には、令和4年3月現在303の施設があり、建物の延床面積は228,373㎡となっています。
- 市民1人当たりの延床面積では、9市の平均が4.47㎡/人であるのに対し、本市は7.32㎡/人であり、県内で最も多くなっています。
- 市税を含む歳入の減少が見込まれる中で、今後大規模な改修や建て替えを必要とする施設が多く、道路や橋梁など生活の基盤となる施設の更新も含めると、必要な経費が莫大になるため、すべての公共施設等を更新することは困難な状況です。

■管理に関する基本的な考え方

公共施設の管理に係る基本的な考え方

○財政や人口規模に応じた施設総量の縮減

施設の適正配置を推進し、財政規模と将来的な人口規模等を十分に考慮して、施設総量を縮減することを基本とします。

【数値目標】

公共施設面積5,657㎡（2.47%）の削減（2031年度（令和13年度）末）

更新経費7億6,136万円の削減（2031年度（令和13年度）末）

○予防保全による安全性の確保とライフサイクルコストの縮減

予防保全の導入により施設の安全性の確保や機能の維持を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

○施設の複合化や効率的な運営の推進

施設の複合化によって施設総量を縮減するとともに、施設の持つ機能を維持、さらには向上させられるよう、また、民間活力の導入も含め管理運営についても効率化を図ります。

インフラ資産の管理に係る基本的な考え方

○長寿命化の推進によるライフサイクルコストの縮減

計画的、効率的にインフラ資産を改修・更新するとともに、予防保全による長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減します。

○新たなニーズへの対応

中長期的な視点でコスト縮減を図り、効率的かつ効果的な整備・改修・更新を推進します。

○継続的・定期的なマネジメントの実施

インフラ資産の種類ごとに策定した個別施設計画に基づき、継続的かつ定期的なマネジメントを実施します。

(3) 大野市公共施設総合管理計画～大野市公共施設再編計画編～（令和4年3月）

■ 公共施設の方向性について

○現状維持

現状維持は、現在の利用目的のまま利用することとします。

現状維持とされた施設についても、耐用年数が到来する際には、施設の必要性や利用状況などを精査し、更新について検討します。

維持管理していく際には、効率的に管理運営を行うほか、長く使用できるよう適正な維持補修を行い、定期的に中規模及び大規模の修繕を行います。

◇管理方法や運営方法の変更

利用時間の見直しや利用料金の見直し、指定管理者制度の活用などにより、行政サービスの向上及び効果的かつ効率的な施設運営を図ります。

◇改築・改修

市民サービスを提供するために必要な施設、重複する施設がなく、他の施設と統合できない施設については、改築・改修します。

また、より利便性の高い場所への移転も検討します。

○用途変更

用途変更は、施設の現状に応じて設置目的を変更することとします。

所期の目的を達成した施設や設置目的以外の利用もしている施設については、市民のニーズの多い用途へ設置目的を変更します。

○統合・複合化

統合・複合化は、利用率が低迷している施設や管理運営上統合した方が効率的と思われる施設について、類似する施設を集約する統合あるいは異なる機能を有する施設を一つの施設にまとめる複合化をすることとします。複合化の場合、お互いの施設の機能を損なわず、利用者へのサービスを低下させることがないよう配慮します。

○譲渡

譲渡については、有償譲渡（売却）と無償譲渡のいずれかの方法により、市から法人や団体、個人へ所有権を移転することとします。

この場合、特定の団体や地域が使用している施設は団体や地域に、民間が運営したほうがより効果が期待できる施設は民間に譲渡するなど、全ての市民に対するサービスを低下させることがないよう配慮します。

○除却（解体）

廃止とした施設で、譲渡ができない場合は、基本的に除却（解体）することとします。

○廃止検討

令和13年度末までに、施設を維持し続ける必要性や廃止が市民サービスに与える影響などを検証し、廃止に向けた課題を整理することとします。

○見直し

令和13年度末までに、施設のあり方や効率的な管理運営手法を抜本的に見直し、随時、明確にしていくこととします。

なお、施設別に個別具体的に計画等を策定し、既に施設のあり方や方向性、スケジュール

を明記しているものについても見直すこととします。

■ 再編する施設について

○方向性ごとの施設保有量（施設数及び延床面積）は、次のとおりです。

維持 211（現状維持 203、用途変更 0、統合・複合化 8）

廃止 20（譲渡 15、除却（解体） 5）

廃止検討 21

見直し 51

○また、未活用の市有地は28か所。

(4) 越前おおの高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画（令和6年3月）

■基本目標

- 高齢者の介護予防・生活支援の充実
 - ◇高齢者が地域で継続した自立生活の確保や要介護状態への移行の抑止、要介護状態の悪化を防止するため、介護予防の取り組みを一層強化します。さらに、介護予防・日常生活支援サービスや一般介護予防事業の展開等により、地域での健康づくりの充実や、多様な主体による支え合いの充実を図ります。
 - ◇日常生活における生活習慣病への市民一人ひとりの健康意識を高めるとともに、各種検診受診の促進など、多様な健康づくり施策を実施し、望ましい生活習慣への改善を支援します。
- 地域での支え合いづくり
 - ◇高齢者が要介護状態や認知症となっても、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者の総合相談窓口の役割を持つ地域包括支援センターの機能を強化し、在宅生活を支えるきめ細かなサービスの充実を図ります。
 - ◇地域のつながりが希薄になる中で、地域の支え合いの輪を広げ、住民主体の地域で支え合う仕組みづくりを市民との協働により推進し、支援が必要になっても地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な施策を展開します。
- 認知症施策の推進と高齢者の権利擁護
 - ◇認知症基本法に基づき、認知症になっても安心して暮らせる地域を目指し、予防・早期対応の必要性を周知するほか、認知症の状態に応じた適切なサービスへつなぐことができる体制づくり、認知症高齢者やその家族への支援を図ります。
 - ◇虐待防止や成年後見制度の利用促進など、高齢者の人権が擁護され、尊重される取り組みを進めます。
- 高齢者が安心して暮らせる環境づくり
 - ◇高齢者が安心して生活できるよう、防災対策・感染症対策をはじめ、防犯・交通安全・消費者対策やバリアフリー化など、生活の安全確保を進めます。
 - ◇住宅改修など住み慣れた自宅で暮らすための支援とともに、多様なニーズや個々の身体状況に対応した高齢者の住まいの確保を図ります。
 - ◇関係機関、事業者、地域等と連携し、高齢者の身近な移動手段の確保を図ります。
- 生きがいつくり・社会参加の促進
 - ◇高齢になっても、生きがいを持ち、地域や社会とのかかわりの中で、高齢者が自立的・自発的に地域活動に参画できるよう、老人クラブ活動への支援、生涯学習環境の整備、就労支援、社会参加機会の創出など、多様な活動支援のための施策を進めます。
- 介護保険サービスの充実
 - ◇介護サービスを必要とする高齢者が適切なサービスを利用できるよう、介護保険サービスのより一層の充実を図ります。また、介護保険制度の円滑かつ適正な運営を推進し、制度の安定した継続性の確保に努めます。
 - ◇サービス提供の基盤となる福祉・介護人材の確保、業務効率化のための支援を進めます。

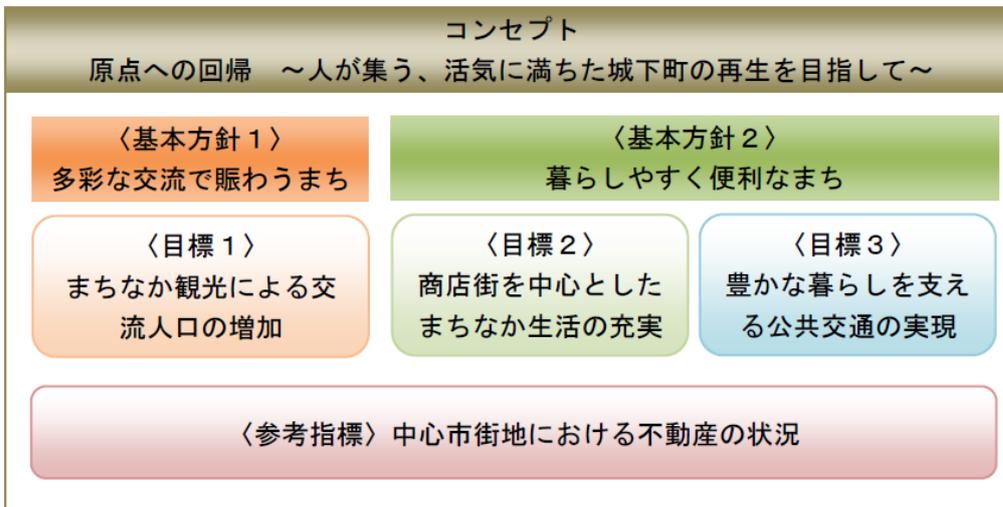
■主な施策

- 高齢者の介護予防・生活支援の充実
 - ◇介護予防・生活支援サービス事業の充実
 - ◇介護予防・健康づくりの推進
 - ◇家族介護者への支援
- 地域での支え合いづくり
 - ◇地域包括支援センターの機能強化
 - ◇在宅医療と介護の連携

- ◇地域での見守り・福祉活動の充実
- 認知症施策の推進と高齢者の権利擁護
 - ◇認知症施策の推進
 - ◇高齢者の権利擁護
- 高齢者が安心して暮らせる環境づくり
 - ◇高齢者の安全の確保
 - ◇高齢者が暮らしやすい生活環境の整備
- 生きがいづくり・社会参加の促進
 - ◇生涯学習・スポーツ・団体活動への支援
 - ◇高齢者の就業支援
- 介護保険サービスの充実と人材の確保
 - ◇介護保険サービスの基盤整備と必要量の確保
 - ◇介護サービスの質の向上と介護給付の適正化

【参考】第2期大野市中心市街地活性化基本計画（平成25年3月）

■第2期大野市中心市街地活性化の目標全体



■第2期大野市中心市街地活性化の目標

○目標1 まちなか観光による交流人口の増加

人口約3.6万人の地方小都市である本市においては、引き続き人口減少が予測されることから、観光客などの交流人口が増加することで中心市街地における消費活動を促し、地域経済の活性化に繋げていくことが必要となります。

城下町ならではの歴史的・文化的資源、自然環境、食などの地域資源を磨き、子どもから高齢者までの幅広い層がまちなか散策を楽しめ、さらに、地域住民との多彩な交流ができる、個性あるまちとすることで、多彩な交流により賑わいある中心市街地を目指していきます。

○目標2 商店街を中心としたまちなか生活の充実

暮らしやすいまちには、様々な場面において利便性、快適性等が求められ、これらはそのまちが持つ大きな魅力となります。

中心市街地の中核的存在である商店街は、こうした魅力を創出する主役として大きな役割を担っており、生活者や訪れた人達に、利便性の高い様々なサービスが提供される空間の形成が求められています。

こうしたことから、現在、商店街にストックされている様々な資源を有効に活用するとともに空き家・空き店舗の増加が予想される中で新規出店を促し、子どもから高齢者までの幅広い層が快適に暮らしやすく楽しむことができる空間を形成することで、商店街を中心とした充実したまちなか生活の再生を目指していきます。

○目標3 豊かな暮らしを支える公共交通の実現

本市は、福井県内最大の約872平方キロメートルと広大であり、中心市街地周辺以外には、公共施設、医療福祉施設、商業施設などが少なく、多くの人が中心市街地まで車を利用し、買い物や通院を行っています。

身近な移動手段である公共交通は、高齢者や学生などの移動制約者、今後高齢化の進展により自動車を運転できなくなる人達にとっては、豊かな日常生活を営む上で必要不可欠です。平成21年に実施した市民意識調査（第五次大野市総合計画策定時）では、「将来、大野市が活気のあるまちになるために必要なもの」の項目の中で、公共交通網の整備やバス路線の整備拡充など、公共交通に関する三つの項目の必要性が高くなっており、公共交通の利便性の向上は、これからの人口減少、高齢社会を迎える上で求められています。

中心市街地に今ある既存ストックを有効に活用し「暮らしやすく便利なまち」を実現するため、公共交通の利便性を向上させ、誰もが円滑にまちなかに訪れることができる環境づくりと、環境にやさしい持続可能なまちの実現を目指していきます。

第2章 大野市の実態と将来見通しにおける課題の整理

1. 大野市の実態

(1) 人口・世帯数の動向

① 大野市の人口・世帯数の推移

- 大野市の人口は昭和60年以降、一貫して減少傾向。
- 社会経済の影響による社会減や少子化・高齢化の進行による自然減により、近年は人口減少が加速。

大野市の人口は、昭和60年以降、減少傾向に転じており、令和2年の人口は31,286人で、50年前（昭和40年）の約3/4程度となっています。

人口減少は、昭和60年以降、平成17年以降の2段階で減少の傾向を強めています。これは、バブル経済の崩壊（平成3年）やリーマンショック（平成20年）の影響による雇用機会の喪失と首都圏等への人口流出が大きな要因と考えられます。

また、リーマンショック以降は自然減も徐々に増大しており、社会減と自然減による人口減少が加速しています。

一方、世帯数は、平成17年まで増加傾向にありましたが、以降、減少傾向に転じました。令和2年には、世帯数が微増していますが、これは中部縦貫自動車道の工事関係者など一時的な現象であることが推測されます。

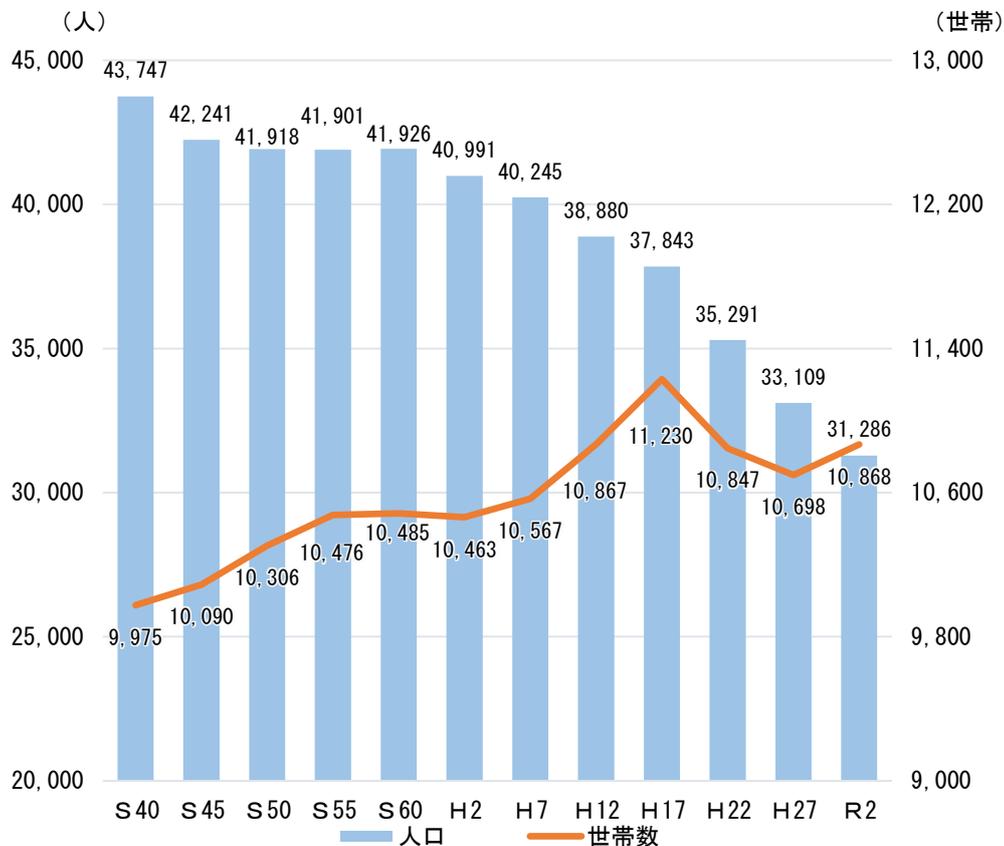


図 大野市の人口・世帯数の推移

資料：国勢調査

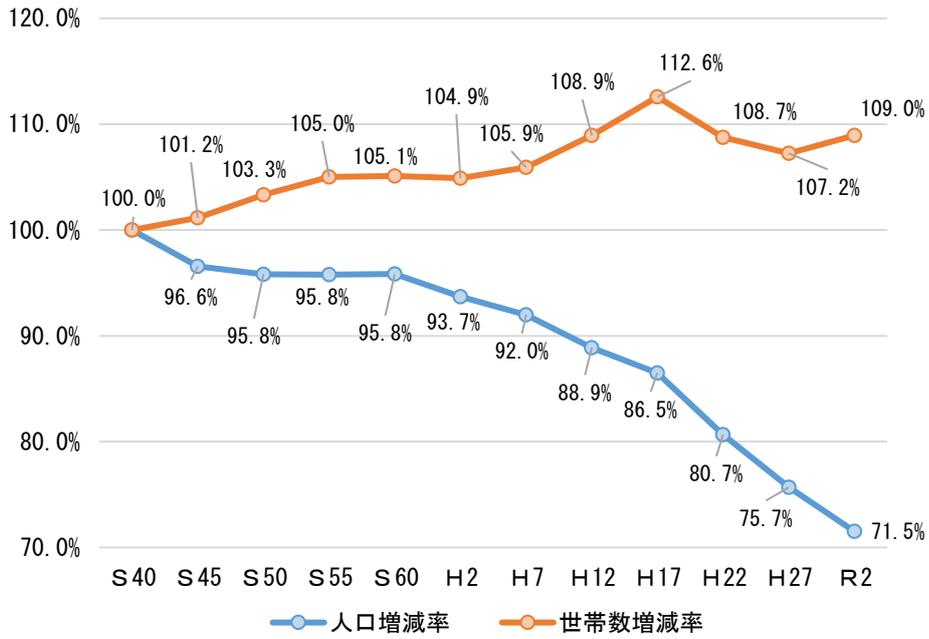


図 大野市の人口・世帯数の増減率の推移

資料：国勢調査

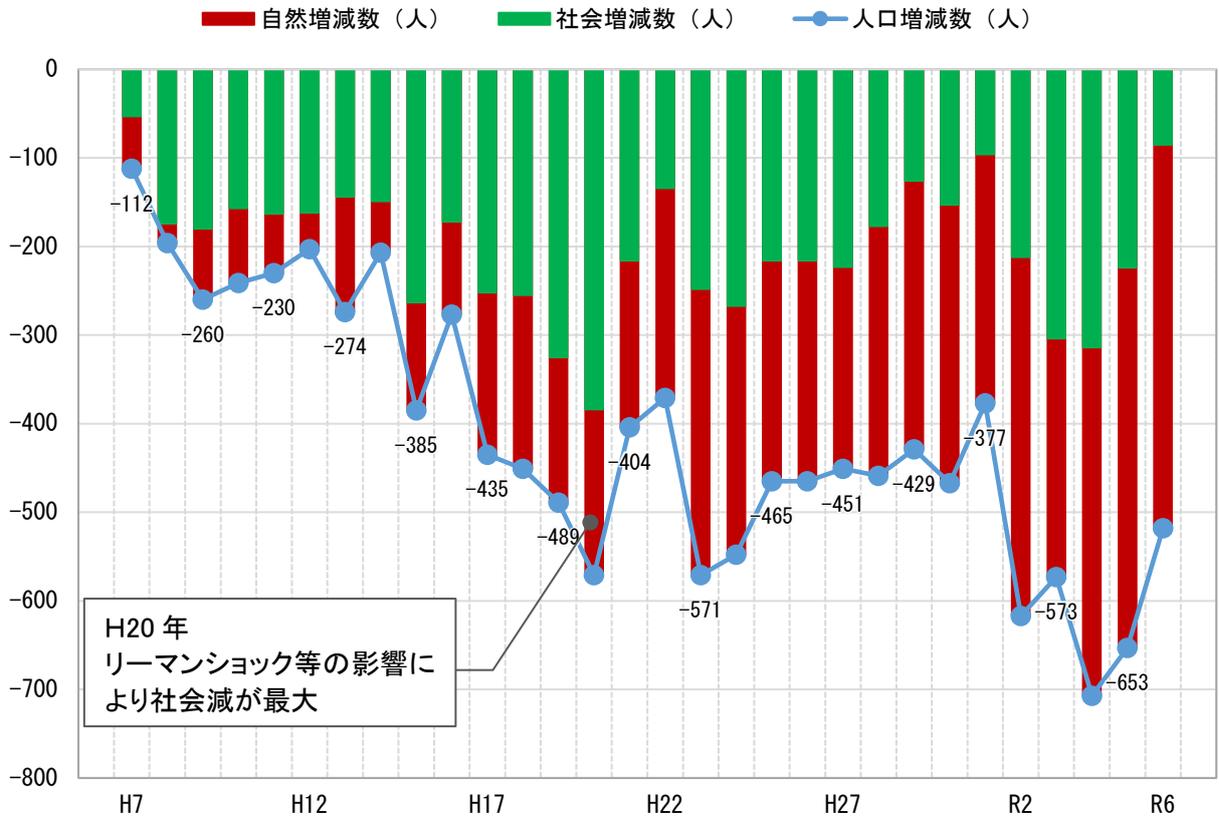


図 大野市の人口動態の推移

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

② 大野市の年齢構成別人口の推移

- 少子化・高齢化が進行。
- 高齢化率は県内で3番目に高く、全国平均を大きく上回る。

65歳未満の人口が減少する一方、65歳以上の人口が増加しており、少子化・高齢化が進んでいることが観えます。

平成12年には高齢化率が21%を超え、超高齢社会に突入しています。さらに令和2年の高齢化率は37.5%と県内でも3番目に高く、全国平均（28.6%）も大きく上回る状況です。

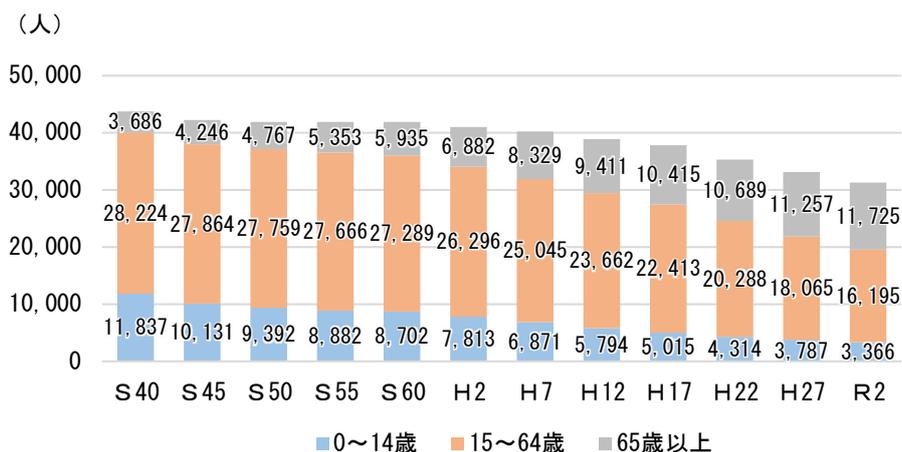


図 大野市の年齢構成別人口の推移 資料：国勢調査

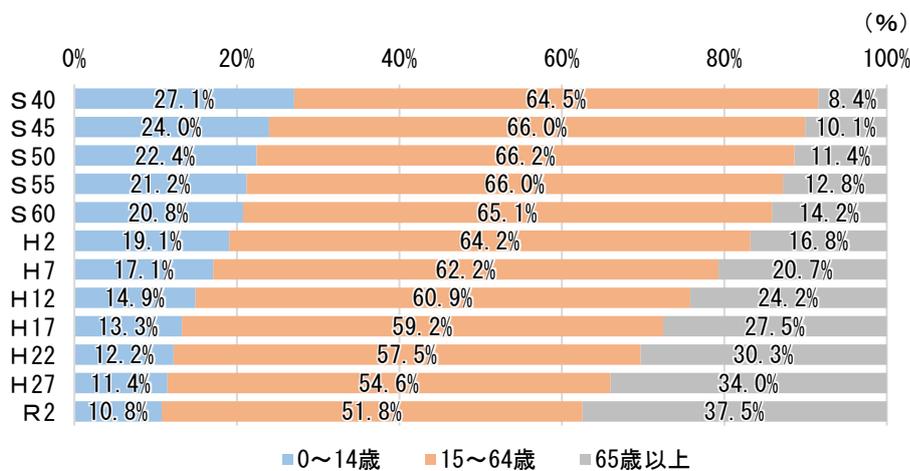


図 大野市の年齢構成別人口割合の推移 資料：国勢調査

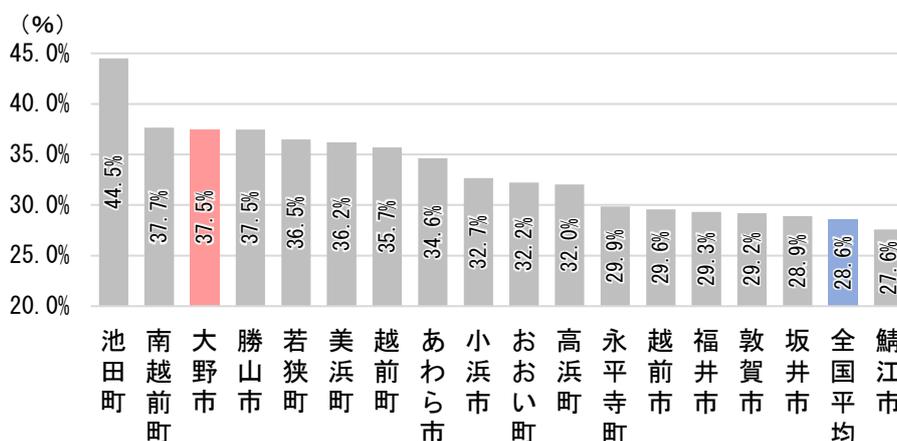


図 福井県内各市町の高齢化率 資料：国勢調査

③ 人口集積の状況

- 大野市の用途地域は、比較的コンパクトに集約。
- 用途地域内人口密度や総人口に占める用途地域内人口の割合が相対的に高い。

大野市の用途地域は642.4haが指定されており、都市計画区域（5,251ha）に占める用途地域の割合は12.2%となっています。また、用途地域内には令和2年10月1日時点で16,888人が居住しています。

県内の各市町と比較した大野市の人口集積に係る特性を見ると、「用途地域内人口密度」や「総人口に占める用途地域内人口の割合」が相対的に高く、コンパクトな市街地が概ね形成されており人口集積も適度に高い状況です。



図 大野市の行政区域と都市計画区域等

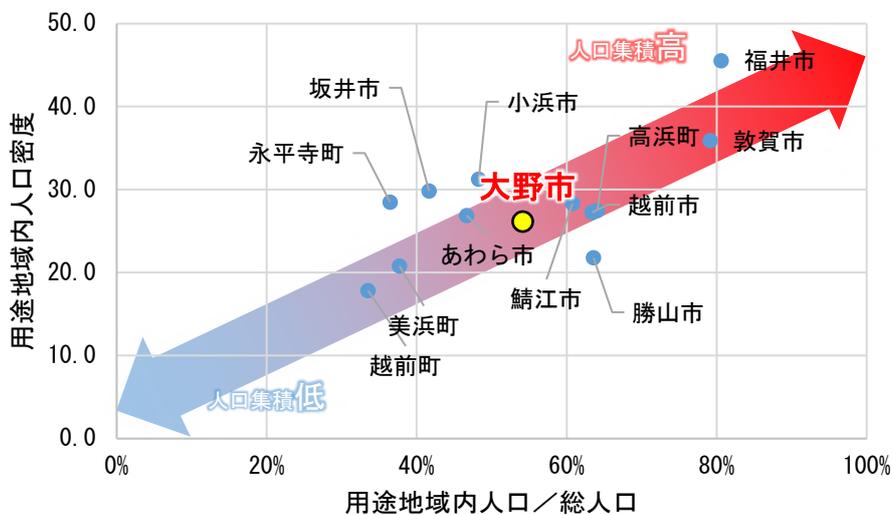


図 大野市の人口集積に係る特性

資料：総人口、用途地域内人口（令和2年国勢調査）

用途地域面積（都市計画現況調査 令和2年3月31日時点）

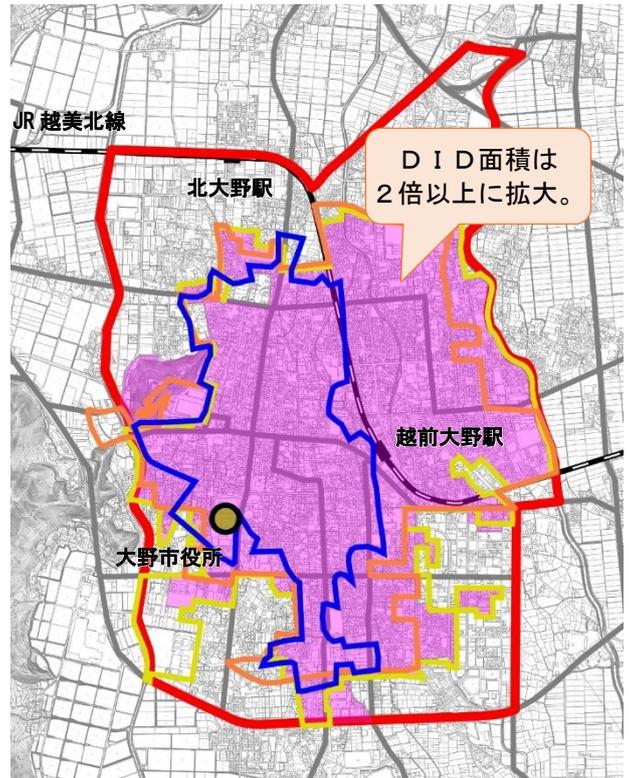
④ 人口集中地区（D I D）の変遷

●人口が減少する一方、人口集中地区は約 50 年間で 2.5 倍に拡大。

昭和 35 年における人口集中地区は、城下町を中心とした区域（1.6 km²）でしたが、その後、土地区画整理事業等により市街地が東部に拡大した結果、令和 2 年には約 60 年前の 2.5 倍（3.98 km²）にまで拡大しています。

人口が減少する一方で区域が拡大した結果、人口集中地区内の人口密度は著しく低下しており、令和 2 年の人口密度は 32 人/ha となっています。

※人口集中地区（D I D）とは、国勢調査において設定される、人口密度が原則 40 人/ha 以上の区域が連坦して人口 5,000 人以上となるエリア。



■ S35 人口集中地区 ■ S60 人口集中地区
■ H27 人口集中地区 ■ R2 人口集中地区

図 人口集中地区（D I D）の変遷
資料：国土数値情報 D I D人口集中地区

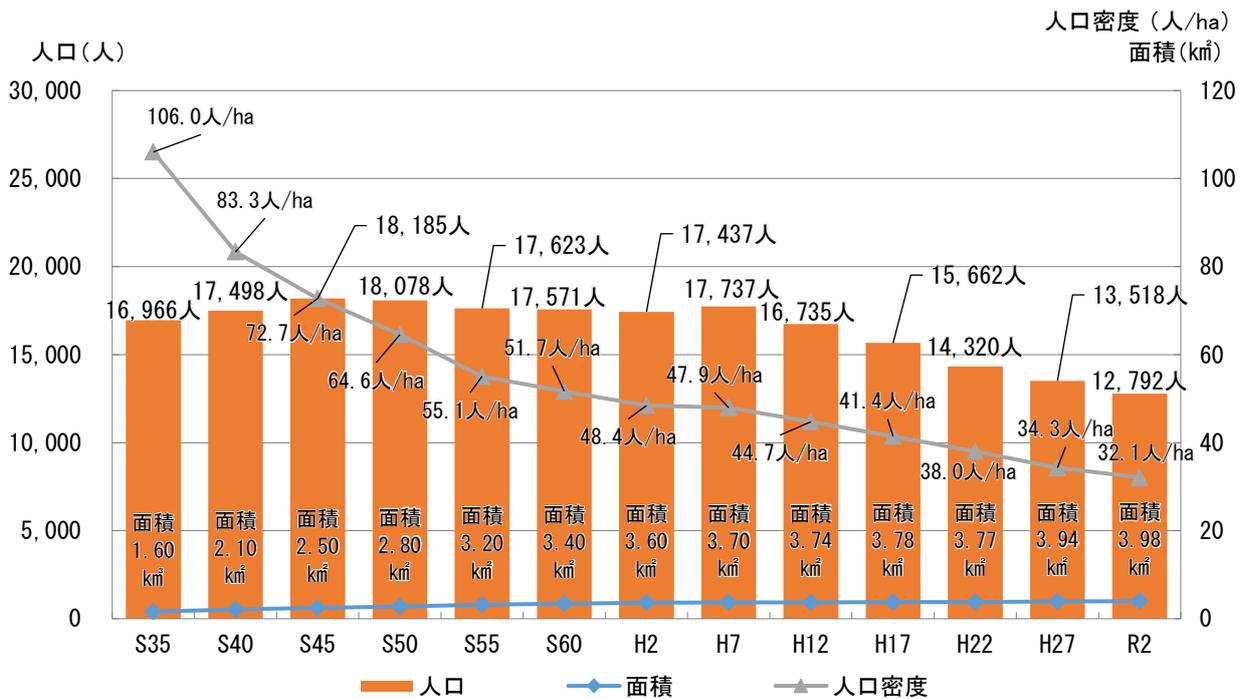


図 人口集中地区（D I D）の人口密度の推移

資料：国勢調査

(2) 土地利用の動向

① 土地利用の変遷

- 農地や緑地が減少する一方、都市的土地利用（宅地・公共用地等）は増加傾向。
- 都市的土地利用は、用途地域内を中心に増加し、一部の区域では用途地域からにじみ出すように市街化が進行。

≪市全体の傾向≫

市域全体では、農地や森林が減少する一方で、宅地が増加しています。

表 市域の土地利用の変遷

(単位：ha)

	S57	R2	増減	増減率
農地	4,828	4,200	▲ 628	▲ 13.0%
森林	76,378	75,825	▲ 553	▲ 0.7%
宅地	679	1,003	324	47.7%

資料：土地利用現況把握調査（福井県）

≪用途地域の傾向≫

昭和 63 年と令和 3 年の用途地域面積に大きな変動はありません。

土地利用を比較すると、農地・山林が昭和 63 年に比べ大きく減少（約 67 ha）しているのに対し、都市的土地利用（宅地、公共用地等）は増加（約 41 ha）しており、市街地が拡大していることが観えます。

表 用途地域内の土地利用の変遷

(単位：ha)

	農地・山林	未利用地	宅地	公共用地等	合計
S63	191.1	21.1	308.5	155.6	676.3
H28	130.2	40.0	301.5	204.0	675.7
R3	123.6	46.9	300.1	204.8	675.4

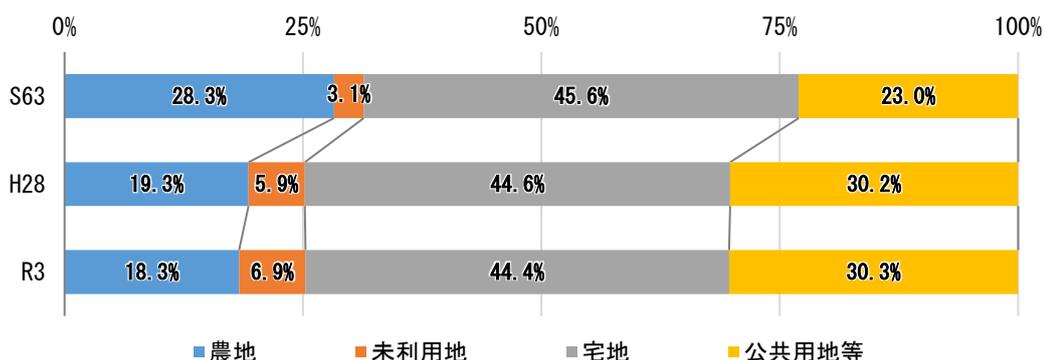


図 用途地域内の土地利用の変遷

資料：都市計画基礎調査

農地・山林：「農地」、「山林」、「その他の自然地」
 未利用地：「平面駐車場」、「都市的未利用地」
 宅地：「住宅用地」、「商業用地」、「工業用地」
 公共用地等：「水面」、「公益施設用地」、「道路用地」、「交通施設用地」、「公共空地」
 ※S63とH28・R3では土地利用の区分が異なるため、若干の差異が生じている。

城下町を基盤とした既成市街地の周辺部で都市的土地利用が拡大しています。都市的土地利用は用途地域内を中心に拡大していますが、一部の区域では、用途地域の外側までにじみ出すように市街化が進行する等、市街地の拡散が進んでいます。

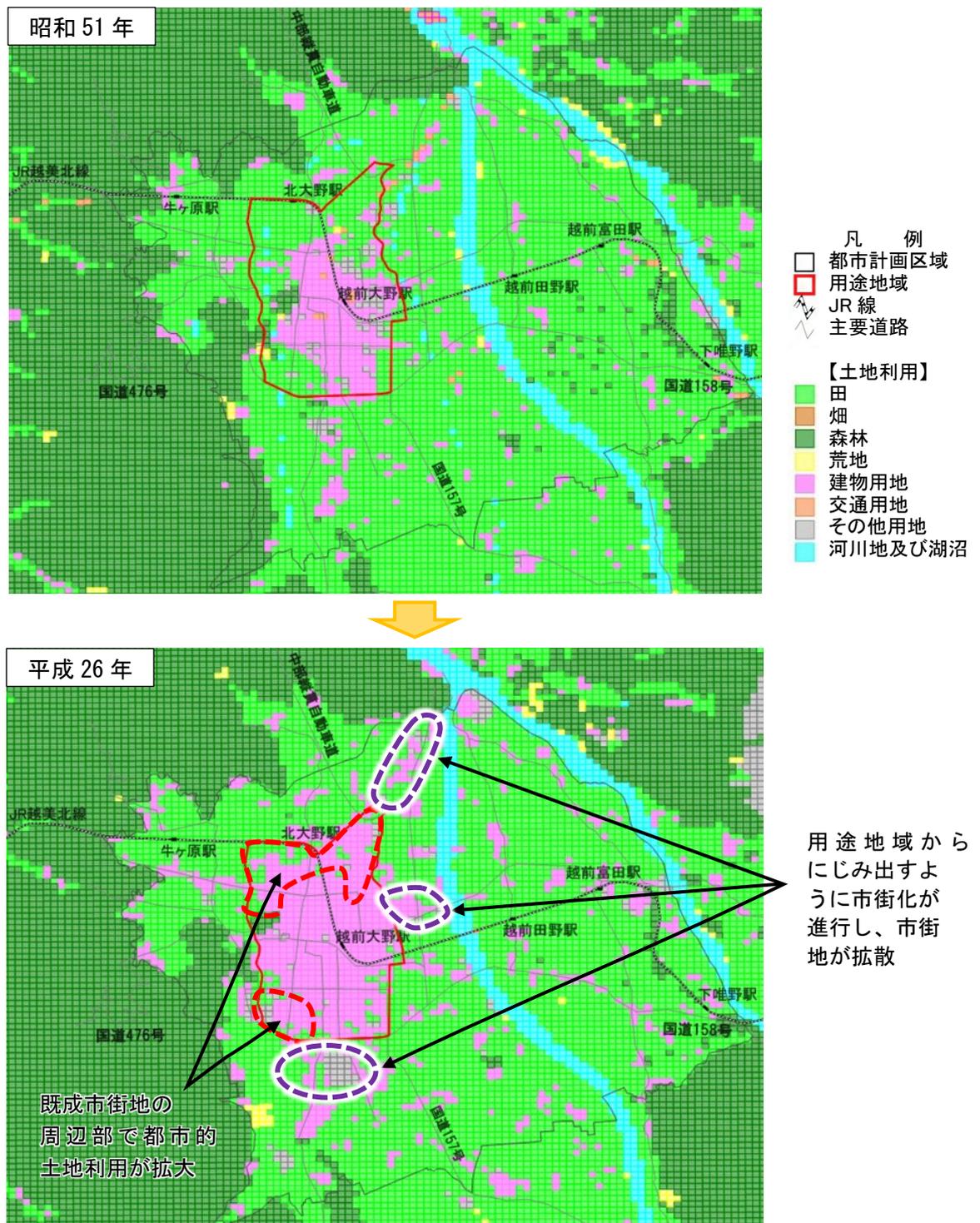
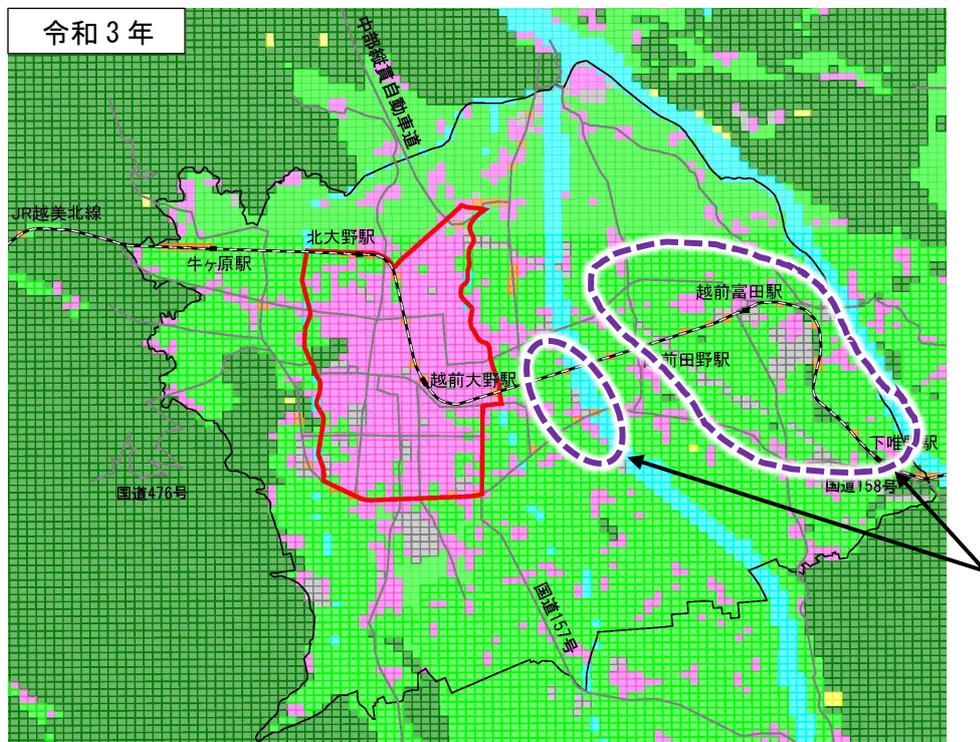
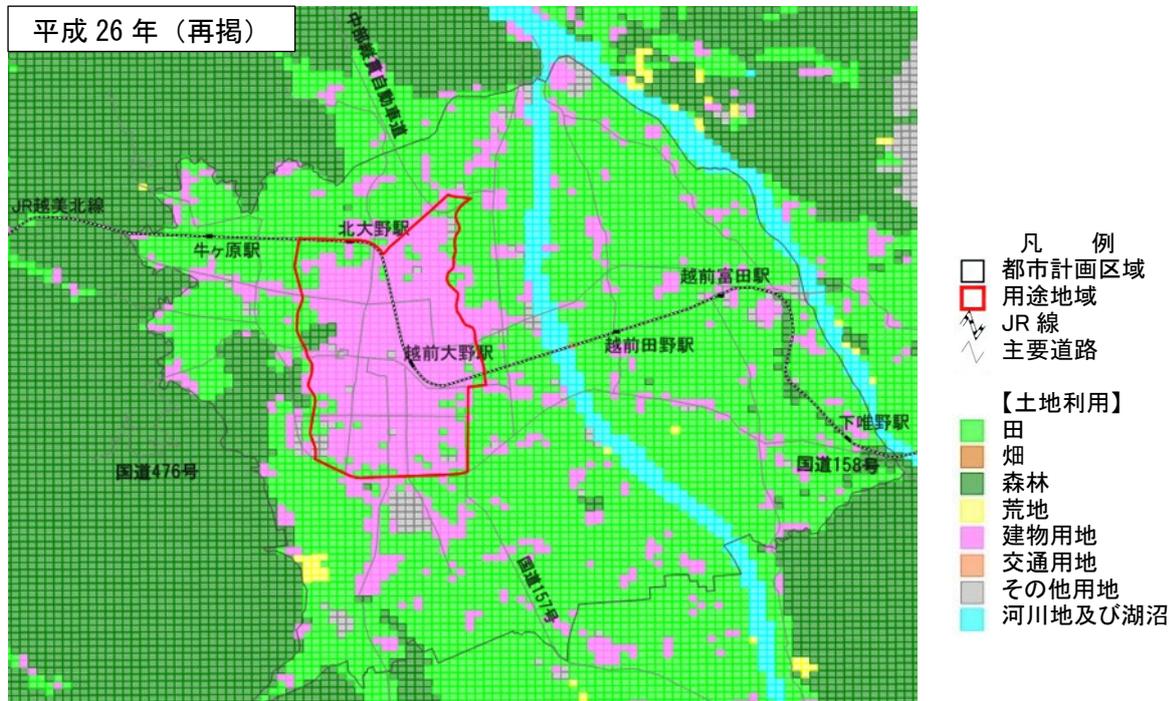


図 土地利用の変化

資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュ

近年は市街化の拡散は抑えられていますが、工業団地の立地や中部縦貫自動車道の建設により、一時的にその他の空地が増加しています。



大野市富田産業団地の造成により、その他用地が増加している。また、中部縦貫自動車道建設のため、一時的にその他の空地が増加している。

② 土地区画整理事業・開発行為の動向

●用途地域東側で土地区画整理事業による計画的な基盤整備が進行。

用途地域内の東側エリアは、土地区画整理事業による計画的な基盤整備が順次進められ、市街化が進展してきました。

郊外部では、幹線道路沿線で商業系、その他の地域で工業系の開発が行われています。

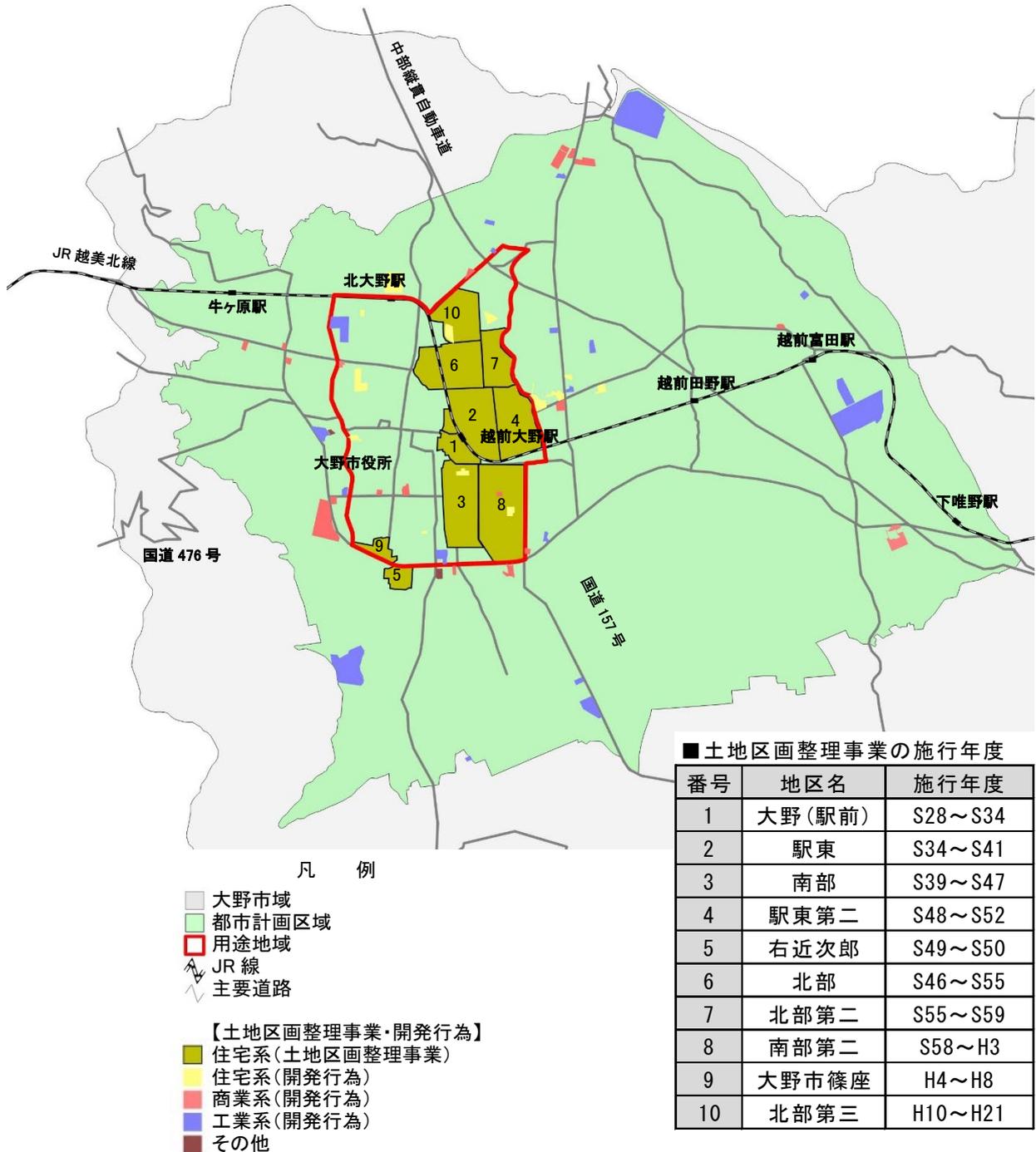


図 土地区画整理事業・開発行為の位置

資料：国土地理院 基盤地図情報、大野市庁内資料

③ 一団の未利用地

- 用途地域の外縁部に一団の未利用地が分布。
- 比較的新しい土地区画整理事業エリアにも分布。

道路等の都市基盤が不足する用途地域の外縁部や比較的新しい土地区画整理事業エリア等に一団の未利用地（主に 5,000 m²以上の農地）が分布しています。特に市街地西側及び南側の用途地域界の境界付近に多く分布しています。

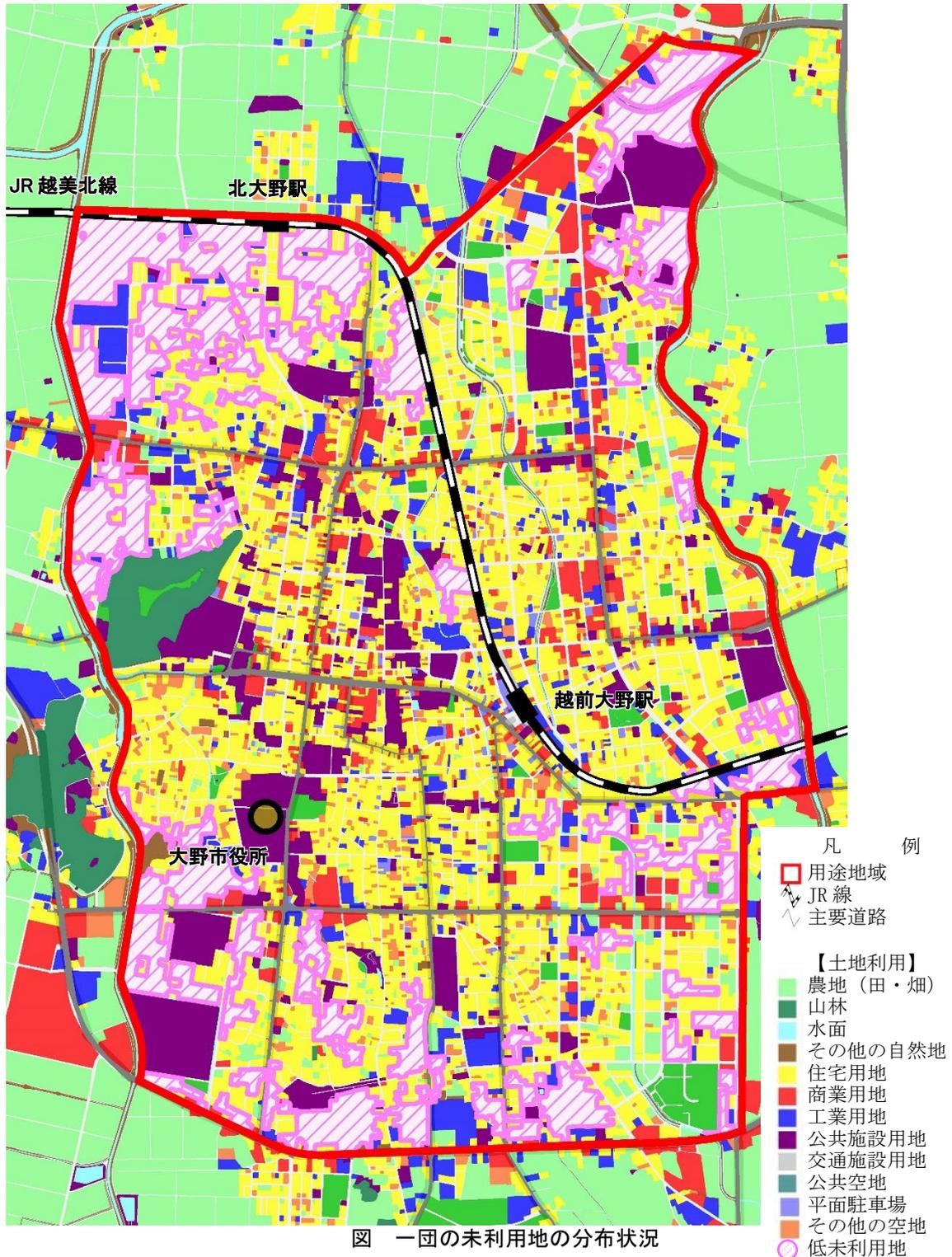


図 一団の未利用地の分布状況
資料：令和3年度都市計画基礎調査

(3) 都市機能の立地動向

① 医療施設

●医療施設は、ほとんどが用途地域内に集積。

医療施設（本計画では「外科・内科・診療所」と定義）は、その多くが用途地域内に集積しています。

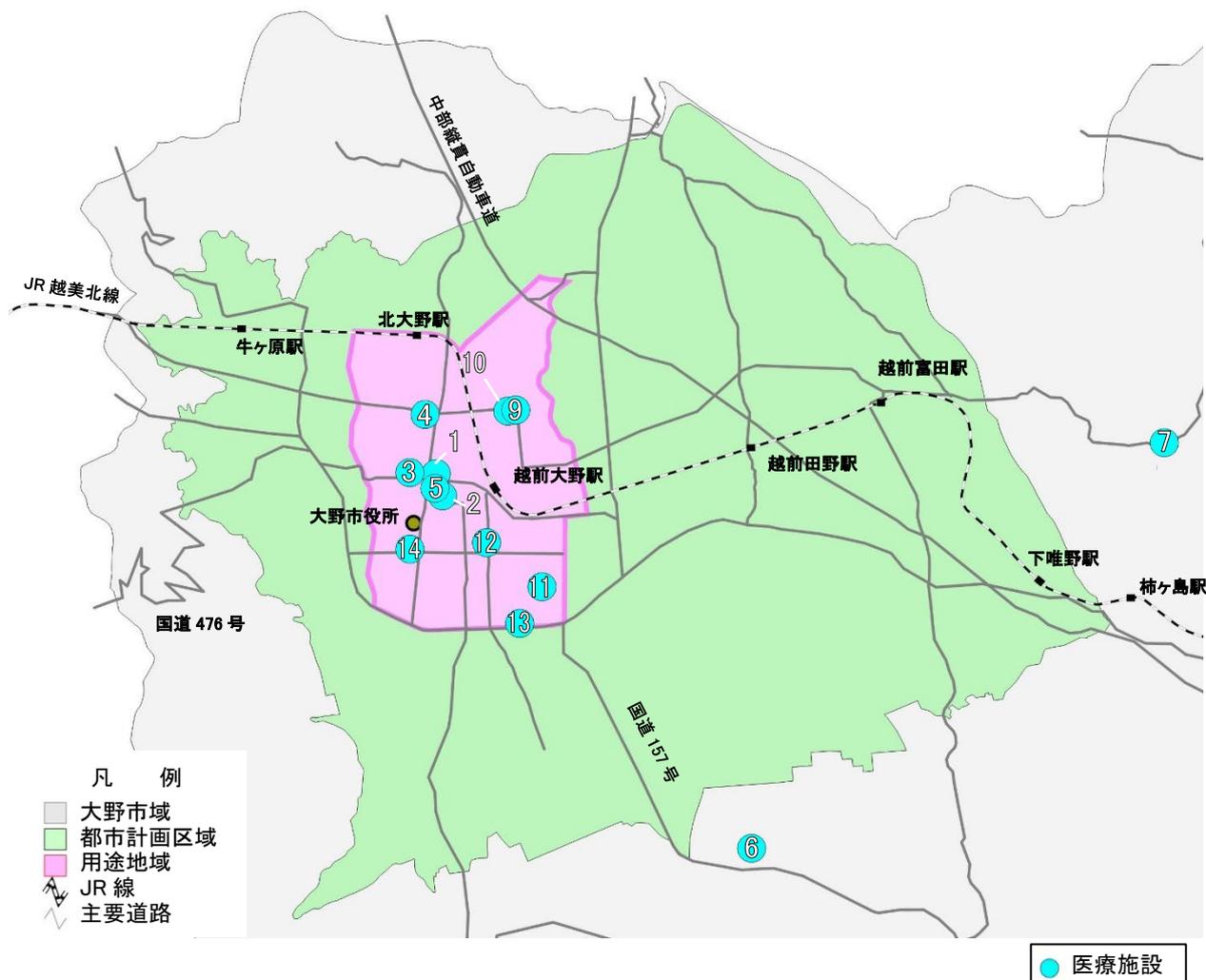


図 医療施設

資料：大野市庁内資料

■医療施設(外科・内科・診療所)

1	阿部病院	6	高井医院	11	松田医院
2	尾崎病院	7	山川医院	12	薬袋クリニック
3	広瀬病院	8	大野市和泉診療所	13	栃木産婦人科医院
4	松田病院	9	弘川医院	14	大野市役所休日急患診療所
5	尾崎整形外科	10	広岡クリニック		

注) 8の施設は、上記図面の範囲外

② 福祉施設

●福祉施設は、主に用途地域内に集積するほか、郊外部にも点在。

福祉施設（本計画では「通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設」と定義）は、主に用途地域内に集積するほか、郊外部にも点在しています。

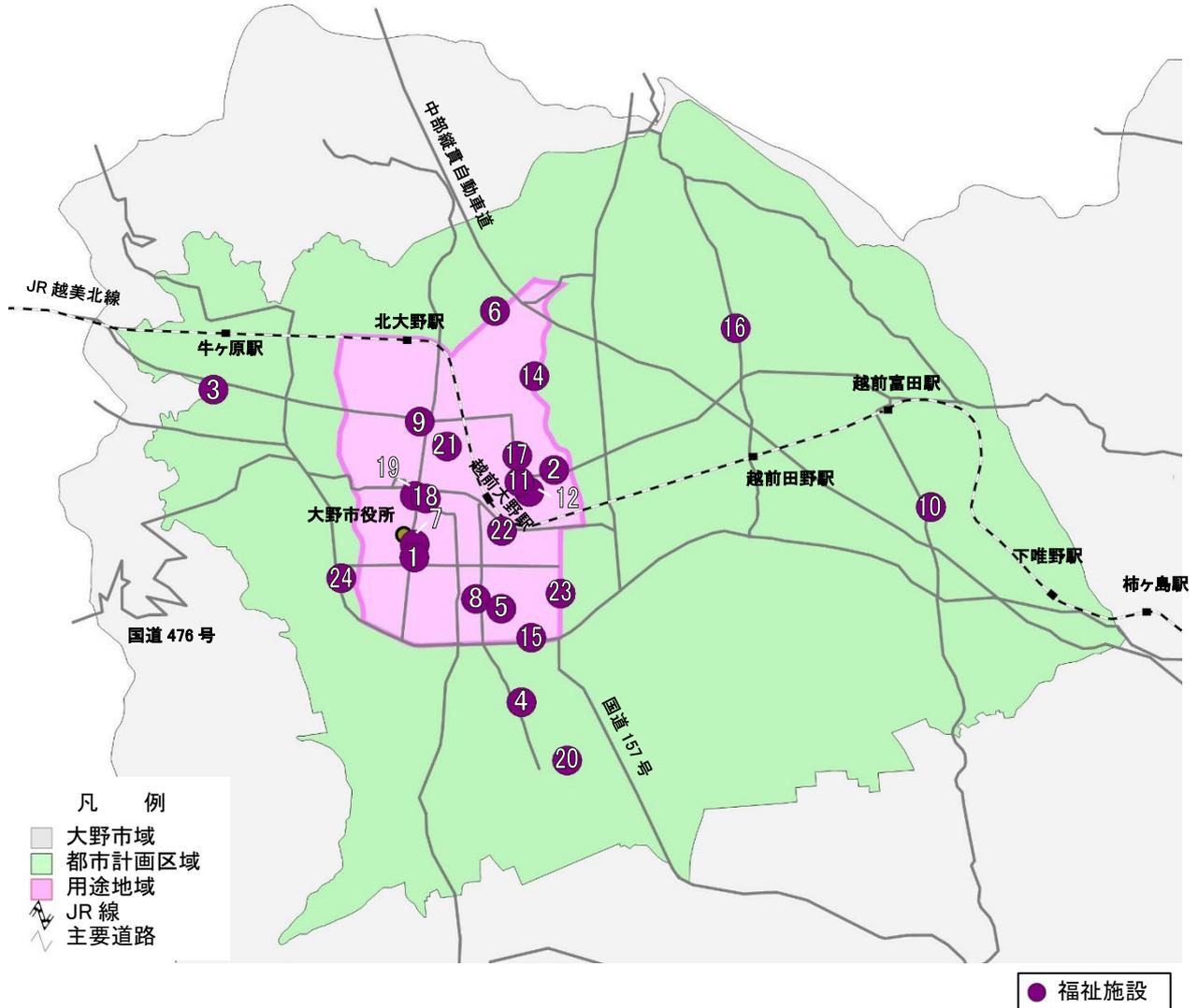


図 福祉施設

資料：大野市庁内資料

■福祉施設（通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設）

1	大野市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター	7	県民せいきょうホームヘルプサービス（奥越）	13	大野市社会福祉協議会和泉デイサービスセンター
	大野市社会福祉協議会天神デイサービスセンター		県民せいきょう大野きらめきデイサービス	14	あいデイサービスセンター
2	JA福井県デイサービスセンターテラルのほほえみ		県民せいきょう小規模多機能ホーム大野きらめきハウス	15	デイサービス施設「パワーリハビリふあいと」
	一乗ハイツヘルプステーション	8	デイホームひだまりでい	16	デイホームあそじま
3	一乗ハイツ訪問看護ステーション		キラキラのヘルパーさん	17	ほっと地域リハビリセンター大野
	一乗ハイツデイサービスセンター		キラキラ訪問看護ステーション	18	ほっとリハビリ訪問看護ステーション大野
4	大野和光園ホームヘルプ事業所	9	キラキラデイケアセンター	19	尾崎整形外科介護保険部
	大野和光園訪問看護ステーション		松田病院 訪問リハビリステーション	20	小規模多機能型居宅介護めいりん
5	大野和光園デイサービスセンター		聖和園デイサービスセンター	21	小規模多機能型居宅介護めいりん
	大野和光園訪問入浴介護事業所	10	聖和園訪問介護サービスセンター	22	リハプライド誓念寺デイサービス（休止中）
	訪問看護さくらステーション		わらびようデイサービスセンター	23	SOMPOケア福井訪問介護大野サテライト
6	デイサービスさくらの家	11	通所介護施設わかき	24	おくえつ訪問看護ステーション
	あったかホームさくら	12	デイホームぬくぬく		地域密着型たんぼほデイサービスセンター

注）13の施設は、上記図面の範囲外

③ 商業施設（店舗面積 1,500 m²以上）

●比較的大規模な商業施設は、主に用途地域周辺の国道沿道に点在。

比較的大規模な商業施設（店舗面積 1,500 m²以上）は、主に用途地域周辺の国道 157 号や国道 158 号の沿道において、ロードサイド型の店舗が立地しています。

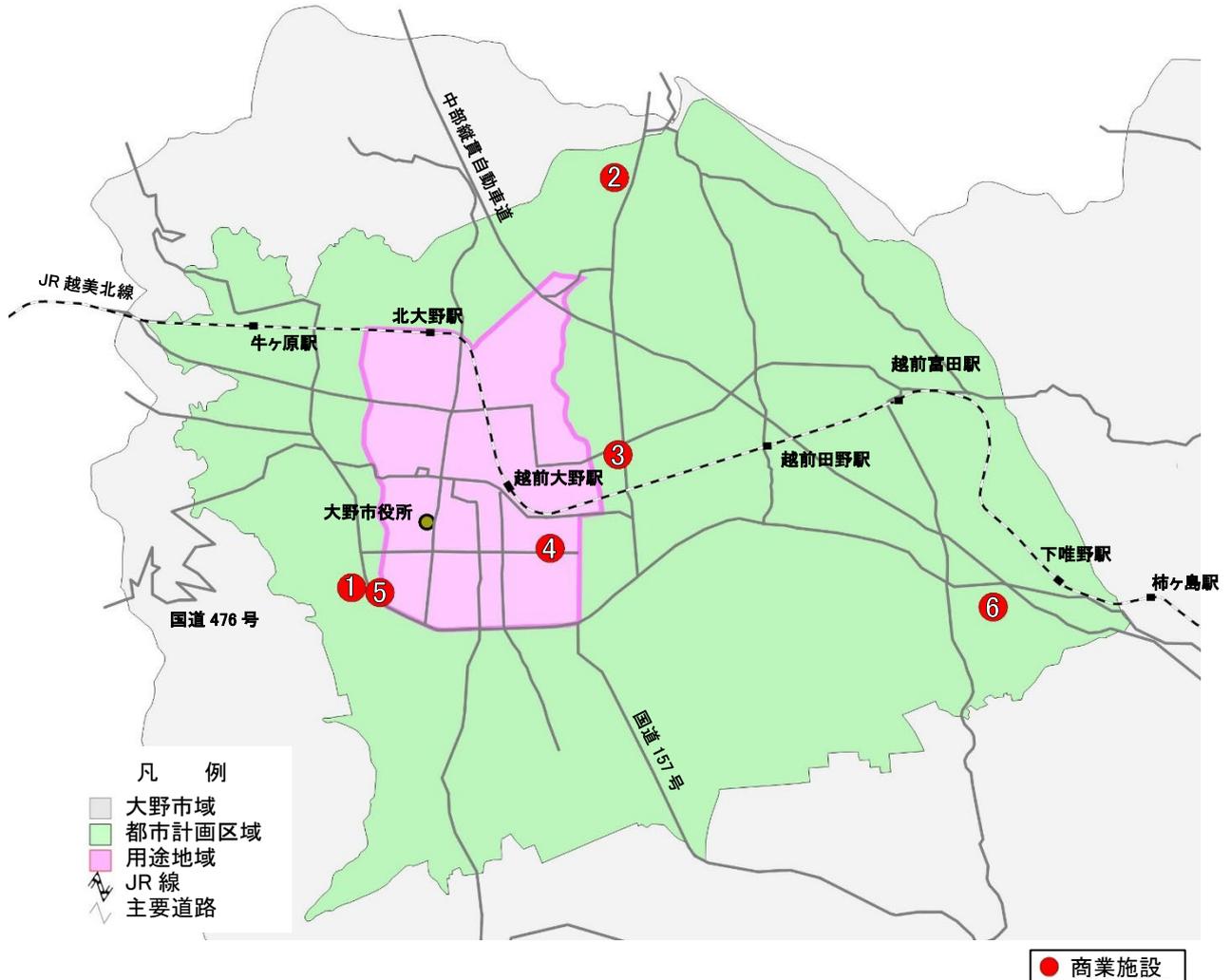


図 商業施設（店舗面積 1,500 m²以上）

資料：全国大型小売店総覧 2023 年版、大規模小売店舗施設一覧

■ 商業施設（店舗面積 1,500 m²以上の店舗）

1	大野ショッピングモール・ヴィオ(かじ惣ヴィオ店)	4	ハニー新鮮館こぶし通り
2	ホームセンターみつわ九頭龍店	5	ゲンキー大野店
3	ハニー新鮮館大野インター	6	道の駅越前おおの荒島の郷

④ 商業施設（店舗面積 1,500 m²未満の中規模店舗、コンビニエンスストア）

●中規模の店舗やコンビニエンスストアは、用途地域内とその周辺部に集積。

中規模の店舗（店舗面積 1,500 m²未満）やコンビニエンスストアは、用途地域内に集積するほか、用途地域周辺部に立地しています。

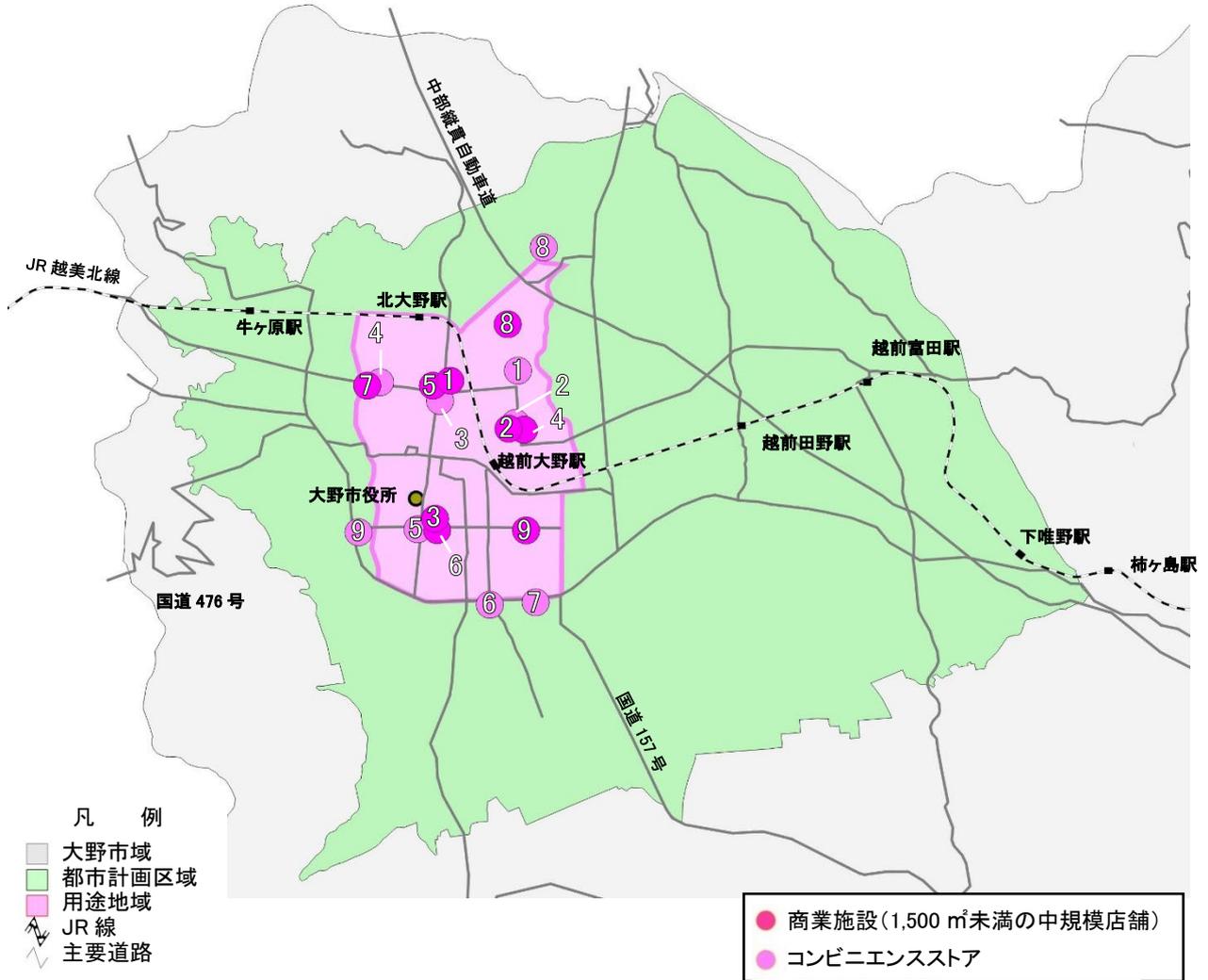


図 商業施設（店舗面積 1,500 m²未満の中規模店舗、コンビニエンスストア）

資料：全国大型小売店総覧 2023 年版、大規模小売店舗施設一覧

■商業施設(店舗面積 1,500 m²未満の中規模店舗)

1	ハニー新鮮館三番通り	6	クスリのアオキこぶし通り店
2	かじ惣りブレ店	7	ゲンキー中野町店
3	スーパーマーケットパローこぶし通り店	8	ゲンキー陽明店
4	クスリのアオキ大野店	9	ゲンキーこぶし通り店
5	クスリのアオキ大野新町店	10	道の駅九頭竜

■コンビニエンスストア

1	ファミリーマート大野中挾店	6	ファミリーマート大野春日店
2	ローソン大野月美町	7	ローソン大野春日
3	ローソン大野三番	8	ファミリーマート大野インター店
4	ローソン大野中野	9	ローソン大野鋸掛
5	ローソン大野新庄	10	ファミリーマート道の駅九頭竜店

注) 商業施設の 10、コンビニエンスストアの 10 は、上記図面の範囲外

⑤ 教育施設等

●教育施設等は、主に用途地域内に集積するほか、旧村の中心部に点在。

教育施設等（本計画では「保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校」と定義）は、主に用途地域内に集積するほか、都市計画区域内では、昭和 29 年の町村合併（2 町 6 村）以前の旧富田村、小山村の中心部に立地しています。

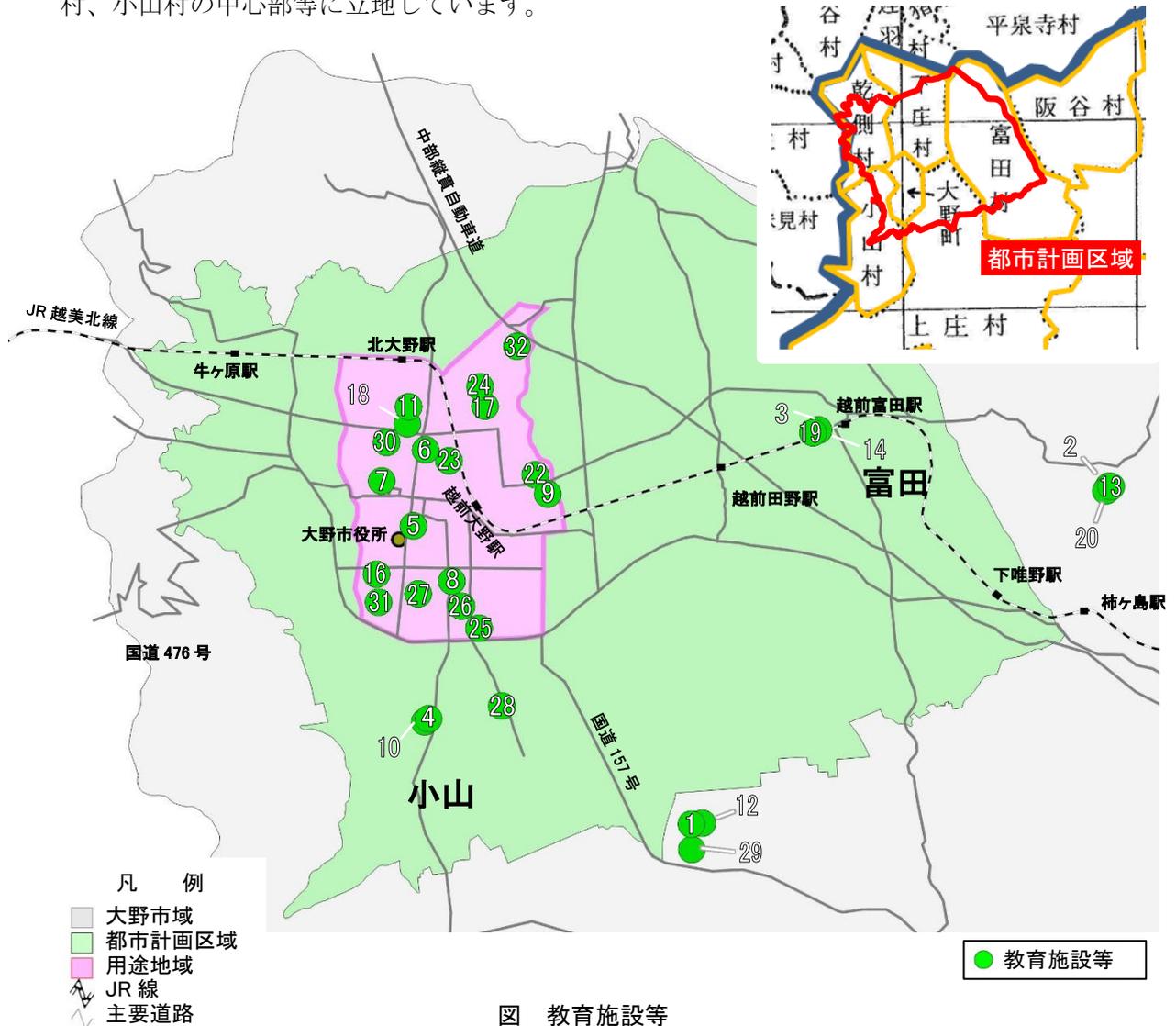


図 教育施設等

資料：大野市庁内資料

■教育施設等（保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校）

1 上庄幼稚園（休園中）	9 有終東小学校	17 陽明中学校	25 認定こども園いなやまこども園
2 阪谷幼稚園（休園中）	10 小山小学校	18 あかね保育園	26 認定こども園いなほこども園
3 富田幼稚園（休園中）	11 下庄小学校	19 荒島保育園	27 開成こども園
4 小山幼稚園（休園中）	12 上庄小学校	20 阪谷保育園	28 認定こども園篠座こども園
5 大野幼稚園（認定こども園）	13 阪谷小学校	21 和泉保育園	29 上庄こども園
6 白菊幼稚園（休園中）	14 富田小学校	22 いとよミライエこども園	30 亀山こども園
7 有終西小学校	15 和泉小学校	23 誓念寺こども園	31 大野高等学校
8 有終南小学校	16 開成中学校	24 誓念寺中野こども園	32 奥越明成高等学校

注) 15、21 の施設は、上記図面の範囲外

⑥ 子育て支援施設

●子育て支援施設は、主に用途地域内に集積するほか、旧村の中心部に点在。

主要な子育て支援施設は、主に用途地域内に集積しています。このうち、放課後子ども教室を開校している施設は、昭和29年の町村合併（2町6村）以前の旧富田村、小山村、乾側村の中心部等に立地しています。

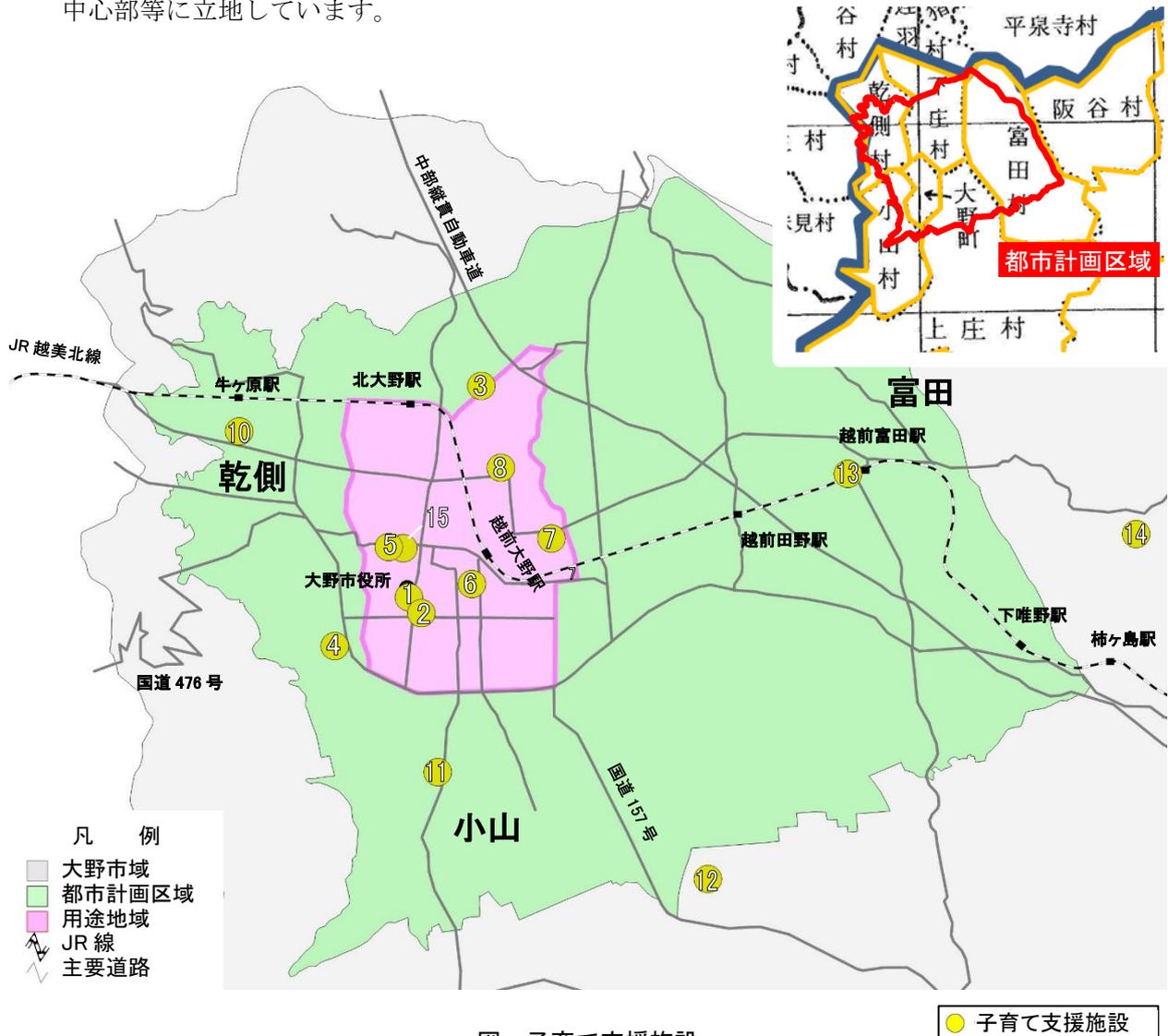


図 子育て支援施設

資料：大野市庁内資料

■子育て支援施設(主要な子育て支援施設)

1	大野市児童デイサービスセンター（くれよん教室）、地域子育て支援センター	9	和泉児童センター
2	えがいの教室	10	乾側放課後子ども教室(乾側公民館)
3	青少年教育センター・フレッシュハウス	11	小山放課後子ども教室(小山幼稚園)
4	子育て交流ひろばちっく・たっく	12	上庄放課後子ども教室(上庄幼稚園)
5	西部児童センター	13	富田放課後子ども教室(富田公民館)
6	南部児童センター	14	阪谷放課後子ども教室(阪谷公民館)
7	東部児童センター	15	おおの天空パークOSORA
8	北部児童センター		

注) 9の施設は、上記図面の範囲外

⑦ その他公共施設

●その他公共施設は、主に用途地域内に集積するほか、旧村の中心部に点在。

その他公共施設（本計画では「市役所、図書館、体育施設、文化施設、公民館等の主要な公共施設」と定義）は、主に用途地域内に立地しています。このうち公民館は、昭和29年の町村合併（2町6村）以前の旧富田村、小山村、乾側村の中心部に立地しています。

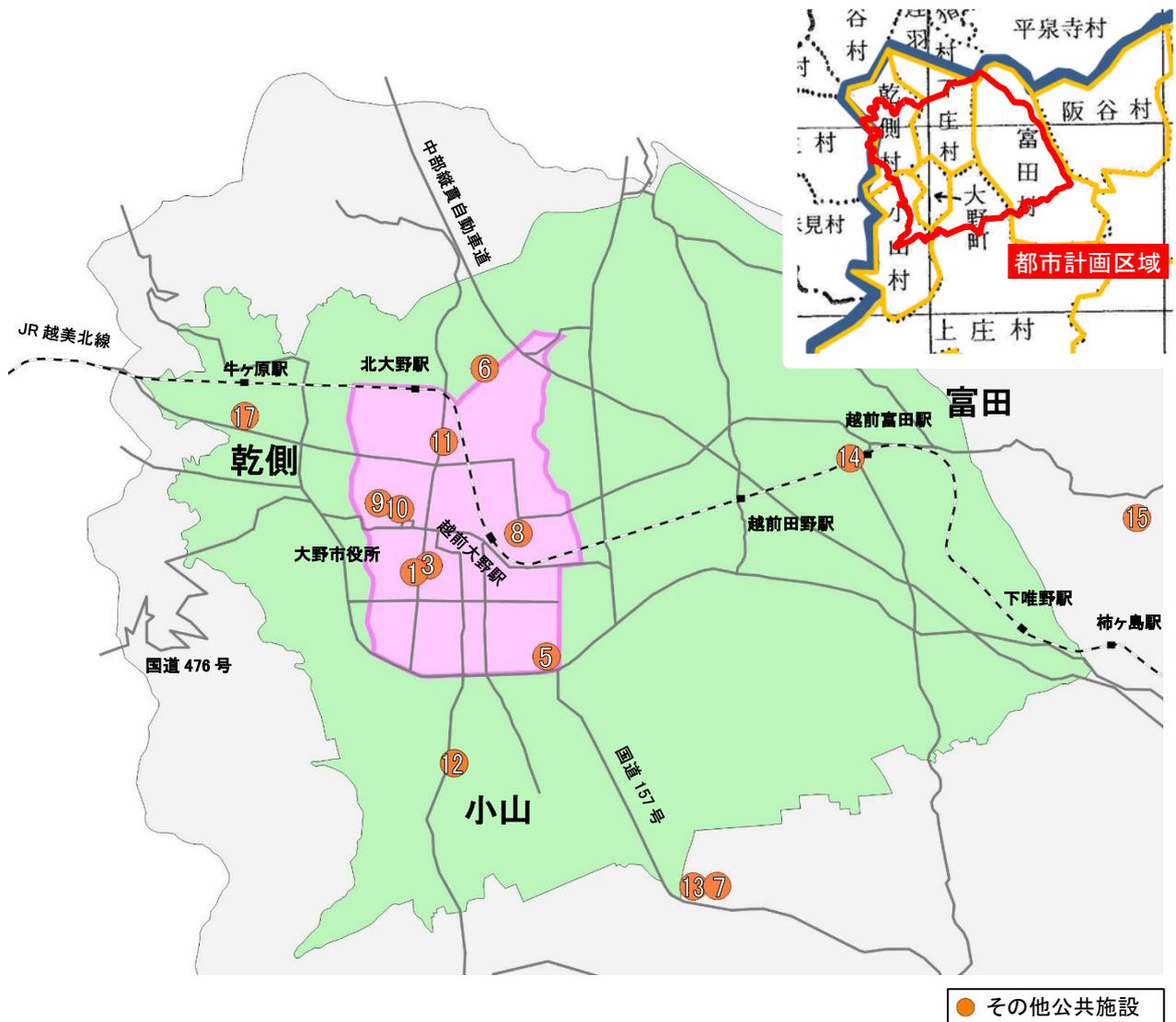


図 その他公共施設

資料：大野市庁内資料

■その他公共施設(主要な公共施設)

1	大野市役所、 結とびあ（保健・医療・福祉サービスの拠点施設）	9	越前大野城（亀山公園）
2	大野市和泉地域交流センター、 和泉公民館	10	学びの里「めいりん」（大野市生涯学習センター）、 大野公民館
3	大野市図書館	11	下庄公民館
4	大野市和泉体育館	12	小山公民館
5	エキサイト広場総合体育施設（明治公園）	13	上庄公民館
6	大野市青少年教育センター	14	富田公民館
7	大野市B&G海洋センター	15	阪谷公民館
8	大野市文化会館	16	五箇公民館
		17	乾側公民館

注) 2、4、16の施設は、上記図面の範囲外

(4) 公共交通の動向

① 公共交通の運行状況

●鉄道やバス等の公共交通は、ともに低頻度の運行回数。

鉄道は、大野市と福井方面とを結ぶJR越美北線が運行していますが、その運行回数は低頻度となっています（本計画では「1日当たり片道30本以下」の場合を低頻度と定義）。

バスは、概ね用途地域内を循環する「まちなか循環バス」や「市内路線バス」、和泉地域等の郊外部と連絡する「市営バス」、福井市や勝山市等と連絡する「広域路線バス」が運行されていますが、その運行本数はいずれも低頻度となっています。

表 JR越美北線の運行状況 (単位：本)

方向	分類		牛ヶ原～越前大野		越前田野～九頭竜湖	
			平日	休日	平日	休日
下り	合計	(本/日)	8	8	4	4
	ピーク時	(本/時)	2	2	1	1
	平均	(本/時)	0.6	0.6	0.4	0.4
上り	合計	(本/日)	7	7	5	5
	ピーク時	(本/時)	1	1	1	1
	平均	(本/時)	0.4	0.4	0.4	0.4

資料：西日本旅客鉄道株式会社

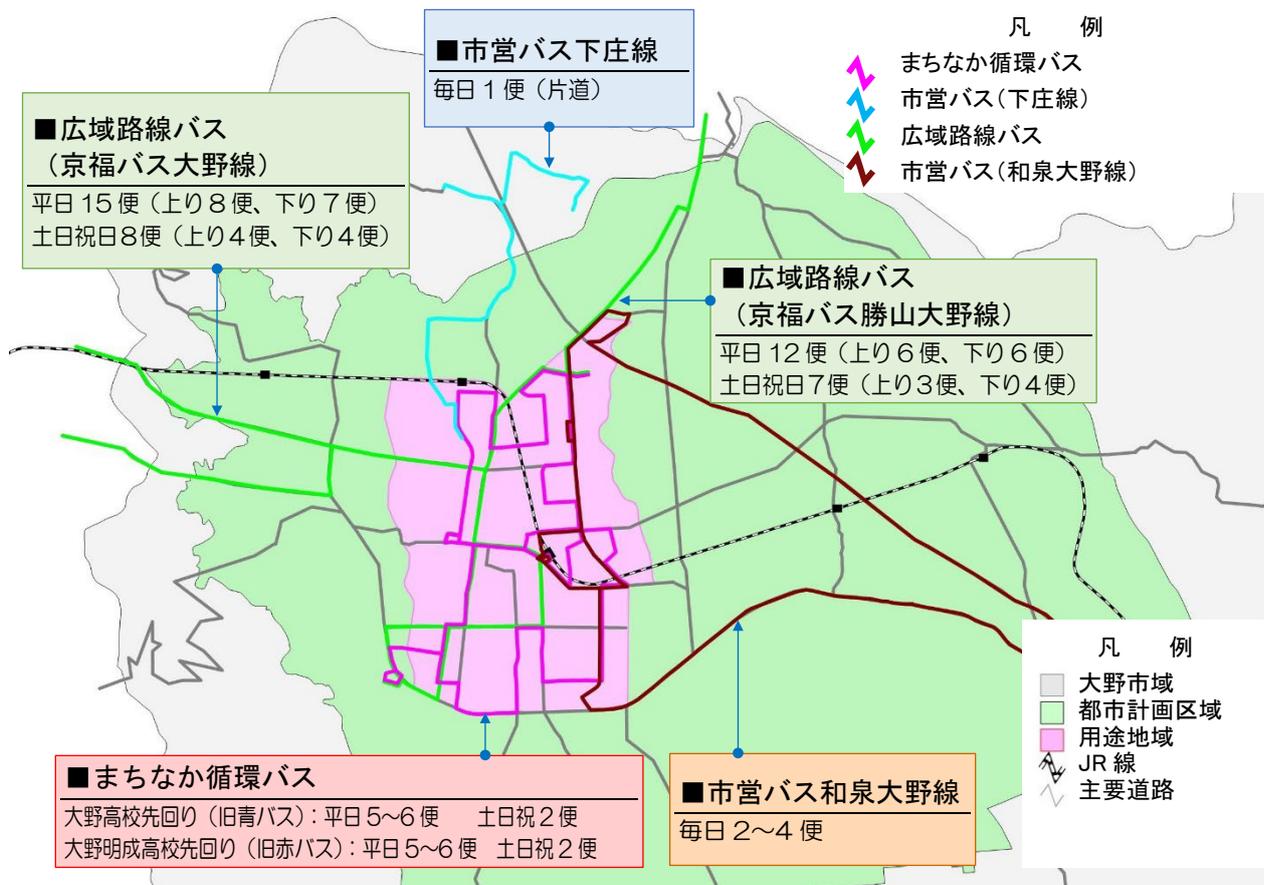


図 公共交通の運行状況

資料：大野市庁内資料

② 公共交通の利用者数

●公共交通の利用者数は、減少傾向。

都市計画区域内にある鉄道駅のうち、中心市街地に位置する越前大野駅の乗車人数が最も多く、令和4年の乗車人数は66,844人/年（183人/日）、次いで北大野駅5,901人/年（16人/日）となっています。用途地域外に位置する駅の乗車人数は、いずれも2,000人/年以下で、1日当たりの乗車人員は3人程度といった状況です。

乗車人数の推移は、越前田野駅で増加傾向が見られるほかは、全体的に減少している状況です。

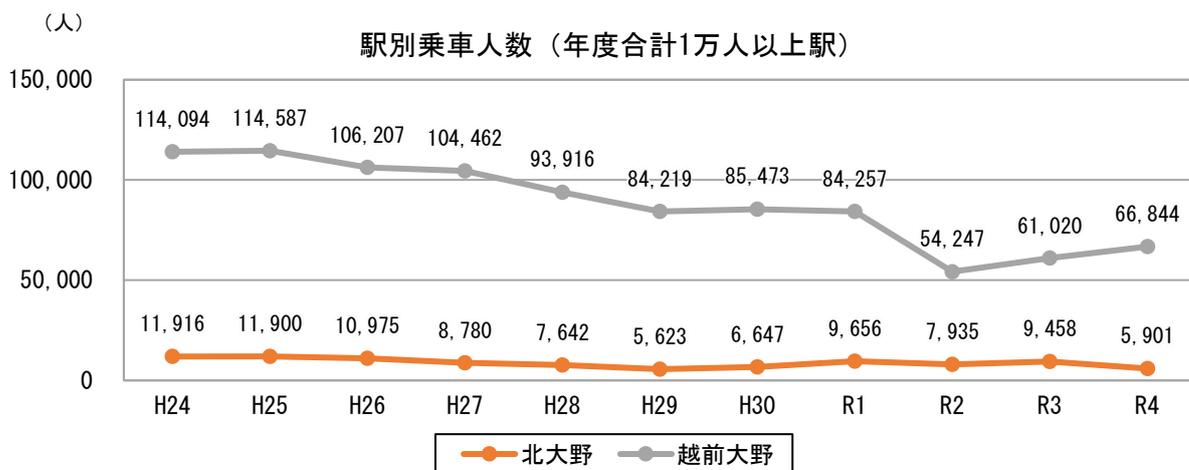


図 JR越美北線各駅（都市計画区域内）の乗車人員の推移（年度合計1万人以上の駅）

資料：西日本旅客鉄道株式会社

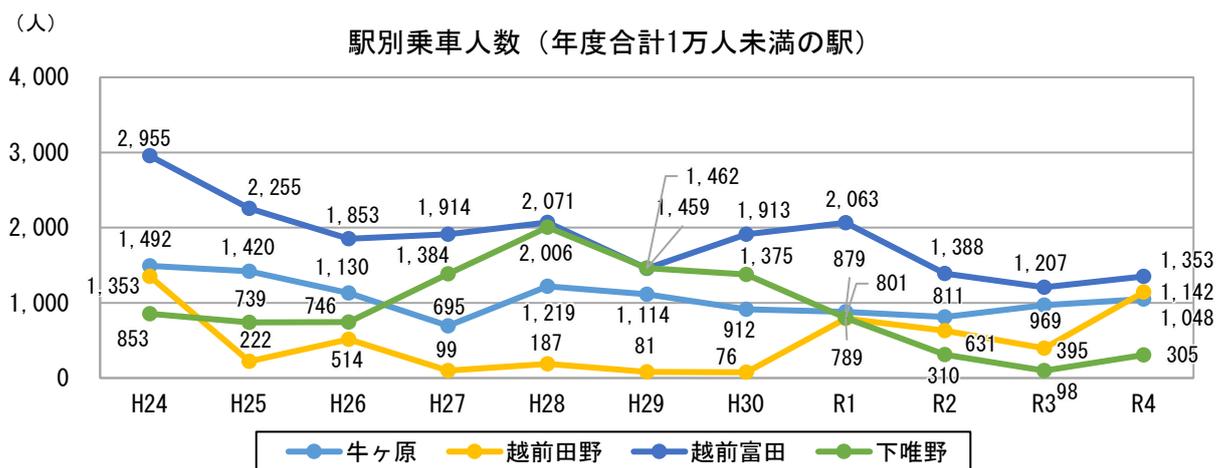


図 JR越美北線各駅（都市計画区域内）の乗車人員の推移（年度合計1万人未満の駅）

資料：西日本旅客鉄道株式会社

まちなか循環バスの利用者数は近年、減少傾向にあります。市営バスの利用者は、概ね横ばいの状況です。

バスの運行経費が増加傾向にある一方、運賃収入は減少傾向にあり、運行経費に係る運賃収入率も低下しています。

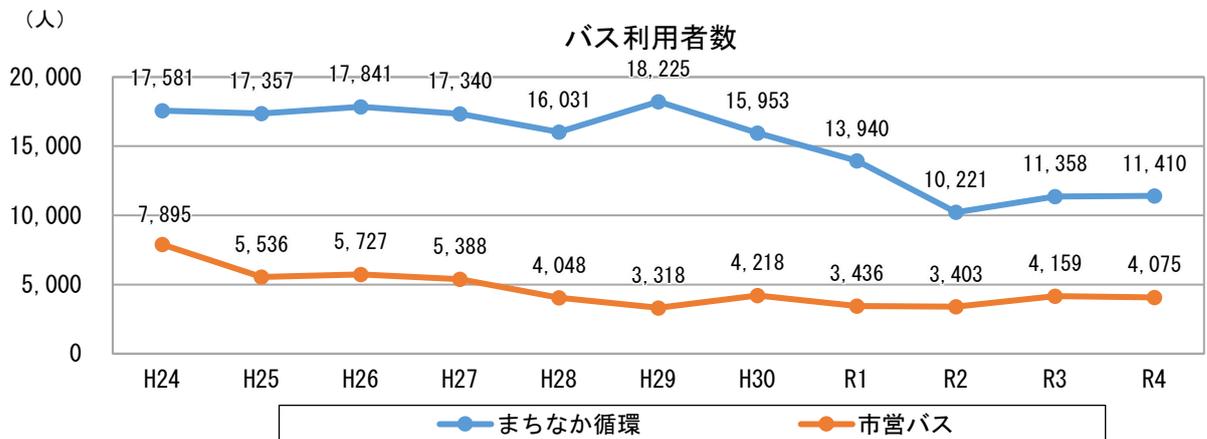


図 バスの利用者推移

資料：大野市地域公共交通計画

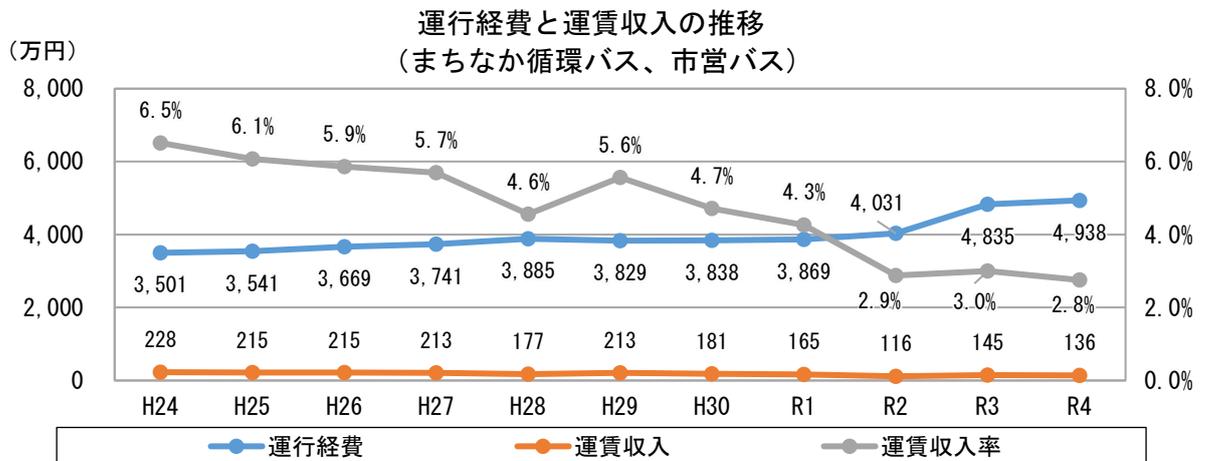


図 バスの運行実態

資料：大野市地域公共交通計画

(5) 経済活動と地価の動向

① 経済活動の動向

●小売業は、全般的に減少傾向。

●郊外大型店が立地するものの、年間販売額は減少しており床効率は下落傾向。

小売業は全般的に減少傾向にあり、特に「商店数」「従業者数」の減少が顕著となっています。郊外大型店の立地等により、売場面積はほぼ横ばいの状況ですが、年間販売額は減少しており、床効率は下落しています。一方、1店舗当たり年間販売額は増加傾向です。

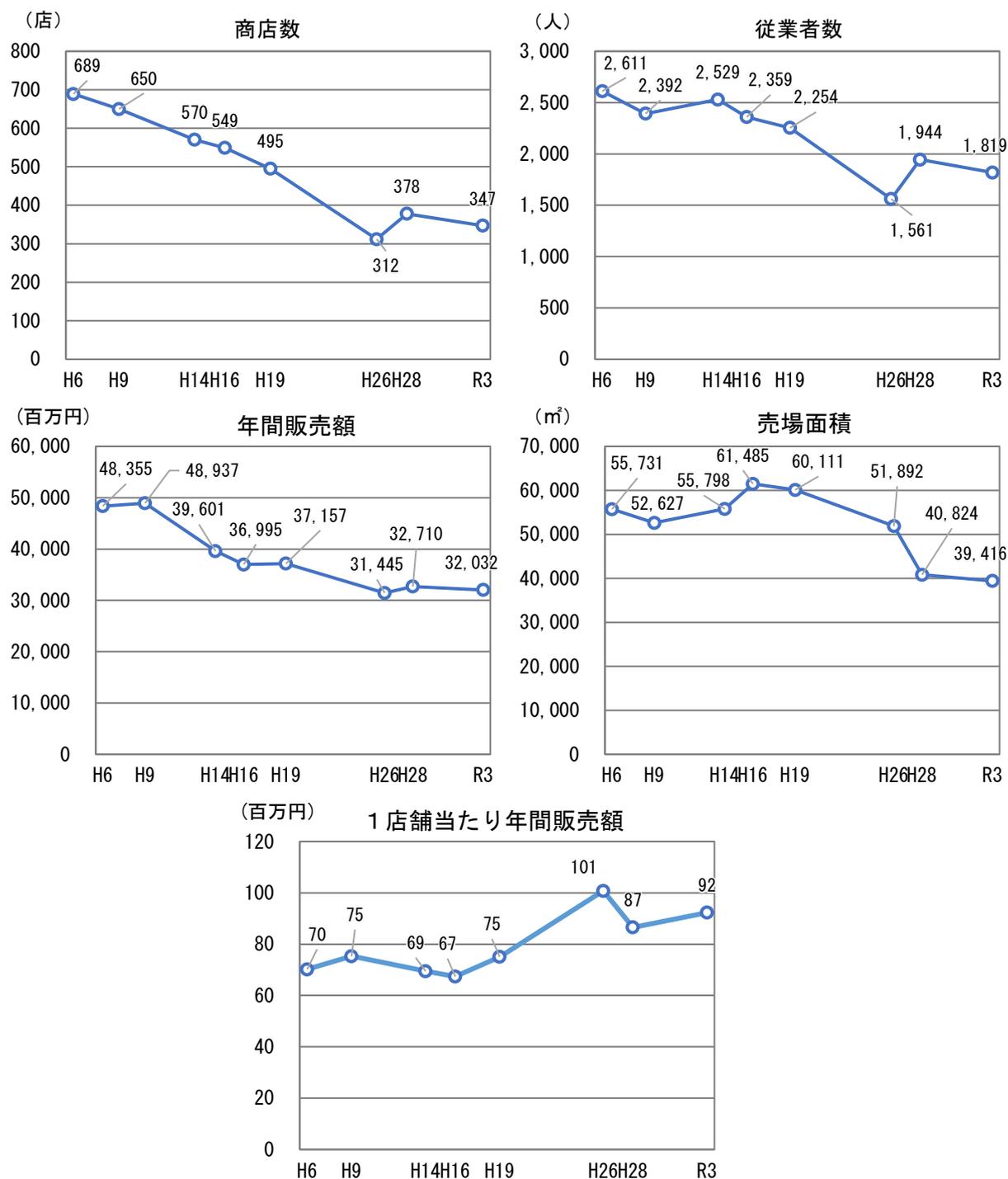


図 小売業の動向 資料：商業統計調査

② 地価の現状と見通し

- 鈍化の傾向はあるものの、地価は長期的に下落傾向。
- 特に市街地中心部での下落が顕著で、税込低下の一要因。

鈍化の傾向はあるものの大野市の地価は、経年的に下落傾向が続いています。20年前との比較では、住居系用途地域は半分以下、商業系用途地域は3割以下に落ち込んでおり、税込低下の一要因となっています。

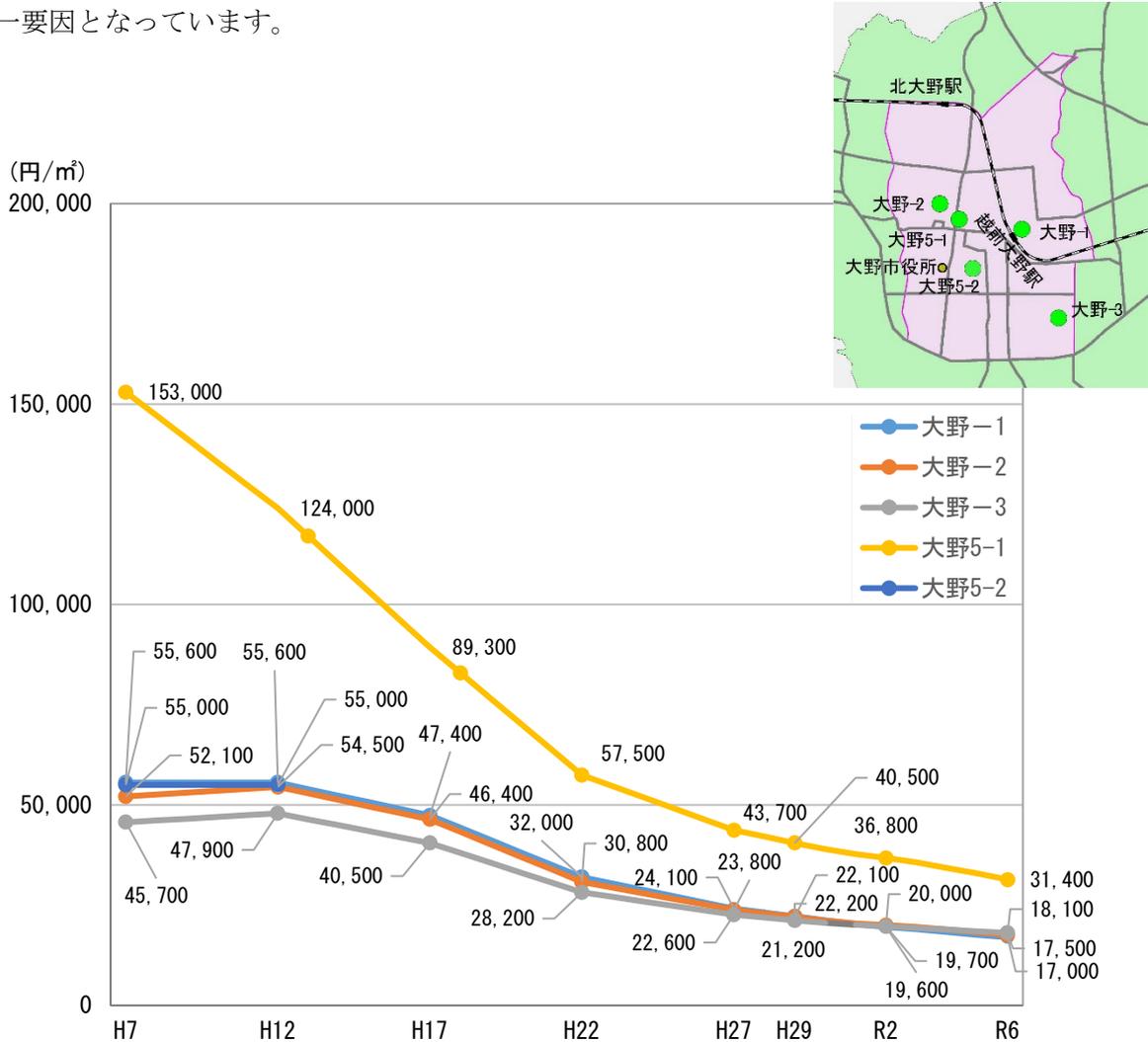


図 地価公示価格

資料：国土交通省地価公示

表 地価公示価格の推移

標準地番号	公示価格(円/㎡)								用途地域	住居表示
	H7	H12	H17	H22	H27	H29	R2	R6		
大野-1	55,600	55,600	47,400	32,000	24,100	22,200	19,600	17,000	第一種住居地域	美川町9-8
大野-2	52,100	54,500	46,400	30,800	23,800	22,100	20,000	17,500	第一種住居地域	城町8-10
大野-3	45,700	47,900	40,500	28,200	22,600	21,200	19,700	18,100	第一種中高層住居専用地域	国時町
大野5-1	153,000	124,000	89,300	57,500	43,700	40,500	36,800	31,400	商業地域	元町7-21
大野5-2	55,000	55,000							近隣商業地域	高砂町9-9

資料：国土交通省地価公示

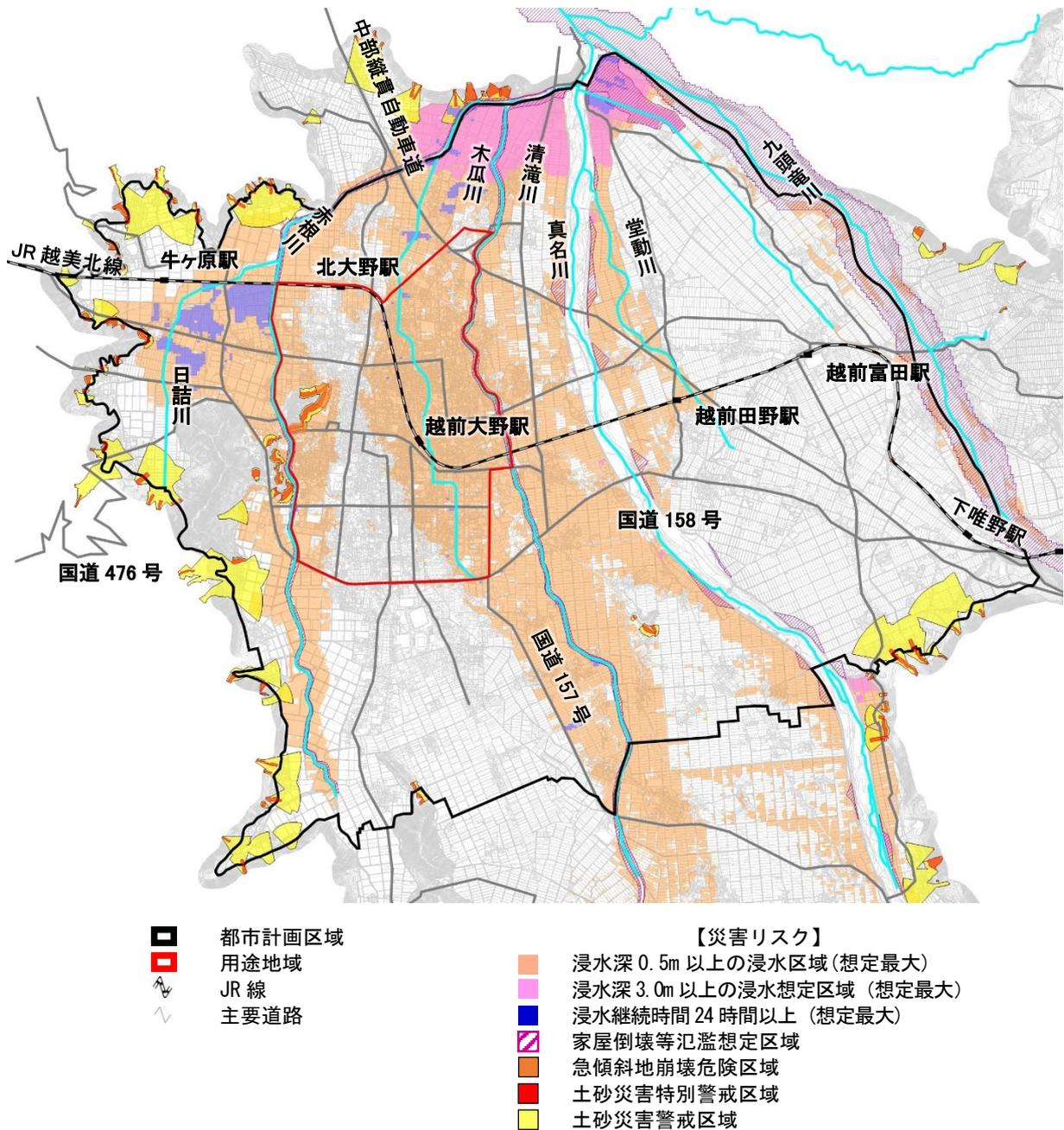
(6) 災害区域等の状況

●市街地に浸水リスクが高いエリアが広範に分布、亀山周辺には土砂災害のリスクが高いエリアが分布。

近年、全国各地で水災害の頻発化、激甚化による被害が多発しております。

1000年に一度程度の想定最大規模降雨による洪水浸水想定では、住宅や都市機能が集積する用途地域の広範囲に浸水深0.5m以上のエリアが広がっている他、亀山南部では浸水深3.0m以上のエリアが見られます。また、清滝川や赤根川などの河川沿いには、河岸侵食や氾濫流により家屋が倒壊する恐れのあるエリアが見られます。

都市計画区域の縁辺部を中心に、土砂災害が発生する恐れのあるエリアが広がっており、用途地域内でも亀山の山裾にのみエリアが分布しています。



(7) 財政の動向

① 歳入の構造

● 少子化・高齢化や人口減少、地価の下落等により自主財源比率が低下。

少子化・高齢化や人口減少、地価の下落等に伴う市民税や固定資産税の減少により、大野市の歳入に占める自主財源比率は、減少傾向にあります。

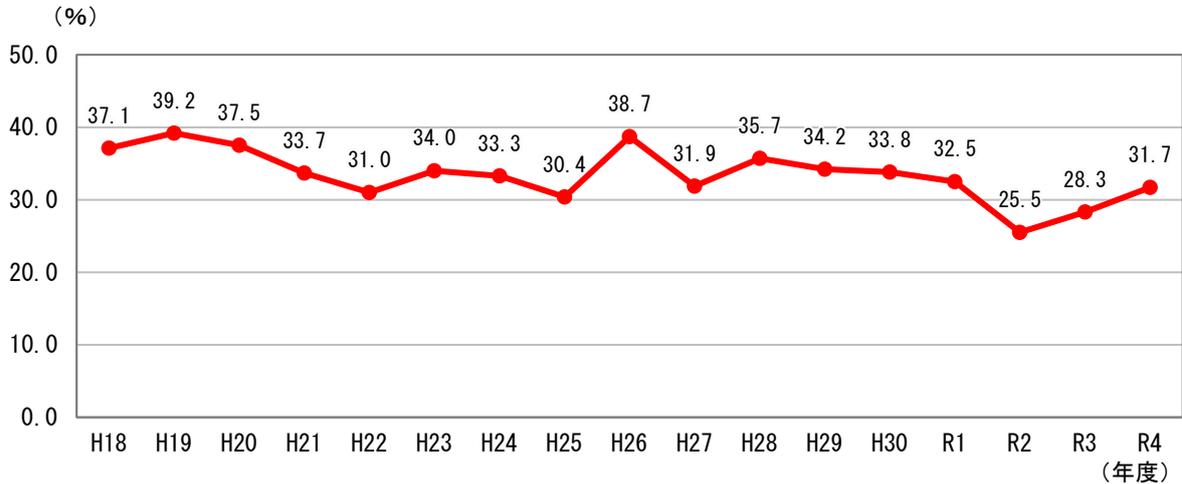


図 自主財源比率の推移 資料：福井県市町財政要覧

② 歳出の構造

● 少子化・高齢化の進行や市街地の拡大等により、民生費や土木費が増加。

大野市の歳出額は、経年的に増加傾向となっています。

特に少子化・高齢化の進行や市街地の拡大等により、民生費や土木費が大きく増加しています。

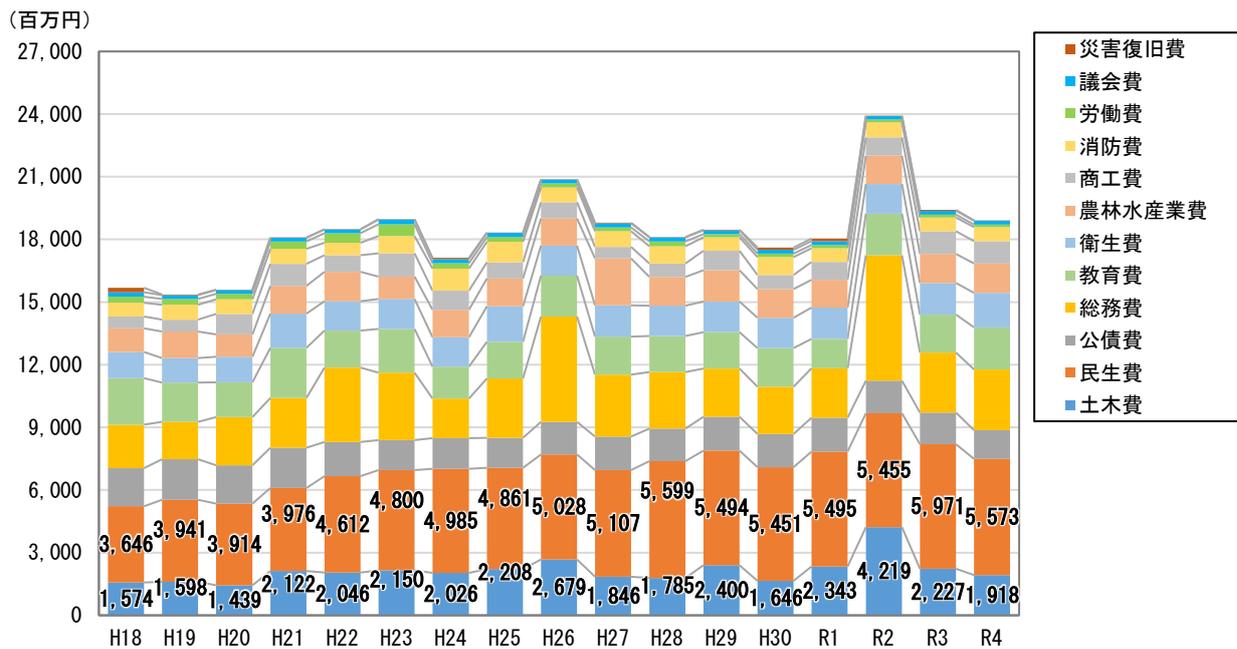


図 歳出内訳（目的別） 資料：福井県市町財政要覧

③ 歳入・歳出の将来予測

●自主財源の減少等による歳入減、民生費や土木費等の増加による歳出増により、財政状況の悪化が懸念。

現在は、健全な財政運営を保っていますが、将来、歳入の減少や歳出の増加による財政状況の悪化が懸念されます。

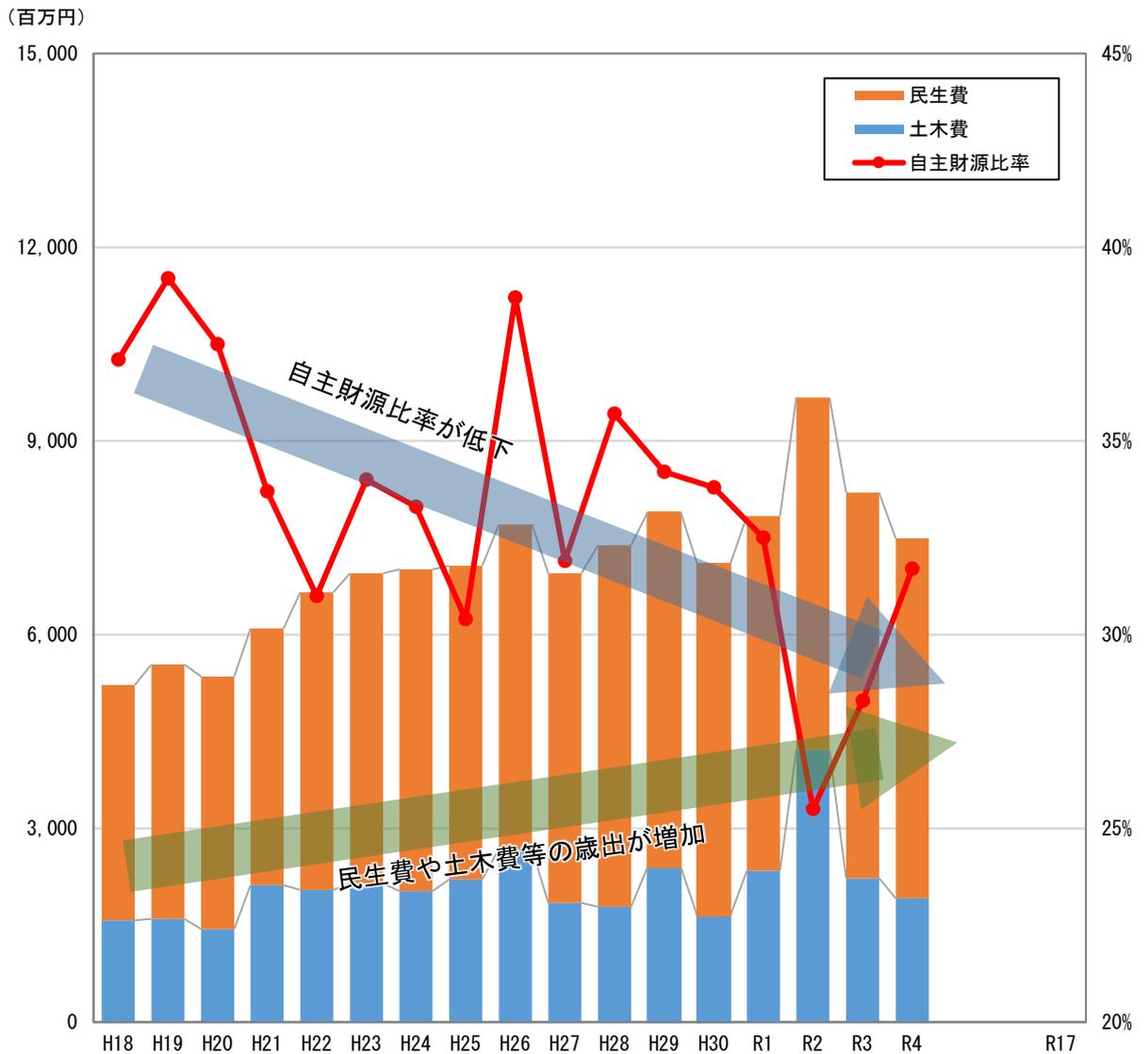


図 歳出内訳（目的別） 資料：福井県市町財政要覧

④ インフラ整備の現状と見通し

● 今後、公共施設やインフラの老朽化対策により財政状況の深刻化を招く恐れあり。

大野市公共施設等総合管理計画（令和 5 年 1 月改訂）によると、本市には 303 の公共施設があり、建物の延床面積は約 23 万㎡となっています。

整備してから 30 年以上経過している施設が半数を占めており、これらの公共施設等の維持・管理（大規模な改修や建て替え）や道路、橋りょう等生活に必要な施設の更新に係るコストは、今後 10 年間で約 479 億円が必要と推計されており、これは現在の維持管理費に比べてもはるかに多いものとなっています。

このままの状態では、施設の更新費により財政状況の深刻化を招く恐れがあるほか、全ての公共施設を更新することは困難になることが予測されます。

公共施設等の更新等に係る経費の推計（累計金額）							（単位：百万円）	
年代等	公共施設	道路	橋梁	上水道	下水道	合計	対象施設数	
							大規模改修	更新
2022～2031	29,916	9,466	2,448	2,079	3,949	47,858	69	7

【推計の条件】

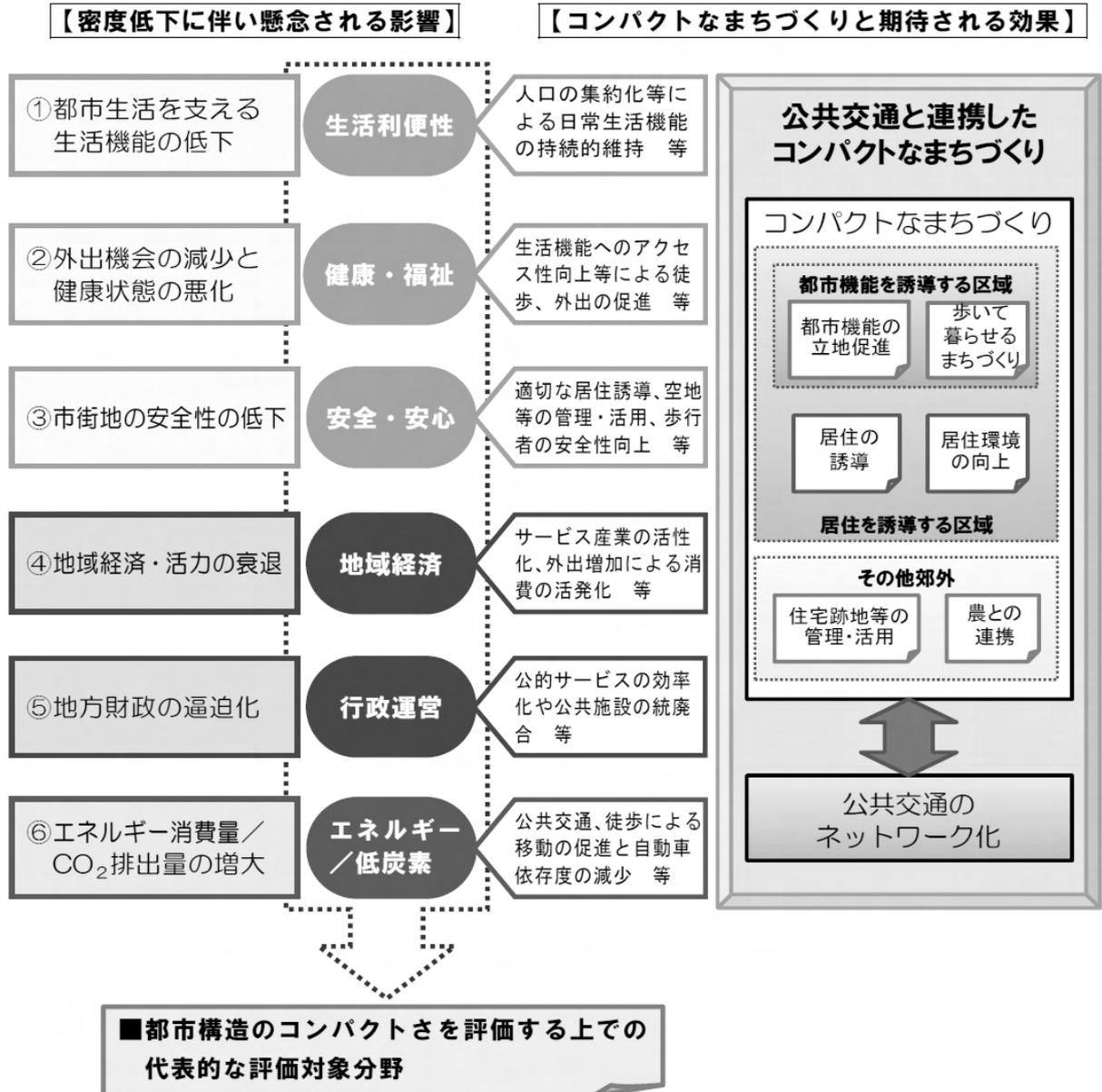
①更新等の時期
 公共施設については木造は 25 年で大規模改修、50 年で更新、それ以外の施設は 40 年で大規模改修、80 年で更新とした。
 インフラ資産については、総務省の公共施設等更新費用試算ソフトの設定数値を用いた。（道路 15 年、橋梁 60 年、上水道管 40 年、下水道管 50 年で更新）

②更新等の費用
 公共施設とインフラ資産共に総務省の公共施設等更新費用試算ソフトの設定単価（平成 22 年度設定）を用いて計算した。（公共施設については、大規模改修 170 千円/㎡～250 千円/㎡、更新 280 千円/㎡～400 千円/㎡、道路は一般道路 4.7 千円/㎡、自転車歩行者道 2.7 千円/㎡、橋梁 448 千円/㎡、上水道は送水管 114 千円/m、配水管 100 千円～161 千円、下水道 124 千円/m）

資料：大野市公共施設等総合管理計画

(8) 都市構造の評価

都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省都市局都市計画課 H26.8）に基づき評価対象分野ごとの評価を行います。



(資料：都市構造の評価に関するハンドブック 国土交通省都市局都市計画課 H26.8)

評価指標は、5万人以下の都市の平均値が示され、本市の実態と比較することで評価が可能な以下の指標とします。

表 大野市の都市構造に係る評価項目

評価対象分野	評価指標	利用データ	算出方法
①生活利便性	<input type="checkbox"/> 公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合	住宅・土地統計調査（H30） 都道府県編「最寄交通機関までの距離別住宅数」	市町村別の最寄交通機関までの距離別住宅数の総数に占める、駅まで1km圏内、もしくはバス停まで200m圏内の住宅数の割合
	<input type="checkbox"/> 市民一人当たりの自動車総走行台キロ	道路交通センサス（R3）	乗用車の市区町村別自動車走行台キロ（台キロ/日）を都市の総人口で除して算出
②健康・福祉	<input type="checkbox"/> 市民一人当たりの自動車総走行台キロ	（再掲）	（再掲）
	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅の割合	住宅・土地統計調査（H30） 都道府県編「最寄医療機関までの距離別住宅数」	市町村別の最寄医療機関までの距離別住宅数の総数に占める500m以上の住宅数の割合
	<input type="checkbox"/> 歩道整備率	道路交通センサス（R3）	歩道が設置された道路延長を一般道路実延長で除して算出
	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合	住宅・土地統計調査（H30） 都道府県編「最寄公園までの距離別住宅数」	市町村別の最寄公園までの距離別住宅数の総数に占める500m以上の住宅数の割合
③安全・安心	<input type="checkbox"/> 歩道整備率	（再掲）	（再掲）
	<input checked="" type="checkbox"/> 市民一人当たりの交通事故死者数	（財）交通事故総合分析センター 全国市区町村別交通事故死者数（R4）	1万人当たり死者数
	<input checked="" type="checkbox"/> 最寄り緊急避難場所までの平均距離	住宅・土地統計調査（H30） 都道府県編「最寄の緊急避難場所までの距離別住宅数」	最寄の緊急避難場所までの距離帯別住宅数に、距離帯の中間値を乗じた値を合計し、住宅総数で除して算出
	<input checked="" type="checkbox"/> 空き家率	住宅・土地統計調査（H30）	空き家数（その他住宅）を住宅総数で除して算出
④地域経済	<input checked="" type="checkbox"/> 従業者一人当たり第三次産業売上高	経済センサス（R3） 第3次産業（電気・ガス、情報通信業、運輸業、金融業等の業務分類（F～R））の売上金額合計	第三次産業売上高を第三次産業従業者人口で除して算出
	<input checked="" type="checkbox"/> 空き家率	（再掲）	（再掲）
⑤行政運営	<input type="checkbox"/> 市民一人当たりの歳出額	市町村別決算状況調（R3）「歳出決算総額」	歳出決算総額を都市の総人口で除して算出
	<input type="checkbox"/> 財政力指数	市町村別決算状況調（R3）「財政力指数」	財政力指数
	<input checked="" type="checkbox"/> 市民一人当たり税収額（個人市民税・固定資産税）	市町村別決算状況調（R3）「市町村民税」、「固定資産税」	市町村民税及び固定資産税の総額を都市の総人口で除して算出
	<input checked="" type="checkbox"/> 従業者一人当たり第三次産業売上高	（再掲）	（再掲）
⑥エネルギー/低炭素	<input checked="" type="checkbox"/> 市民一人当たりの自動車CO2排出量	（自動車走行台キロ） R3道路交通センサス（台キロ当たりガソリン消費量） 国土交通白書	小型車の自動車交通量（走行台キロ/日）に、実走行燃費を除いて燃料消費量を求め、燃料別CO2排出係数（ガソリン）を乗じて、年換算してCO2排出量を算出
	<input type="checkbox"/> 市民一人当たりの自動車総走行台キロ	（再掲）	（再掲）

※■は、項目の代表的な指標

□は、■の指標を代替、又は補完する参考資料

1) 評価対象分野ごとの評価

① 生活利便性に係る評価

□ 公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合

市町村別の最寄交通機関までの距離別住宅数の総数に占める、駅まで 1km 圏内、もしくはバス停まで 200m 圏内の住宅数の割合

- ・ 1 kmの圏内に鉄道駅がある住宅及び 200mの圏内にバス停がある住宅の割合は 64.5%となっており、全国（人口 5 万人以下の都市）平均よりも 12.2 ポイント高くなっていますが、サービス水準の向上のためには、更なる利用促進による利用者の増加が重要となります。

表 最寄りの交通機関までの距離別住宅数の割合 資料:平成 30 年住宅・土地統計調査

項目		住宅数	割合	全国平均	
駅まで	200m未満	320 戸	64.5%	52.3%	
	200～500m	870 戸			
	500～1000m	2,830 戸			
駅まで 1000～ 2000m	バス停 まで	100m未満			340 戸
		100～200m			480 戸
駅まで 2000m 以上	バス停 まで	100m未満			660 戸
		100～200m	1,160 戸		
駅まで 1000～ 2000m	バス停 まで	200～500m	1,350 戸	47.7%	
		500m以上	340 戸		
駅まで 2000m 以上	バス停 まで	200～500m	530 戸		
		500～1000m	980 戸		
		1000m以上	470 戸		
合計		10,330 戸	100%		100%

□ 市民一人当たりの自動車総走行台キロ

乗用車の市区町村別自動車走行台キロ（台キロ/日）を都市の総人口で除して算出

- ・ 市民一人当たりの小型車総走行台キロは 11.2 台キロ/日となっており、全国（人口 5 万人以下の都市）平均よりも 11.1 台キロ/日低く、日常的に利用する施設等（医療施設、福祉施設など）が比較的コンパクトに集約されていることが観えます。

表 市民一人当たりの自動車走行台キロ 資料:令和 3 年度道路交通センサス

人口 (R4.1.1 住基台帳)	小型車総走行台キロ	市民一人当たりの 小型車総走行台キロ	全国平均
33,519 人	375,196 台キロ	11.2 台キロ/人	22.3 台キロ/人

② 健康・福祉に係る評価

■高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅の割合

市町村別の最寄医療機関までの距離別住宅数の総数に占める500m以上の住宅数の割合

- ・高齢者の一般的な徒歩圏である500m圏内に医療機関がある住宅の割合は41.9%で、全国（人口5万人以下の都市）平均よりも11.0ポイント上回っています。
- ・また、医療施設に関しては、病床数20床以上の一般病院（1.26施設/1万人）は全国（人口5万人以下の都市）平均を0.55上回っていますが、小規模な診療所（6.96施設/1万人）と総体的な病床数（26.3床/1万人）は全国平均をそれぞれ1.39、25.0下回っています。

表 最寄りの医療機関までの距離別住宅数の割合 資料：平成30年住宅・土地統計調査

項目	住宅数	割合	全国平均
250m未満	1,320 戸	41.9%	30.9%
250～500m	3,020 戸		
500～1000m	2,470 戸	58.1%	69.1%
1000m以上	3,540 戸		
合計	10,350 戸	100%	100%

表 全国及び大野市の医療施設・床数 資料：令和3年医療施設調査

項目	人口一万人当たり (大野市)	人口一万人当たり (全国平均)
一般病院	1.26 施設/1万人	0.71 施設/1万人
一般診療所	6.96 施設/1万人	8.35 施設/1万人
一般病床	26.3 床/1万人	51.27 床/1万人

□歩道整備率

歩道が設置された道路延長を一般道路実延長で除して算出

- ・道路交通センサスの対象路線（国・県道）における歩道整備率は21.4%となっており、全国（人口5万人以下の都市）平均よりも28.7ポイント低い状況です。今後、さらに高齢化が進行する中、安全・安心な自転車・歩行者空間の整備が求められます。

表 歩道整備率 資料：令和3年度道路交通センサス

道路区間延長	歩道設置道路延長	歩道整備率	全国平均
264 km	56.5 km	21.4%	50.1%

■高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合

市町村別の最寄公園までの距離別住宅数の総数に占める500m以上の住宅数の割合

- ・高齢者の一般的な徒歩圏である500m圏内に公園がある住宅の割合は52.7%となっており、全国（人口5万人以下の都市）平均よりも11.5ポイント高く、憩いの場、地域交流の場となる公園が身近に存在している状況が視えます。
- ・一方、市民一人当たりの都市公園面積（13.43㎡/人）は、全国平均（17.93㎡/人）を下回っている状況です。

表 最寄りの公園までの距離別住宅数の割合 資料：平成30年住宅・土地統計調査

項目	住宅数	割合	全国平均
250m未満	4,030 戸	52.7%	41.2%
250～500m	1,420 戸		
500～1000m	1,280 戸	47.3%	58.8%
1000m以上	3,620 戸		
合計	10,350 戸	100%	100%

表 全国及び大野市の市民一人当たりの都市公園面積

資料：令和4年度都市計画現況調査、大野市提供資料

人口 (R5.1.1 住基台帳)	都市公園面積	市民一人当たりの 都市公園面積	全国平均
30,969 人	41.57 ha	13.43 ㎡/人	20.53 ㎡/人

③ 安全・安心に係る評価

■市民一人当たりの交通事故死亡者数

1万人当たり死者数

- ・市民一人当たりの交通事故死亡者数は0.97人となっており、全国（人口5万人以下の都市）平均よりも0.50人上回っています。
- ・交通事故に係る目標は限りなく「0」に近づけることであることから、今後もハード、ソフト面での継続的な取り組みが求められます。

表 市民一人当たりの交通事故死亡者数

資料：令和4年全国市町村別交通事故死者数（財）交通事故総合分析センター

人口 (R5.1.1 住基台帳)	交通事故死者数	市民一人当たりの 交通事故死亡者数	全国平均
30,969 人	3 人	0.97 人	0.47 人

■最寄り緊急避難場所までの平均距離

最寄り緊急避難場所までの距離帯別住宅数に距離帯の中間値を乗じた値を合計し、住宅数で除して算出

- ・最寄りの緊急避難場所から500m圏内にある住宅の割合が64.7%を占めています。
- ・このため、最寄りの緊急避難場所までの平均距離も全国（人口5万人以下の都市）平均より良好な数値となっており、災害時等における避難環境が充実していることが視えます。

表 最寄りの緊急避難場所までの距離別住宅数の割合 資料：平成30年住宅・土地統計調査

項目	住宅数	割合	平均距離	全国平均
250m未満	4,530 戸	43.7%	616m	725m
250～500m	2,180 戸	21.0%		
500～1000m	1,260 戸	12.2%		
1000～2000m	2,080 戸	20.1%		
2000m以上	310 戸	3.0%		
合計	10,360 戸	100.0%		

- ・平均距離

$$\begin{aligned}
 &= \frac{(4,530 \text{ 戸} \times 125) + (2,180 \text{ 戸} \times 375) + (1,260 \text{ 戸} \times 750) + (2,080 \text{ 戸} \times 1,500) + (310 \text{ 戸} \times 3,000)}{10,360 \text{ 戸}} \\
 &= 615.71\dots \\
 &\approx 616\text{m}
 \end{aligned}$$

■空き家率

空き家数（その他住宅）を住宅総数で除して算出

- ・市内における空き家の数は1,390戸、空き家率は11.9%となっています。
- ・全国（人口5万人以下の都市）平均を下回る状況ですが、地域活力・定住人口・街並み景観・治安等の維持や都市のコンパクト化に向けて、空き家対策は重要な要素であることから、今後も積極的な取り組みを推進することが必要です。

表 空き家（その他住宅）率 資料：平成30年住宅・土地統計調査

住宅数	空き家（その他住宅）	割合	全国平均
11,710 戸	1,390 戸	11.9%	16.4%

④ 地域経済に係る評価

■従業員一人当たり第三次産業売上高

第三次産業売上高を第三次産業従業者人口で除して算出

- ・従業員一人当たり第三次産業売上高は、15.3 百万円/人となっており、全国（人口 5 万人以下の都市）平均を下回る状況です。

表 従業員一人当たり第三次産業売上高 資料:令和 3 年経済センサス

第三次産業従業者人口	第三次産業売上高	従業員一人当たり第三次産業売上高	全国平均
7,072 人	66,184 百万円	15.3 百万円/人	15.8 百万円/人

※売上高は、第三次産業(電気、ガス、情報通信業、運輸業、金融業等の業務分類(F~R)の売上金額合計

⑤ 行政運営に係る評価

□市民一人当たりの歳出額

歳出決算総額を都市の総人口で除して算出

- ・市民一人当たりの歳出額は、年間 579 千円/人となっており、全国（人口 5 万人以下の都市）平均よりも少ない状況です。

表 市民一人当たりの歳出額 資料:令和 3 年度市町村別決算状況調

人口 (R4.1.1 住基台帳)	歳出決算総額 (R3 年度)	市民一人当たりの歳出額	全国平均
33,519 人	19,408 百万円	579 千円/人	1,025 千円/人

□財政力指数

財政力指数

- ・財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値）は、0.41 となっており、全国（人口 5 万人以下の都市）平均を上回っています。

表 財政力指数 資料:令和 3 年度市町村別決算状況調

財政力指数	全国平均
0.41	0.40

■市民一人当たり税収額（個人市民税・固定資産税）

市町村市民税及び固定資産税の総額を都市の総人口で除して算出

- ・市民一人当たりの税収額は、年間 109 千円/人となっており、全国（人口 5 万人以下の都市）平均を下回っています。

表 市民一人当たりの税収額 資料:令和 3 年度市町村別決算状況調

人口 (R4.1.1 住基台帳)	市町村民税	固定資産税	市民一人当たりの 税収額	全国平均
33,519 人	1,706,588 千円	1,755,044 千円	103 千円/人	112 千円/人

- ・行政運営に係る評価は、いずれも概ね良好であり、現在は効率的な都市経営がなされていると判断できます。
- ・しかし、人口減少や少子化・高齢化等をはじめとする様々な社会情勢の変化による歳出額の増加や自主財源の減少等、財政を取り巻く状況は今後ますます悪化していくことが予想されます。このため、公共施設の適正管理（維持管理費等の削減）や高齢者の健康増進（民生費等の抑制）等により歳出を抑えるとともに、集約型都市構造の実現を目指すことで、効率的な都市経営を維持していくことが必要です。

⑥ エネルギー/低炭素に係る評価

■市民一人当たりの自動車CO₂排出量

小型車の自動車交通量（走行台キロ/日）に実走行燃費を乗じて燃料消費量を求め、さらに燃料別 CO₂ 排出係数（ガソリン）を乗じて年換算し算出

- ・市民一人当たりの自動車 CO₂ 排出量は、0.76t-CO₂/年となっており、全国（人口 5 万人以下の都市）平均の約 5 割程度となっています。
- ・日常的に利用する施設等が比較的コンパクトに集約されていること等から、市民一人当たりの自動車総走行台キロが抑えられている効果と考えられます。

表 市民一人当たりの自動車 CO₂ 排出量 資料:令和 3 年度道路交通センサス

市民一人当たりの 小型車総走行台キロ	ガソリン車 燃費	CO ₂ 排出係数	市民一人当たりの 自動車 CO ₂ 排出量	全国平均
11.2 台キロ/人	0.08 L/km	2.32 kg-CO ₂ /L	0.76 t-CO ₂ /年	1.51 t-CO ₂ /年

2) 都市構造に係る評価の総括

健康・福祉や安全・安心の分野では、交通安全対策に係る部分や、地域経済、行政運営に係る評価の一部で全国平均を下回る状況がありますが、生活利便性（公共交通等）や環境負荷（低炭素）は、全国平均を上回る結果となっています。また、前回（H27）評価と比較して、改善した部分もありますが、改善された指標と同数以上の指標が悪化しているため、より効率的な都市構造が求められます。

表 大野市の都市構造に係る評価一覧表

○：全国平均を上回る ×：全国平均を下回る ▲：前回（H27）評価より改善 ▼：前回（H27）評価より悪化

評価分野・評価軸		評価指標	大野市	全国平均 (人口5万人以下)	評価
① 生活利便性	◎居住機能の適切な誘導	□公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合	64.5 (▲) %	52.3 %	○
		□市民一人当たりの自動車総走行台キロ	11.2 (▼) 台キロ/日	22.3 台キロ/日	○
② 健康・福祉	◎徒歩行動の増加と市民の健康の増進	□〈再掲〉市民一人当たりの自動車総走行台キロ	11.2 (▼) 台キロ/日	22.3 台キロ/日	○
	◎都市生活の利便性向上	■高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅の割合	58.1 (▼) %	69.1 %	○
	◎歩きやすい環境の形成	□歩道整備率	21.4 (▲) %	50.1 %	×
		■高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合	47.3 (▼) %	58.8 %	○
③ 安全・安心	◎歩行者環境の安全性の向上	□〈再掲〉歩道整備率	21.4 (▲) %	50.1 %	×
	◎市街地の安全性の確保	■市民一人あたりの交通事故死者数	0.97 (▼) 人	0.47 人	×
		■最寄り緊急避難場所までの平均距離	616 (▲) m	725 m	○
	◎市街地荒廃化の抑制	■空き家率	11.9 (▼) %	16.4 %	○
④ 地域経済	◎サービス産業の活性化	■従業者一人当たり第三次産業売上高	15.3 (▲) 百万円	15.8 百万円	×
	◎健全な不動産市場の形成	■〈再掲〉空き家率	11.9 (▼) %	16.4 %	○
⑤ 行政運営	◎都市経営の効率化	□市民一人当たりの歳出額	579 (▼) 千円	1025 千円	○
		□財政力指数	0.41 (▼)	0.40	○
	◎安定的な税収の確保	■市民一人当たり税収額（個人市民税・固定資産税）	109 (▲) 千円	112 千円	×
		■〈再掲〉従業者一人当たり第三次産業売上高	15.3 (▲) 百万円	15.8 百万円	×
⑥ エネルギー/低炭素	◎運輸部門の省エネ・低炭素化	■市民一人当たりの自動車CO ₂ 排出量	0.76 (▲) t-CO ₂ /年	1.51 t-CO ₂ /年	○
		□〈再掲〉市民一人当たりの自動車総走行台キロ	11.2 (▼) 台キロ/日	22.3 台キロ/日	○

表 前計画との成績比較

	年度	① 生活利便性	② 健康・福祉	③ 安全・安心	④ 地域経済	⑤ 行政運営	⑥ エネルギー/ 低炭素
○の数	H27	2	3	2	1	1	2
	R6	2	3	2	1	2	2

※H27年は人口10万人以下の市町村平均との比較。

2. 大野市における人口の将来見通し

(1) 全市人口の将来見通し

- 令和 22 年の人口は 21,398 人で、令和 2 年の 68% 程度まで減少。
- 少子化・高齢化等による人口構成の変化により、税収減等の様々な問題の顕在化が懸念。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）が公開した将来人口・世帯予測ツールを用いた推計によると、大野市の人口は、令和 22 年（2040 年）の時点で 21,398 人まで減少（令和 2 年の約 68.4% 程度で 9,888 人の減少）するとされています。特に、子ども（15 歳未満）と現役世代（15～64 歳）の人口が大幅に減少することで、これまで続けてきた人口減少、少子化・高齢化がさらに加速していくこととなります。

また、令和 22 年（2040 年）の現役世代人口は 9,760 人と推計され、令和 2 年に比べ 6,435 人も減少することから、市民税等税収の大幅な減少が懸念されます。

一方、令和 22 年（2040 年）の高齢者人口（65 歳以上）は 10,032 人と推計され、令和 2 年に比べ 1,693 人減少しますが、総人口に占める割合は、42.8% まで上昇すると予測されていることから、高齢者を支える現役世代の負担が、今後ますます高まることが懸念されます。

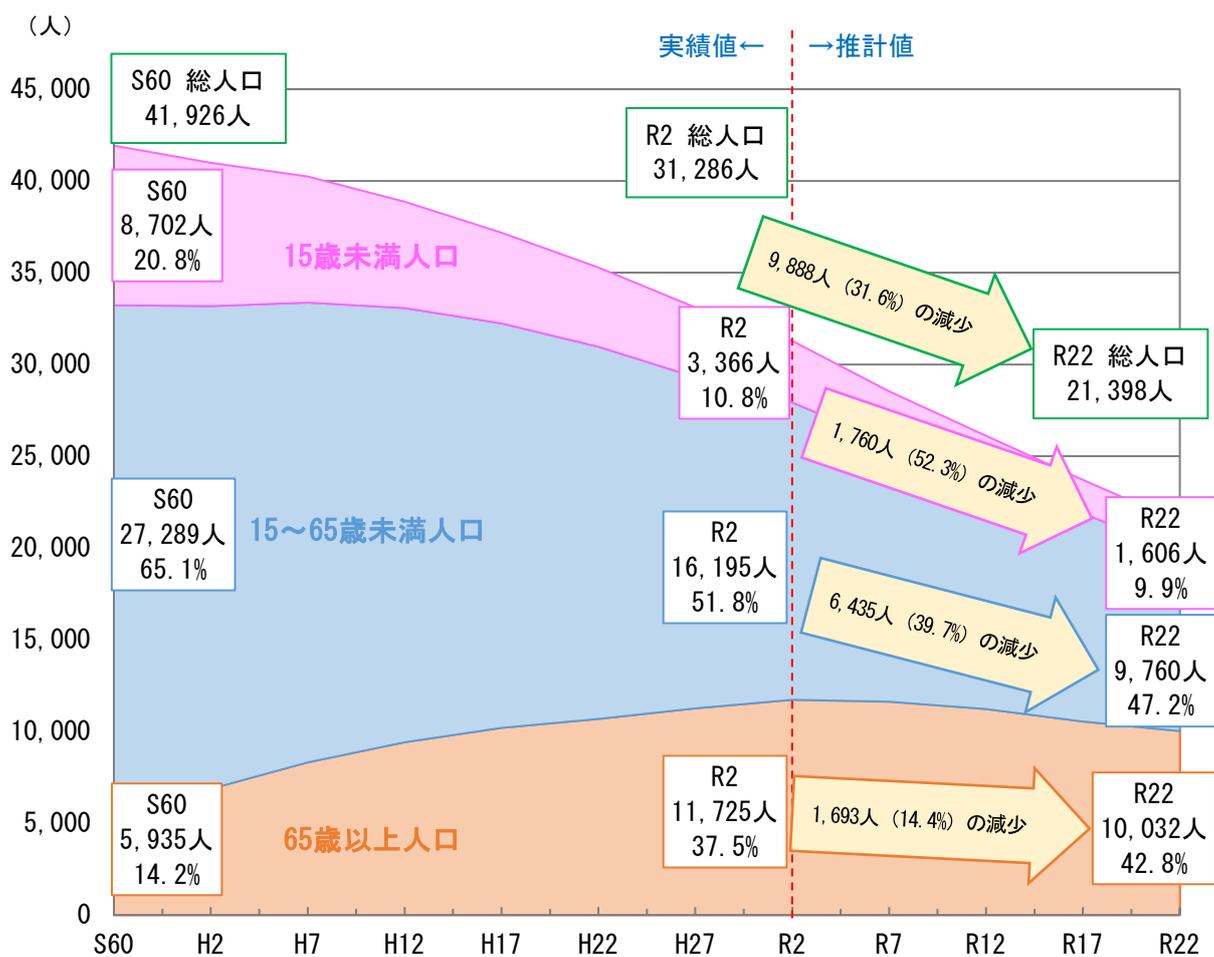


図 年齢階層別人口の推移と将来推計

資料：S60 年～R2 年まで国勢調査、R7 年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値（令和 5 年推計）

(2) 地区別人口の将来見通し

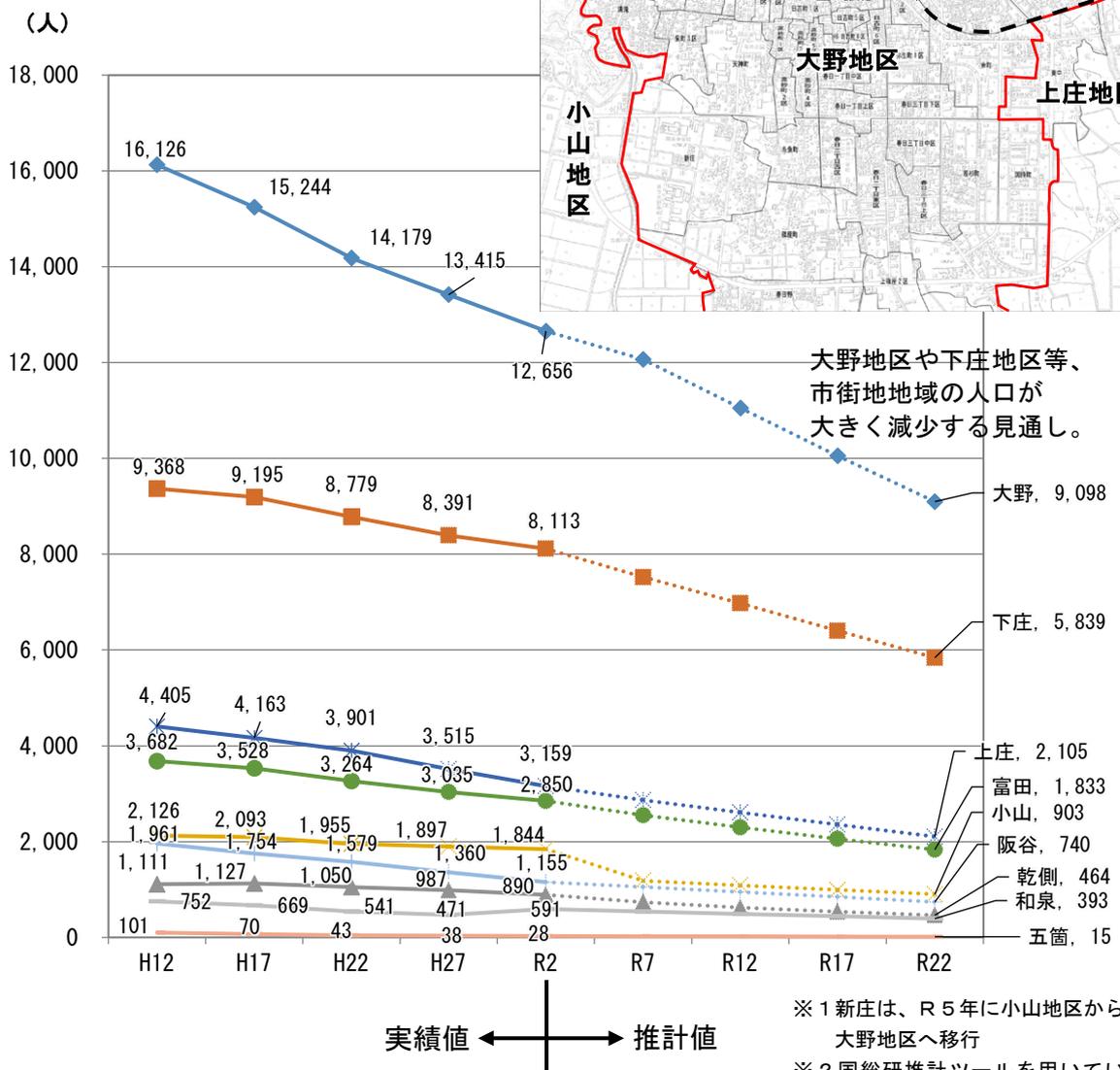
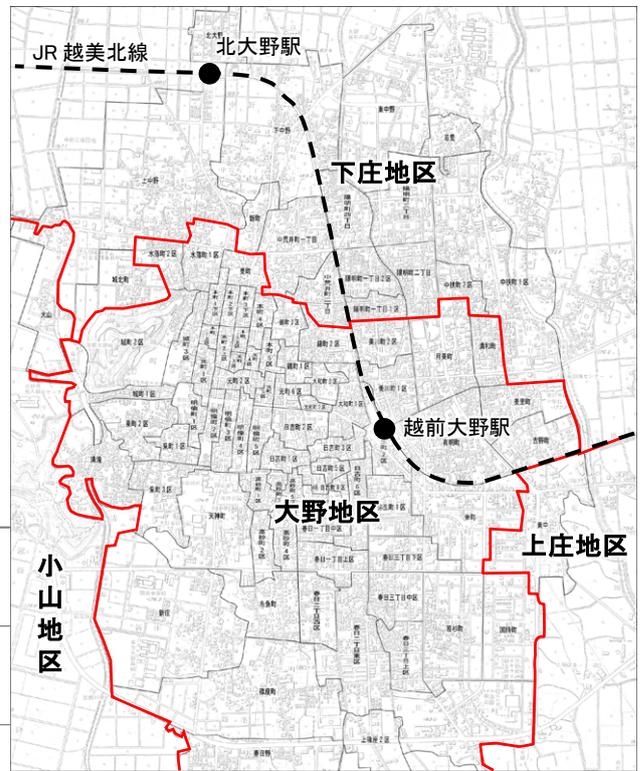
① 地区別の将来人口推計

●市街地部での大幅な人口減少により、地域経済・活力が衰退する恐れあり。

全地区で人口が減少すると推計されており、市街地を形成する大野地区や下庄地区等で減少幅が大きくなっています。

特に、大野市の中心市街地を含み人口規模が最も大きい大野地区は、令和22年までに3,558人が減少すると推計されています。

都市の活力の源泉である市街地で人口減少が進めば、地域経済・活力が衰退する恐れがあります。



大野地区や下庄地区等、市街地地域の人口が大きく減少する見通し。

図 地区別人口の推移

資料：H12年～R2年まで国勢調査、R7年以降は国土技術政策総合研究所の将来人口・世帯予測ツールV3（R2国調対応版）を用いた推計値

② 人口分布の将来見通し

●用途地域を中心に人口が減少。旧村の中心部にも一定の人口が集積する見通し。

市街地を形成する用途地域内を中心に、人口が著しく減少する見通しです。令和22年の人口分布を見ると、用途地域以外で一定の人口集積がある地区は、教育施設や公民館等が立地する乾側、富田、上庄、小山（都市計画区域外）の旧村の中心部となっています。

また、乾側地区等（図中※印）は、令和22年の推計において人口が大きく減少していますが、高齢者福祉施設が多数立地する特性から、今後も継続的に高齢者の居住が見込まれる地区です。

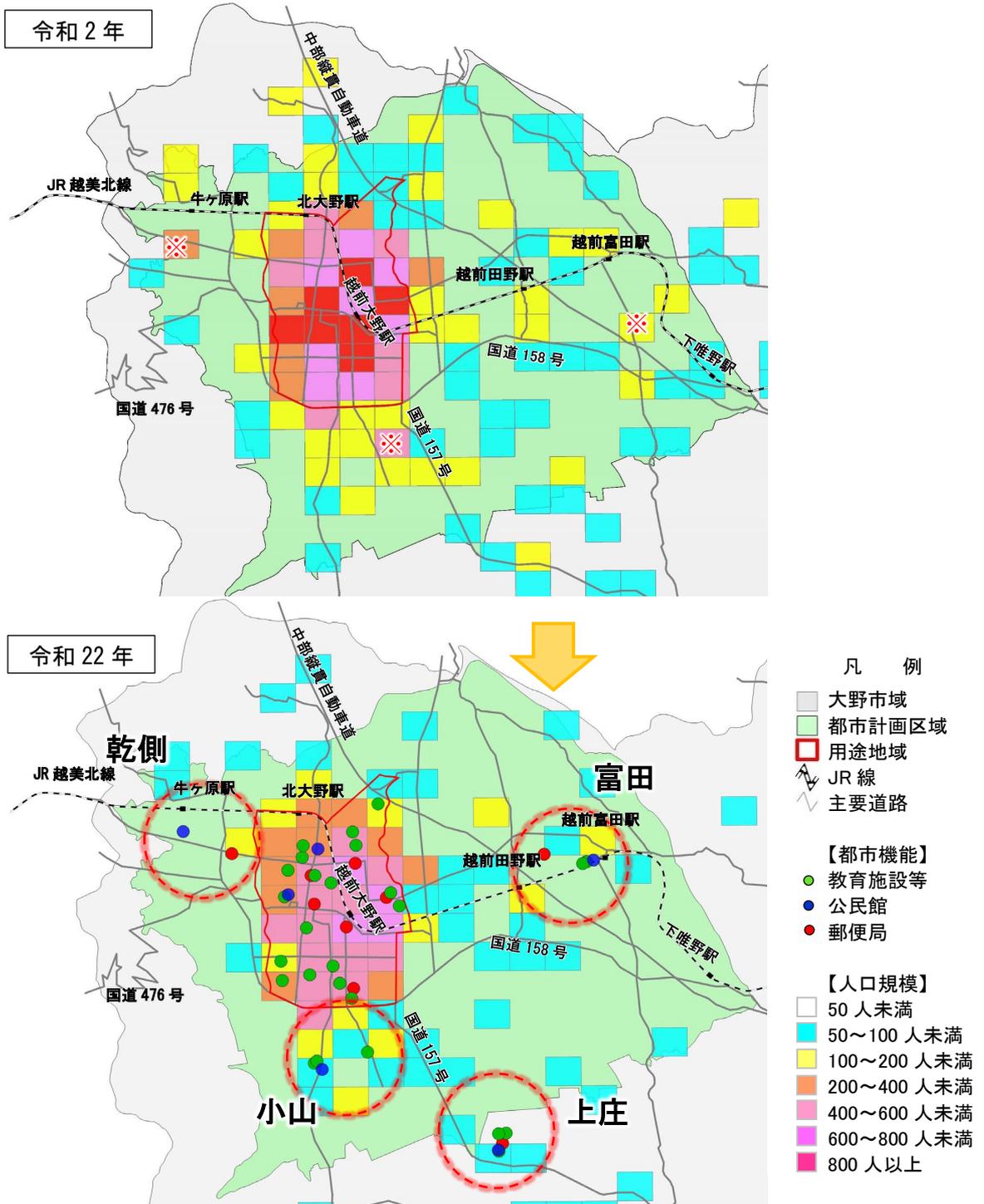


図 人口分布の将来見通し

資料：R2年は国勢調査、R22年は国土技術政策総合研究所の将来人口・世帯予測ツールV3（R2国調対応版）を用いた推計値

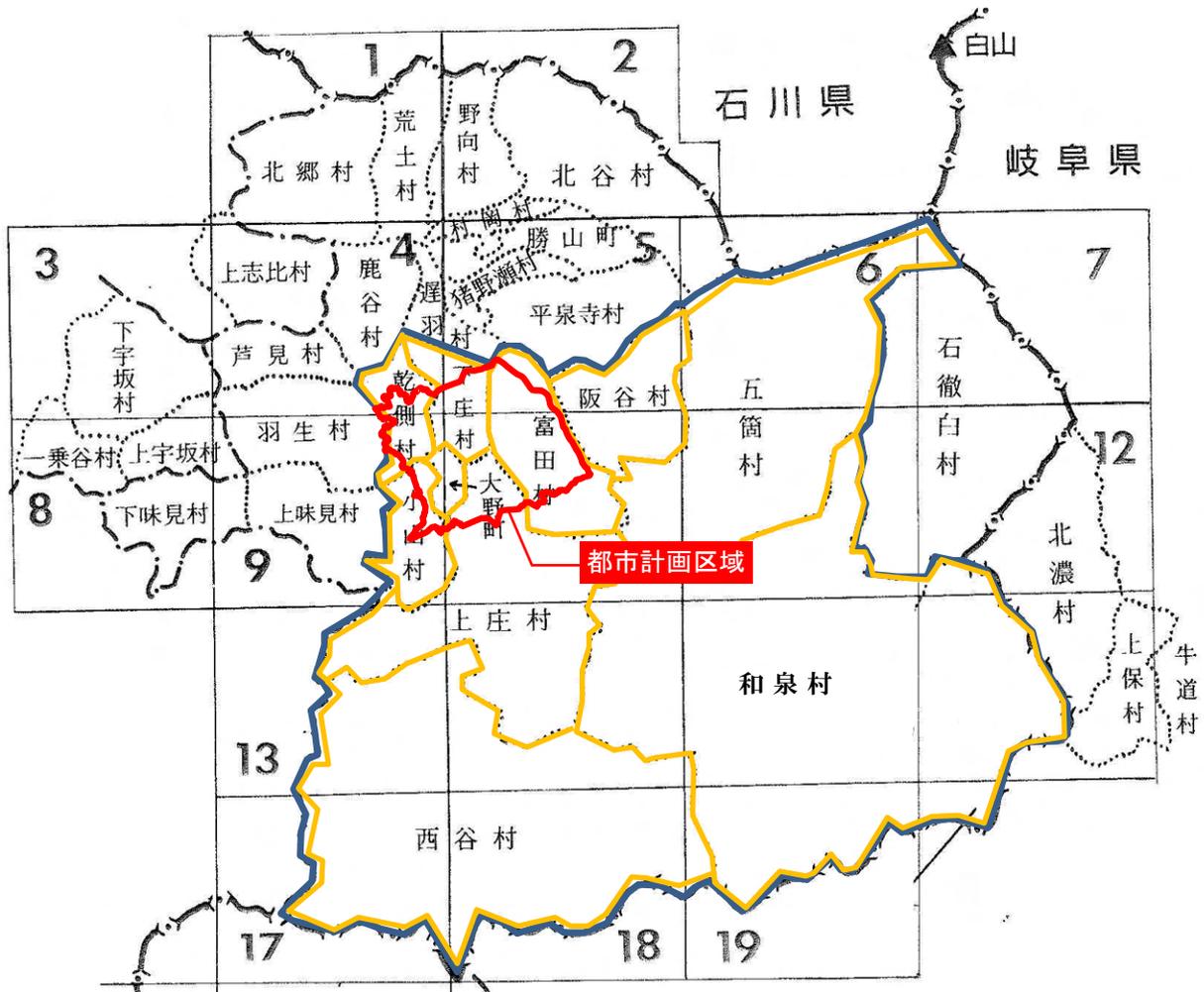


図 昭和の町村合併前の旧町村の区域と現行都市計画区域の位置
(地図：明治30年頃)

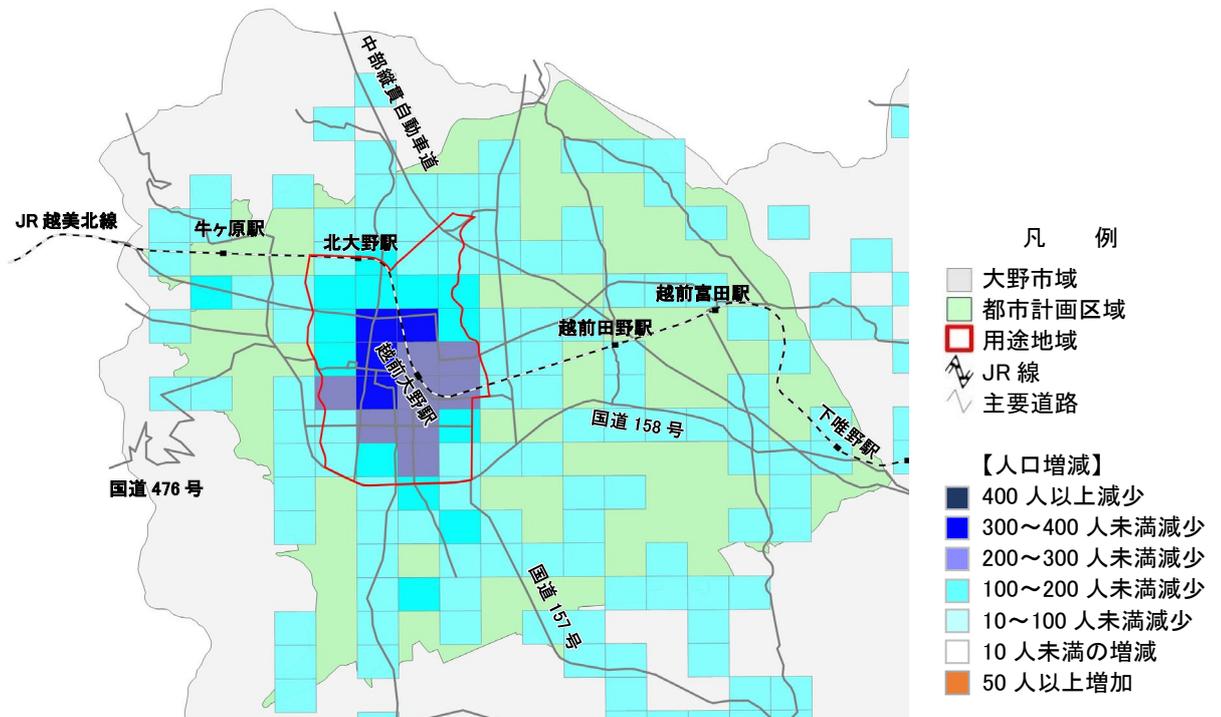


図 人口の増減（令和2年⇒令和22年）

資料：R2年は国勢調査、R22年は国土技術政策総合研究所の将来人口・世帯予測ツールV3（R2国調対応版）を用いた推計値

③ 人口密度の将来見通し

●市街地の低密度化がさらに進行し、インフラの有効活用が困難となる恐れあり。

- ・用途地域内において人口の低密度化がさらに進行し、令和22年時点において、人口密度30人/ha以上のエリアは消滅する見通しです。
- ・このまま低密度化が進めば、これまで整備してきたインフラ等の有効活用が困難となる恐れがあります。

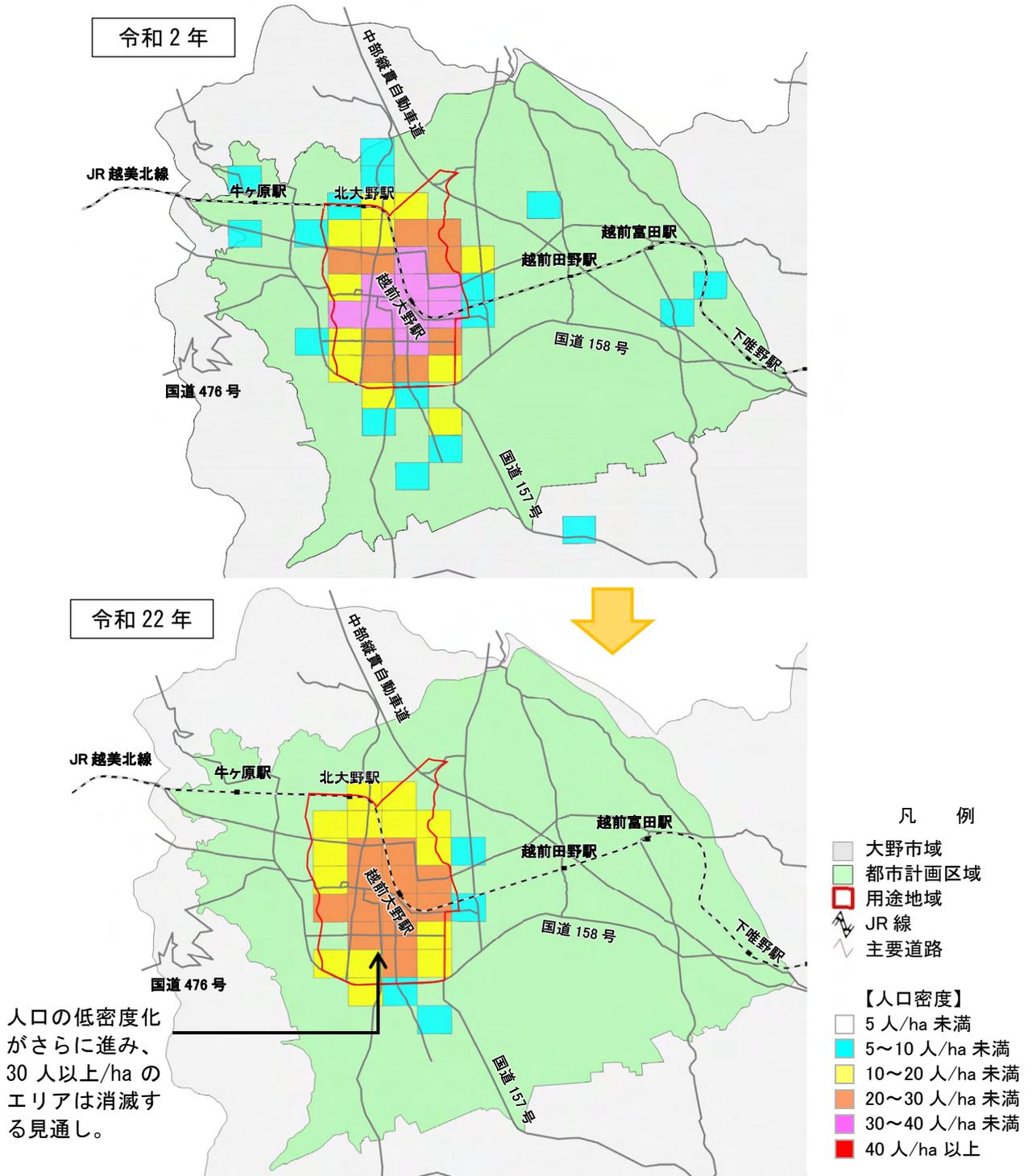


図 人口密度の将来見通し

資料：R2年は国勢調査、R22年は国土技術政策総合研究所の将来人口・世帯予測ツールV3（R2国調対応版）を用いた推計値

(3) 高齢者人口の将来見通し

① 高齢者人口分布の将来見通し

●市街地の中心部で著しく減少する一方、用途地域の縁辺部で増加する見通し。

- 市街地を形成する用途地域内に高齢者が集積しています。令和22年にかけては、市街地の中心部で高齢者が著しく減少する一方、用途地域の北東部縁辺部、南東部縁辺部、南西部縁辺部で増加する見通しです。

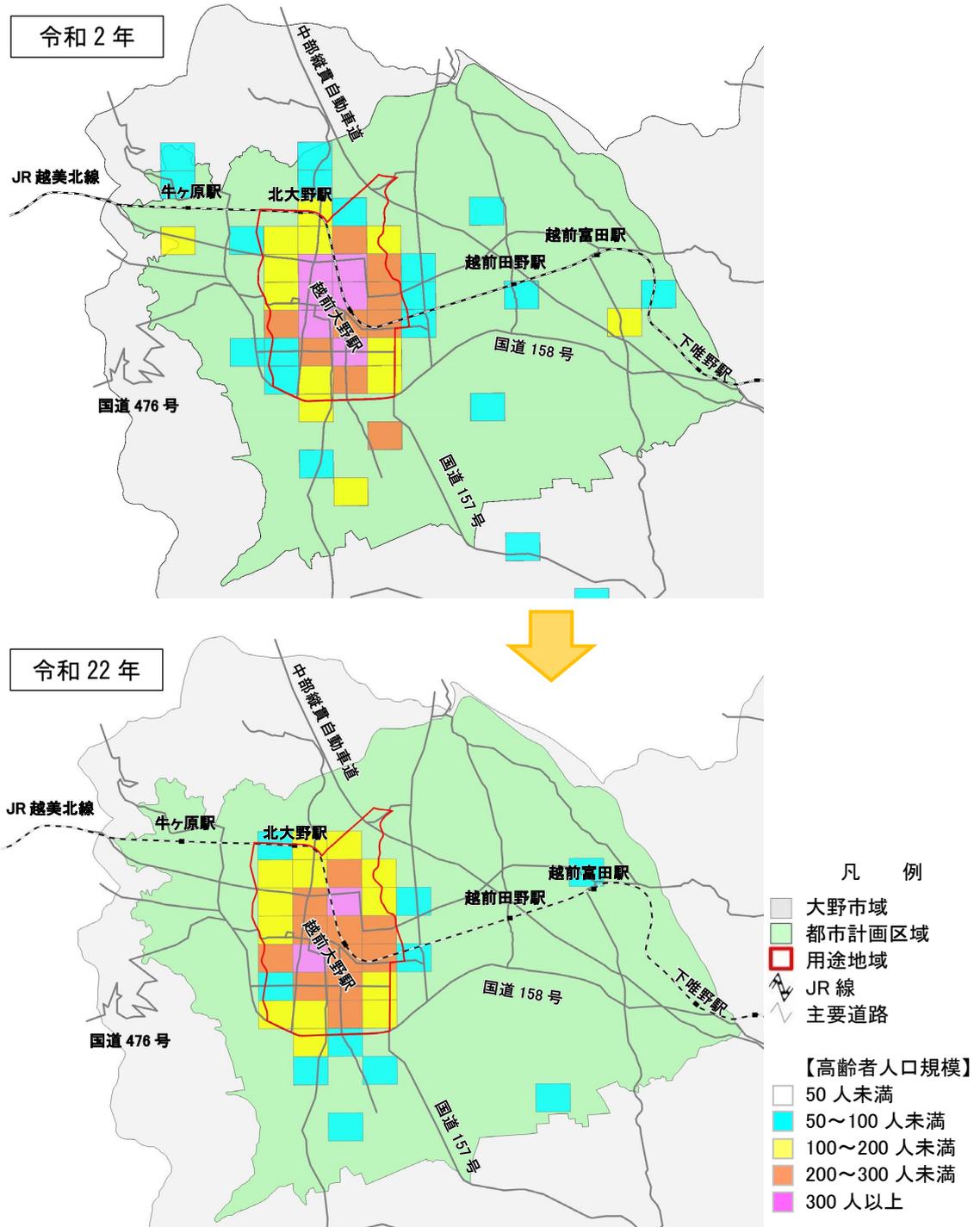


図 高齢者人口分布の将来見通し

資料：R2年は国勢調査、R22年は国土技術政策総合研究所の将来人口・世帯予測ツールV3（R2国調対応版）を用いた推計値

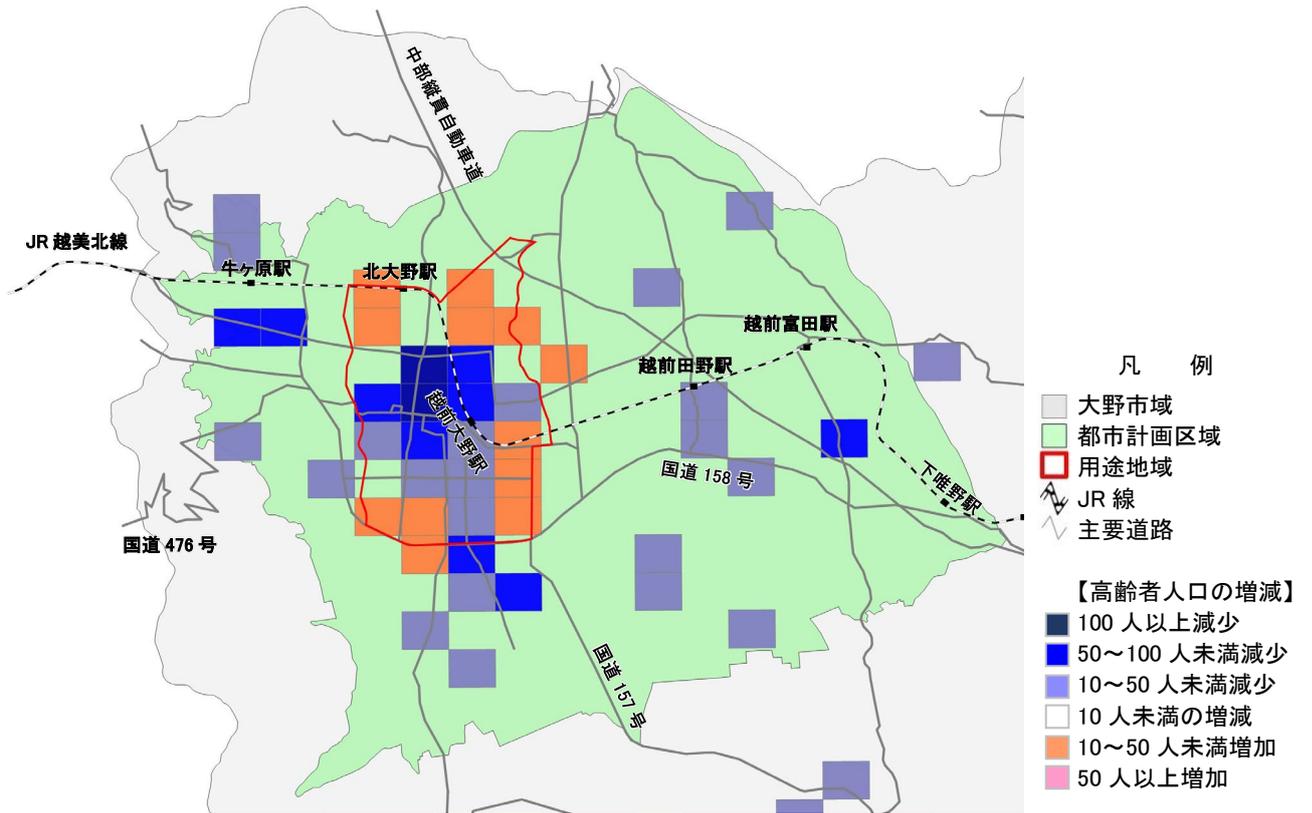


図 高齢者人口の増減（令和2年⇒令和22年）

資料：R2年は国勢調査、R22年は国土技術政策総合研究所の将来人口・世帯予測ツールV3（R2国調対応版）を用いた推計値

② 地区別高齢化率の推計

●令和 22 年には、全ての地区で高齢化率が 40%を超えることから、高齢者にやさしいまちづくりの実践が必要。

高齢化率は、今後も上昇が続くと推計されており、令和 22 年には、全ての地区で高齢化率が 40%を超える事態となります。

このため、高齢化に対応した、歩いて暮らせるまちづくり等、よりコンパクトな市街地の形成を目指していく必要があります。

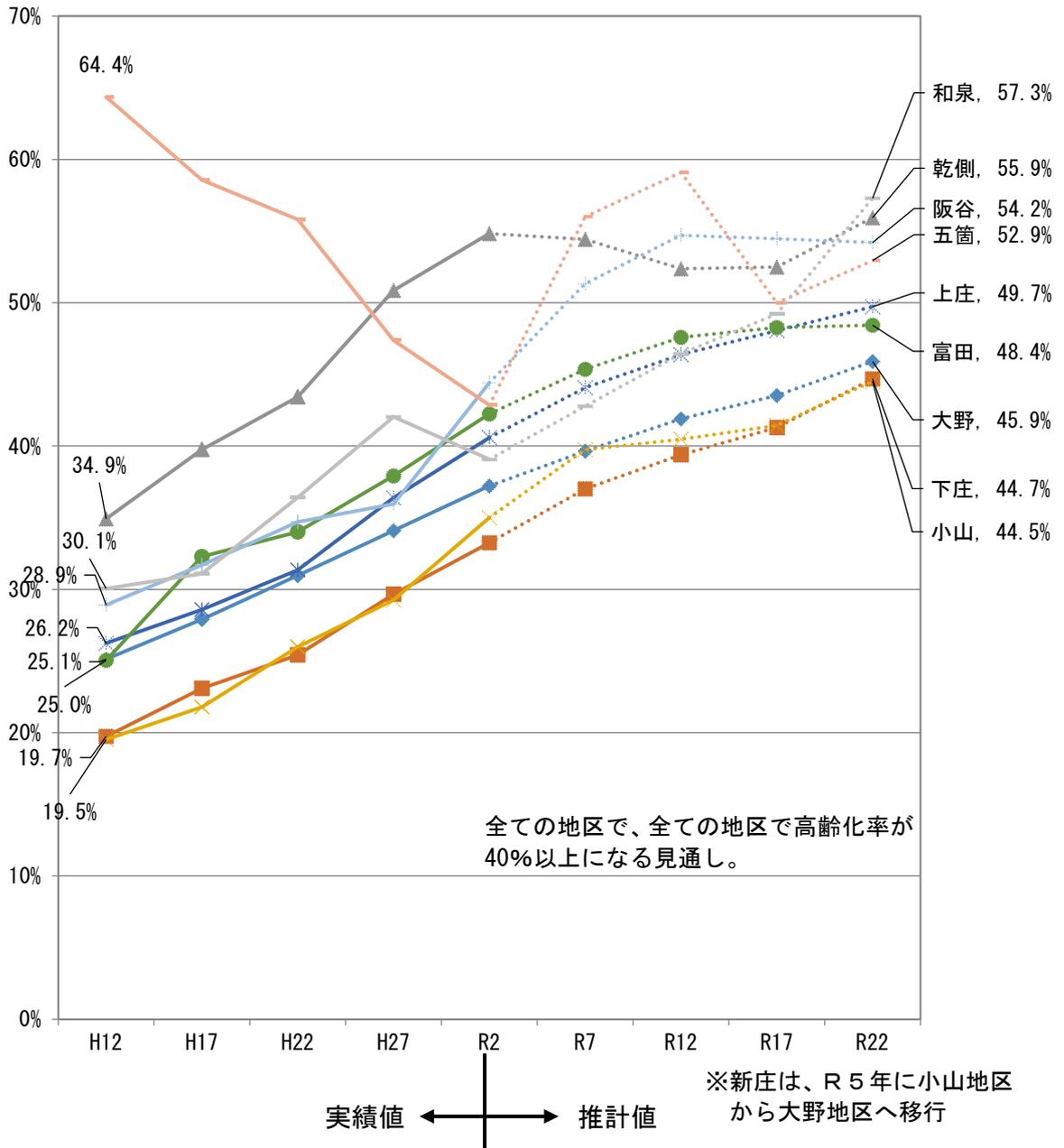


図 地区別高齢化率の推移

資料：H12 年～R2 年まで国勢調査、R7 年以降は国土技術政策総合研究所の将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）を用いた推計値

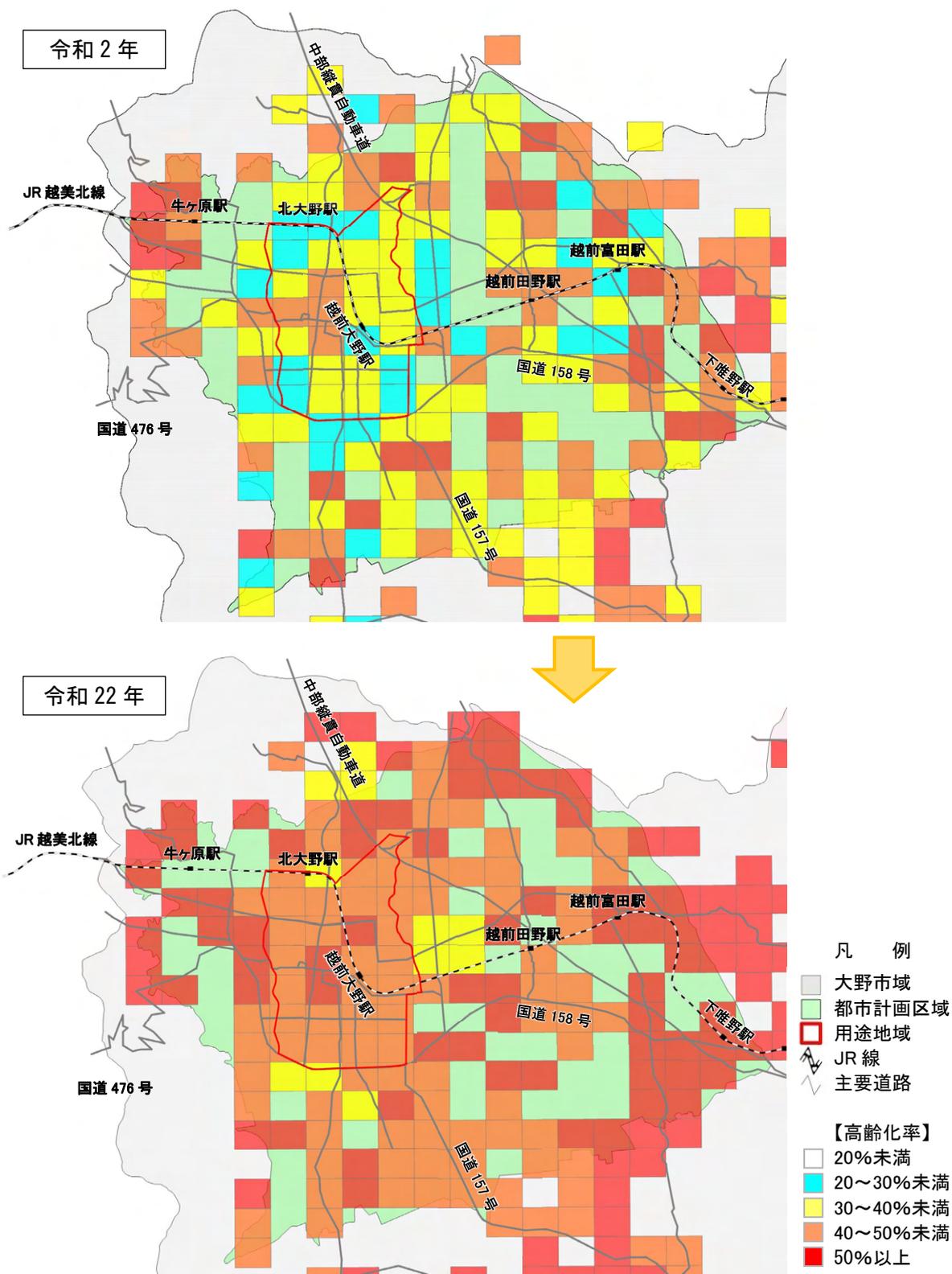


図 高齢化率の将来見通し

資料：R2 年は国勢調査、R22 年は国土技術政策総合研究所の将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）を用いた推計値

3. 現状及び将来見通しにおける課題の整理

(1) 生活サービス施設の利便性・持続可能性

① 医療施設

●医療施設利用圏の人口減少に伴い、施設の存続が困難になる恐れあり。

医療施設は、用途地域内の人口が集中するエリア（800人以上/メッシュ）に集積しており、利用圏人口カバー率も高い状況です。しかし、今後利用圏の人口は減少する見通しで、施設の存続が困難となることが予想されることから、徒歩でのアクセスが困難な空白地帯が発生する恐れがあります。

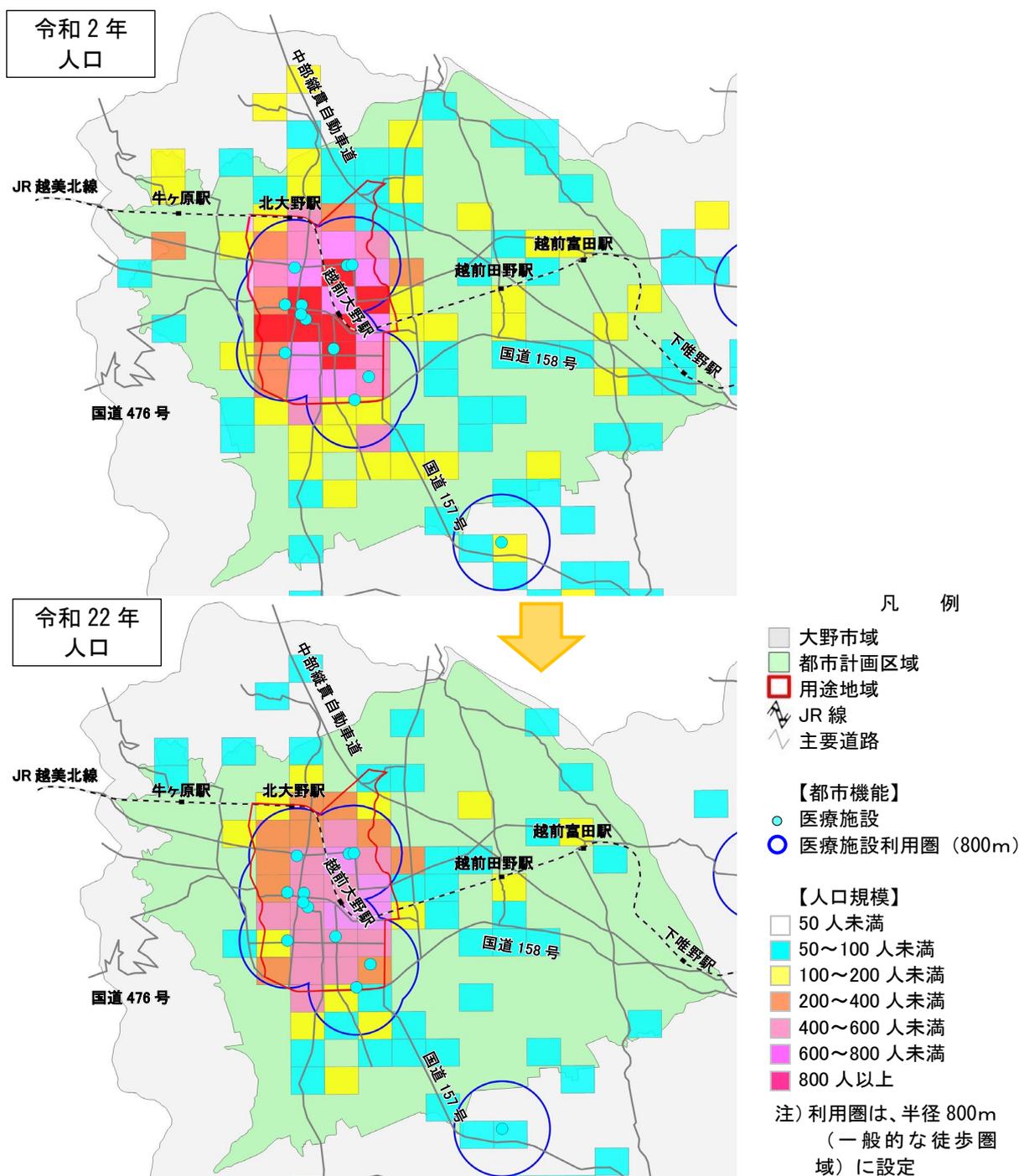


図 医療施設の立地状況と人口分布の将来見通し

② 福祉施設

●高齢者の増減により、福祉施設のエリア的・量的なミスマッチが生じる恐れあり。

福祉施設は、高齢者の多い用途地域内に主に集積しており、施設の利用圏も用途地域のほぼ全域をカバーしています。

総体的な高齢者人口は、用途地域の中心部では大きく減少するものの、用途地域の外縁部や用途地域外で高齢者人口が増加するエリアが点在することから、施設のエリア的・量的なミスマッチが生じる恐れがあります。

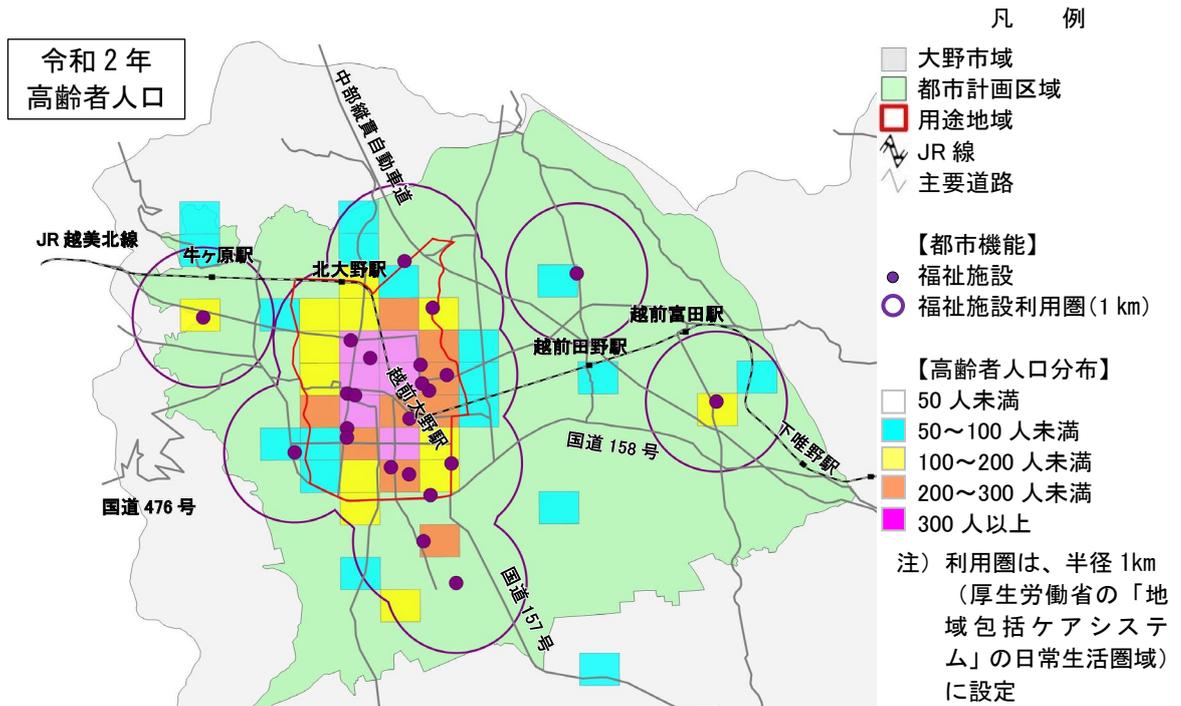


図 福祉施設の立地状況と高齢者人口の分布

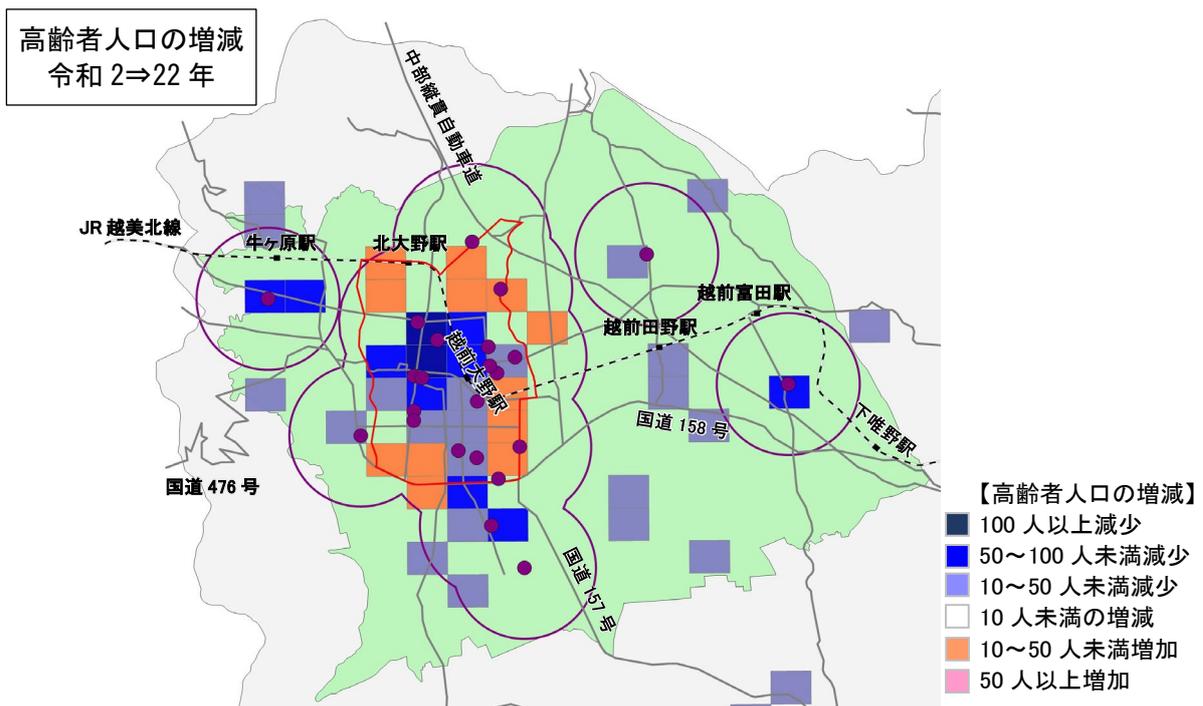


図 福祉施設の立地状況と高齢者人口の増減

③ 商業施設

●商業施設利用圏の人口減少に伴い、施設の存続が困難になる恐れあり。

延床面積 1,500 m²以上の商業施設の多くは、幹線道路沿線に立地するロードサイド型で、利用圏や人口集積に関係なく立地しています。

一方、延床面積 1,500 m²未満の中規模店舗やコンビニエンスストアの多くは、人口が集中する用途地域内に集積しており、利用圏人口カバー率も高い状況です。しかし、今後利用圏の人口は減少する見通しで、施設の存続が困難となることが予想されることから、徒歩でのアクセスが困難な空白地帯が発生する恐れがあります。

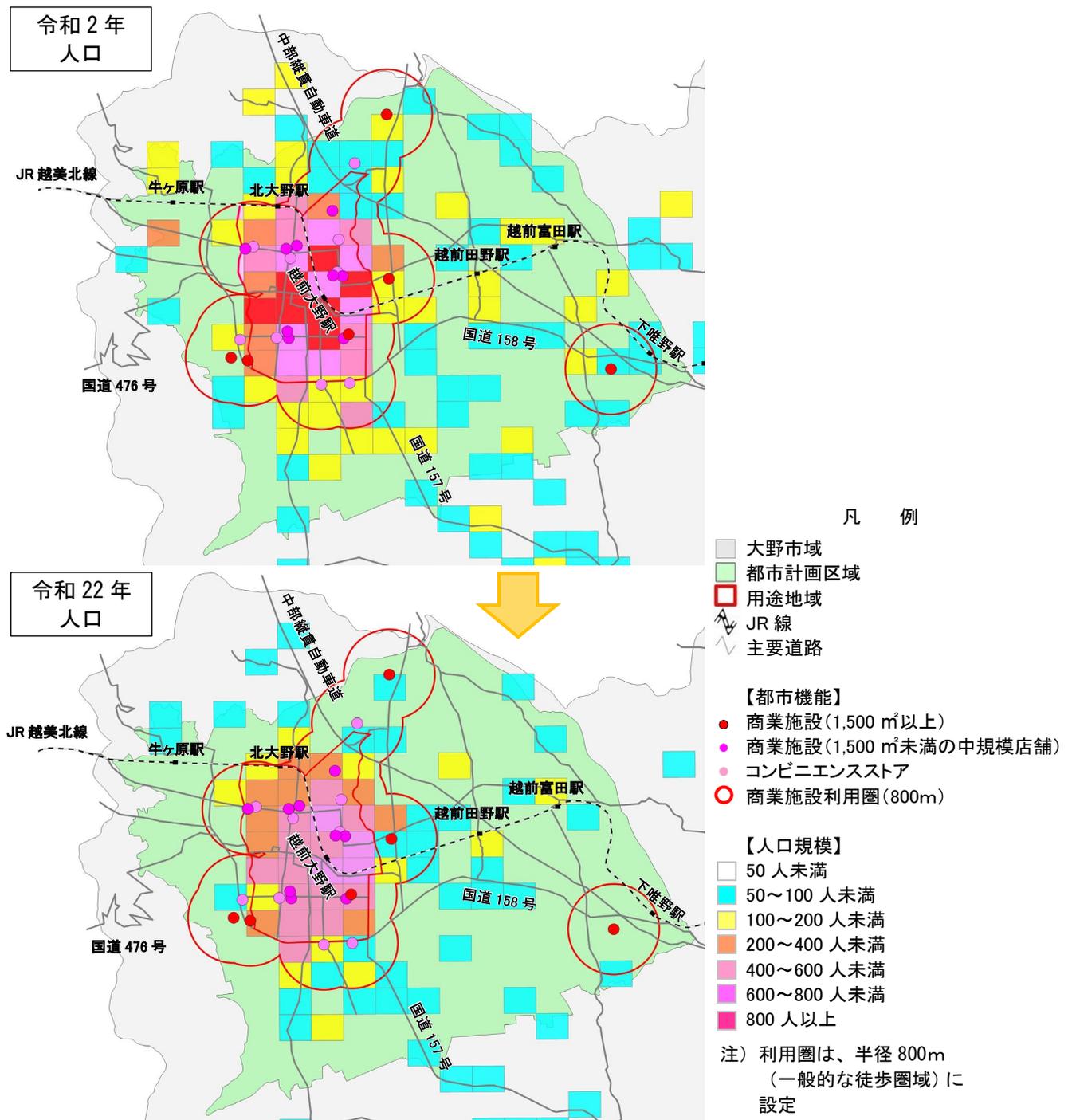


図 商業施設の立地状況と人口分布の将来見通し

④ 教育施設等（小・中学校、高等学校、幼稚園、保育所）

●人口減少社会や多様な子育てニーズに対応するため、施設を適正に配置することが重要。

教育施設は、用途地域内や富田、小山、上庄（都市計画区域外）等の旧村の中心部に立地しています。将来的な人口減少を考慮しながらも多様な子育て・教育ニーズに対応するため、将来を担う児童生徒の教育環境の充実に向け、小中学校再編計画や子ども・若者計画に基づく取り組みが重要となります。

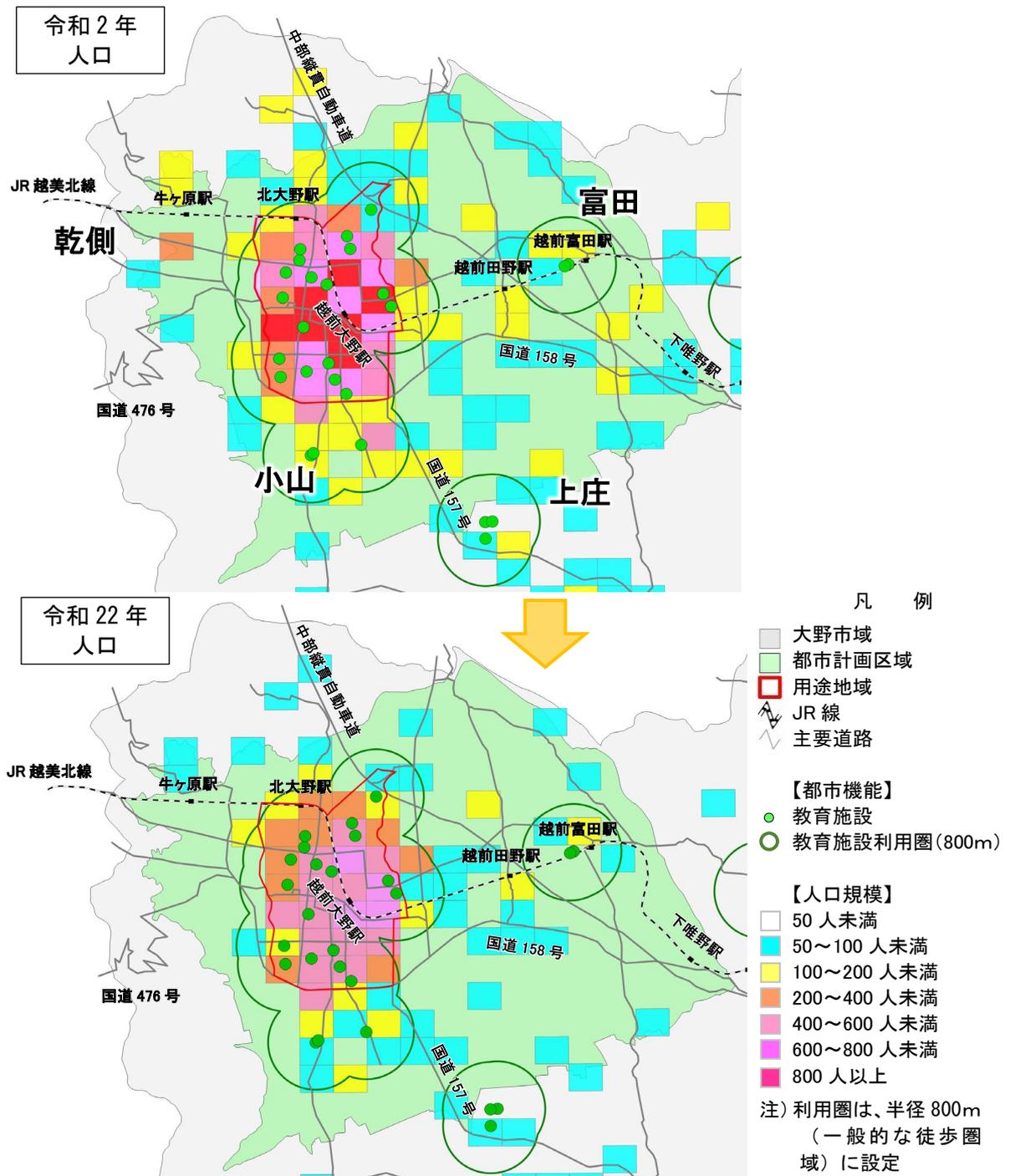


図 教育施設の立地状況と人口分布の将来見通し

⑤ 子育て支援施設

●子育て支援施設利用圏の人口減少に伴い、施設の存続が困難になる恐れあり。

子育て支援施設は、人口が集中する用途地域内に集積しており、利用圏人口カバー率も高い状況です。しかし、将来的に人口が減少した場合、施設の存続が困難になることが予想されることから、施設機能の集約化や移転などの取り組みが重要となります。

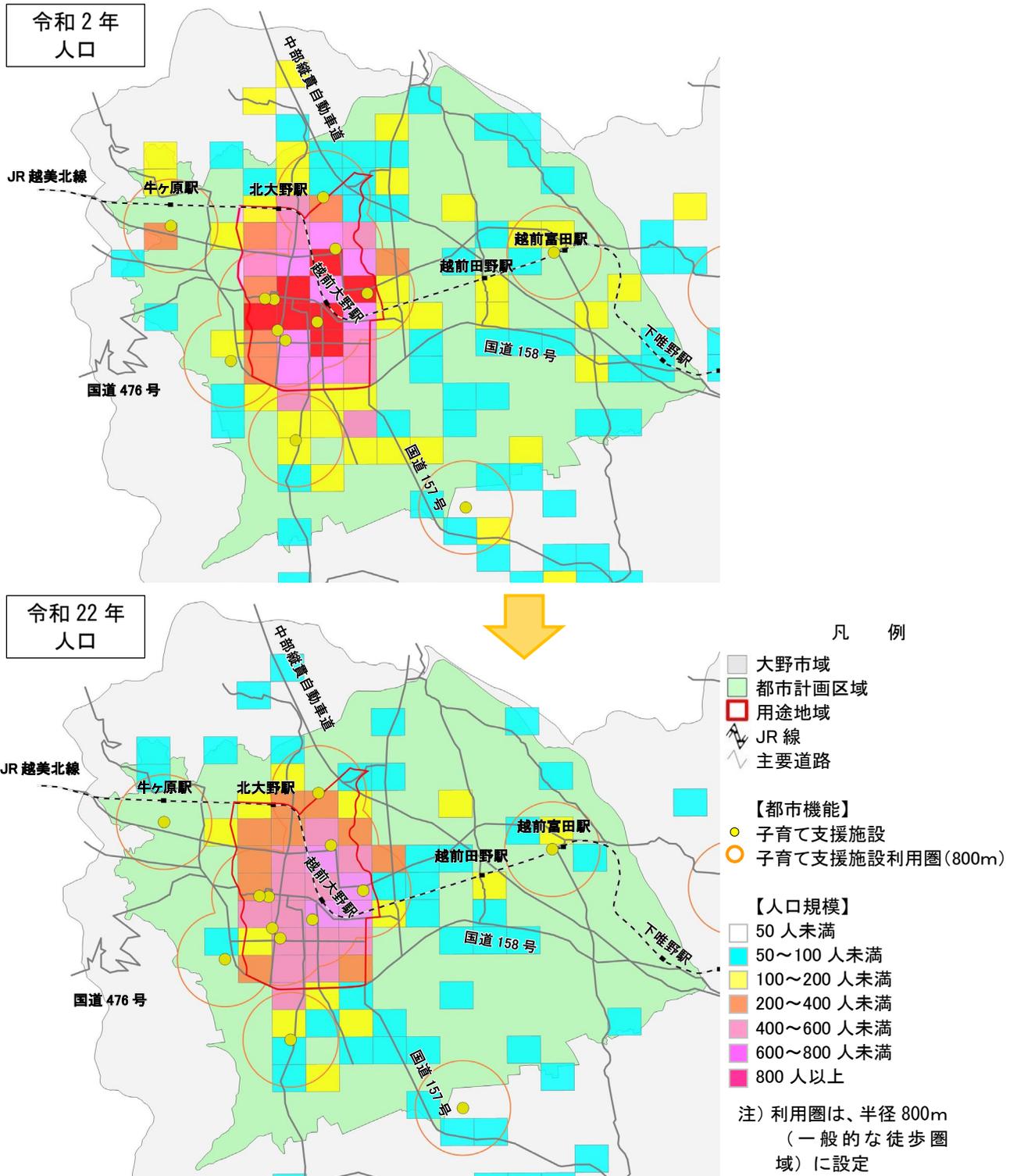


図 子育て支援施設の立地状況と人口分布の将来見通し

⑥ その他公共施設

● 徒歩圏内で身近に公共施設を利用できる人の割合が減少する恐れあり。

その他公共施設の利用圏は、用途地域のほぼ全域をカバーしていますが、今後利用圏の人口は減少する見通しです。市役所、図書館、文化施設等の公共施設は、人口減少に関わらず必要な施設ですが、用途地域内の人口が減少すると、徒歩圏内で身近に公共施設を利用できる人口の割合が減少し、結果的に行政サービスの低下につながる恐れがあります。

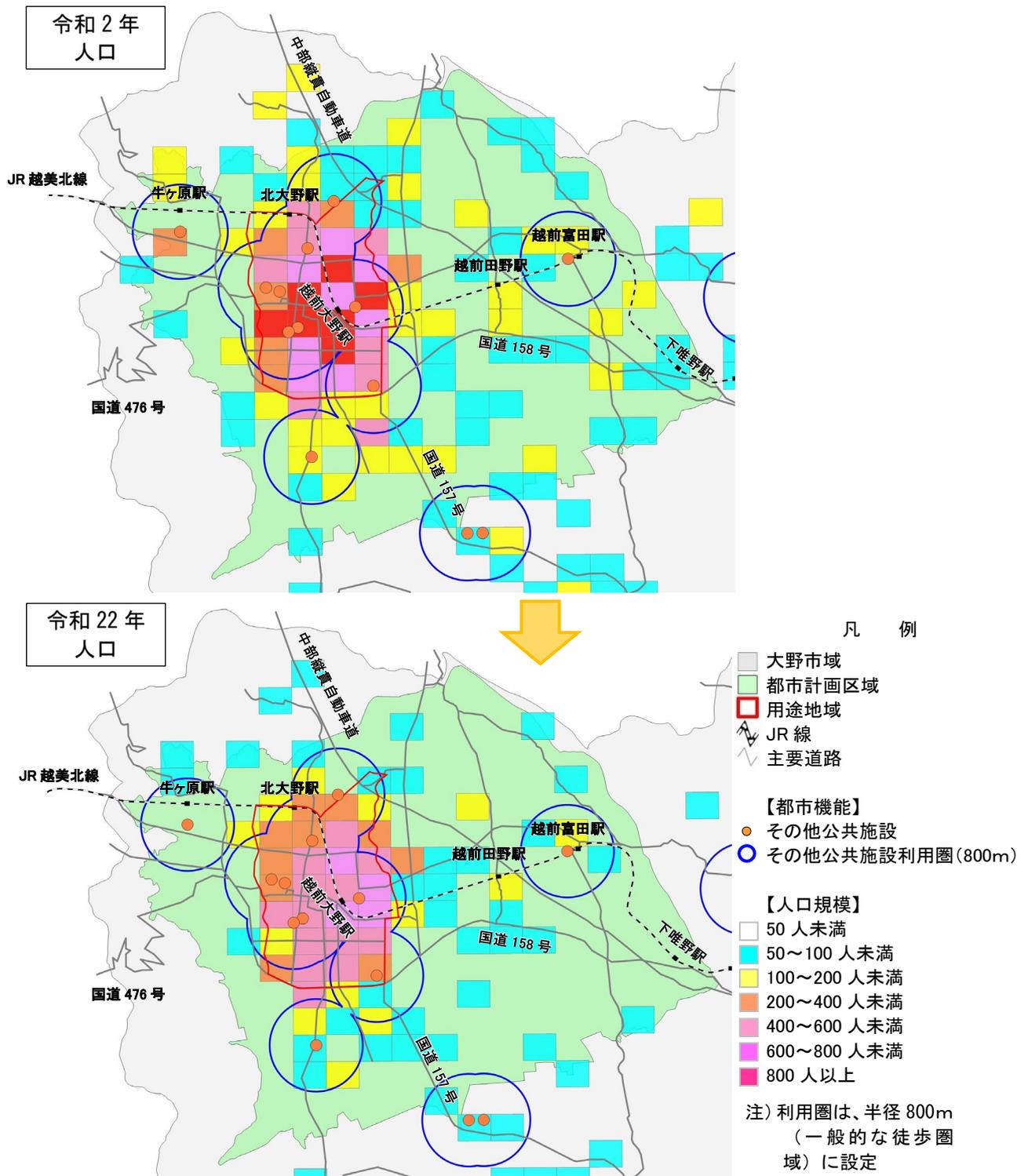


図 その他公共施設の立地状況と人口分布の将来見通し

(2) 公共交通の利便性・持続可能性

●人口減少に伴う負のスパイラルにより、公共交通サービスが低下する恐れあり。

公共交通は、人口が集中する用途地域を中心に運行されていますが、今後、用途地域の人口は著しく減少すると見込まれており、利用者の減少に伴う財政負担の増加や事業者の運営悪化により、サービス水準の低下を招く恐れがあります。

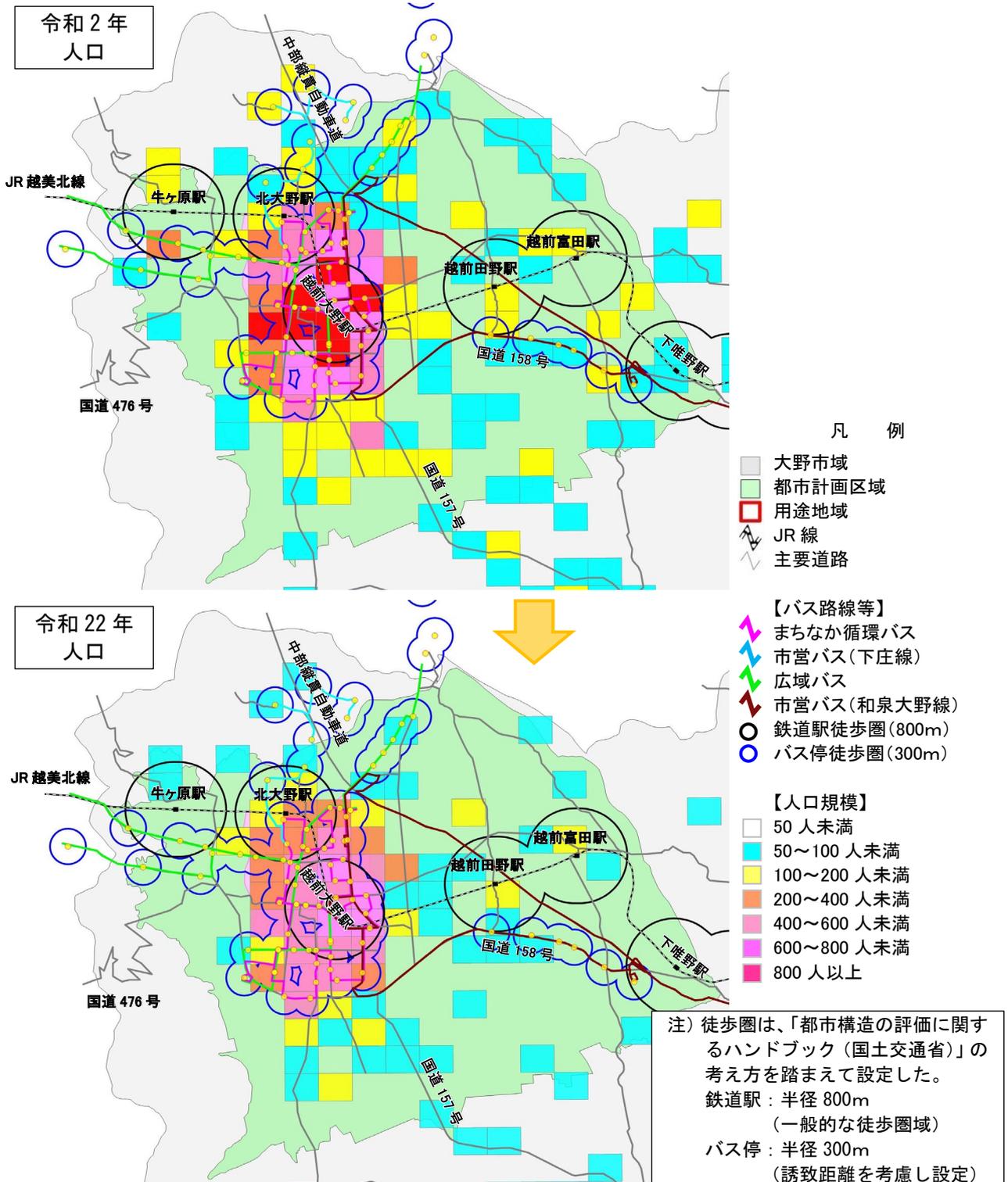


図 公共交通と人口分布の将来見通し

(3) 公共施設の効率的な活用

① 都市計画道路

●骨格道路が充実した市街地の人口減少により、インフラ整備の効果を低減させる恐れあり。

都市計画道路は、人口が集中する用途地域内での整備が進んでいます。骨格道路が充実したエリアで人口減少が進むと、これまでのインフラ整備の効果を低減させる恐れがあります。

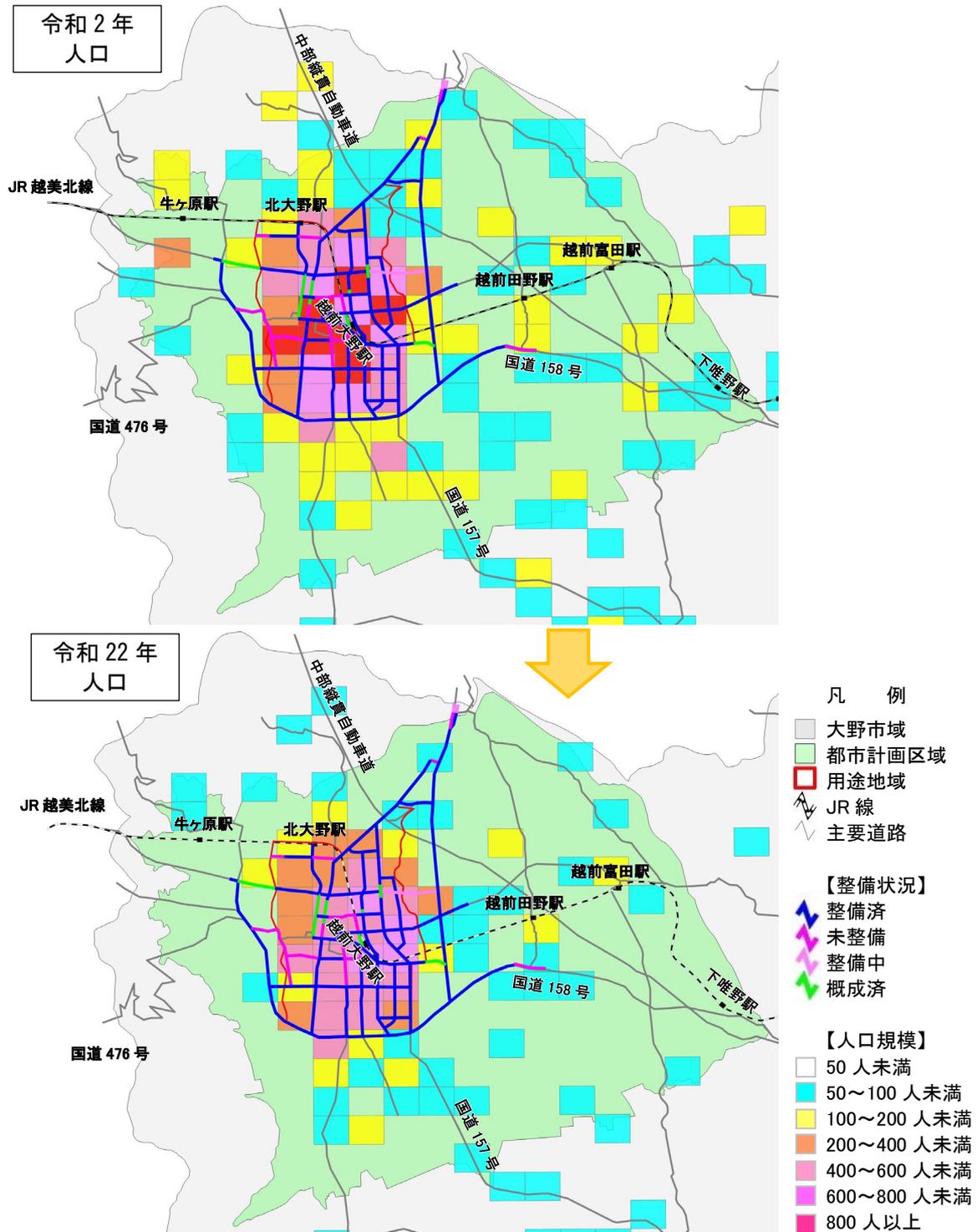


図 都市計画道路の整備状況と人口分布の将来見通し

② 都市公園

●都市公園が充実した市街地の人口減少により、インフラ整備の効果を低減させるほか、公園を地域主体で維持管理していくことが困難になる恐れあり。

公園の利用圏は、用途地域のほぼ全域をカバーしていますが、今後、利用圏の人口は減少する見通しです。これに伴い施設利用者の減少や地域主体の維持管理体制が維持できなくなった場合、公園が荒廃し、居住環境の低下につながる恐れがあります。

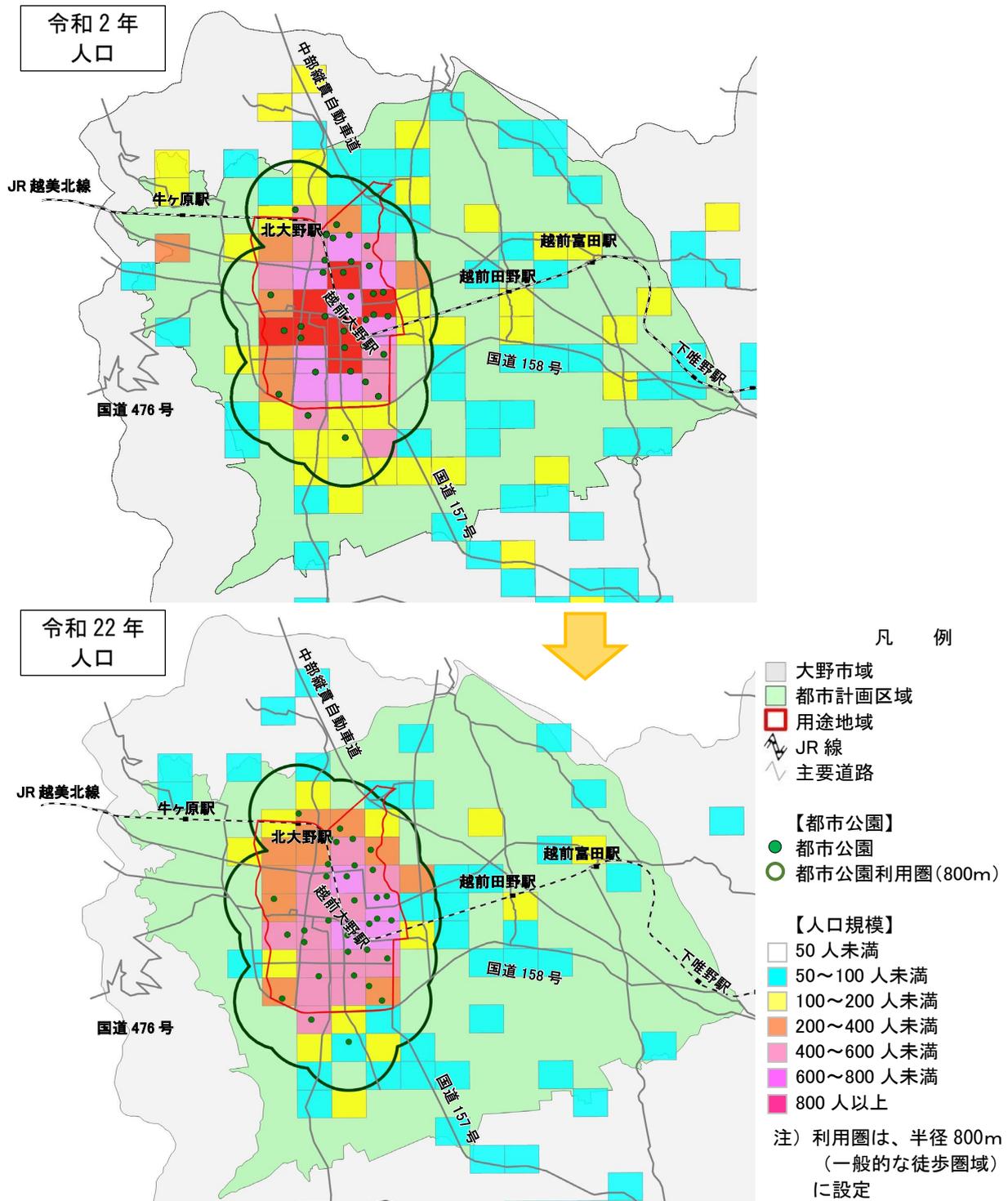


図 都市公園と人口分布の将来見通し

(4) 現状及び将来見通しにおける課題

人口減少、少子化・高齢化が進んでおり、今後もその傾向が続くと推計されています。

- ・特に市街地中心部での人口減少が顕著となる見通し。
- ・高齢者人口は総体的に減少するが、用途地域外縁部、用途地域外の各所では増加する見通し。

[生活サービス施設の利便性、持続可能性]

生活サービス施設の利便性が低下する恐れがあります。

- ・市街地における人口減少、人口密度の低下による生活サービス施設の一部撤退
→生活サービス施設空白地帯の発生

[公共交通の利便性、持続可能性]

公共交通サービスが低下する恐れがあります。

- ・公共交通サービスが充実する市街地中心部の人口減少による利用者数の減少
→運営に係る財政負担の増加 →サービス水準の低下 →公共交通空白地帯の発生

[公共施設の効率的な活用]

都市を効率的に維持できなくなる恐れがあります。

- ・インフラが充実した市街地の人口減少による整備効果の低減
- ・市街地の拡散による維持・管理の非効率化

[高齢者の福祉・健康]

今後、高齢者が暮らしにくい環境になる恐れがあります。

- ・高齢者人口の分布が変化することで、医療・福祉施設の量的・エリア的不足やミスマッチ
- ・公共交通のサービス水準の低下

[財政の健全性]

財政状況は、ますます厳しくなることが懸念されます。

- ・人口減少による税収のさらなる減少
- ・市街地の低密度化等を要因とする中心部の地価下落による税収のさらなる低下
- ・高齢化の進行による民生費のさらなる増加
- ・公共施設やインフラ等の老朽化対策に伴う維持管理のさらなる増加

人口減少下において健全な都市を持続させるためには、
無駄の少ないコンパクトなまちづくりを推進し、
生活の利便性を維持することが必要

第3章 防災指針

1. 防災指針について

(1) 防災指針策定の背景

人口減少社会において健全な都市を持続させるためには、無駄の少ないコンパクトなまちづくりを推進し、生活の利便性を維持することが必要であることから、本市では、平成30年3月に立地適正化計画を策定・公表し、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めて、都市機能や居住の誘導を図り、誰もが安全・安心、健康、快適に暮らし続けることができるコンパクトな都市づくりを進めてきました。

近年、全国各地で水害をはじめとした大規模な自然災害が発生しており、居住誘導区域内で浸水被害を受けるなど、立地適正化計画における都市機能や居住の誘導にあたってどのように安全を確保するかという課題が浮き彫りとなりました。

このため、国では、令和2年9月に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画に防災指針を定めることとしました。

防災指針とは、近年、頻発・激甚化する自然災害を踏まえ、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能確保を図るための指針であり、災害ハザードエリアにおける具体的な取組と併せて定めることとされています。

本市においても床下浸水等の被害が発生した令和4年8月豪雨など、洪水や土砂災害などの自然災害が度々発生しています。激甚化、頻発化する傾向にある洪水などの自然災害に備えるため、防災指針を策定し都市の防災性の向上を推進していきます。

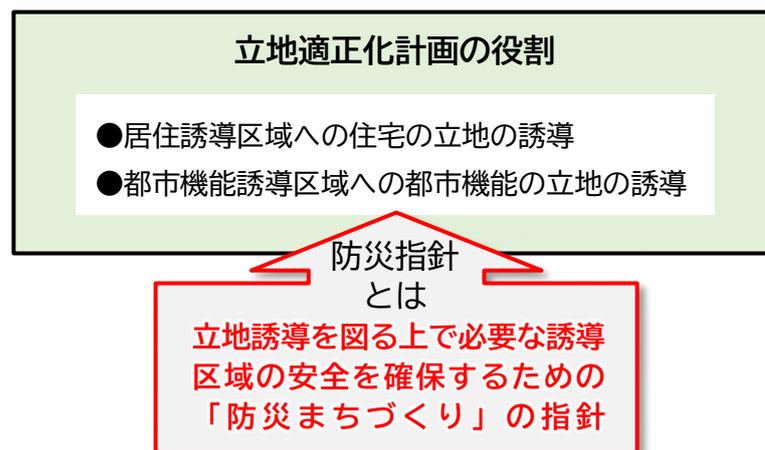


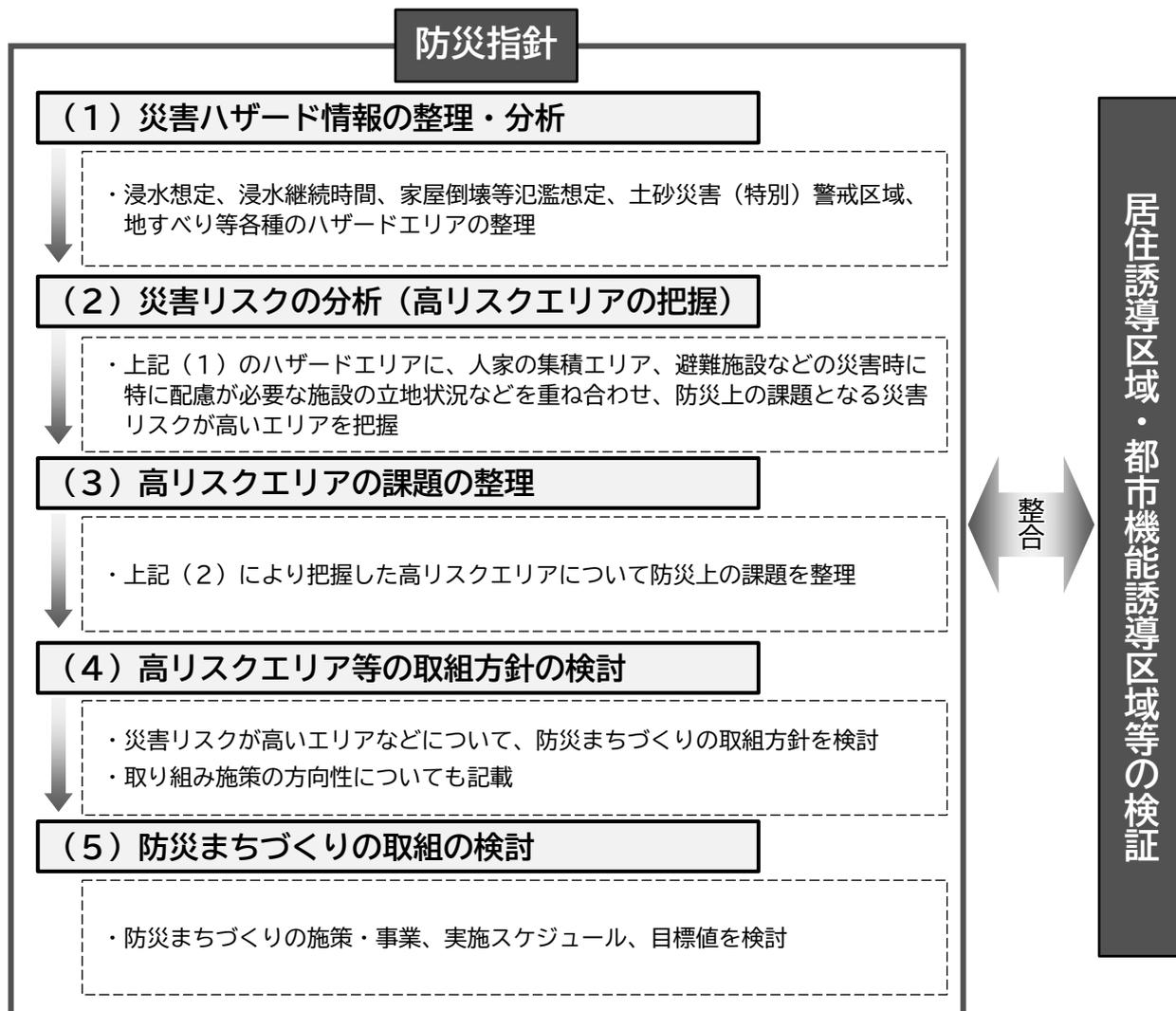
図 立地適正化計画の役割と防災指針の関係

(2) 防災指針策定の流れ

立地適正化計画の対象とする区域における災害ハザードエリアに関する情報を整理・分析しつつ、人口や人家の分布状況、避難施設などの施設の立地状況に関する情報と重ね合わせ、災害リスクが高いエリアを把握します。

災害リスクが高いエリアの状況など分析結果から防災上の課題を整理し、居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直しの必要性を含め、防災まちづくりの取組方針を定めるとともに、取組方針に基づく具体的な取組、実施スケジュールを検討します。

■防災指針作成のフロー



2. 災害リスクの分析と課題の整理

(1) 分析対象とする災害ハザードの整理

①水害（洪水、雨水出水、津波、高潮）と土砂災害

分析の対象とする災害ハザード情報は、「都市計画関連の規制等」における全てのレッドゾーンと、イエローゾーンのうち「災害発生時の危険度が高い地域」を基本とします。ただし、「浸水被害防止区域（レッドゾーン）」、「津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）」、「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」は、市内に区域指定がないため分析の対象外とします。

これらの区域に加えて、必要に応じて、想定最大規模降雨時における浸水深 0.5m 以上の区域、浸水継続時間が 24 時間以上の区域を分析の対象とします。

表 都市計画関連の規制等におけるレッドゾーン

	災害ハザード	区域の概要
レッドゾーン	1) 災害危険区域 (急傾斜地崩壊危険区域)	建築基準法に基づく県・市の条例により、急傾斜地の崩壊、出水等による危険が著しいとして指定する区域 ※福井県の条例により急傾斜地崩壊危険区域（本表 3）の区域）が災害危険区域に指定
	2) 地すべり防止区域	ア) およびイ) を包括する地域 ア) 地すべり区域 ・地すべりしている区域 ・地すべりするおそれのきわめて大きい区域 イ) 地すべり区域に隣接する区域 ・地すべりを助長、誘発している地域 ・地すべりを助長、誘発するおそれがきわめて大きい区域
	3) 急傾斜地崩壊危険区域	崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が 30 度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのある区域
	4) 土砂災害特別警戒区域	土砂災害（土石流、急傾斜地、地すべり）が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域
	5) 浸水被害防止区域	洪水が発生した場合に高齢者等の要配慮者をはじめとする人の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがある区域
	6) 津波災害特別警戒区域	最大クラスの津波が発生した際に、建築物が損壊または浸水し、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域

表 都市計画関連の規制等におけるイエローゾーンのうち「災害発生時の危険度が高い地域」

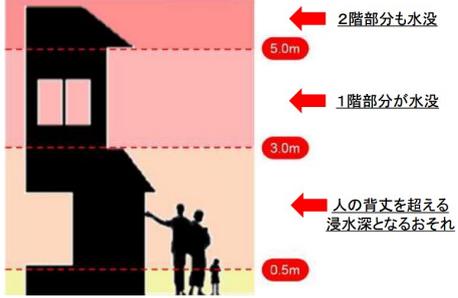
	災害ハザード	区域の概要
イエローゾーン	1) 想定浸水深が3m以上の区域	想定最大規模降雨時洪水で浸水した際の地面から水面までの深さが3mを超えると想定される区域
	2) 浸水継続時間が3日以上 の区域	想定最大規模降雨時に浸水深が0.5mを超える時間が3日以上継続すると想定される区域
	3) 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流・河岸浸食)	氾濫流：堤防決壊等により、木造家屋が倒壊等するような氾濫流が発生するおそれがある区域 河岸浸食：木造・非木造の家屋が倒壊するような河岸浸食が発生するおそれがある区域 ※いずれも想定最大規模降雨による浸水または氾濫の区域
	4) 土砂災害警戒区域	土砂災害（土石流、急傾斜地、地すべり）が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域
	5) 津波災害警戒区域	最大クラスの津波が発生した際に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがある区域

②その他の災害

地震に関する災害については、大規模地震時における家屋倒壊や延焼について災害発生時の危険度が高いハザードとして分析の対象とします。

また、雪に関する災害については、影響の範囲や程度を即地的に定めることが困難であることから、分析の対象としません。

表 イエローゾーンや地震に関する災害ハザードを分析の対象とする理由

災害ハザード	分析の対象とする理由(災害リスク)																																			
①-1)-1 想定浸水深が3m以上の区域	<p>浸水深が 3m以上になると、一般的な家屋(2階建て)では、2 階部分が床上浸水するため、垂直避難が困難になります。</p> <p>また、浸水深 0.5m以上で、平屋建ての家屋では、1階部分が床上浸水するため、垂直避難が困難になります。</p> 																																			
①-1)-2 想定浸水深が0.5m以上3.0m未満の区域																																				
①-2)-1 浸水継続時間が3日以上	<p>各家庭の飲料水や食料等の備蓄は3日分以内の家庭が多いと推察され、3日以上孤立すると健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがあります。(資料:立地適正化計画作成の手引き)</p>																																			
①-2)-2 浸水継続時間が1日以上	<p>※高齢者、乳幼児、妊婦、身障者などの場合、体力面や投棄などの事情により、電気や水道、トイレなどのインフラが 24 時間以上機能停止すると、体調に影響を及ぼす可能性が高まると考えられることから、参考的に浸水継続時間が 24 時間以上の区域について分析します。</p>																																			
①-3) 家屋倒壊等氾濫想定区域	<p>洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫流が発生するおそれがある範囲であり、屋内に避難した場合でも災害に巻き込まれる危険があります。</p>  <p>写真・図 氾濫流や河岸浸食による家屋への被害 出典:国土交通省、厚木市</p>																																			
①-4) 土砂災害警戒区域	<p>建築活動が制限されるわけではないが、土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域であり、安心して住み続ける区域としてはふさわしくありません。</p>																																			
②-1 大規模地震時に倒壊するおそれがある家屋	<p>耐震基準とは、一定の強さの地震に耐えられるよう、建築基準法が定めた最低限クリアすべき基準であり、大地震が発生するたびに直視されています。</p> <p>1981年(昭和56年)に行われた改正は、耐震基準の節目とされており、1981年(昭和56年)5月31日までの基準は「旧耐震基準」、同年6月1日以降の耐震基準は「新耐震基準」と呼ばれています。</p> <table border="1" data-bbox="746 1227 1391 1464"> <caption>表 耐震基準</caption> <thead> <tr> <th>耐震基準</th> <th>震度5程度の中地震</th> <th>震度6強程度の大地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧耐震基準 (1981年5月31日以前)</td> <td>倒壊・崩壊しない</td> <td>(基準なし)</td> </tr> <tr> <td>新耐震基準 (1981年6月1日以降)</td> <td>軽微なひび割れ程度にとどまる</td> <td>倒壊・崩壊しない</td> </tr> </tbody> </table>	耐震基準	震度5程度の中地震	震度6強程度の大地震	旧耐震基準 (1981年5月31日以前)	倒壊・崩壊しない	(基準なし)	新耐震基準 (1981年6月1日以降)	軽微なひび割れ程度にとどまる	倒壊・崩壊しない																										
耐震基準	震度5程度の中地震	震度6強程度の大地震																																		
旧耐震基準 (1981年5月31日以前)	倒壊・崩壊しない	(基準なし)																																		
新耐震基準 (1981年6月1日以降)	軽微なひび割れ程度にとどまる	倒壊・崩壊しない																																		
②-2 木造住宅等が密集する区域	<p>古い木造家屋が密集する区域では、一度火災が起きると、軒裏や屋根等を伝って火災が延焼し、大きな災害に至る恐れがあります。</p> <p>こうした市街地における安全性を向上するため防火区域・準防火区域を定めます。</p> <p>■防火地域・準防火地域の建築制限のまとめ</p> <table border="1" data-bbox="448 1682 1425 1946"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類 延床面積 階数</th> <th colspan="2">防火地域</th> <th colspan="3">準防火地域</th> </tr> <tr> <th>100㎡以下</th> <th>100㎡超</th> <th>500㎡以下</th> <th>500㎡超 1,500㎡以下</th> <th>1,500㎡超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4階以上</td> <td colspan="2">耐火建築物</td> <td colspan="3">耐火建築物</td> </tr> <tr> <td>3階建</td> <td colspan="2">耐火建築物</td> <td colspan="3">耐火建築物</td> </tr> <tr> <td>2階建</td> <td colspan="2">準耐火建築物</td> <td colspan="3">準耐火建築物</td> </tr> <tr> <td>平屋建</td> <td colspan="2">準耐火建築物</td> <td colspan="3">準耐火建築物</td> </tr> </tbody> </table> <p>耐火建築物とは、火災が自然鎮火するまでの間、放置されても倒壊するほどの変形や損傷がなく、延焼もしないで耐えることができる建築物のことで、準耐火建築物とは、耐火建築物ほどの耐火性能はありませんが、火災時に一定時間は倒壊や延焼を防ぐ耐火性能をもつ建築物のことで、</p>	分類 延床面積 階数	防火地域		準防火地域			100㎡以下	100㎡超	500㎡以下	500㎡超 1,500㎡以下	1,500㎡超	4階以上	耐火建築物		耐火建築物			3階建	耐火建築物		耐火建築物			2階建	準耐火建築物		準耐火建築物			平屋建	準耐火建築物		準耐火建築物		
分類 延床面積 階数	防火地域		準防火地域																																	
	100㎡以下	100㎡超	500㎡以下	500㎡超 1,500㎡以下	1,500㎡超																															
4階以上	耐火建築物		耐火建築物																																	
3階建	耐火建築物		耐火建築物																																	
2階建	準耐火建築物		準耐火建築物																																	
平屋建	準耐火建築物		準耐火建築物																																	

(2) 災害リスクの分析

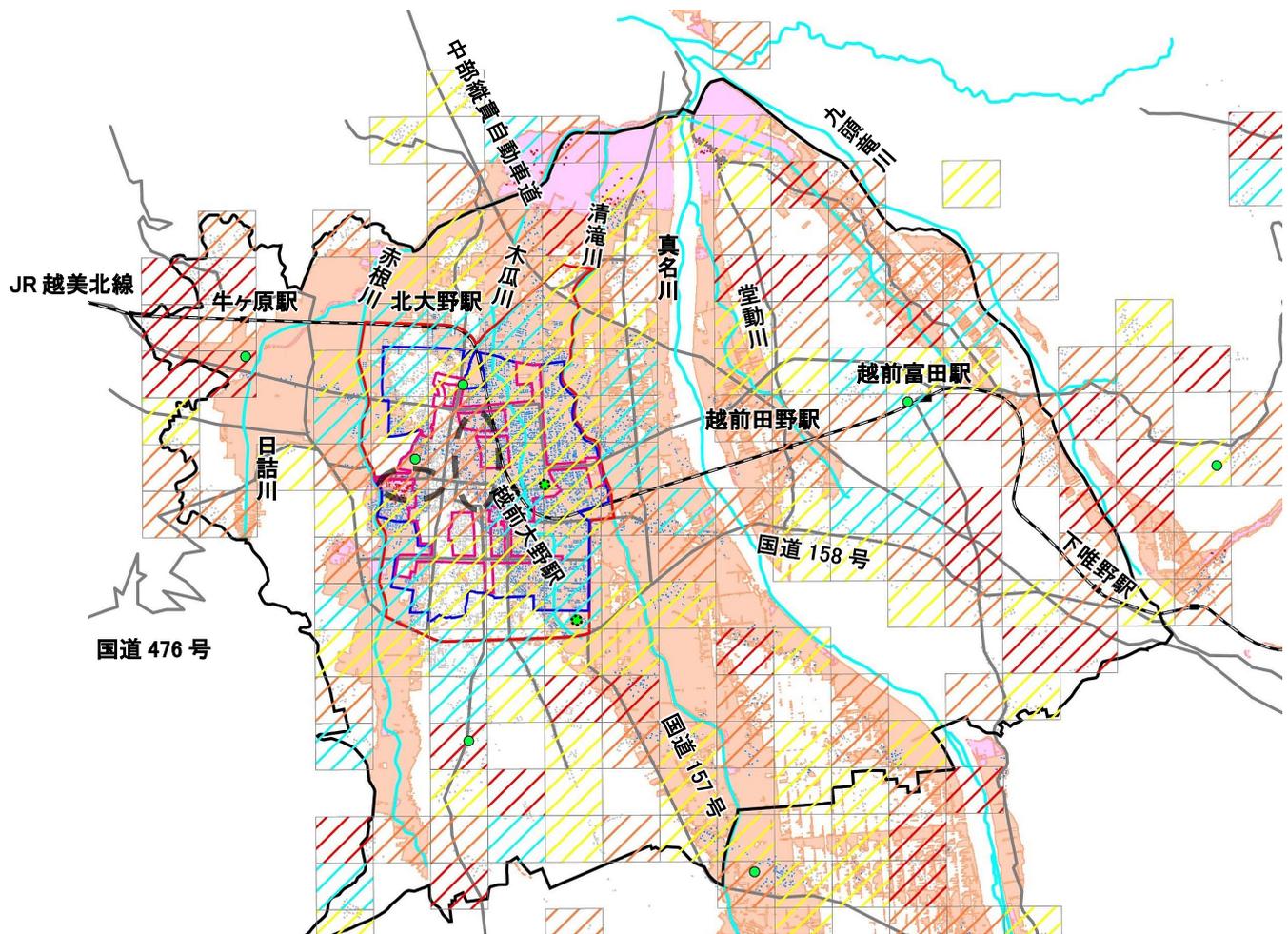
各種の災害に起因するリスクを踏まえ、リスク分析の視点を設定し、リスク分析に用いるハザード情報と都市の情報の重ね合わせを整理します。

災害リスクの内容別リスク分析の視点と情報の重ね合わせ 必要十分なリスク分析の検討

	番号	リスク分析の視点	リスク分析に用いる情報の重ね合わせ				
			ハザード情報	×	都市の情報	×	区域
水害に関するリスク	分析1	水平避難に時間を要するエリア等の確認	浸水想定区域 (浸水深：0.5m以上)	×	住宅分布 避難所 高齢者分布（高齢化率）	×	都市機能 誘導区域
	分析2	浸水時に屋内での安全確保が困難なエリア等の確認	浸水想定区域 (浸水深：0.5m以上) (浸水深：3m以上)	×	階数別住宅分布	×	
	分析3	浸水時に長時間孤立するおそれがあるエリア等の確認	浸水継続時間 (24時間以上)	×	住宅分布 避難所、医療施設、福祉施設の分布	×	
	分析4	浸水時に利用可能な施設の確認	浸水想定区域 (浸水深：0.5m以上) (浸水深：3m以上)	×	避難所、医療施設、福祉施設の分布	×	
	分析5	洪水により家屋等が流出・倒壊するおそれがあるエリアの確認	家屋倒壊等氾濫想定区域	×	住宅分布 避難所、医療施設、福祉施設の分布	×	
土砂災害に関するリスク	分析6	斜面の崩壊等により人命や家屋が被害を受けるおそれがあるエリアの確認	急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害（特別）警戒区域 地すべり防止区域	×	住宅分布 避難所、医療施設、福祉施設の分布	×	用途地域
	分析7	緊急輸送道路が活用可能かを確認	急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害（特別）警戒区域 地すべり防止区域	×	緊急輸送道路	×	都市計画区域
地震に関するリスク	分析8	大規模な地震により倒壊するおそれがある家屋の分布を確認	地震による ゆれやすさ	×	住宅分布（建築年）	×	
	分析9	大規模な地震による火災が延焼するおそれがあるエリアの確認	地震による ゆれやすさ	×	住宅分布 防火地域、準防火地域	×	

【分析 1】 水平避難の実行可能性分析

リスク分析	情報の重ね合わせ	浸水想定区域 (想定最大規模、0.5m以上) × 指定避難所 × 高齢化率
	現状	<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域は、水平避難に時間を要する高齢者の割合が高いエリアが一部存在しますが、比較的指定避難所が近くに立地しています。 都市計画区域は広範囲に既存集落が点在しているため、水平避難に時間を要する高齢者の割合が高いエリアも広く分布しています。また、指定避難所まで距離があります。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 水平避難が必要な場合、指定避難所まで距離があるエリアの高齢者等は、早期の避難行動をしないと浸水後は水平避難が困難になるおそれがあります。



<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域 用途地域 居住誘導区域 (当初計画) 都市機能誘導区域 (当初計画) JR 線 主要道路 【指定避難所】^{注1)} 公民館 その他 	<p>凡 例</p> <p>【浸水想定区域】(想定最大規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水深 0.5m 以上 3.0m 未満 浸水深 3.0m 以上 <p>【住宅】^{注2)}</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水深 0.5m 以上 3.0m 未満に立地する住宅 浸水深 3.0m 以上に立地する住宅 	<p>【高齢化率】</p> <ul style="list-style-type: none"> 20%未満 20~30%未満 30~40%未満 40~50%未満 50%以上
---	--	--

注1) 避難所は、洪水時に利用可能な施設のみを表示。

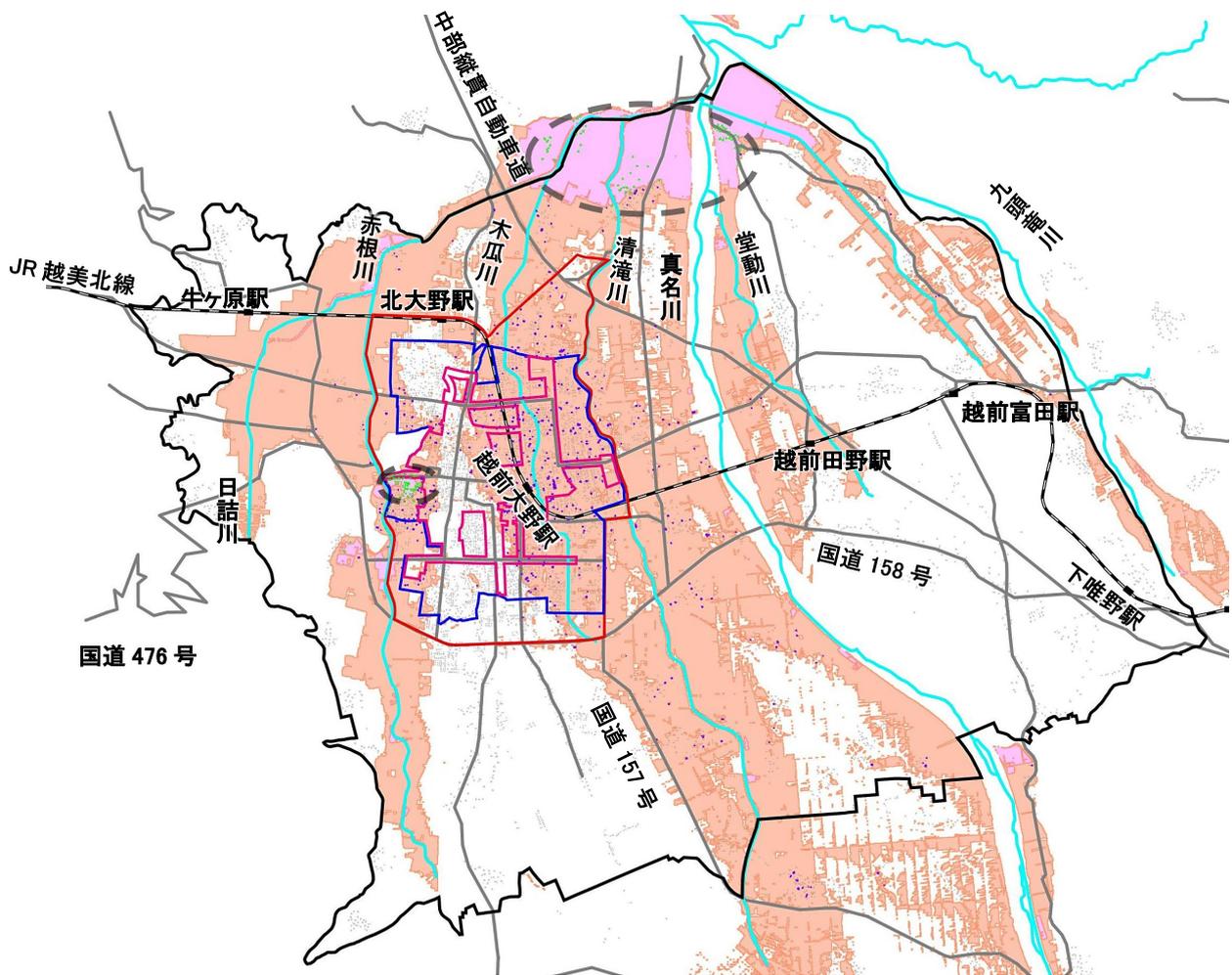
注2) 住居は、下記の種類を対象とする。

専用住宅 (一般用)、専用住宅 (農家用)、アパート、寄宿舎、併用住宅 (一般住宅用)、併用住宅 (農用)、併用住宅 (その他用)、農家住宅

資料：国勢調査、大野市庁内資料

【分析2】 垂直避難の実行可能性分析

リスク分析	情報の重ね合わせ	浸水想定区域 (想定最大規模、0.5m以上) × 住宅分布 × 建物階数
	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3.0m以上の浸水深が想定されるエリアに多くの住宅が立地しています。また、そのエリア内に立地する住宅の大半が2階建て以下となっています。 ・ 0.5m以上 3.0m未満の浸水深が想定されるエリアは広範に分布しています。また、そのエリア内に立地する住宅の約1割が1階建てとなっています。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅での垂直避難による安全確保が困難になるおそれがあります。



- 凡 例
- | | |
|----------------|-----------------------------|
| 都市計画区域 | 【住宅】 ^{注2)} |
| 用途地域 | 浸水深0.5m以上3.0m未満に立地する1階建ての住宅 |
| 居住誘導区域(当初計画) | 浸水深3.0m以上に立地する2階建て以下の住宅 |
| 都市機能誘導区域(当初計画) | 【浸水想定区域】(想定最大規模) |
| JR線 | 浸水深0.5m以上3.0m未満 |
| 主要道路 | 浸水深3.0m以上 |

注1) 住居は、下記の種類を対象とする。
 専用住宅(一般用)、専用住宅(農家用)、アパート、寄宿舎、併用住宅(一般住宅用)、併用住宅(農用)、併用住宅(その他用)、農家住宅

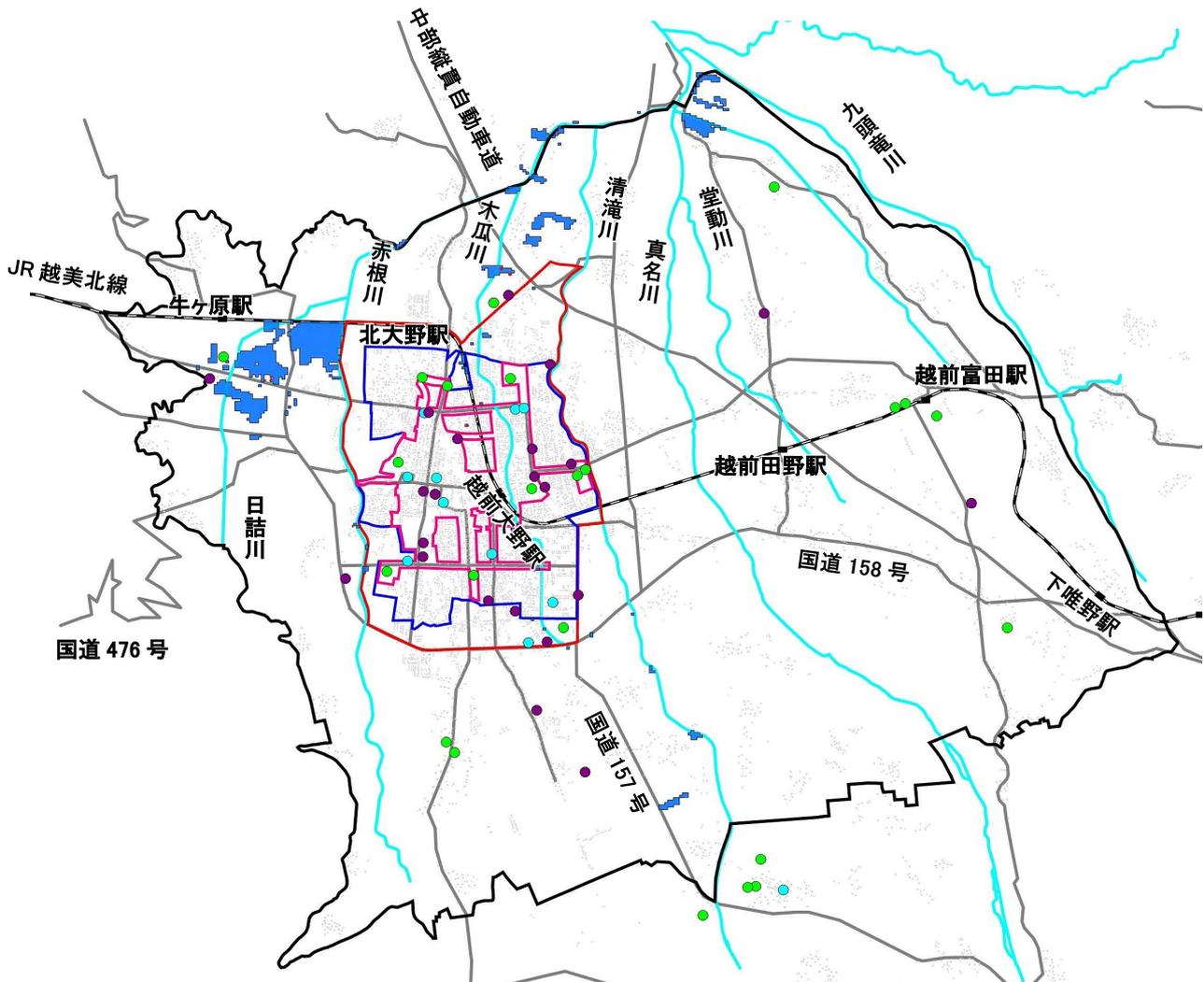
注2) 0.5m以上の浸水想定区域内にある住宅を対象。

注3) 3.0m以上の浸水想定区域内にある住宅を対象。

資料：国土数値情報
 大野市庁内資料

【分析3】 浸水継続による孤立の可能性

リスク分析	情報の重ね合わせ	浸水継続時間 (1日以上) × 住宅分布 (指定避難所、医療施設、福祉施設)
	現状	・浸水継続時間が1日以上エリアに都市機能などは立地していませんが、わずかながらの住宅が立地しています。
	課題	・エリア等も限定的であり、孤立するリスクは低いと考えられます。



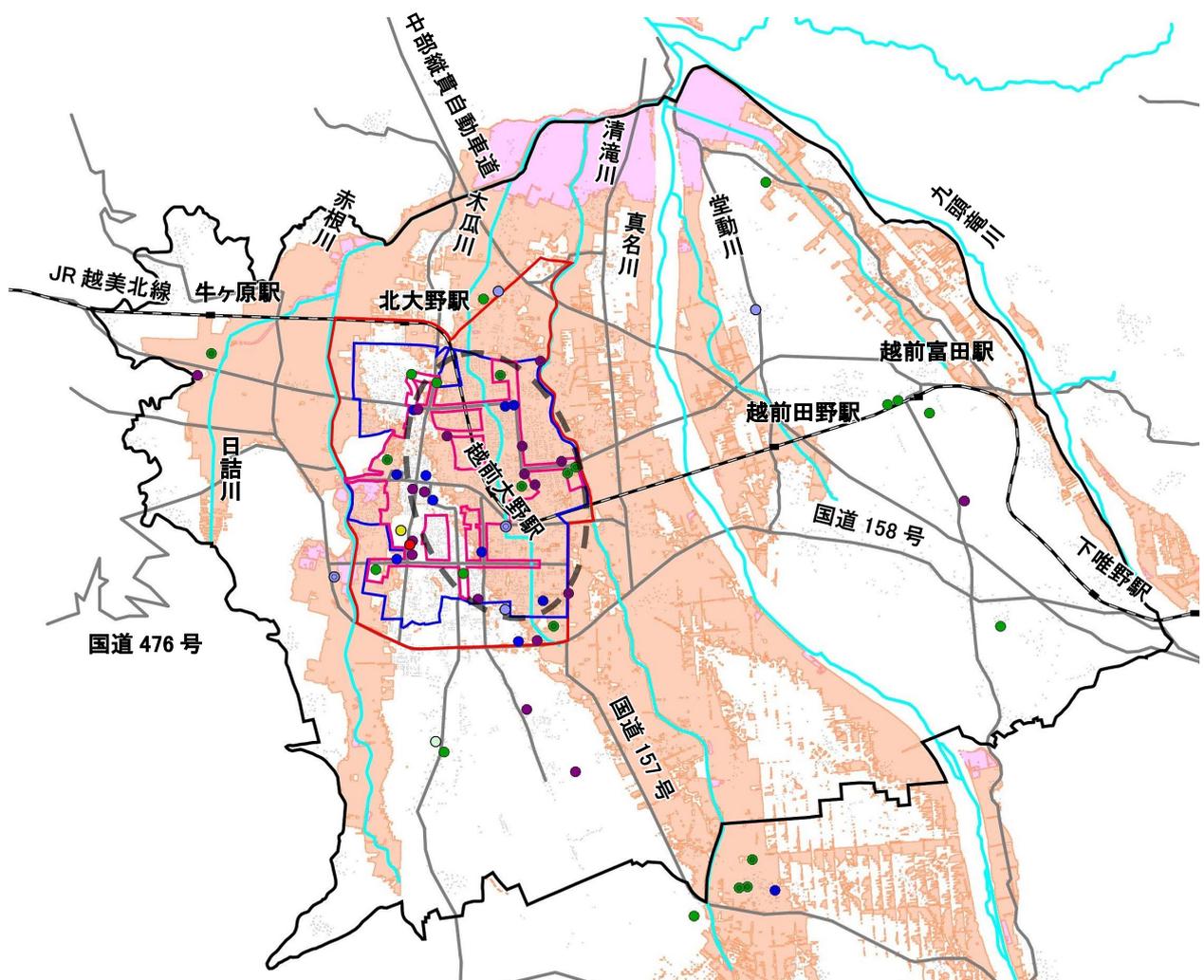
- 凡 例
- 都市計画区域
 - 用途地域
 - 居住誘導区域 (当初計画)
 - 都市機能誘導区域 (当初計画)
 - JR 線
 - 主要道路
 - 【浸水継続時間】^{注2)}
 - 浸水継続時間 1日以上 3日未満
 - 【孤立リスクのある住宅】^{注1)}
 - 浸水継続時間 1日以上 3日未満に立地する住宅
 - 【都市機能施設】
 - 指定避難所
 - 医療施設
 - 福祉施設

注1) 住居は、下記の種類を対象とする。
 専用住宅（一般用）、専用住宅（農家用）、アパート、寄宿舎、併用住宅（一般住宅用）、併用住宅（農用）、併用住宅（その他用）、農家住宅

資料：国土数値情報
 大野市庁内資料

【分析4】 浸水による都市機能の機能停止・低下の可能性

リスク分析	情報の重ね合わせ	浸水想定区域 (想定最大規模、0.5m以上) × 都市機能分布 (指定避難所、医療施設、福祉施設)
	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域内においては、浸水深さ 0.5m 以上のエリアに半数以上の都市機能が立地しています。 ・居住誘導区域外では、浸水深さ 0.5m 以上のエリアに数件ながら都市機能が立地しています。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水により都市機能が機能停止や機能低下するおそれがあります。



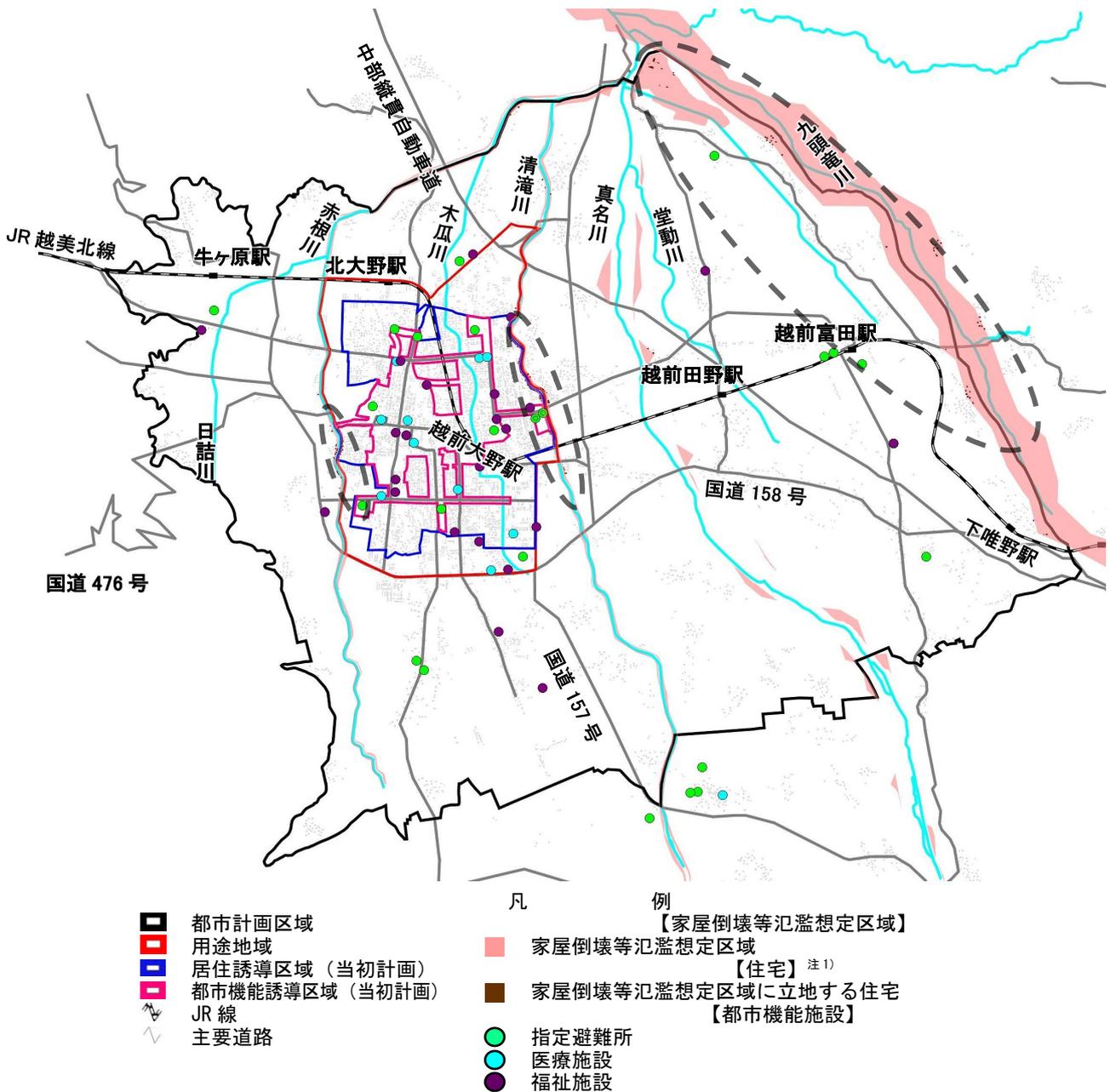
- 凡
- 都市計画区域
 - 用途地域
 - 居住誘導区域 (当初計画)
 - 都市機能誘導区域 (当初計画)
 - JR 線
 - 主要道路
- 【浸水想定区域】 (想定最大規模)
- 浸水深 0.5m 以上 3.0m 未満
 - 浸水深 3.0m 以上
- 例
- 【都市施設】 注1) 注2)
- 指定避難所 (1階建て)
 - 指定避難所 (2階建て以上)
 - 福祉施設 (1階建て)
 - 福祉施設 (2階建て以上)
 - 医療施設 (2階建て以上)
 - 消防署
 - 市役所

注1) 避難所は、洪水時に利用可能な施設のみを表示。ただし、洪水時に利用可能な予備の指定避難所は都市計画区域外にあるため、本図面では表示していない。
 注2) 浸水想定区域内にある施設は二重丸 (凡例: ◎) で表示。

資料：国土数値情報
 大野市市内資料

【分析5】 洪水による家屋倒壊の可能性

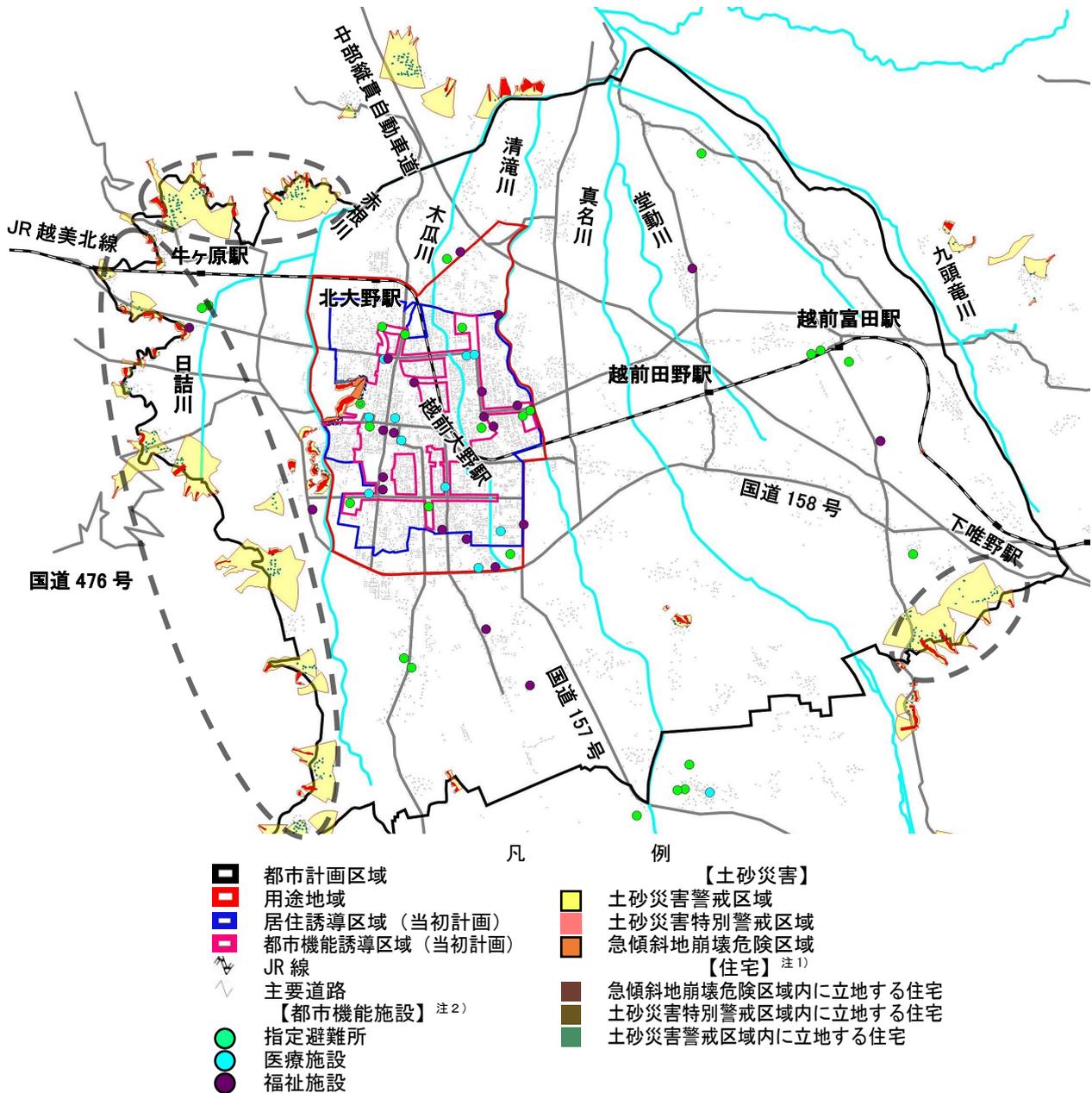
リスク分析	情報の重ね合わせ	家屋倒壊等 氾濫想定区域 ×	住宅分布 都市機能分布 (指定避難所、医療施設、福祉施設)
	現状	・河岸浸食により家屋の流出や倒壊のおそれがあるエリアが、赤根川や清滝川などの一級河川沿いに想定されており、一部の住宅等が立地しています。	
	課題	・家屋が流出・倒壊するおそれがあるため、屋内での安全確保が困難であると考えられます。	



資料：国土数値情報
大野市庁内資料

【分析6】 土砂災害による人的被害の可能性

リスク分析	情報の重ね合わせ	土砂災害 (土砂災害(特別)警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域) ×	住宅分布 都市機能分布 (指定避難所、医療施設、福祉施設)
	現状	<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域内においては、家屋等の被害が生じるおそれのあるエリアが亀山の麓に指定されており、一部の住宅が立地しています。 居住誘導区域外では、家屋等の被害が生じるおそれのあるエリアが主に都市計画区域の縁辺部に指定されており、一定数の住宅と1件の都市機能が立地しています。 	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 斜面の崩壊等により家屋等が被害を受けるおそれがあるため、屋内での安全確保が困難であると考えられます。 	

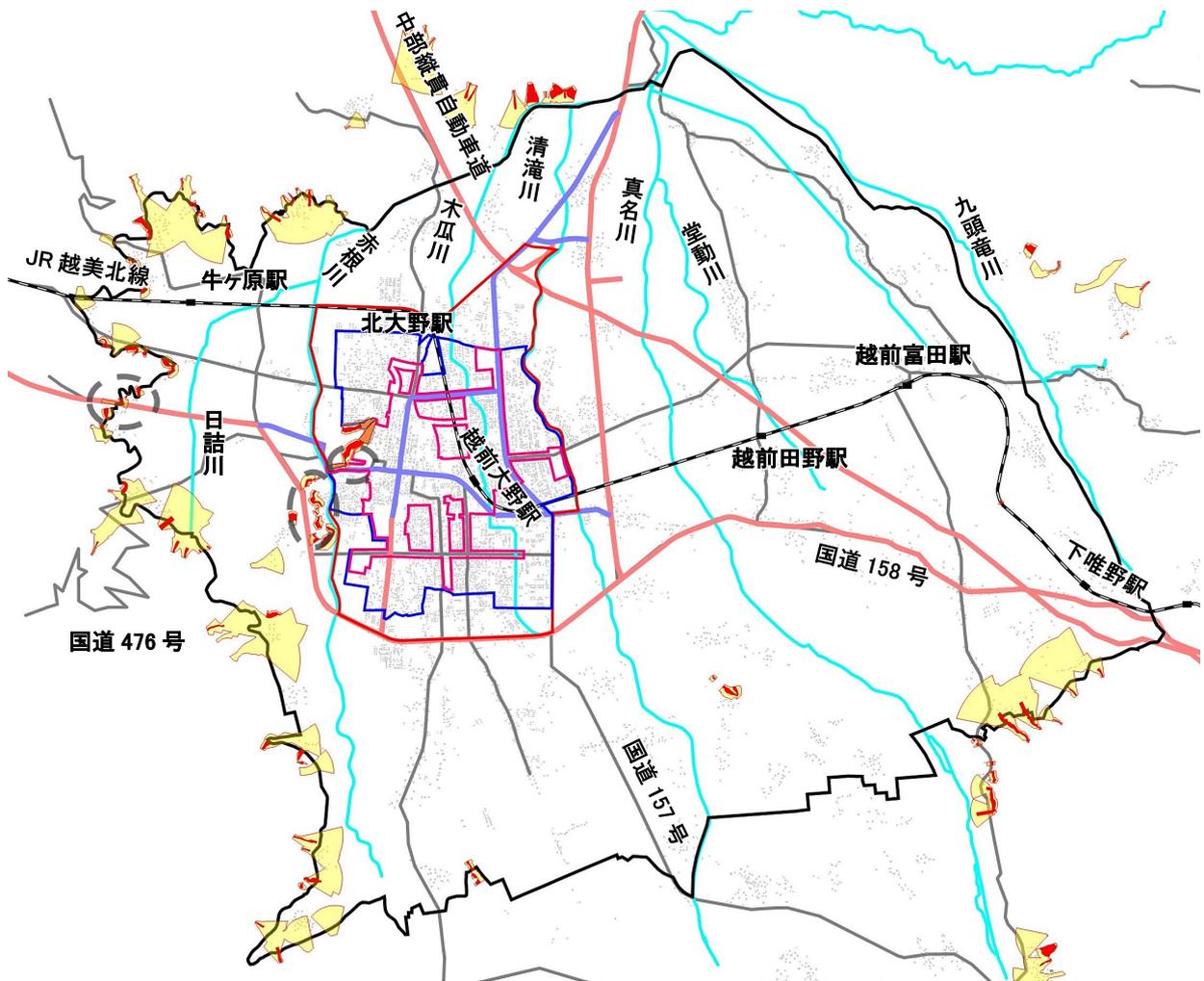


注1) 住居は、下記の種類を対象とする。
 専用住宅 (一般用)、専用住宅 (農家用)、アパート、寄宿舎、併用住宅 (一般住宅用)、併用住宅 (農用)、併用住宅 (その他)、農家住宅
 注2) 土砂災害の区域内にある施設は二重丸 (凡例: ◎) で表示。

資料: 国土数値情報、大野市庁内資料

【分析7】 緊急輸送道路の機能停止の可能性

リスク分析	情報の重ね合わせ	土砂災害 (土砂災害(特別)警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域) × 緊急輸送道路
	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域内においては、亀山の麓の土砂災害等が発生するおそれがあるエリアを、第二次緊急輸送道路が通過しています。 ・居住誘導区域外では、下丁付近と砂山の麓の土砂災害が発生するおそれがあるエリアを、第一次緊急輸送道路が通過しています。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路が土砂災害により寸断され、機能が停止する恐れがあります。



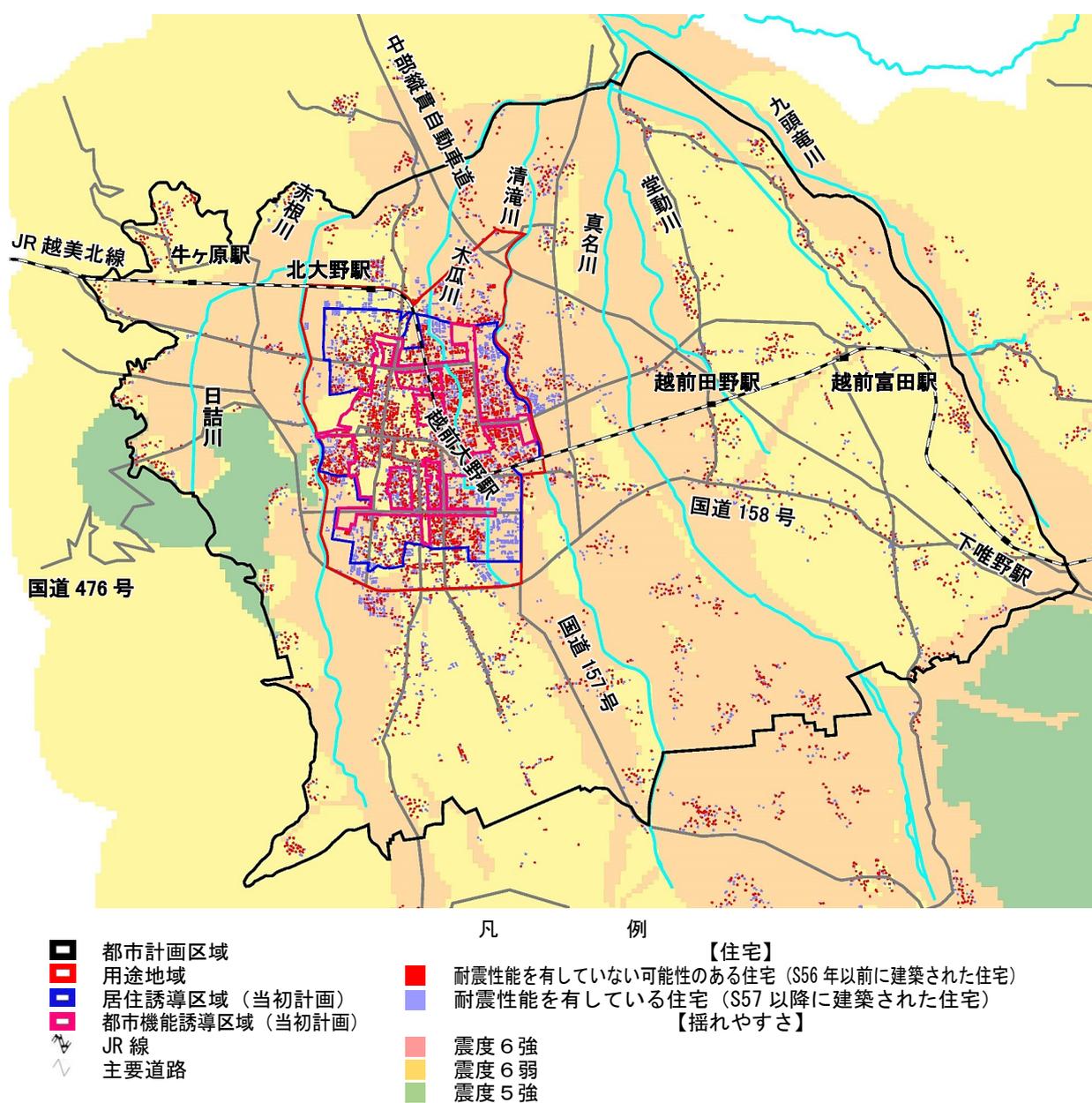
- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 都市計画区域 ■ 用途地域 ■ 居住誘導区域 (当初計画) ■ 都市機能誘導区域 (当初計画) ● JR線 〰 主要道路 | <p>凡 例</p> <p>【土砂災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 土砂災害警戒区域 ■ 土砂災害特別警戒区域 ■ 急傾斜地崩壊危険区域 <p>【緊急輸送道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〰 第1次緊急輸送道路 〰 第2次緊急輸送道路 |
|---|--|

資料：国土数値情報、大野市市内資料

【分析 8】 大規模な地震による家屋倒壊の可能性

リスク分析	情報の重ね合わせ	地震の揺れやすさ × 住宅分布 × 建築年
	現状	・誘導区域内外問わず、立地している約半数の住宅が昭和 56 年以前に建築された住宅で、耐震性能を有していない可能性があります。 ^{注1)}
	課題	・大規模な地震が発生すると、住宅が倒壊するおそれがあります。

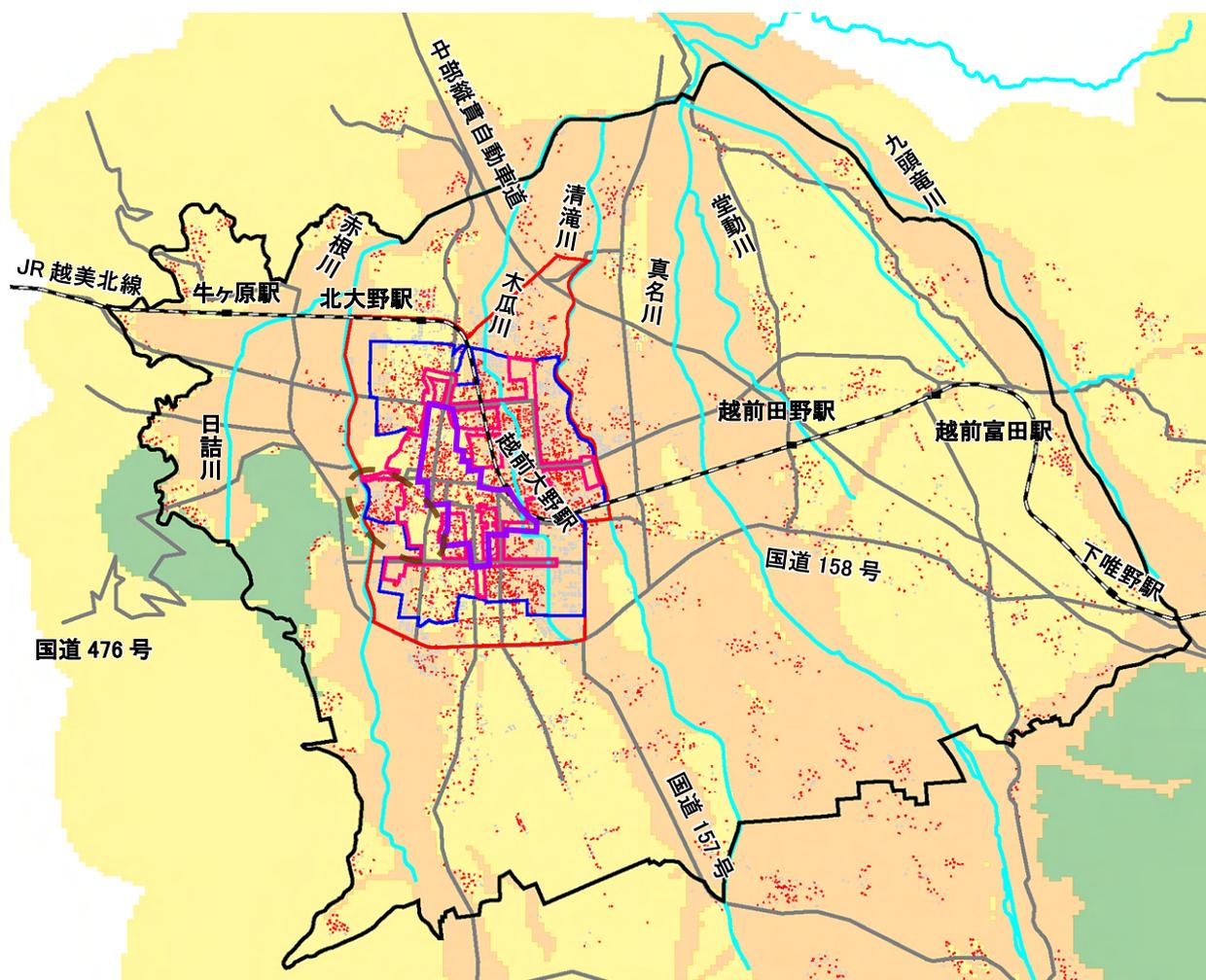
注1：「大野市建築物耐震改修促進計画」における耐震化率と差異が生じているのは、算定の根拠としている資料が異なるため



資料：国土数値情報、大野市庁内資料

【分析9】 大規模な地震による火災の延焼の可能性分析

リスク分析	情報の重ね合わせ	地震の揺れやすさ × 建物が密集する商業地・老朽化木造住宅等の割合
	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域内の商業地は相対的に建物が密集しており、延焼の被害が大きくなるおそれがあります。 ・老朽木造住宅等の割合が高いエリアが存在しています。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地震により火災が発生すると、延焼被害のおそれがあります。



- 都市計画区域
- 用途地域
- 居住誘導区域（当初計画）
- 都市機能誘導区域（当初計画）
- JR線
- 主要道路

- 凡 例 【エリア】
- 準防火地域
 - 老朽木造住宅等の割合が高いエリア
- 【揺れやすさ】

- 震度6強
- 震度6弱
- 震度5強

注1) 老朽木造住宅等の割合が高いエリアは福井県都市計画区域マスタープランを参照

資料：国土数値情報、大野市庁内資料

(3) 防災上の課題の整理

災害ハザード情報と都市の情報を重ね合わせて分析した結果から、本市における防災上の課題を以下のように設定します。

	現状	課題	
居住誘導区域	分析①	●浸水深 0.5m 以上、かつ避難に時間を要する高齢者等の割合が高いエリアが存在	●浸水後は水平避難による安全確保が困難になるおそれがあるが、比較的近くに指定避難所が立地
	分析②	●浸水深が 3.0m 以上のエリアに多くの住宅が立地し、ほとんどが 2 階建て以下	●垂直避難による安全確保が困難になるおそれ
		●浸水深が 0.5m 以上 3.0m 未満のエリアに立地している住宅の約 1 割が 1 階建て	
	分析③	●浸水継続時間が 1 日以上エリアに都市機能の立地はないが、わずかながらの住宅が立地	●孤立するリスクは低い
	分析④	●浸水深が 0.5m 以上のエリアに、半数以上の都市機能が立地	●浸水により都市機能が機能停止、低下するおそれ
	分析⑤	●河岸浸食により家屋の流出・倒壊のおそれがあるエリアが、赤根川、清滝川沿いに想定されており、一部の住宅等が立地	●家屋が流出・倒壊のおそれがあるため、屋内での安全確保が困難
	分析⑥	●家屋等の被害が生じるおそれがあるエリアが、亀山の麓に指定されており、一部の住宅が立地	●斜面の崩壊等により家屋等が被害を受けるおそれがあるため、屋内での安全確保が困難
	分析⑦	●土砂災害等が発生するおそれがあるエリアを、第 2 次緊急輸送道路が通過	●第 2 次緊急輸送道路が寸断され、機能停止するおそれ
	分析⑧	●立地している半数以上の住宅が耐震性能を有していない可能性	●大規模な地震が発生すると住宅が倒壊するおそれ
分析⑨	●商業地は相対的に建物が密集するおそれ ●老朽木造住宅等の割合が高い地区が存在	●地震により火災が発生すると、延焼被害のおそれ	
都市計画区域 ※居住誘導区域は除く	分析①	●浸水深 0.5m 以上かつ避難に時間を要する高齢者等の割合が高いエリアが広く点在	●指定避難所まで距離があり、浸水後は水平避難による安全確保が困難になるおそれ
	分析②	●浸水深が 3.0m 以上のエリアに多くの住宅が立地し、そのすべてが 2 階建て以下	●垂直避難による安全確保が困難になるおそれ
		●浸水深が 0.5m 以上 3.0m 未満のエリアに立地している住宅の約 1 割が 1 階建て	
	分析③	●浸水継続時間が 1 日以上エリアに都市機能の立地はないが、わずかながらの住宅が立地	●孤立するリスクは低い
	分析④	●浸水深が 0.5m 以上のエリアに、数件ながら都市機能施設が立地	●浸水により都市機能が機能停止、低下するおそれ
	分析⑤	●河岸浸食や氾濫流により家屋の流出・倒壊のおそれがあるエリアが、一級河川沿いに想定されており、一部の住宅が立地	●家屋が流出・倒壊のおそれがあるため、屋内での安全確保が困難
	分析⑥	●生命への危害や家屋等の被害が生じるおそれがあるエリアが、主に縁辺部に指定されており、一部の住宅が立地	●斜面の崩壊等により家屋等が被害を受けるおそれがあるため、屋内での安全確保が困難
	分析⑦	●土砂災害等が発生するおそれがあるエリアを、第 1 次緊急輸送道路が通過	●第 1 次緊急輸送道路が寸断され、機能が停止するおそれ
	分析⑧	●立地している半数以上の住宅が耐震性能を有していない可能性	●大規模な地震が発生すると住宅が倒壊するおそれ

3. 防災まちづくりの取組方針

(1) 取組方針

現状の災害リスクや課題の整理結果を踏まえ、今後の防災指針の取組方針を、以下のように設定します。



(2) 具体的取り組みと実施スケジュール

防災まちづくりを推進するため、取組方針に基づき、具体的な取り組み及びスケジュールを以下に示します。取り組みの進捗の評価検証は、大野市都市マスタープランにおける「リスクに備えるしなやかな都市づくり」にかかる指標の達成状況により行うこととし、着実な進捗を図ります。

取組方針	区域		実施主体	取組内容	スケジュール		
	居住誘導区域	都市計画区域			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
災害リスクの回避		○	市	・届出・勧告による立地誘導	■		
	○	○	市	・災害の危険性が著しく高いエリアでの開発規制	■		
計画的な基盤整備の推進		○	国	・九頭竜川上流ダムの再生	■	■	■
	○	○	国/県	・水災害リスクマップの作成	■	■	■
	○	○	県	・赤根川の改修	■	■	■
	○	○	市	・清滝川の改修に着手するよう県へ働きかけ	■		
	○		市	・新堀川などの普通河川の改修	■		
	○	○	県/市	・河道の維持管理（伐木・浚渫）	■		
	○		県/市	・雨水貯留施設の整備	■	■	■
	○	○	県	・緊急輸送道路の迂回路の検討・確保	■	■	■
	○	○	市/市民	・緊急輸送道路の橋梁及び沿道の建築物の耐震化	■		
	○	○	国/県	・砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の実施	■		
	○	○	市	・自然と共生した森林整備による森林の持つ多面的機能の発揮	■		
		○	市/市民	・田んぼの雨水貯留への活用（田んぼダム）	■		
	○	○	市/市民	・住宅や避難施設等の浸水対策	■	■	■
	○	○	市/市民	・耐震性能を有していない住宅や避難施設等の耐震化	■		
○		市/市民	・不燃化対策が必要な地域における建築物の不燃化	■			
防災体制の整備・強化	○	○	市	・指定避難所の防災機能の強化、備蓄の充実	■	■	■
	○	○	市/市民	・自主防災組織の設立・育成支援	■		
	○	○	市/市民	・自主防災組織等による防災行動計画（コミュニティタイムライン）の作成	■		
	○	○	市/市民	・地域防災マップの作成	■	■	■
	○	○	市/市民	・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と活用	■		
	○	○	市/市民	・避難支援プランの作成を促進し、避難行動要支援者に対する避難支援体制を構築	■		
	○	○	県/市	・河川水位等の観測施設の整備及び防災情報の一元化	■		
	○	○	市	・ICT活用など災害情報を正確・迅速に伝える情報伝達手段の充実	■	■	■
主体的な避難の促進	○	○	市/市民	・住民の避難力（適切な避難行動をとる能力）を向上させる取り組み	■		
				⇒学校を通じた児童・生徒に対する防災教育	■		
				⇒防災訓練の実施・支援	■		
				⇒ハザードマップ等を活用した防災ワークショップ（説明会）の開催	■	■	■
				⇒防災行動計画（マイ・タイムライン）の作成	■	■	■
				⇒地区防災計画制度の普及・啓発	■	■	■
				⇒避難を促す状況情報の提供	■	■	■

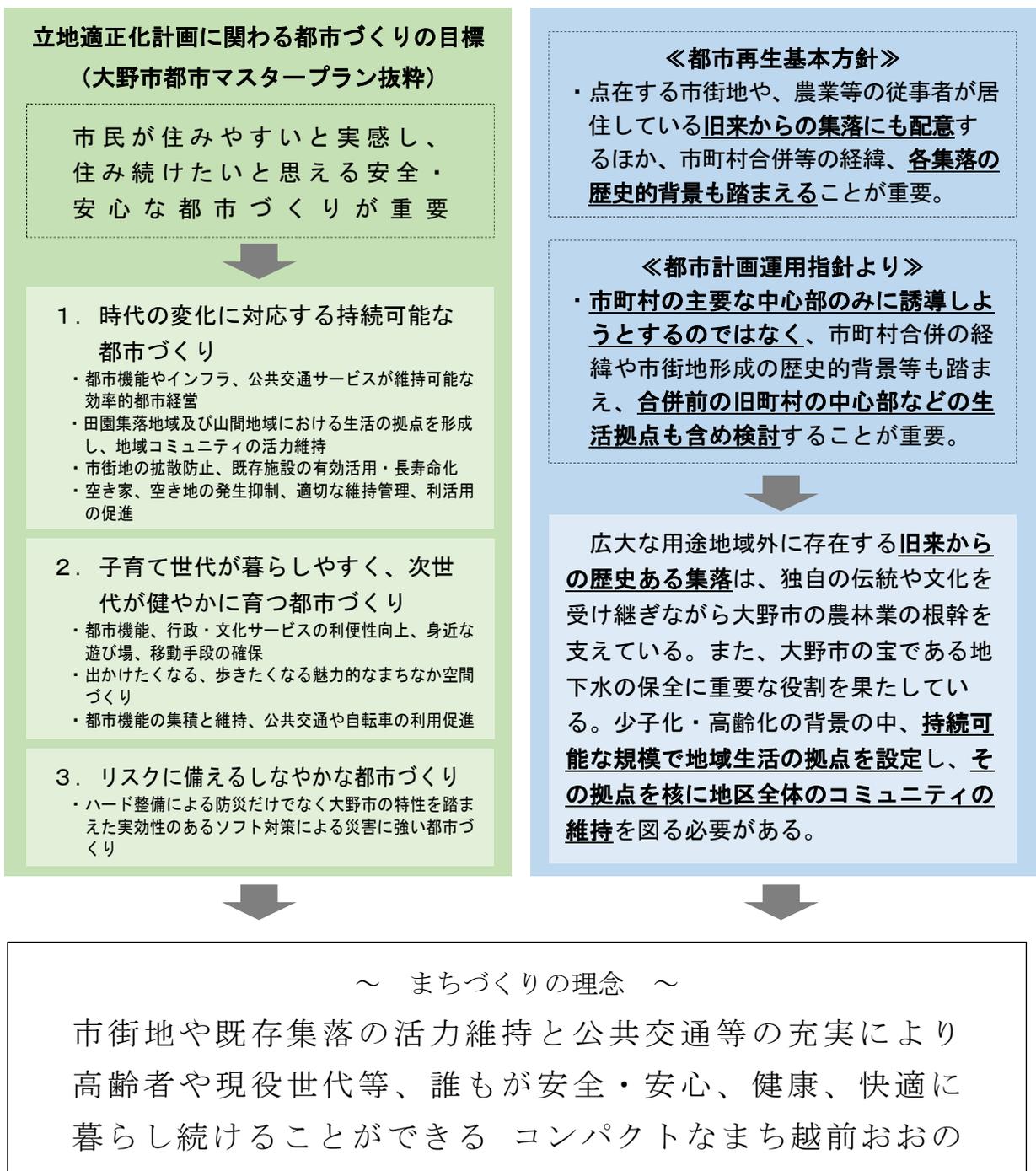
■ : 既に取り組んでいる施策 ■ ■ ■ : 取組を強化する、又は今後新たに取り組む施策

第4章 まちづくりの方針

1. まちづくりの理念

立地適正化計画は、上位計画（将来都市像）との整合を図りながら、居住や医療・福祉・子育て支援・商業、公共交通等の様々な都市機能を設定し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを基本的な考え方とする計画です。

先に整理した大野市の将来見通しにおける課題を踏まえつつ、大野市都市マスタープランの都市づくりの目標『誰もが結の心で安全・安心に、にぎわいの中で住み続けられるまち』に含まれる概念や、立地適正化に係る国の方針等を考慮し、まちづくりの理念を次のように設定します。



2. 目指すべき都市の骨格構造

人口減少・超高齢社会に適応する都市づくりに向けて、日常生活に必要な都市機能が集積する拠点を維持するとともに、公共交通の充実を図ることで、市民全体の暮らしやすさの維持、観光客を含めた交流の促進等を図る都市構造を目指します。

都市の骨格構造の概念

～立地適正化計画作成の手引き(国土交通省 H28.4.11)～

主要拠点と基幹的な公共交通軸

中心拠点

- ・市域各所から公共交通アクセス性に優れた市民に、行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業集積などの高次の都市機能を提供する拠点

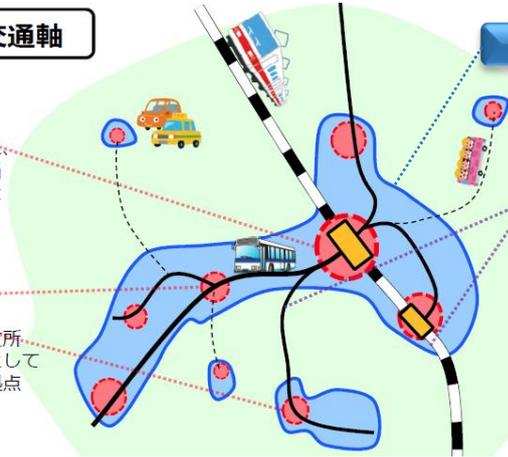
地域/生活拠点

- ・地域の中心として、地域住民に、行政支所機能、診療所、食品スーパーなど、主として日常的な生活サービス機能を提供する拠点

居住を誘導する区域

基幹的な公共交通軸

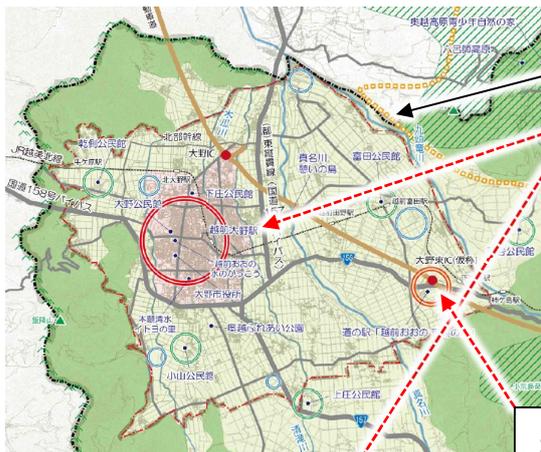
- ・中心拠点を中心に地域/生活拠点、居住を誘導すべき地域を結ぶ都市軸で、将来にわたり一定以上のサービス水準が確保される見通しの公共交通が運行する軸



(1) 上位計画における市街地等の位置づけ

「大野市都市マスタープラン」や「大野都市計画区域の整備、開発および保全の方針」の土地利用方針では、既存の用途地域を市街地として位置づけています。

また、広域交流軸に位置づけられている中部縦貫自動車道と国道 158 号の結節点付近は、道の駅「越前おおの 荒島の郷」を中心にネットワークの核となる役割を果たす広域連携拠点として位置づけています。



都市計画区域

既存の用途地域



市街地

として位置づけ

道の駅「越前おおの

荒島の郷」周辺



「広域連携拠点」

として位置づけ

市街地ゾーン

出典：大野市都市マスタープラン

住宅地

商業地

工業地

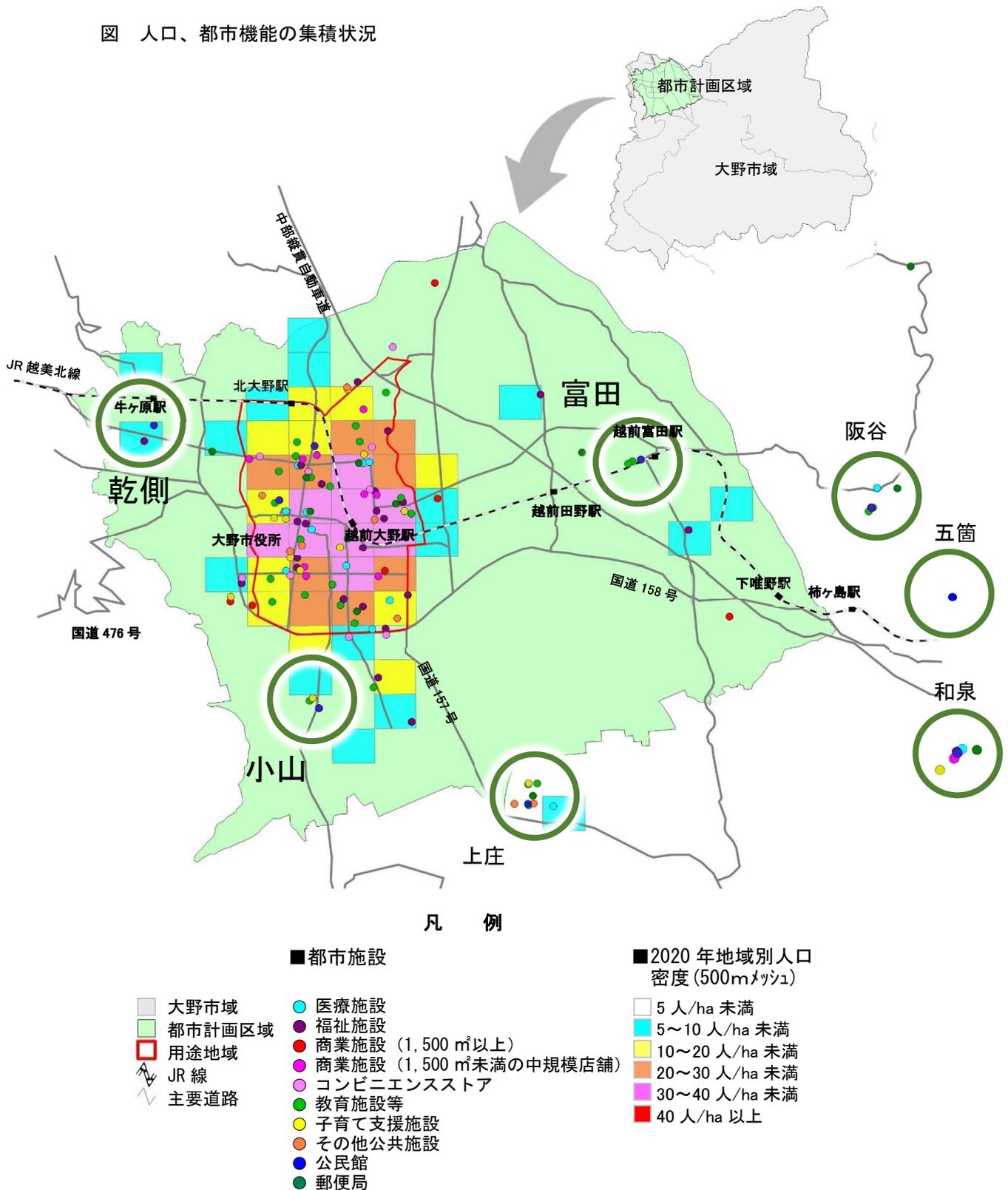
出典：大野都市計画区域の整備、開発および保全の方針

(2) 大野市の現状からの整理

大野市の状況を俯瞰すると、多くの都市機能と大野市の半数以上の人口が、用途地域内に集積しています。

一方、用途地域外にも複数の既存集落が存在しており、乾側、小山、富田、上庄、阪谷、五箇、和泉地区は、それぞれ公民館や教育施設等が集積する歴史ある拠点を形成しています。

図 人口、都市機能の集積状況



(3) 拠点の考え方

上位計画における土地利用方針や、市街地・既存集落の実態、現状及び将来の人口集積、都市機能の立地状況等を踏まえ、各拠点を次のように設定します。

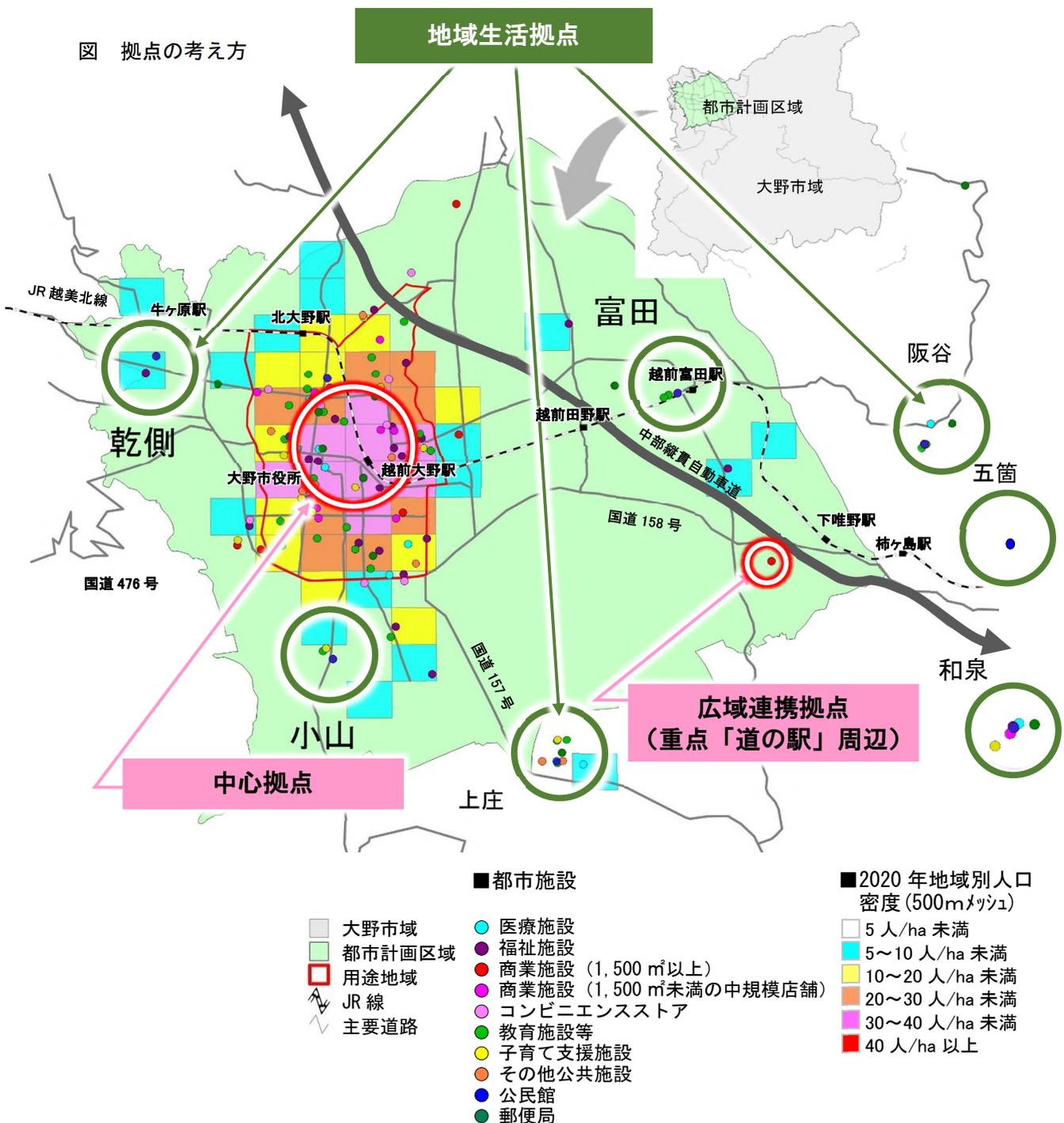
【中心拠点】 用途地域内でも特に市内各所からのアクセスに優れ、生活サービスの他、高次の都市機能を提供する拠点

【広域連携拠点】 地域振興、産業振興、観光の鍵を握る中部縦貫自動車整備の効果を波及させ、ネットワークの核となる拠点

【地域生活拠点】 都市計画区域の内外に点在する既存集落の中心となる拠点※

※身近な生活サービス機能の集積等により拠点性を高めるほか、『中心拠点』や『広域連携拠点』と連絡する公共交通の充実等により、これまでの暮らしを維持するための拠点

図 拠点の考え方



3. まちづくりの方針

(1) まちづくりのターゲット

人口減少・超高齢社会下においても、都市の魅力を失うことなく、健全で、誰もが安全・安心、健康、快適に暮らし続けることができる都市を構築するためのターゲットを次のように設定します。



○人、歴史、文化、伝統、自然環境、食等を大切に継承し、市民の誇りと交流が育まれる活力ある都市を持続するには、



現役世代の減少を極力抑制 することが重要

・まち・ひと・しごと創生大野市総合戦略との連携を図りながら、安定した雇用の創出や観光振興・定住促進による新しい人の流れの創出、結婚・出産・子育て等に係る支援等

《効果》 現役世代の定住、I・J・Uターンによる地域活力の維持



○これまで、人口減少下においても市街地が拡大

↓ このまま人口減少が進めば、日常生活に必要なサービス機能の維持が困難

↓ 高齢化率は、2040年時点で46.9%と推計（全国平均34.8%、県平均37.6%）

↓ 高齢者の増加や高齢化の進行で、社会保障費は増大し、健全な都市の維持に大きな影響



人口減少・超高齢社会に対応したまちづくり が必要

・市街地の人口密度や生活サービス機能の維持、公共交通の充実等により、移動制約者が、歩いて暮らせる環境づくり

《効果》 行動範囲が広がることで高齢者の健康増進

⇒ 社会保障費の抑制

⇒ 親の介護等に係る負担の軽減、家庭や地域で子供たちを見守る体制が整い、現役世代が働きやすい環境に



○少子化・高齢化や市街地の低密度化が進行し、自主財源が減少する状況下では、



公共施設の再編・適正管理による財政支出の抑制 が必要

・大野市公共施設等総合管理計画など関連計画との連携においては、立地適正化計画の方針と整合を図りながら、公共施設を再編・適正管理

《効果》 財政支出(公共施設の維持・更新費)の抑制

(2) まちづくりの目標

まちづくりの理念やまちづくりのターゲット等を踏まえつつ、誰もが安全・安心、健康、快適に暮らし続けることができるまちづくりの目標を次のように設定します。

なお、都市計画分野における方針の一貫性を重視し、まちづくりの目標は、大野市都市マスタープランの都市づくりの目標、基本姿勢に準じて設定します。

目標 1

住み慣れた地域で住み続けられる公共交通が充実したまちづくり

移動制約者等が、住み慣れた地域で住み続けられる暮らしに不可欠な公共交通の確保、他分野との連携（共創）、バス利用への付加価値の創造・周知

目標 2

市民が住み続けたいと思い、来訪者が住んでみたいと思うまちづくり

恵まれた環境を実感できるまちづくり、子育て環境の充実、商店街の賑わい創出、観光の核となる施設の運営、地域包括ケア体制の整備、市民の地域づくり事業への支援、定住促進、公共交通の観光利用促進、災害に強いまちづくり

目標 3

中部縦貫自動車道の整備効果を最大限生かしたまちづくり

中部縦貫自動車道の整備、重点道の駅「越前おおの 荒島の郷」を活用した地域振興、産業振興、観光振興

目標 4

暮らしに必要な様々な機能等が集まり、歩いて暮らせる健康なまちづくり

都市機能の中心市街地への集積と維持、空き店舗の活用、歩きたくなる環境づくり、自転車の利用促進

目標 5

人、歴史、文化、伝統、自然環境、食等の資源を活用した交流のあるまちづくり

文化施設の整備・適正管理・利活用促進、古民家や空き家の利活用、高齢者の交流の場づくり、商店街の振興、まちなかの活性化

目標 6

公共施設の適正配置と計画的な管理・活用による効率的なまちづくり

公共施設の集約・再編・機能充実、市営住宅の効率的活用、公民館を拠点にした地域づくり、空き家の有効活用・適正管理

(3) 居住の誘導方針

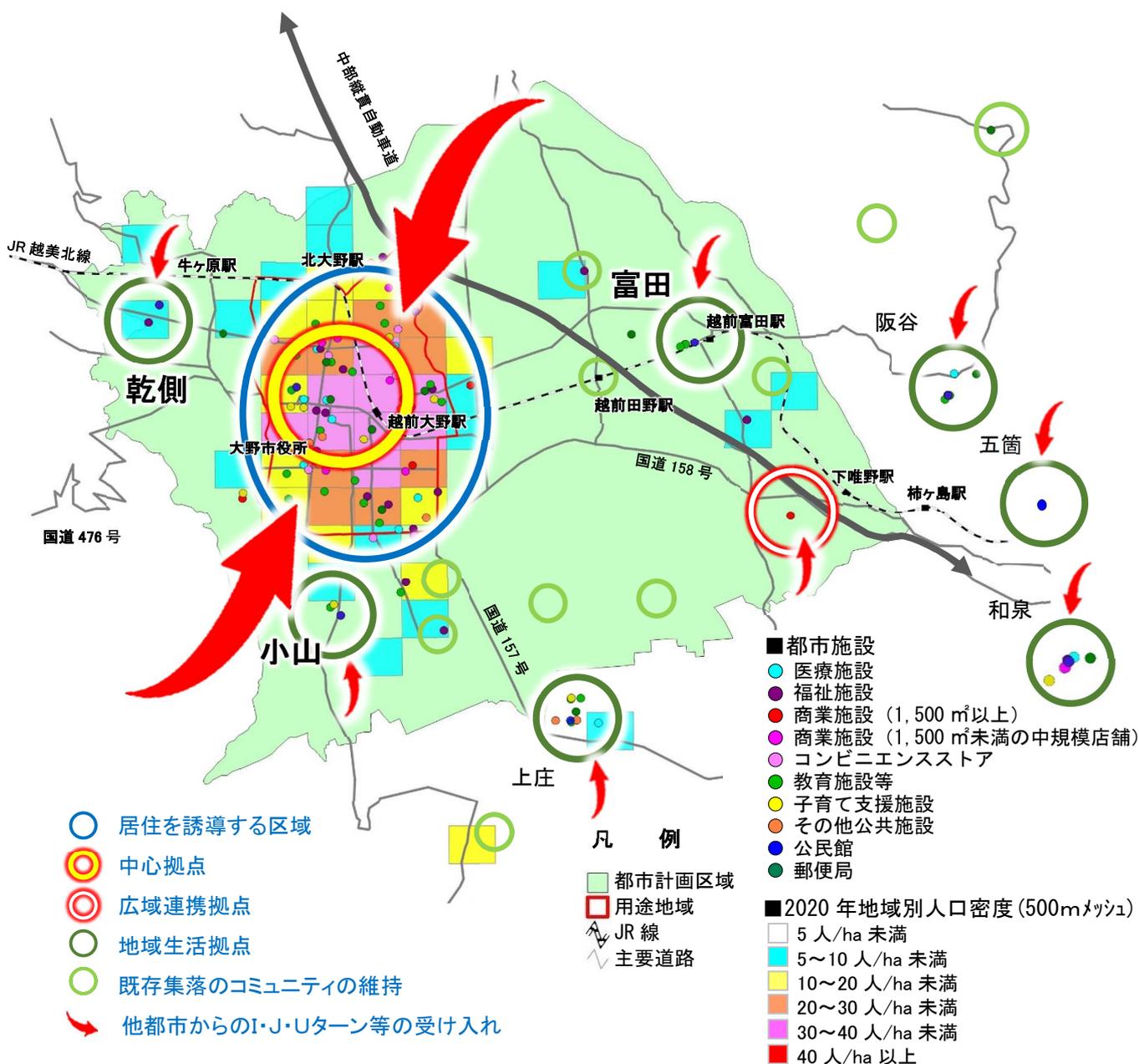
“コンパクトなまち 越前おおの”の実現に向けて、次の方針に基づき居住の誘導を図ります。

○中心拠点における生活サービス機能の維持・充実と公共交通の利便性向上を図ることで、居住環境の魅力を向上させながら、支援等も含め「ゆるやかな誘導」を基本として居住の誘導を図ります。全ての人口を集積するものではありません。

○公共交通等の充実により、中心拠点と広域連携拠点、地域生活拠点とのネットワークを向上させ、伝統文化や豊かな自然と共存する既存集落のコミュニティを維持します。

○市街地の拡大を抑制し、大野市総合戦略等との整合をとりながら、市外への人口流出の抑制、市外からの移住を促進し、持続可能なコミュニティの形成を図ります。

図 居住誘導のイメージ



第5章 誘導区域及び地域生活拠点区域の設定

1. 都市機能誘導区域の設定

(1) 都市機能誘導区域の設定方針

都市計画運用指針に示される区域設定の基本的な考え方を踏まえ、都市機能誘導区域の設定方針を次のとおりとします。

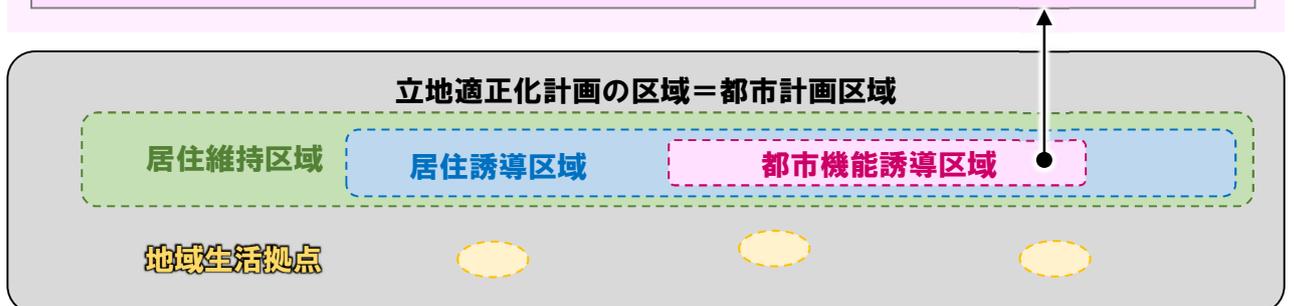
＜都市機能誘導区域の設定（都市計画運用指針）＞

都市機能誘導区域設定の基本的な考え方

- ・居住誘導区域内において、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう設定する。

都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

- ・鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
 - ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域
- ※規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

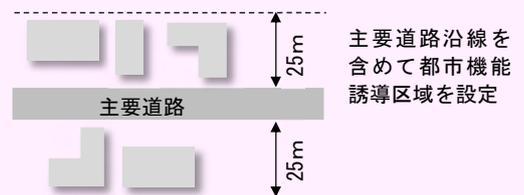


【都市機能誘導区域の設定方針】

1. 中心市街地の区域を包含し、越前大野駅や結ステーション、防災拠点エリア等を中心とした、県道皿谷大野線からこぶし通りのエリアを基本に設定
2. 大野市における都市機能立地の特性を踏まえ、基幹的な公共交通軸（バス路線）沿線に都市機能が立地するエリアを基本に設定
3. 上記1及び2のエリアに近接する高次都市機能施設や集約・再編等の具体的計画がある公共施設のエリアを含み設定
4. 容積率が高く、多様な業態による土地の高度利用が可能な商業地域を含み設定

【設定方針を踏まえた具体的な区域設定に係る考え方】

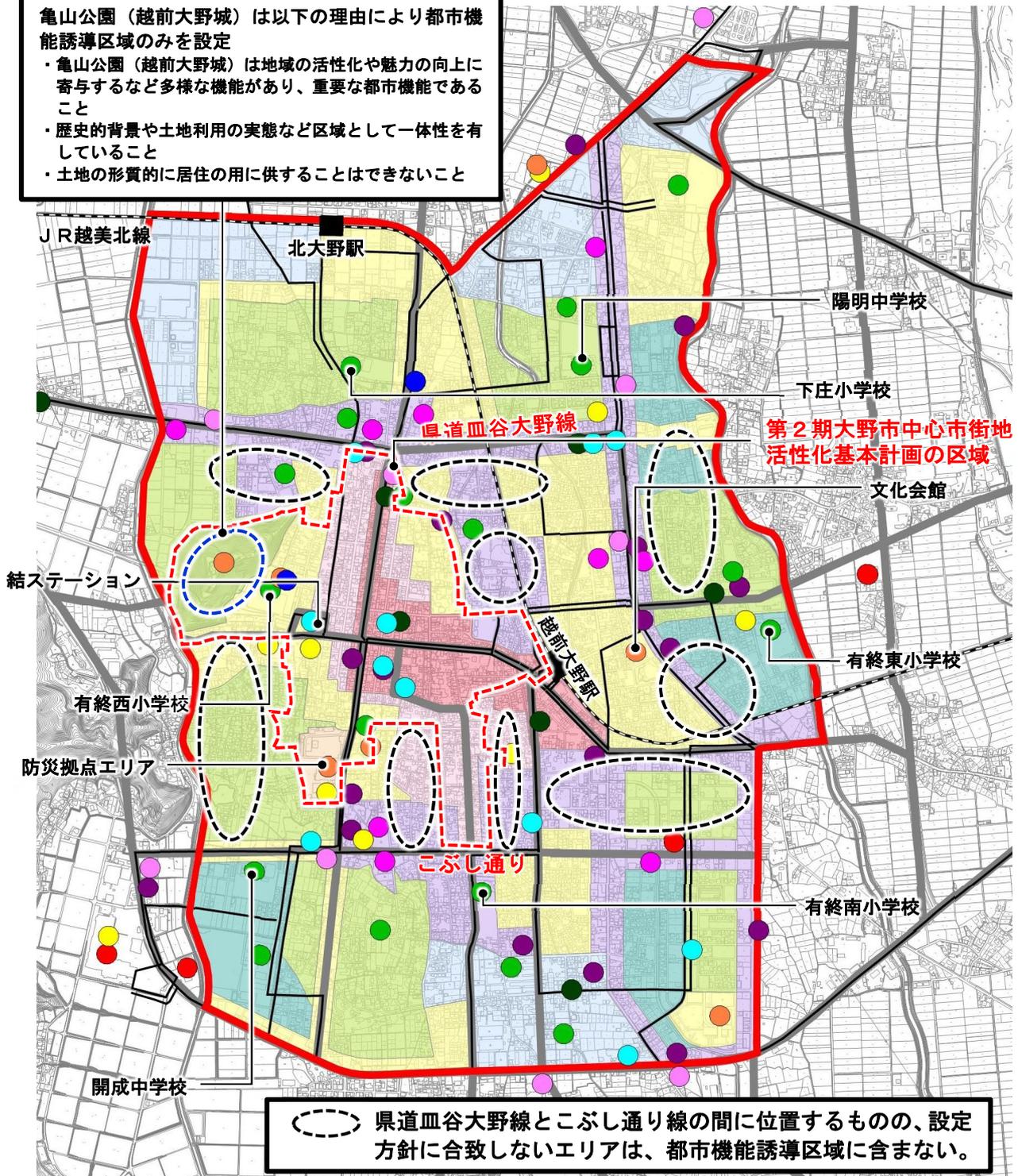
1. よりコンパクトで利便性の高い生活環境の維持・改善に向けて、設定方針に合致しないエリアは、極力区域に含まない。
2. 既存の商店街は都市機能誘導区域に含む。
3. 公共交通軸（バス路線）の沿線については、幹線道路沿線における用途地域指定の状況や既存の都市機能の立地状況等を踏まえ、官民境界から25mのエリアで設定する。



(2) 都市機能誘導区域に設定すべきエリアの検討

亀山公園（越前大野城）は以下の理由により都市機能誘導区域のみを設定

- ・ 亀山公園（越前大野城）は地域の活性化や魅力の向上に寄与するなど多様な機能があり、重要な都市機能であること
- ・ 歴史的背景や土地利用の実態など区域として一体性を有していること
- ・ 土地の形質的に居住の用に供することはできないこと



凡 例

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 用途地域 JR 線 主要道路 バス路線 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 都市施設 医療施設 福祉施設 商業施設(1,500㎡以上) 商業施設(1,000~1,500㎡未満) コンビニエンスストア 教育施設等 子育て支援施設 その他公共施設 公民館 郵便局 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 用途地域 第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 |
|--|---|--|

図 都市機能誘導区域の検討図

(3) 都市機能誘導区域の設定

これまでの検討を踏まえ、大野市の都市機能誘導区域を次のように設定します。

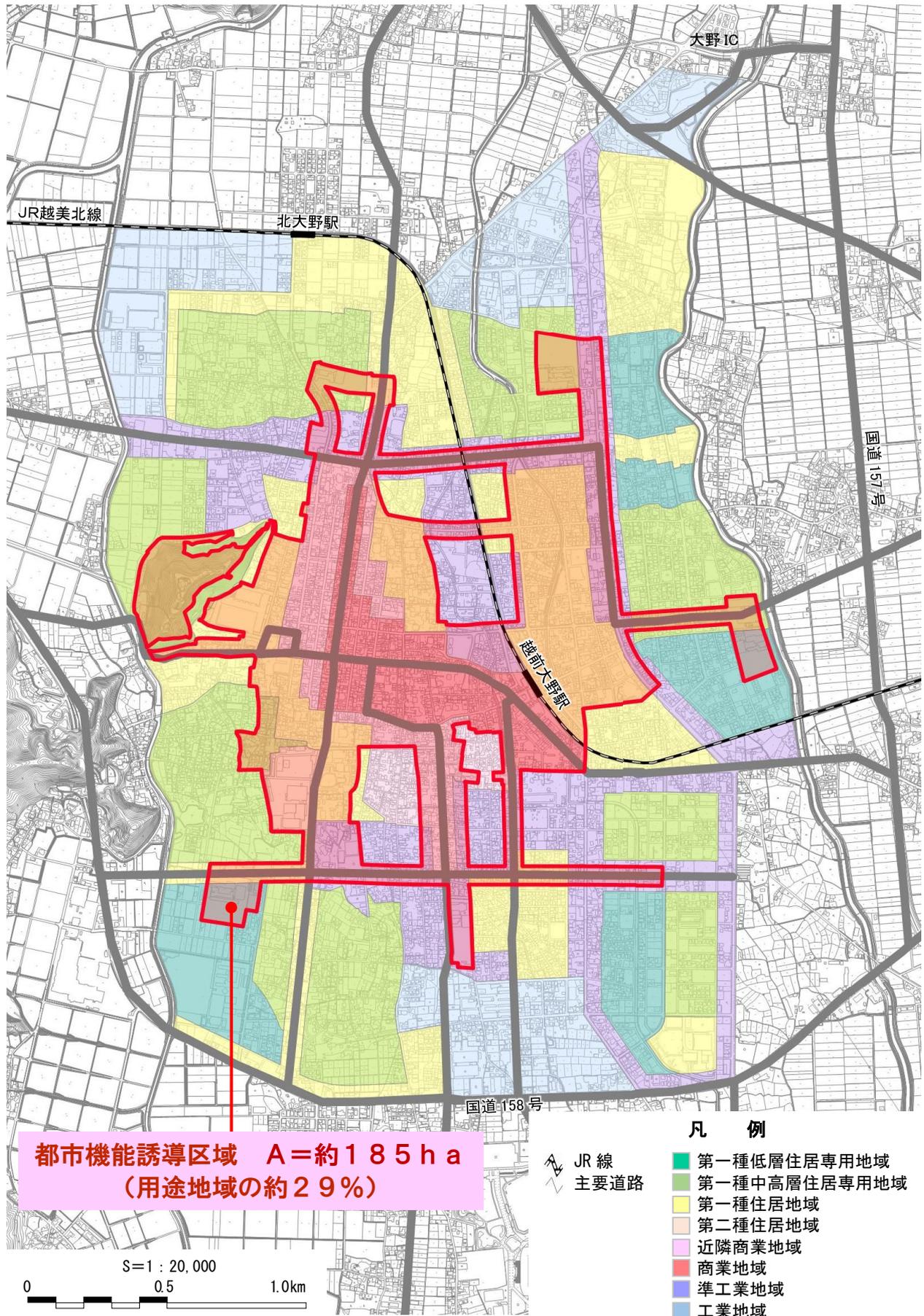


図 大野市の都市機能誘導区域

2. 居住誘導区域の設定

(1) 居住誘導区域の設定方針

都市計画運用指針に示される区域設定の基本的な考え方等を踏まえ、居住誘導区域の設定方針を次のとおりとします。

《居住誘導区域の設定（都市計画運用指針）》

居住誘導区域設定の基本的な考え方

- ・人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう設定する。
- ・都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ設定する。
- ・居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境の確保、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営等の都市経営の効率性に配慮し設定する。

居住誘導区域を定めることが考えられる区域

- ・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点、その周辺の区域

居住誘導区域に含まないこととされている区域

- ・農用区域、保安林の区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域 など

原則、居住誘導区域に含まないこととされている区域

- ・災害危険区域（住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く） など

対策等を踏まえた総合的な判断が必要とされる区域

- ・土砂災害警戒区域、浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域 など

留意すべき事項

- ・都市機能が持続的に維持されるよう利用圏人口を勘案しつつ、徒歩でもアクセス可能な範囲で設定

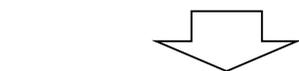
立地適正化計画の区域＝都市計画区域

居住維持区域

居住誘導区域

都市機能誘導区域

地域生活拠点



【居住誘導区域の設定方針】

1. 都市機能誘導区域からの高齢者徒歩圏（500m）を基本に、公共交通の利便性に優れ、将来においても一定の人口集積が必要なエリアを設定
2. 新たなインフラ整備や公共投資の必要性が低い既存の市街地を中心に設定
3. 工業地域を含まずにエリアを設定

(2) 居住誘導区域に設定すべきエリアの検討

居住誘導区域の設定方針を踏まえ、都市機能誘導区域からの高齢者徒歩圏(500m)を基本に、公共交通の利便性に優れ、将来においても一定の人口集積が必要なエリアを中心に検討します。



図 都市機能の集積状況(現状)と将来人口の見通し(2040年)

・都市機能誘導区域からの徒歩圏で、将来においても一定の人口集積が必要なエリアを設定

凡 例

- 用途地域
- JR線
- 主要道路
- 都市機能誘導区域
- 医療施設
- 福祉施設
- 商業施設(1,500㎡以上)
- 商業施設(1,000~1,500㎡未満)
- コンビニエンスストア
- 教育施設等
- 子育て支援施設
- その他公共施設
- 公民館
- 郵便局
- 2040年小地域別人口密度
- 5人/ha未満
- 5~10人/ha未満
- 10~20人/ha未満
- 20~30人/ha未満
- 30~40人/ha未満



図 土地利用現況図

- 凡 例
- 用途地域
- 低未利用地



図 用途地域と公共交通徒歩圏の状況

・公共交通の利便性に優れたエリアを設定

凡 例

- 用途地域
- 公共交通徒歩圏
鉄道(800m)
バス(300m)

・居住の誘導にあたり、大規模なインフラ整備が必要でなく、維持管理費等、新たな公共投資を最小限に抑えることが可能である既存の市街地を中心に設定

(3) 居住の誘導に適さない区域の検討

基本的な考え方で示した居住誘導区域に含まない区域や慎重な判断が必要な区域のうち、大野市の用途地域内に該当するものは次のとおりです。

項目	大野市の用途地域内において該当する区域
①居住誘導区域に含まない区域	・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害特別警戒区域
②原則、居住誘導区域に含まない区域	・災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）
③対策等を踏まえた総合的な判断が必要な区域	・土砂災害警戒区域 ・浸水想定区域 ・家屋倒壊等氾濫想定区域

① 居住誘導区域に含まない区域（急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域）

土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域は、亀山の麓に位置しています。これらの区域は、都市再生特別措置法の定めにより居住誘導区域に含めないこととされており、居住誘導区域から除外します。



図 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

② 原則、居住誘導区域に含まない区域

福井県の条例により急傾斜地崩壊危険区域が災害危険区域に指定されているため、「①居住誘導区域に含まない区域」において除外済みです。

③ 対策等を踏まえた総合的な判断が必要な区域

【土砂災害警戒区域】

土砂災害警戒区域は、建築活動が制限されるわけではありませんが、土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域であり、将来にわたって安心して住み続けられる区域としてはふさわしくないことから、基本的には居住誘導区域に含まないこととします。

しかし、用途地域内に現存する土砂災害警戒区域は、大野市民のシンボルであり、観光資源でもある亀山の麓に位置しており、中心市街地活性化基本計画の区域にも含まれていた重要なエリアです。

また、旧来から住宅が立地しており、土砂災害に係る対策工事も概ね完了していることから、当該エリアについては居住誘導区域の除外対象にはしないこととします。

【浸水想定区域】

一級河川真名川や県管理河川の浸水想定区域の指定状況を見ると、用途地域内の広い範囲が「浸水想定区域」に指定されています。

しかし、当該エリアは、旧来からの城下町や土地区画整理事業により整備された良好な市街地で、将来人口の見通しにおいても一定の集積があり、各都市機能に隣接し駅勢圏にも含まれるなど、都市機能維持のため人口密度を維持する必要があるエリアとなっています。

このため、防災指針に基づきハード・ソフト両面からの対策を推進することを前提に、居住誘導区域の除外対象にはしないものとします。

【家屋倒壊等氾濫想定区域】

用途地域の東部で清滝川に接する区域及び用途地域の西部で赤根川に接する区域には、「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）」に該当するエリアがあります。

当該区域では、近傍の堤防が決壊した場合に一般的な建築物が倒壊・流出する恐れがあり、屋内での退避（垂直避難）が困難なことから、居住誘導区域から除外します。



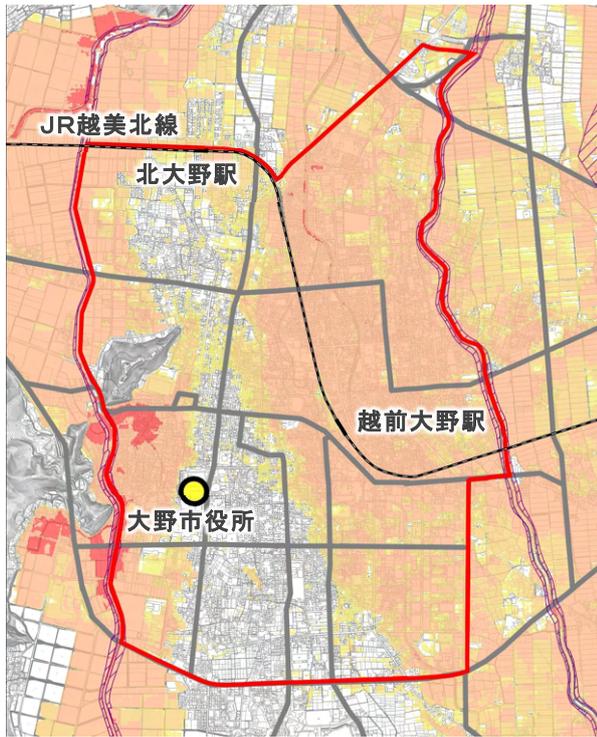


図 浸水想定区域

凡 例

- 用途地域
- 【ハザード情報】
- 0.5m 未満
- 0.5m～3.0m
- 3.0m～5.0m
- 5.0m 以上
- 家屋倒壊等
氾濫想定区域



凡 例

- 用途地域
- 【ハザード情報】
- 浸水想定区域(0.5m 以上)
- 5人/ha 未満
- 5～10人/ha 未満
- 10～20人/ha 未満
- 20～30人/ha 未満
- 30～40人/ha 未満

図 浸水想定区域と
小地域別将来人口密度 (2040)

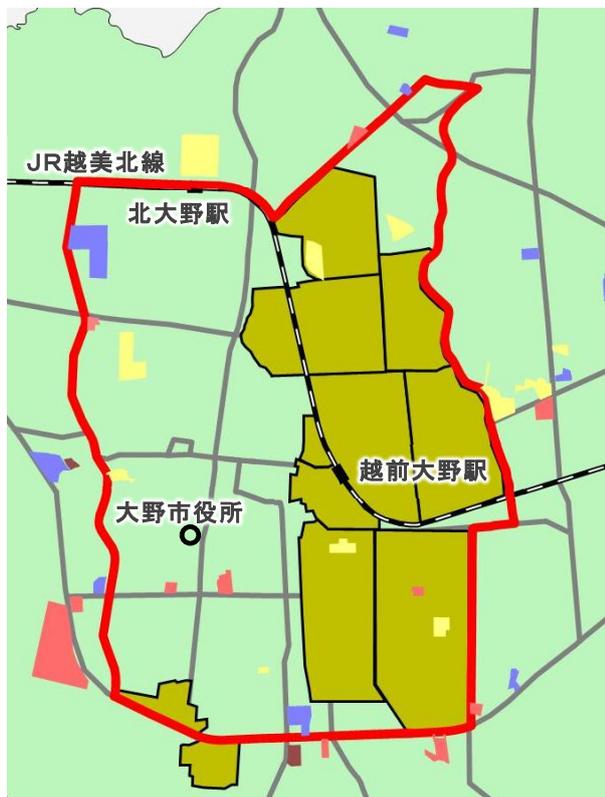
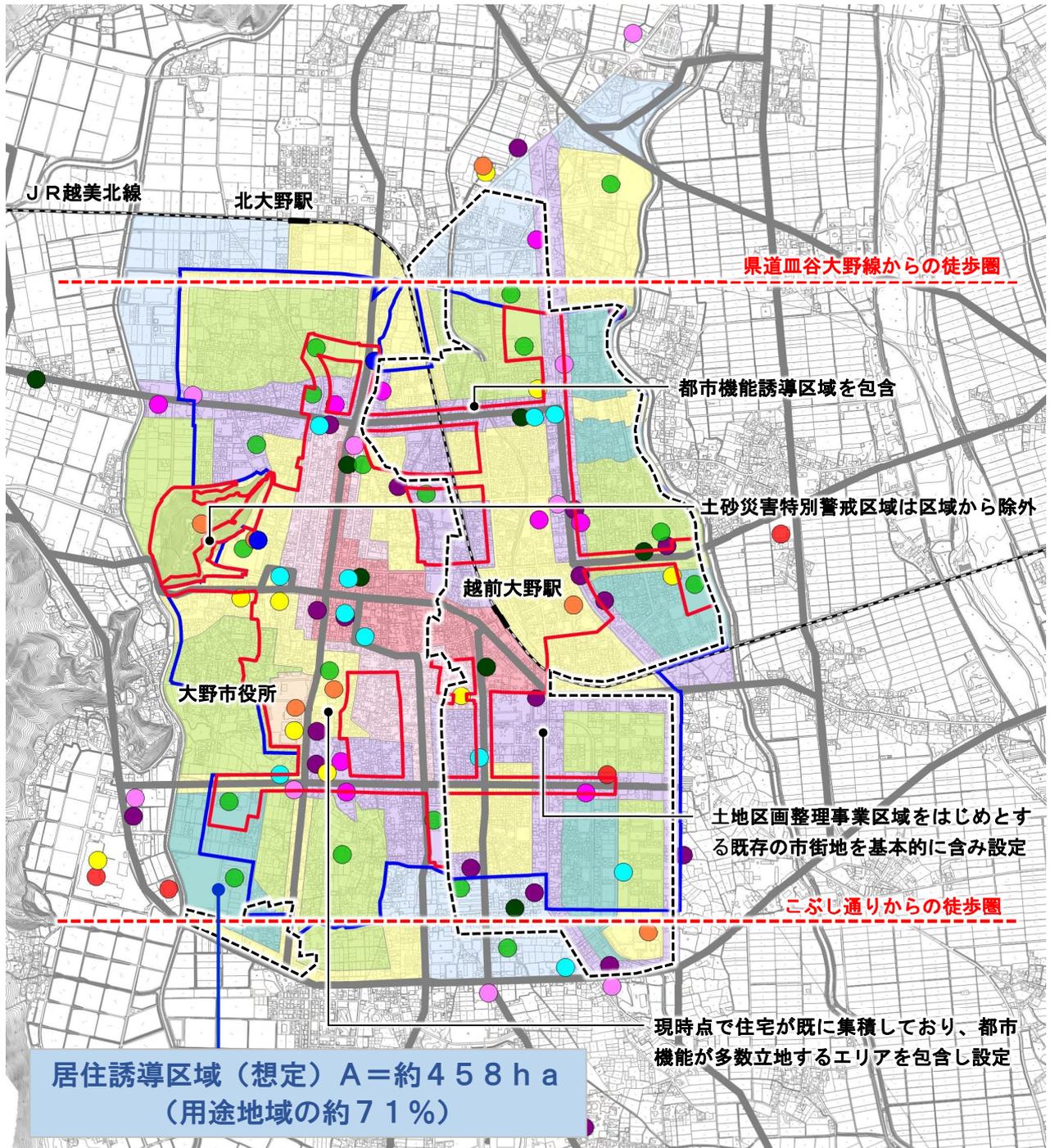


図 土地区画整理事業・開発行為の位置

凡 例

- 大野市域
- 都市計画区域
- 用途地域
- JR線
- 主要道路
- 【土地区画整理事業・開発行為】
- 住宅系(土地区画整理事業)
- 住宅系(開発行為)
- 商業系(開発行為)
- 工業系(開発行為)
- その他



凡 例

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> JR 線 主要道路 土地地区画整理事業区域 | <p>■ 都市施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療施設 ● 福祉施設 ● 商業施設 (1,500 m²以上) ● 商業施設 (1,500 m²未満の中規模店舗) ● コンビニエンスストア ● 教育施設等 ● 子育て支援施設 ● その他公共施設 ● 公民館 ● 郵便局 | <p>■ 用途地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 第二種住居地域 ■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域 ■ 工業地域 |
|---|---|--|

図 居住誘導区域の検討図

(4) 居住誘導区域で確保すべき人口密度の検討

2010年（前々回の国勢調査）における用途地域内の人口密度は29.2人/haであり、同等の人口密度を将来にわたり維持していくことが理想ですが、2020年（直近の国勢調査）においても人口密度の低下は確実に続いており、2035年時点における用途地域内の人口密度は21.0人/haまで減少すると推計されています。このまま用途地域全域に居住エリアが拡散すると、都市機能の衰退や公共交通サービスの低下等により、利便性の高い生活環境を維持できなくなる恐れがあります。

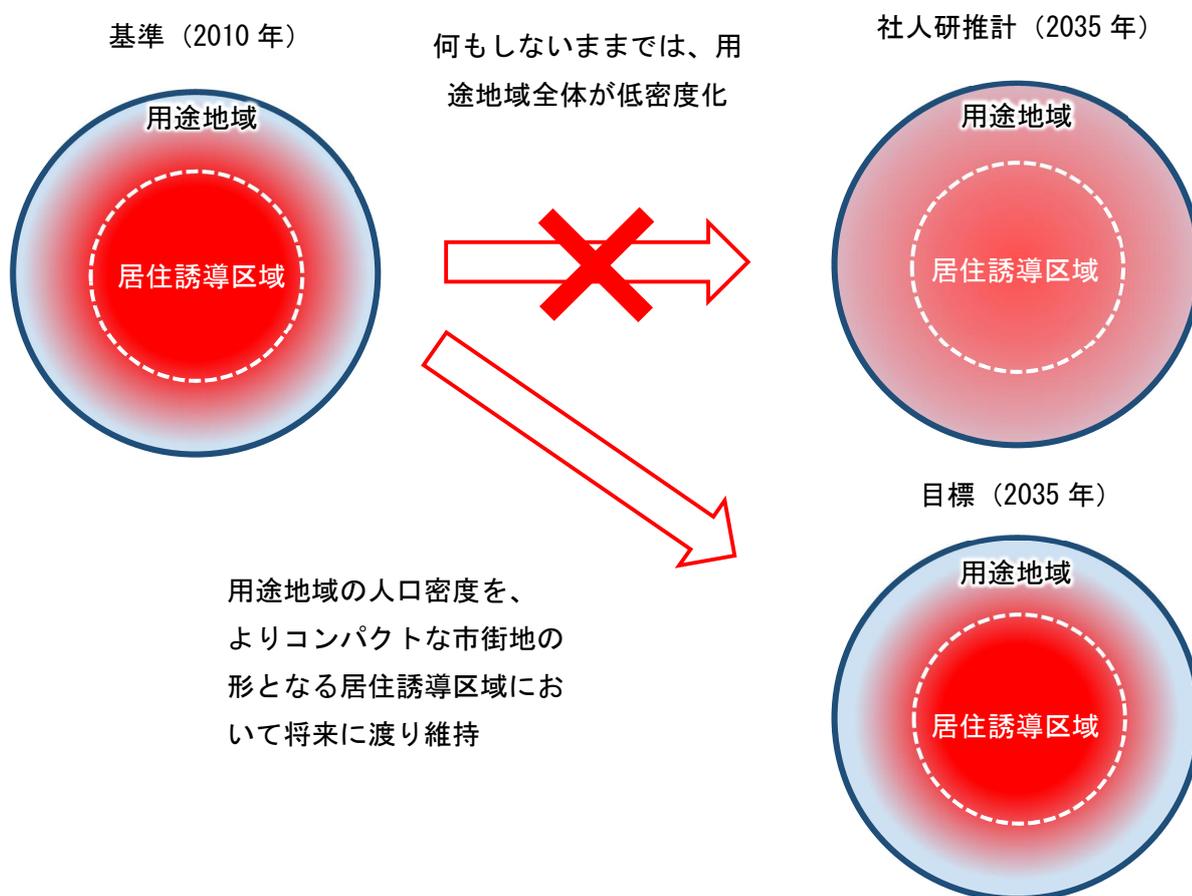
表 用途地域における人口、人口密度の推移と将来見通し

年次	全市人口	用途地域人口	用途地域人口密度 ^{※2}
2010年(国勢調査)	35,291人	18,768人	29.2人/ha
2015年(国勢調査)	33,109人	17,741人	27.6人/ha
2020年(国勢調査)	31,286人	16,888人	26.3人/ha
2035年(社人研推計)	23,708人	13,489人 ^{※1}	21.0人/ha

※1 2035年の用途地域内人口は、国総研の人口推計プログラムから算出

※2 用途地域面積は現状の642.4haを用いて算定

このため、現在の都市機能を維持してきた用途地域の人口密度（2010年：29.2人/ha）を、よりコンパクトな市街地の形となる居住誘導区域において将来に渡り維持することにより、医療・商業等の都市機能が持続可能となる圏域人口を確保していくものとします。



(5) 居住誘導区域の設定

これまでの検討を踏まえ、大野市の居住誘導区域を次のように設定します。

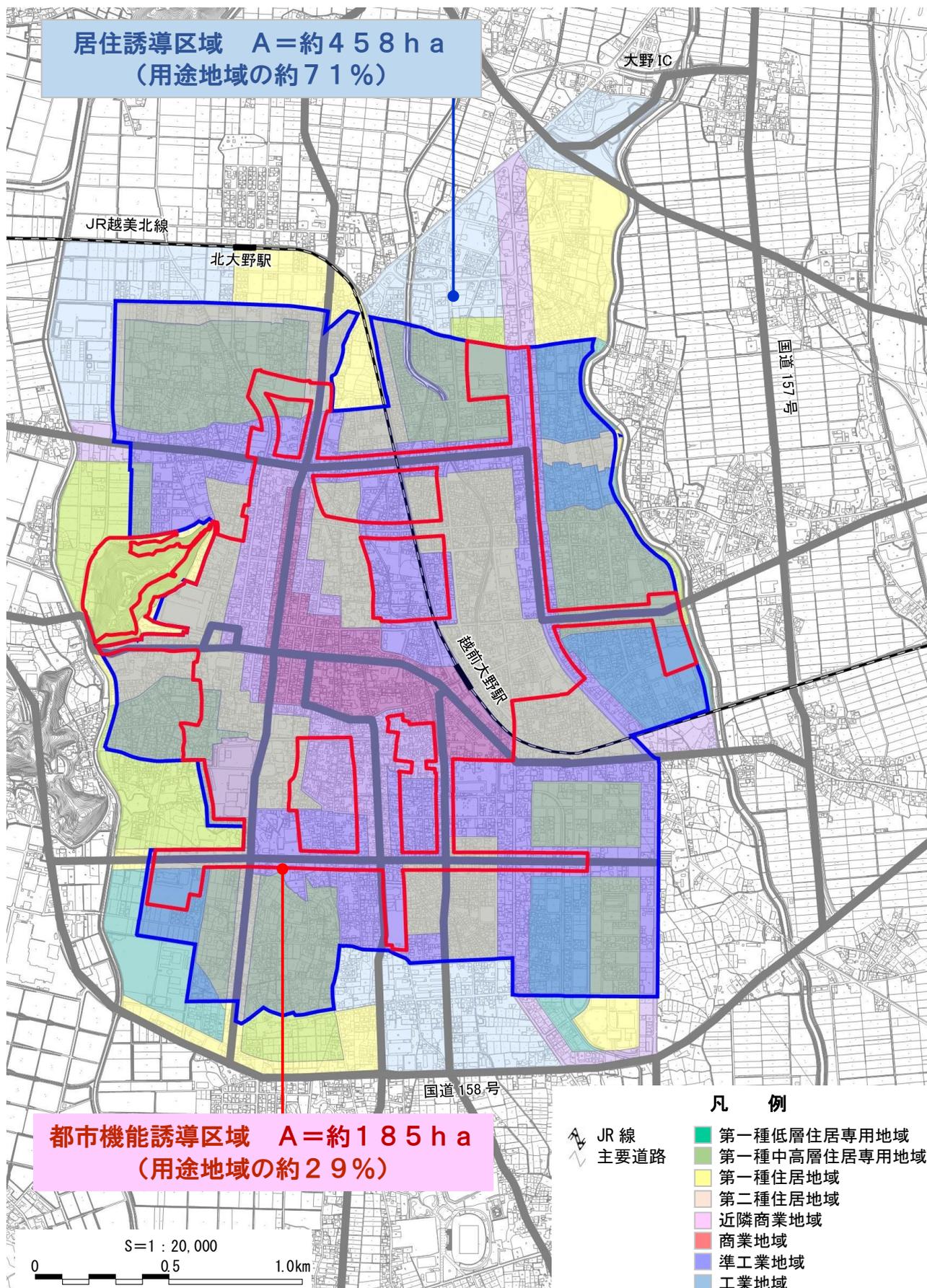


図 大野市の誘導区域

(6) 居住維持区域の検討

先に設定した居住誘導区域においては、居住の誘導に際して、都市機能の適正配置や良好な住環境が維持されなければならない、望ましい市街地を形成するために、原則、あらかじめ土地利用の規制について定めた用途地域の中で検討してきました。

また、居住誘導区域は、将来にわたっても医療や商業等の都市機能を持続可能とし、公共交通を利用して歩いて暮らせる範囲で設定してきましたが、用途地域内において居住誘導区域外となる区域は、自転車や自家用車での移動が主体となるものの、都市基盤が既に整っているため、予想外の公共投資が必要となるような新たな開発等は極力抑制しながら、良好な居住環境を維持していくことを目的とした『居住維持区域』に設定します。

一方で、一般的に郊外部とされている用途地域外（非線引き白地地域）を見ると、用途地域の隣接部（中保地区、右近次郎周辺地区）においても同様に、都市基盤が整い、公共施設等が立地するなど用途地域と一体をなし市街地を形成している区域が存在します。

また、本市では、用途地域の中心部にあたる『中心拠点』や重点道の駅「越前おおの 荒島の郷」を中心とした『広域連携拠点』、都市計画区域内外に点在する既存集落の中心となる『地域生活拠点』を結ぶ公共交通軸の充実による多極ネットワーク型コンパクトシティの実現を目指しています。

当該地区については、都市再生特別措置法に基づく居住誘導区域への検討・設定はできませんが、このような市街地の特性と目指すべき都市構造を考慮した場合、用途地域内において居住誘導区域外となる区域同様、予想外の公共投資が必要となるような新たな開発等は極力抑制しながら、良好な居住環境を維持していくことを目的とした『居住維持区域』への設定について検討することとします。

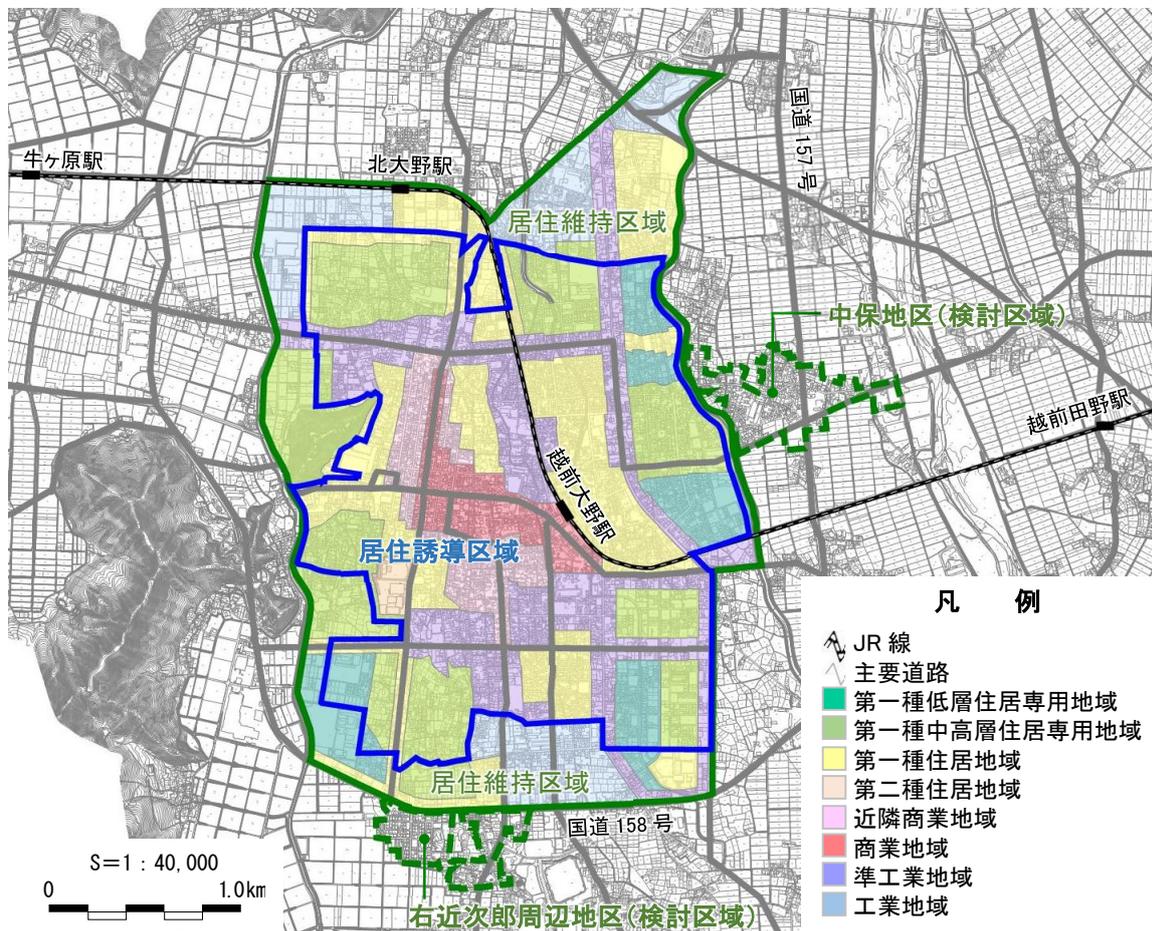


図 居住維持区域と検討区域

① 居住維持区域（中保地区）

用途地域の東側に隣接する中保地区は、既存集落に繋がる形で住宅地開発等が活発に行われてきた経緯から、用途地域内と同等の住宅集積が見られます。

地区南側の県道大野勝山線沿線には、スーパーや金融窓口機能を有するJA等の都市機能が立地するほか、地区東側には、亀山公園や奥越ふれあい公園と並び、多世代の憩いや健康増進の拠点となる「真名川憩いの島」が位置しています。

交通の便からも、重点道の駅「越前おおの 荒島の郷」を核とした広域連携拠点と中心拠点を連絡する動線上に位置し、大野 IC、荒島 IC へのアクセスが良く、北側に位置する都市計画道路中保中野大橋線の国道 157 号までの延伸整備が進めば、幹線道路に囲まれた交通利便性の高いエリアとなります。また、本市では、用途地域を除く都市計画区域において特定用途制限地域を指定し、居住環境に影響を与えるような一定規模以上の建築物整備を制限していることから、居住環境の維持上支障となるような変化は見込まれません。

これらの条件を踏まえ、中保地区を居住維持区域に設定します。

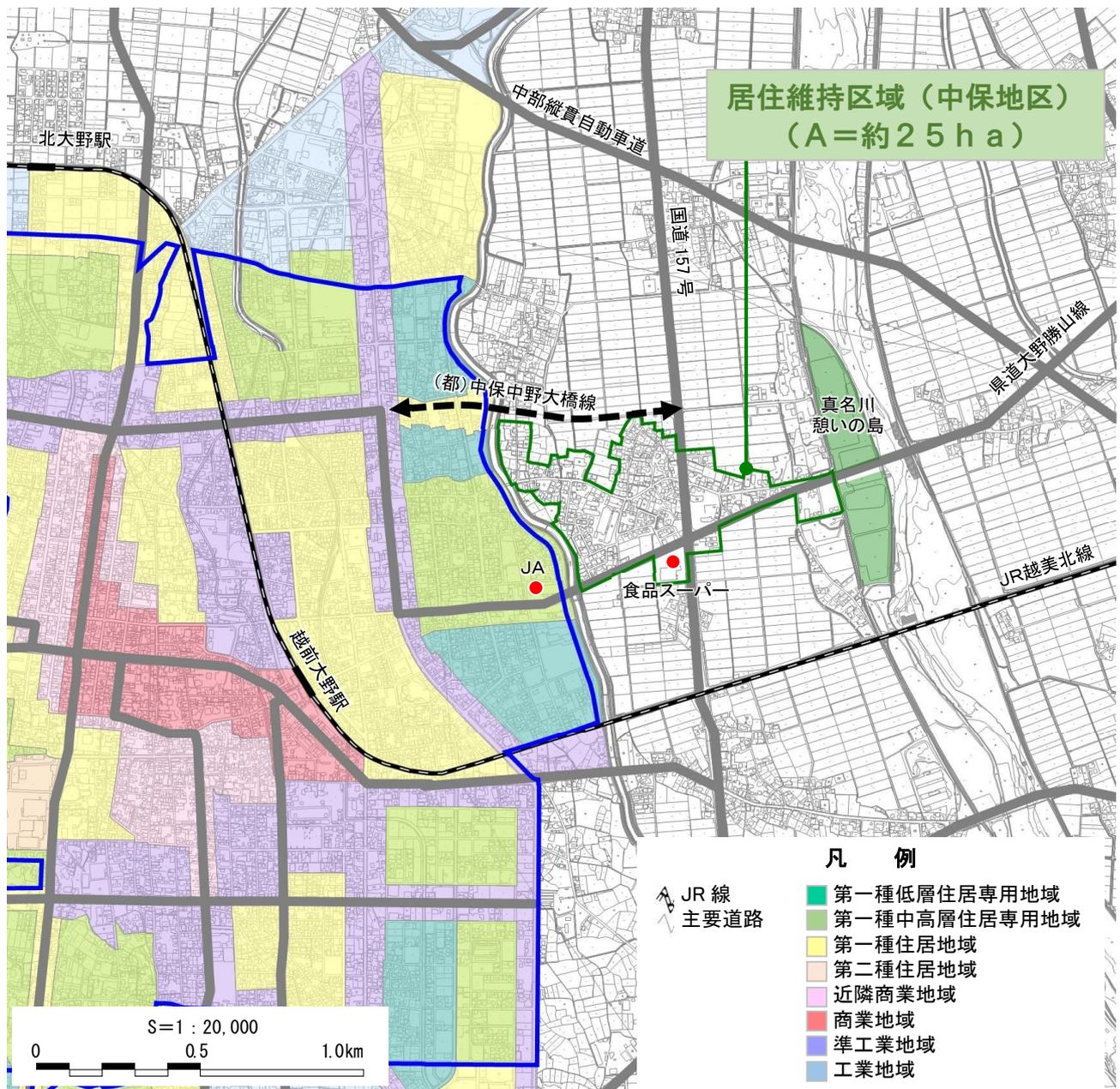


図 居住維持区域（中保地区）

② 居住維持区域（右近次郎周辺地区）

用途地域の南側に隣接する右近次郎周辺地区は、民間事業者による土地区画整理事業により整備された区域を含み、良好な都市基盤が整備されています。

高次都市機能が集積している「防災拠点エリア」からも緊急輸送道路（県道本郷大野線）で直線的に結ばれるほか、郊外型の既存ショッピングセンター等も近く、現状のままでも幅広いニーズに対応できる良好な立地条件を備えたエリアです。

エリア南側には、奥越ふれあい公園が隣接し、子育て・健康増進の観点からも魅力が高く、交通の便からも、今後整備される重点道の駅「越前おおの 荒島の郷」を核とした広域連携拠点と中心拠点とを連絡する動線上に位置しています。

また、本市では、用途地域を除く都市計画区域において特定用途制限地域を指定し、居住環境に影響を与えるような一定規模以上の建築物整備を制限していることから、居住環境の維持上支障となるような変化は見込まれません。

これらの条件を踏まえ、右近次郎周辺地区を居住維持区域に設定します。

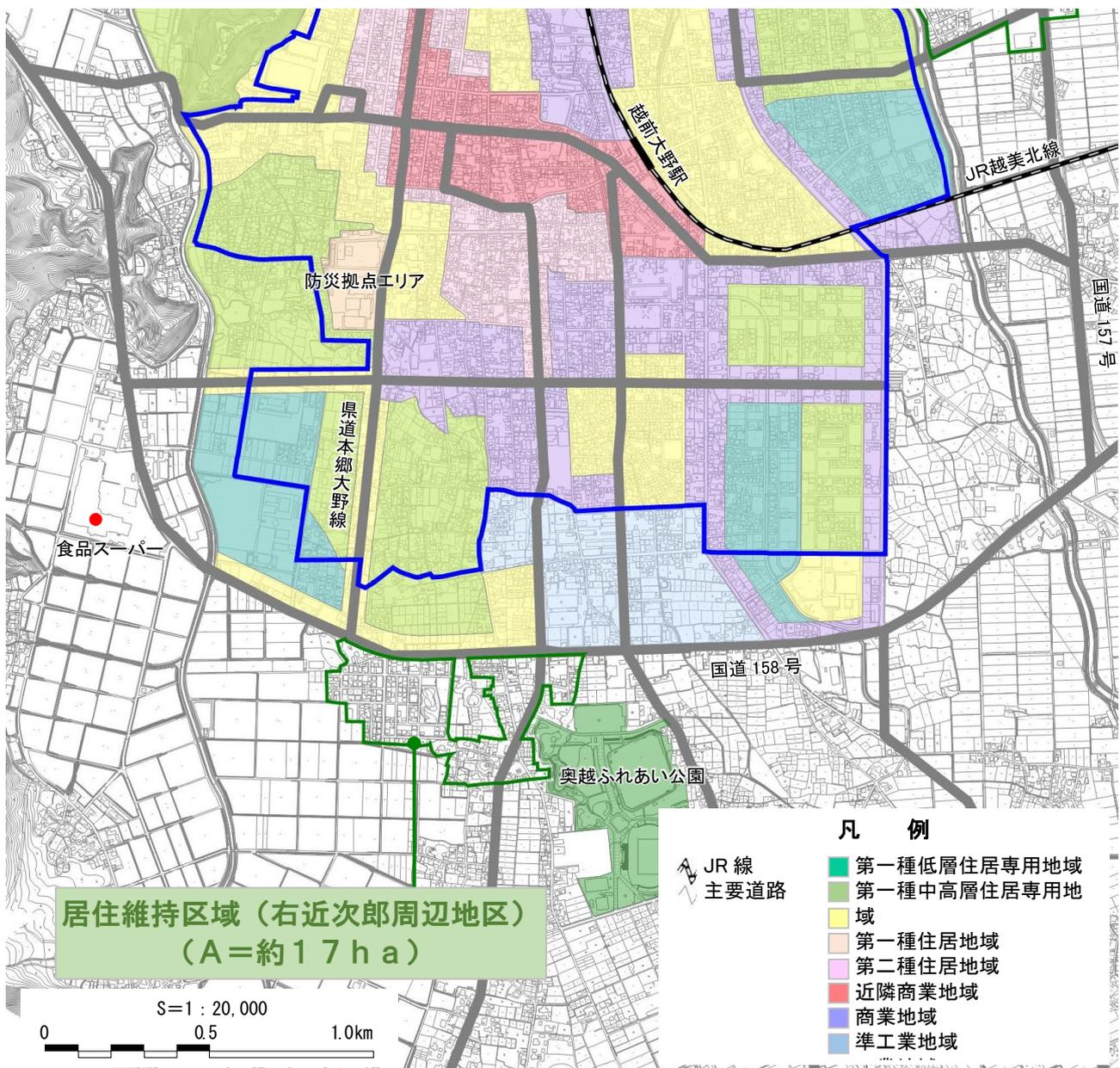


図 居住維持区域（右近次郎周辺地区）

(7) 特定用途制限地域

本市では、商業・居住・福祉・文化などのまちの機能の郊外への分散を抑制し、中心市街地への誘導を図ることで、市民が集いやすく、小さくまとまったまちづくりを進めるため、周辺の土地利用や道路環境に影響を与え、まちの様子を大きく変化させる恐れのある店舗や飲食店、劇場等の大規模集客施設について、建築を規制しています。

平成 19 年に、真名川以西の用途地域外において特定用途制限地域を指定し、建物の床面積が 3,000 m²を超える大規模集客施設の建築行為を制限しました。

中部縦貫自動車道の開通や重点道の駅「越前おおの 荒島の郷」の整備により、新たな開発を誘引し市街地の拡散に繋がることも予想されます。このため、立地適正化計画に基づくコンパクトな都市の形成に向けた誘導施策の一環として、平成 31 年に真名川以東についても特定用途制限地域を拡大し、用途地域を除く都市計画区域全域に指定しました。

引き続き、大規模集客施設の建築行為を制限するとともに、制限の対象とする用途の見直しなどを検討します。

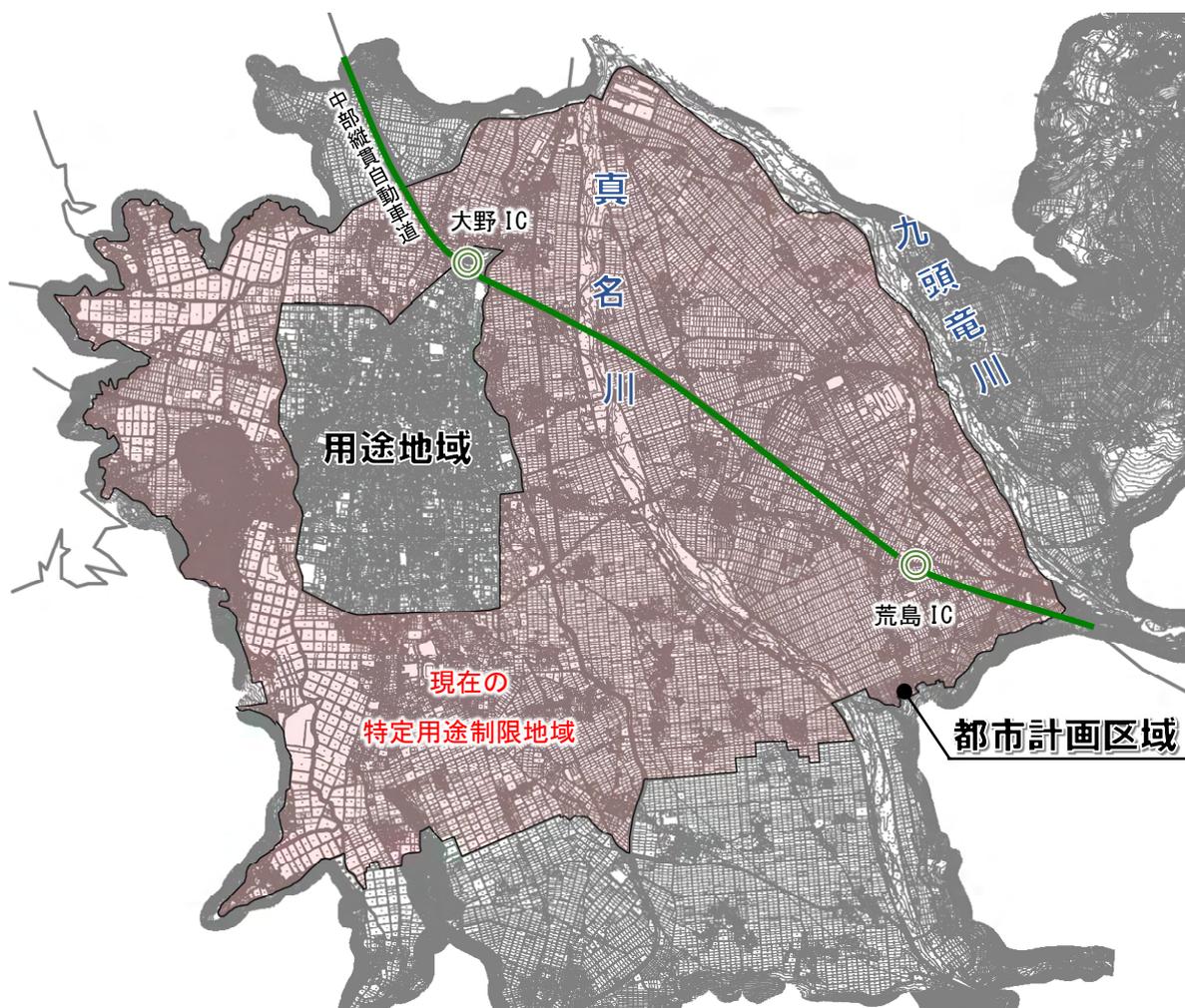


図 大野市の特定用途制限地域

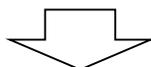
3. 地域生活拠点区域の設定

(1) 地域生活拠点の区域設定方針

誘導区域設定の基本的な考え方を参考に、地域生活拠点の区域設定の方針を次のとおりとします。

《地域生活拠点区域設定の基本的な考え方》

- ・人口減少の中にあっても、用途地域外の集落地域においてこれまでの生活を維持するために必要な生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように設定します。

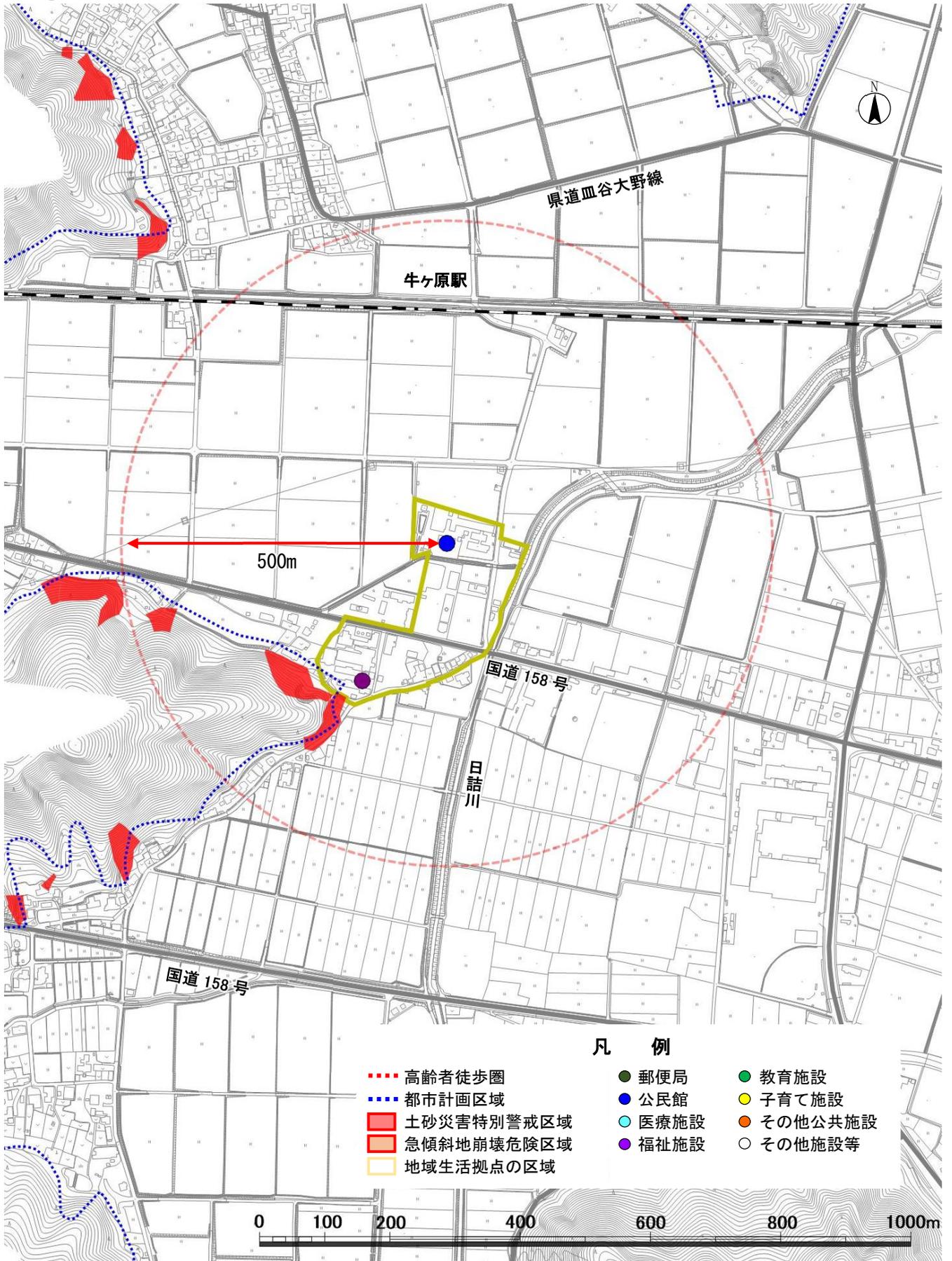


【地域生活拠点区域の設定方針】

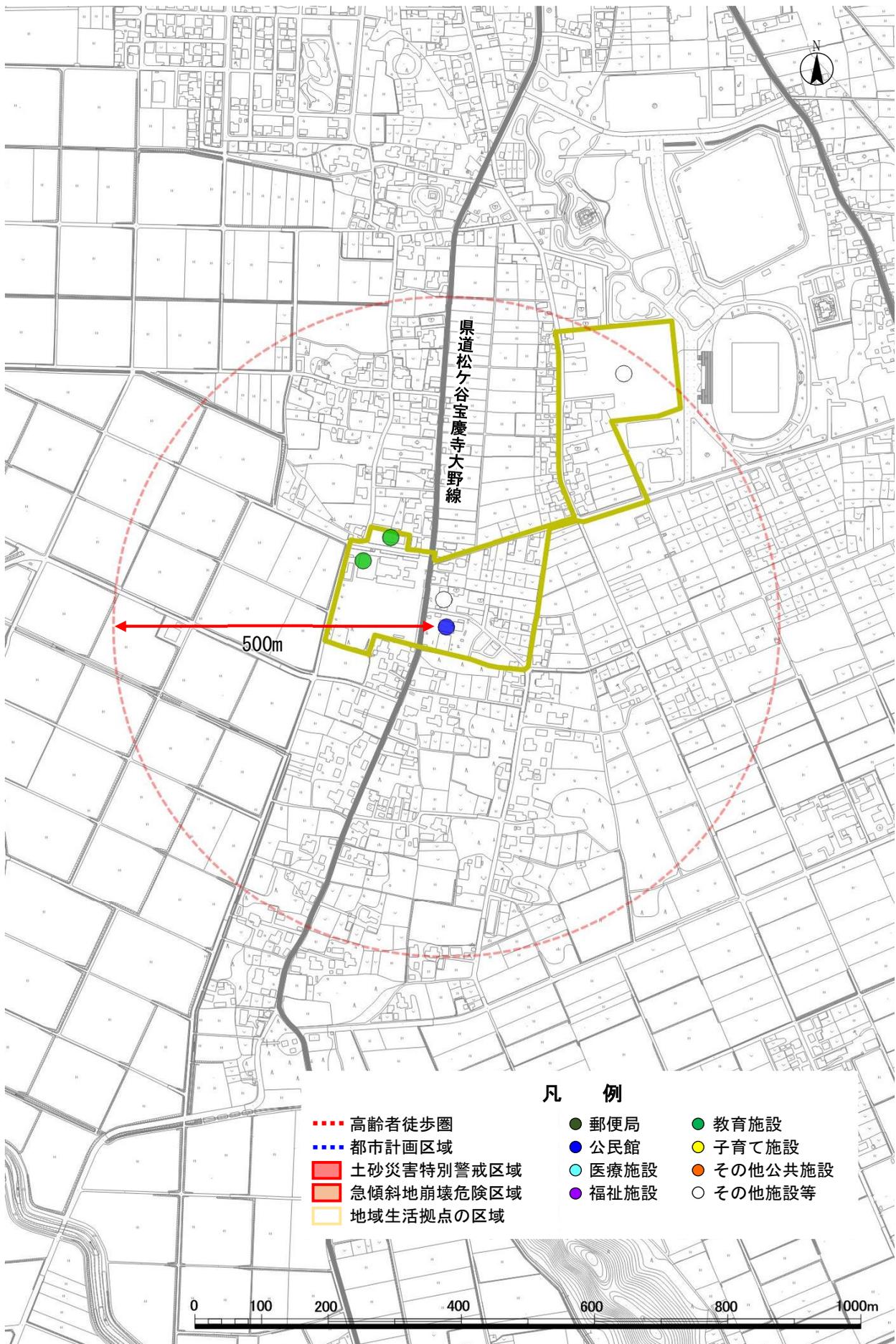
1. 公民館から高齢者徒歩圏（500m）を基本に、なるべくコンパクトに設定
ただし、当該地域の地形的特徴も考慮
2. 既に一定程度の生活インフラが整っている区域を設定
3. 急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域は含まない
4. 区域の境界は、区域の内外の判断が容易にできるよう道路や河川など地形地物とする

(2) 地域生活拠点区域の設定

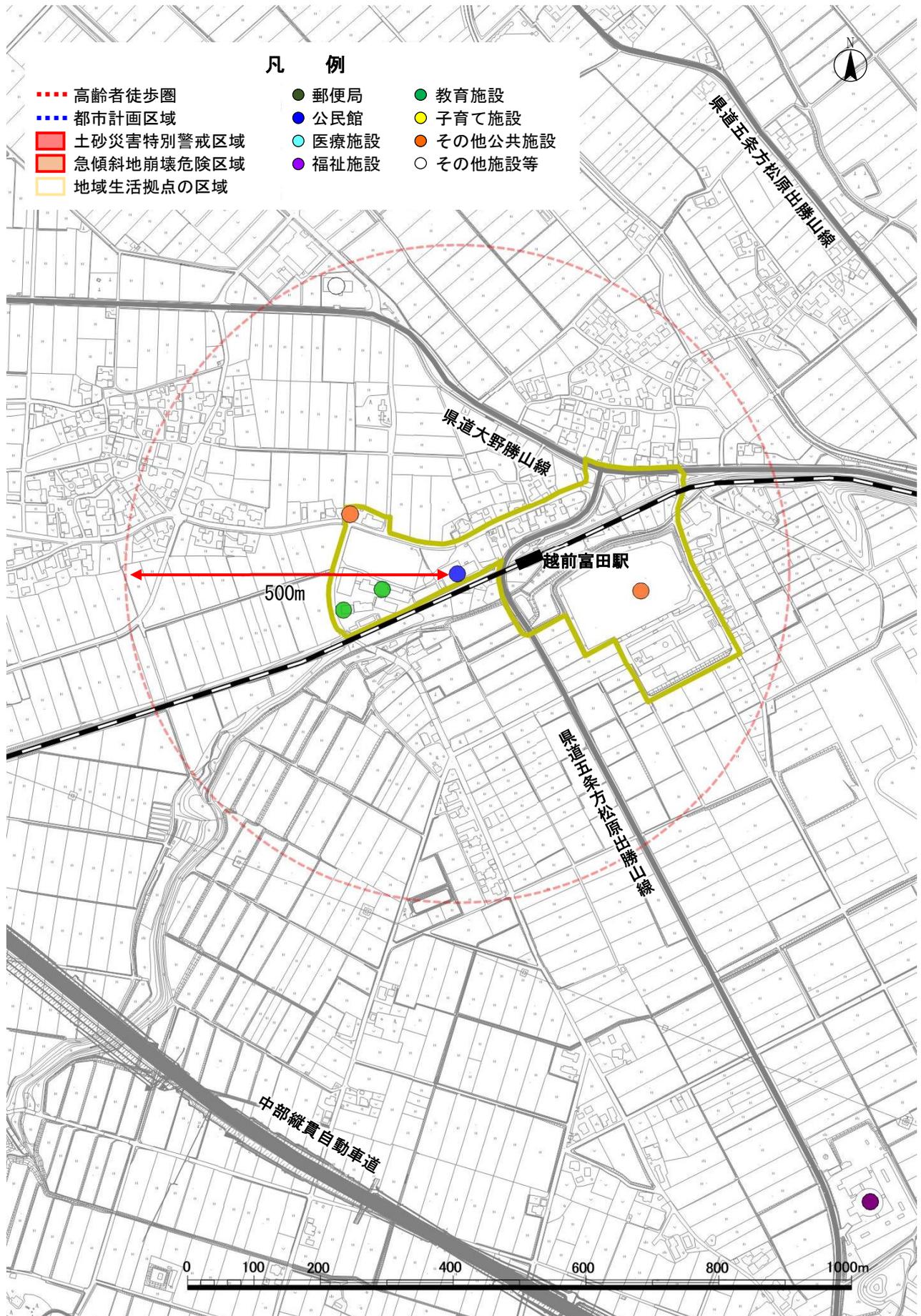
① 乾側地区 (都市計画区域内)



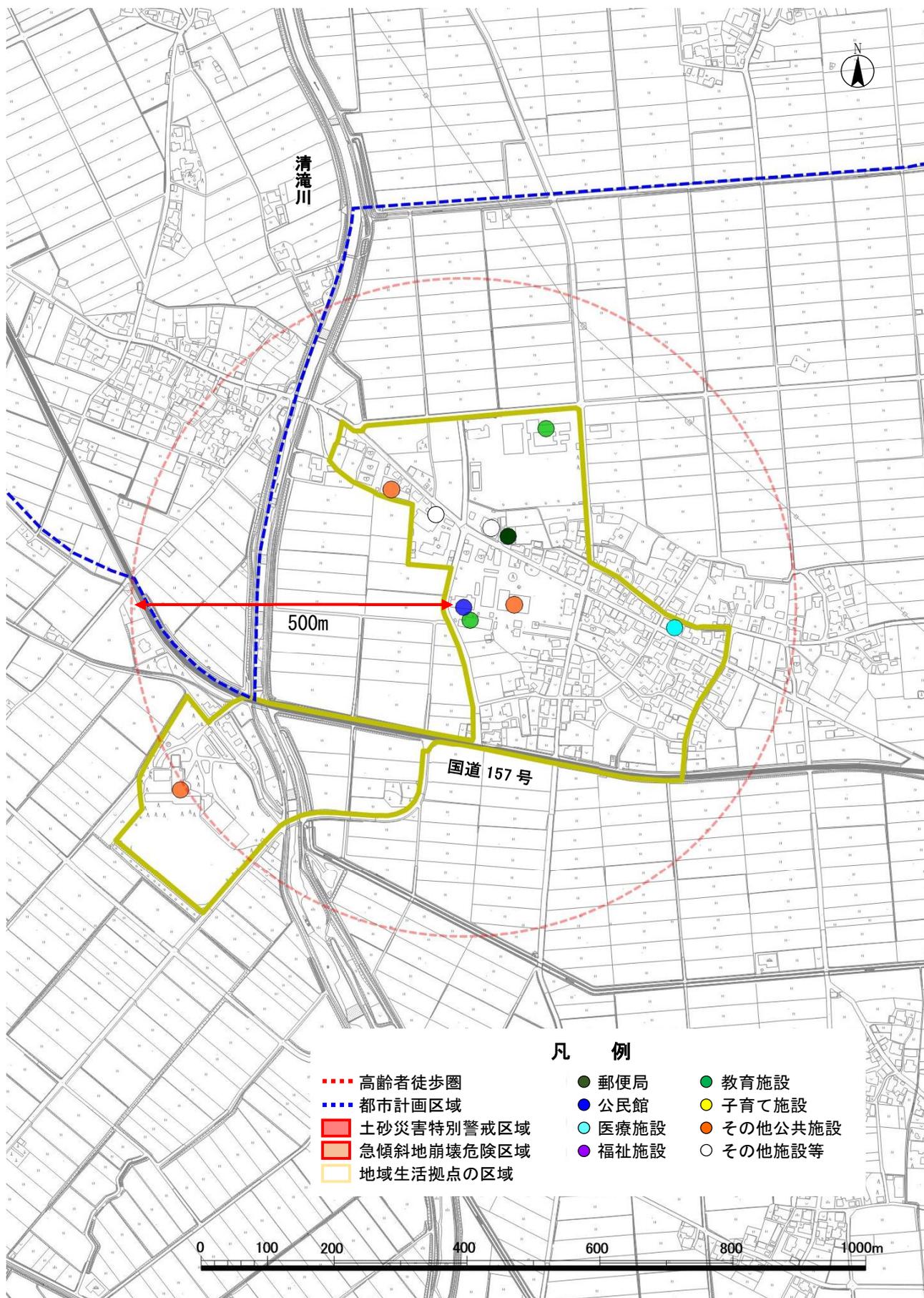
②小山地区（都市計画区域内）



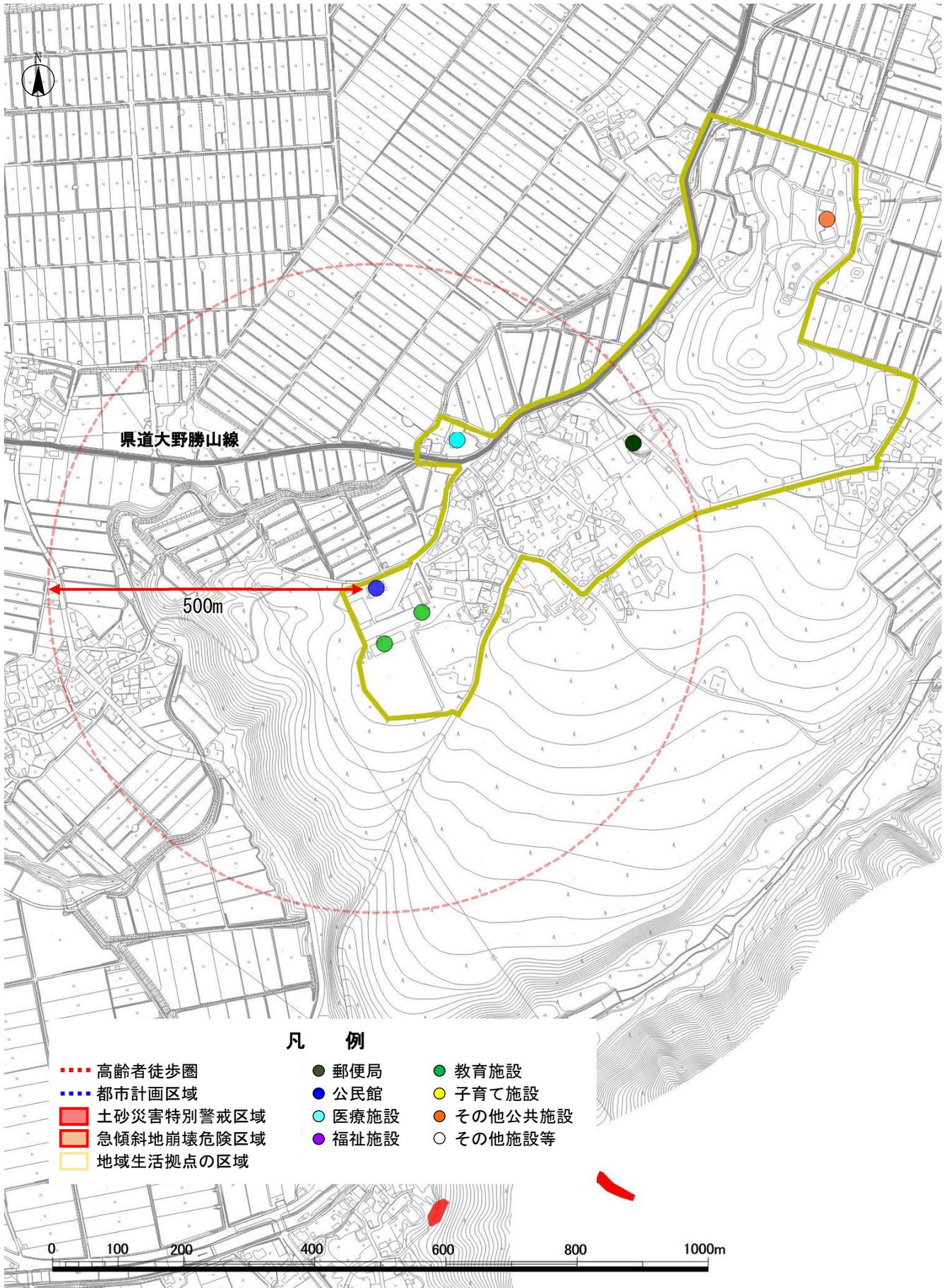
③富田地区（都市計画区域内）



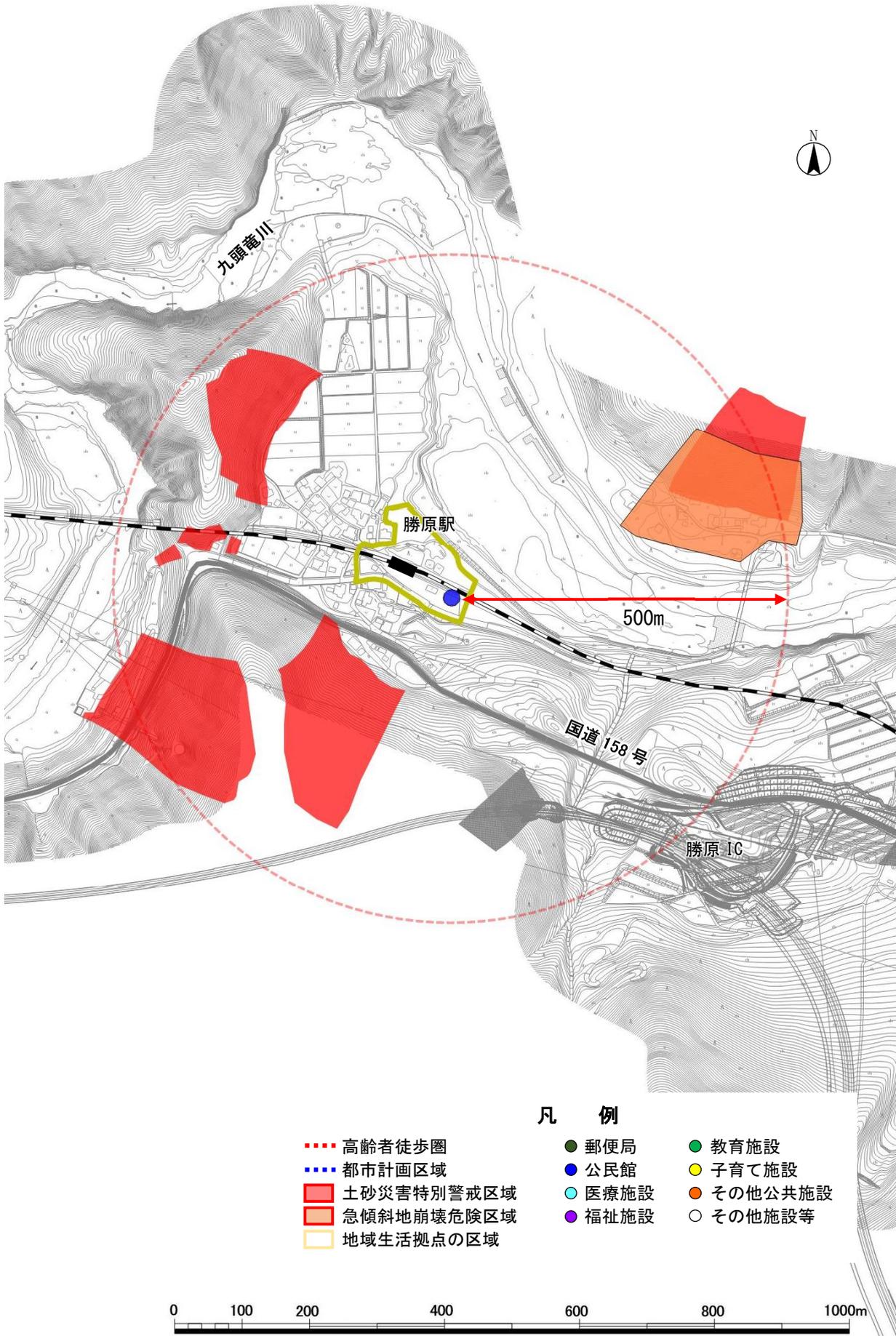
④上庄地区（都市計画区域外）



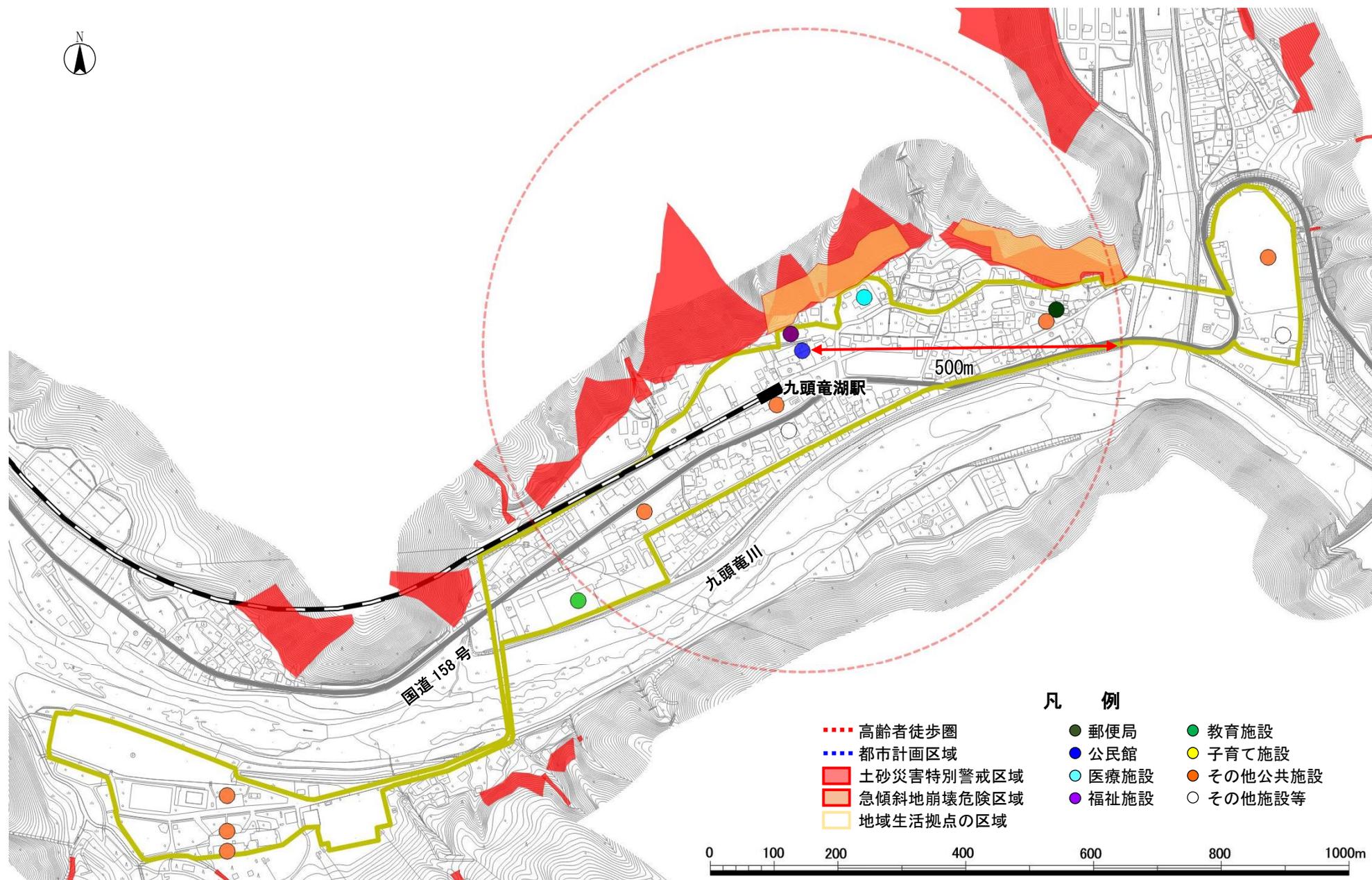
⑤阪谷地区（都市計画区域外）



⑥五箇地区（都市計画区域外）



⑦和泉地区（都市計画区域外）



凡 例

- 高齢者徒歩圏
- 都市計画区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 地域生活拠点の区域
- 郵便局
- 公民館
- 医療施設
- 福祉施設
- 教育施設
- 子育て施設
- その他公共施設
- その他施設等



第6章 誘導施設の設定

1. 誘導施設の設定方針

都市計画運用指針に示される誘導施設設定の基本的な考え方等を踏まえ、誘導施設の設定方針を次のとおりとします。

《誘導施設の設定（都市計画運用指針）》

居住誘導区域設定の基本的な考え方

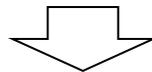
- ・都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設や具体の整備計画のある施設を設定する。
- ・ただし、当該区域及び都市全体における現在の人口構成や将来人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。

誘導施設の内容

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

誘導施設の設定に係る留意事項

- ・都市機能誘導区域外において、当該誘導施設が立地する際には、届出を要することに留意し、都市機能が充足している場合は、必要に応じて誘導施設の設定を見直す。
- ・誘導施設が都市機能誘導区域外に転出する恐れがある場合は、必要に応じて誘導施設として定めることに留意



- ・具体の都市機能ごとに都市全体の人口構成や将来人口推計からみた施設の充足度を検証し、誘導施設として設定
- ・具体の計画がある施設についても、まちづくりのターゲットや誘導方針との整合性を検証し、誘導施設として設定

2. 誘導施設の設定

(1) 既存施設の充足度等に係る検証

都市機能誘導区域は、既存の用途地域の中心部にのみ設定することから、公共交通等の充実を条件として、具体の都市機能ごとに都市全体の人口構成や将来人口推計からみた施設の充足度

を検証し、必要な都市機能を誘導施設として設定します。

都市全体の人口構成や将来人口推計については、国立社会保障・人口問題研究所が示す20年後（2035年）の推計人口を用いるものとします。

また、良好な生活環境等の創出に向けて、具体の計画がある施設についても、まちづくりのターゲットや誘導方針との整合性を検証し、必要な都市機能を誘導施設として設定します。

（単位：人）

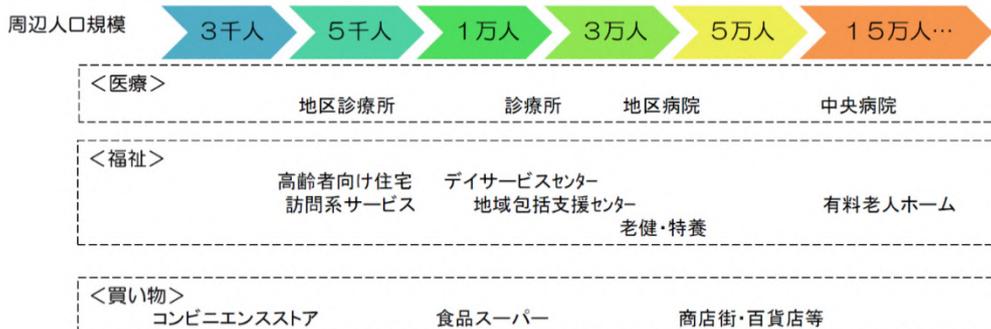
		年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	人口総数
2010年 (国勢調査)	全体	4,314	20,288	10,689	
	用途地域	2,417	10,948	5,403	18,768
	用途地域内人口/全人口				53.2%
2015年 (国勢調査)	全体	3,787	18,065	11,257	33,109
	用途地域	2,166	9,908	5,667	17,741
	用途地域内人口/全人口				53.6%
2020年 (国勢調査)	全体	3,354	16,140	11,739	31,286
	用途地域	1,935	9,007	5,839	16,888
	用途地域内人口/全人口				54.0%
2035年推計 (社人研)	全体	1,820	11,347	10,541	23,708
	用途地域	1,036	6,456	5,997	13,489
	用途地域内人口/全人口				56.9%
人口増減(2010年－2035年推計)		-2,494	-8,941	-148	-11,596

上記の2035年時点の推計人口（全市人口：23,708人、居住誘導区域内人口（市街地の特性から用途地域内人口を準用します）：13,489人）と都市機能毎の圏域人口から、既存施設の充足度を検証します。

全ての人口構成において、将来人口が減少することから、現在の人口に対して施設が充足している場合には将来的にも充足しているものとみなします。

また、充足度にあわせ、施設の配置バランスについても検証します。

○ 商業・医療・福祉等の機能が立地し、持続的に維持されるためには、機能の種類に応じて、以下のような圏域人口が求められる。



※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。

図 都市機能の利用圏人口

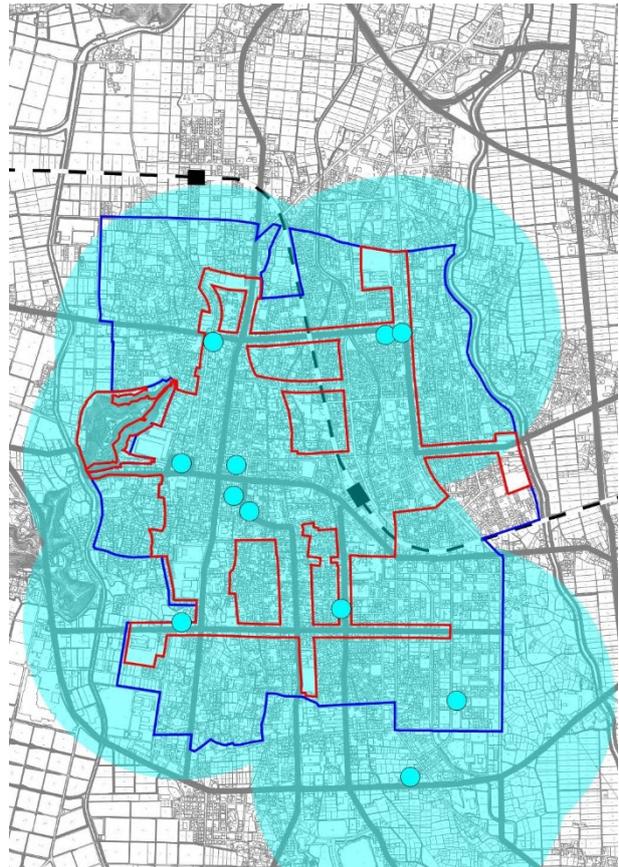
資料：都市再構築戦略検討委員会専門家プレゼンテーションにより国土交通省作成

■ 医療施設

圏域人口	5,000 人/施設
必要施設数 (内、居住誘導区域)	4~5 施設 (2~3 施設)
既存施設数 (内、居住誘導区域)	14 施設 (10 施設)
施設の充足度	充足

《施設の配置バランス》

- ・施設数が多いうえ、居住誘導区域や都市機能誘導区域のほぼ全域が利用圏域(800m)に含まれることから、充足している状況です。
- ・ただし、都市機能誘導区域外への転出がないよう維持に努める必要があるため、誘導施設に位置づけます。

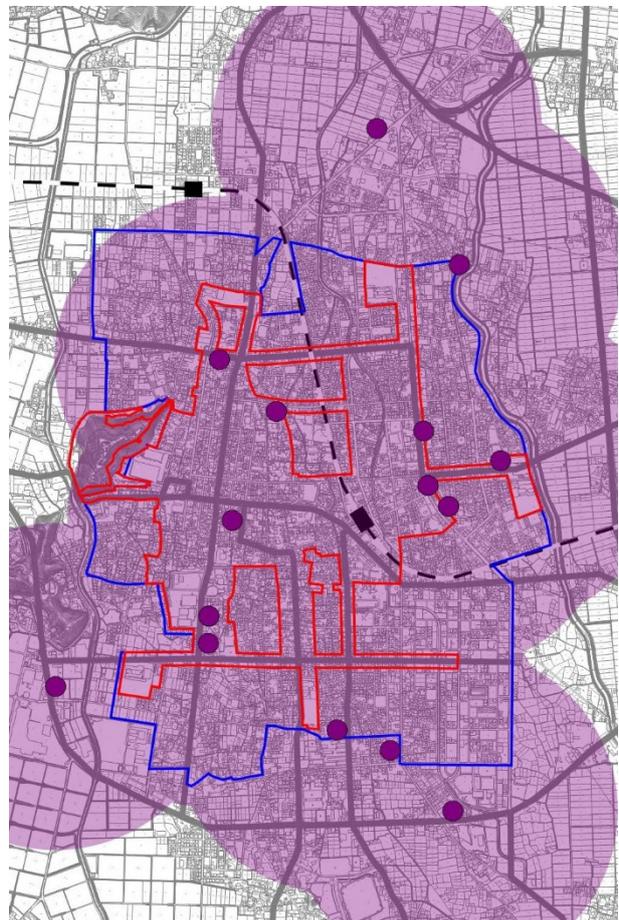


■ 高齢者施設（通所系）

圏域人口	2,000 人/施設 ※施設規模を考慮
必要施設数 (内、居住誘導区域)	11~12 施設 (6~7 施設)
既存施設数 (内、居住誘導区域)	21 施設 (10 施設)
施設の充足度	充足

《施設の配置バランス》

- ・大野市における施設立地の実態を踏まえ設定した圏域人口をもとに検証した結果、居住誘導区域や都市機能誘導区域のほぼ全域が利用圏域(800m)に含まれており、充足している状況です。

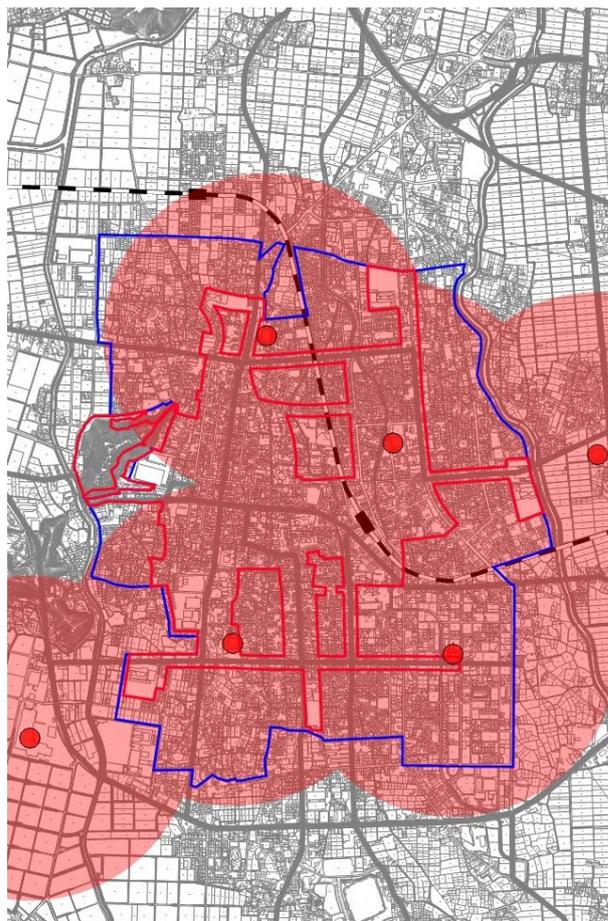


■ 商業施設（食品スーパー）

圏域人口	10,000 人/施設
必要施設数 (内、居住誘導区域)	2~3 施設 (1~2 施設)
既存施設数 (内、居住誘導区域)	6 施設 (4 施設)
施設の充足度	充足

《施設の配置バランス》

- ・日常生活に必要不可欠な食品スーパーは市街地においてバランス良く立地しており、居住誘導区域や都市機能誘導区域のほぼ全域が利用圏域（800m）に含まれることから、充足している状況です。
- ・ただし、都市機能誘導区域外への転出がないよう維持に努める必要があるため、誘導施設に位置づけます。

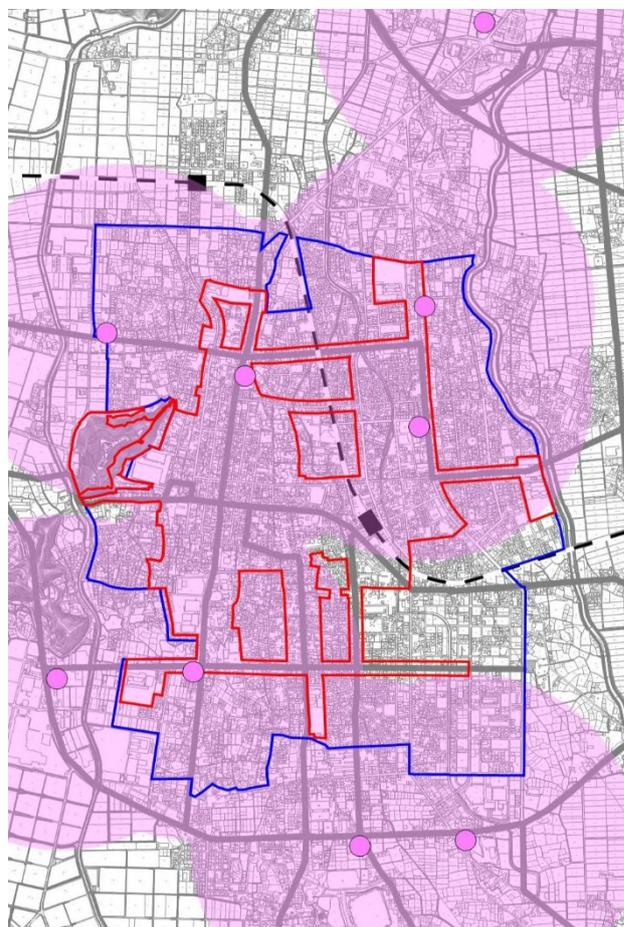


■ 商業施設（コンビニ）

圏域人口	3,000 人/施設
必要施設数 (内、居住誘導区域)	7~8 施設 (4~5 施設)
既存施設数 (内、居住誘導区域)	10 施設 (5 施設)
施設の充足度	充足

《施設の配置バランス》

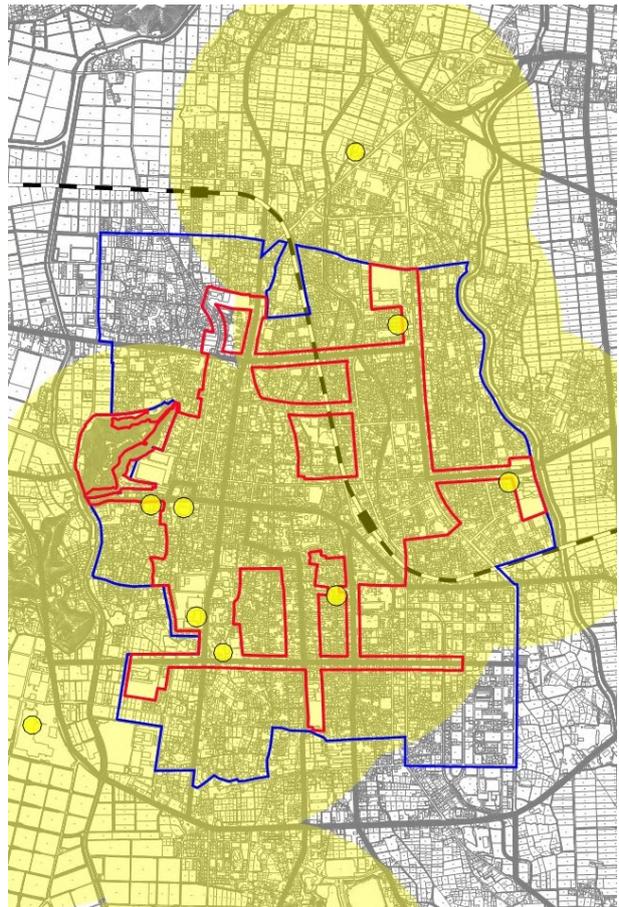
- ・食品スーパー等を補完する機能であり、居住誘導区域や都市機能誘導区域のほぼ全域が利用圏域（800m）に含まれることから、充足している状況です。
- ・圏域人口が少なく、立地に伴い市街地のコンパクト化を妨げる施設ではないことから誘導施設には位置づけないものとしします。



■ 子育て支援施設

《施設の配置バランス》

- ・居住誘導区域の一部が利用圏域に含まれていない状況です。子育て支援の充実は、現役世代の定住促進に不可欠なことから、既存施設が都市機能誘導区域外に転出しないよう維持に努めるほか、新たな施設の立地促進に向けて誘導施設に位置づけます。



(2) 具体の計画がある施設（政策的な位置づけがある施設）に係る検証

① 越前おおの高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画 より

高齢者施設（訪問系、通所系）は、越前おおの高齢者福祉計画における利用状況等の検証結果からも、充足していることが確認できます。

高齢化の進行に伴う介護ニーズの増加・多様化に対応できるよう、人材確保や効率化によって必要な介護サービスの量及び水準の維持に向けた取り組みを推進します。

なお、サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者が容易に外出できるよう居住誘導区域へ誘導することが望ましいため、誘導施設に位置付けます。

② 大野市小中学校再編計画 より

児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化を背景に大野市が目指す学校教育の実現を図るため、小中学校の再編を推進します。

③ その他

幅広い世代の市民や観光客が、歴史と自然が融合した空間において憩い、交流や健康増進も図れる環境づくりのため、健康増進施設亀山公園の整備を推進します。

(3) 誘導施設の設定

施設の充足度や施設整備に係る政策的な位置づけ等を踏まえ、都市機能誘導区域に立地することが望ましい都市機能を次のように設定します。

表 立地することが望ましい都市機能と「誘導施設」

分類	都市機能
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 中枢的な行政機能や市全域を対象とした国・県出先機関のうち幅広い世代の利用がある機能 ・ 市役所本庁舎 ・ 健康福祉センター、税務署、裁判所、ハローワーク
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 市全域を対象とする高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 ・ 地域包括支援センター ● 高齢者の生活を支える機能 ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ 高齢者福祉施設（通所系、訪問系、小規模多機能施設）
子育て支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 市全域を対象とする児童福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 ・ 地域子育て支援センター ・ 児童デイサービスセンター ・ 子育て世代活動支援センター（例：屋内型こどもの遊び場） ● 子どもを持つ世帯が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 ・ 保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 ・ 大規模小売店舗（店舗面積が 1,000 m²を超えるもの）のうち各種商品小売業、飲食料品小売業に該当する店舗
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 市全域を対象とする総合的な医療サービス（二次医療）を受けられる機能 ・ 病院（(医療法第 1 条の 5)20 床以上の入院施設を持つ医療機関） ・ 休日急患診療所
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 決済や融資等の金融機能を提供する機能 ・ 銀行、信用金庫、地域を総括する郵便局や J A 本所
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 ・ 文化会館、図書館、博物館、生涯学習センター

赤字文字：誘導施設

第7章 実現方策の検討

1. 誘導施策

(1) 法に基づく届出・勧告制度の運用

届出・勧告制度は、居住誘導区域「外」における住宅開発等の動きや都市機能誘導区域「内外」における誘導施設整備の動きを把握するためのものです。居住誘導区域「外」で一定規模以上の住宅開発等を行う場合、又は都市機能誘導区域「外」で誘導施設に係る開発行為や建築行為を行う場合には、着手する30日前までに市長への届出が必要になります。

また、都市機能誘導区域「内」の誘導施設を休廃止する場合についても、誘導施設の休廃止の状況を把握するため、誘導施設を休廃止する30日前までに市長への届出が必要です。

なお、届出により、誘導施設や居住の誘導等に何らかの支障が生じると判断された場合は、市長が勧告を行う場合があります。

① 居住誘導区域に係る届出・勧告

都市計画区域内かつ居住誘導区域外で行われる以下の行為が対象となります。

なお、行為の対象となる敷地が居住誘導区域内外にわたる場合において、居住誘導区域内から車両が通行可能な出入りが設置される場合は対象となりません。

【開発行為(※1)】

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 (例 アパートやマンションなど)
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの (例 二世帯住宅など規模の大きい住宅)
- ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めるものの建築目的で行う開発行為 (例 社員寮や有料老人ホームなど)

①の例示
3戸の開発行為



②の例示
1,300㎡
1戸の開発行為



800㎡
2戸の開発行為



【建築等行為(※2)】

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 (例 アパートやマンションなど)
- ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合 (例 社員寮や有料老人ホームなど)
- ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等 (①、②) とする場合

※1 開発行為とは、建築物の整備にあたって宅地造成(道路や水路の整備など)等を伴うもの

※2 建築等行為とは、建築物を新築、増築、改築、又は移転するもの

② 都市機能誘導区域に係る届出・勧告

ア) 都市機能誘導区域外で行う誘導施設の整備

都市計画区域内かつ都市機能誘導区域外で行われる以下の行為が対象となります。

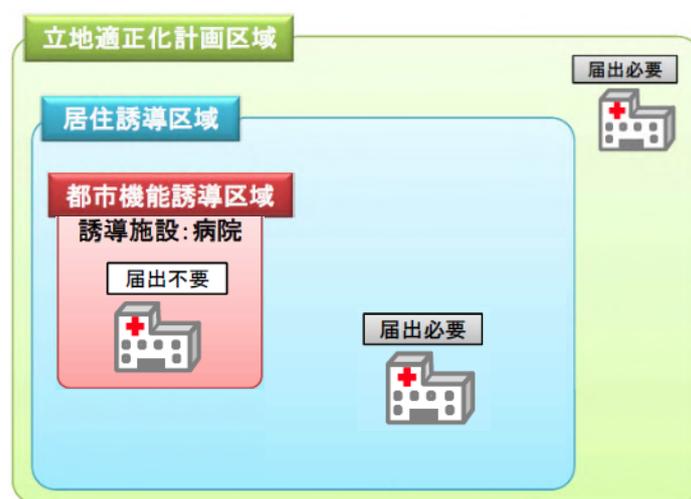
なお、行為の対象となる敷地が都市機能誘導区域内外にわたる場合において、都市機能誘導区域内から車両が通行可能な出入り口が設置される場合は対象となりません。

【開発行為(※1)】

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

【開発行為以外】

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



※1 開発行為とは、建築物の整備にあたって宅地造成(道路や水路の整備など)等を伴うもの

イ) 都市機能誘導区域内で行う誘導施設の休廃止

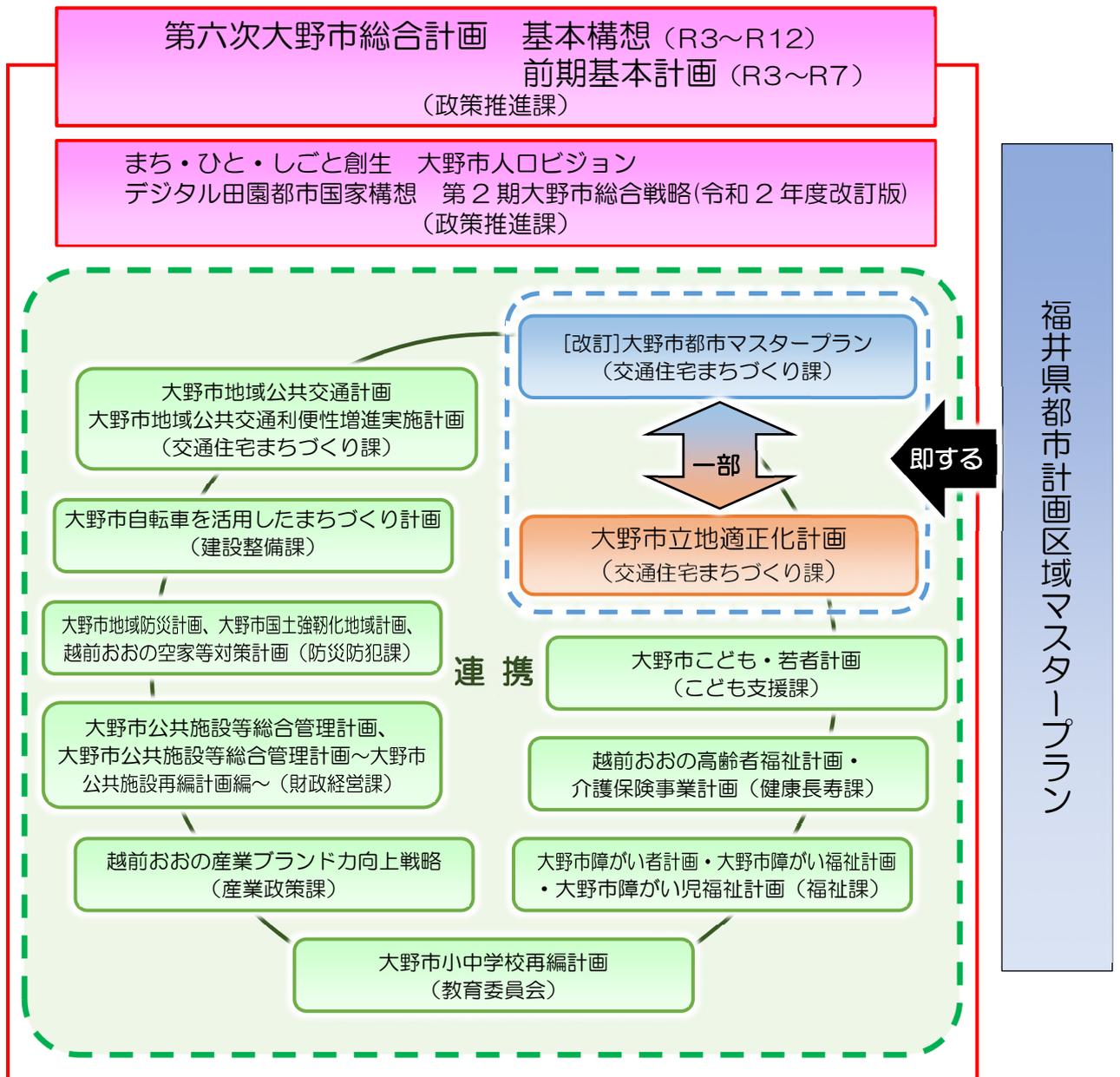
都市機能誘導区域内で誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合は、届出の対象となります。

(2) 大野市が実施する施策

第4章のまちづくりの方針を踏まえ、立地適正化計画に係る上位・関連計画に位置づけられた施策等を着実に実行し、居住及び都市機能の誘導を促進します。

施策は、第4章で整理したまちづくりの目標ごとに整理します。

図 立地適正化計画と上位・関連計画との関係（相関図）



目標 1. 住み慣れた地域で住み続けられる公共交通が充実したまちづくり			
具体的施策	総合計画	個別計画	各課題
・ 広域路線バス運行への支援による広域的な移手段の確保	○	○	
・ 市内公共交通（まちなか循環バス、乗合タクシー、市営バス）の最適化による交通サービスの維持	○	○	
・ さまざまな分野との連携（共創）や新技術で移動を確保		○	
・ 高齢者や障がい者、運転免許自主返納者に対する支援・割引サービスの継続	○	○	
・ 公共交通利用への付加価値（健康づくり、仲間づくり、地域連携、CO ₂ 削減等）の創造・周知	○		
・ 越美北線の利用促進	○	○	

目標 2. 市民が住み続けたいと思い、来訪者が住んでみたいと思うまちづくり			
具体的施策	総合計画	個別計画	各課題
・ 大野市富田産業団地への企業誘致	○		
・ 国時団地の活用			○
・ 国道 158 号、都市計画道路東縦貫線、都市計画道路中保中野大橋線の整備	○	○	
・ 地域子育て支援センター、子どもの遊び場等における子育て家庭への支援	○		
・ 教育・保育施設の適正配置の推進		○	
・ 越前おおの結ステーション等の観光の核となる施設のさらなる利活用			
・ 商店街の賑わい創出への支援	○		
・ 各地区における地域づくり事業への支援	○		
・ 地域包括ケア体制の整備	○	○	
・ 移住・定住の促進	○		
・ 地域医療の充実	○		
・ 越美北線の魅力向上につながる取り組み		○	
・ 雪や災害に強いまちづくりの推進（防災指針）	○	○	
・ 大野市脱炭素ビジョンの推進	○	○	

目標 3. 中部縦貫自動車道の整備効果を最大限生かしたまちづくり			
具体的施策	総合計画	個別計画	各課題
・ 中部縦貫自動車道の整備	○		
・ 道の駅「越前おおの 荒島の郷」を核とした観光や産業の活性化につなげる取り組み		○	
・ 大野市富田産業団地への企業誘致（再掲）		○	
・ 高速バス路線誘致への取り組み	○		

目標 4. 暮らしに必要な様々な機能等が集まり、歩いて暮らせる健康なまちづくり			
具体的施策	総合計画	個別計画	各課課題
・ 亀山公園の園路の改修や公園施設整備等		○	
・ 自転車利用環境の整備		○	
・ 国道 158 号、都市計画道路東縦貫線、都市計画道路中保中野大橋線の整備（再掲）	○		
・ 安全に通行できる歩行空間の確保		○	
・ まちなかの空き店舗等への新規出店を支援	○		
・ 商店街の振興	○		

目標 5. 人、歴史、文化、伝統、自然環境、食等の資源を活用した交流のあるまちづくり			
具体的施策	総合計画	個別計画	各課課題
・ 文化の創造・振興の活動の場の確保	○		
・ COCONOアートプレイスの活用	○		
・ 文化施設の適正な維持管理と利活用	○		
・ 高齢者ふれあいサロンの実施、お出かけほっとサロン事業	○	○	
・ 商店街の振興（再掲）	○		
・ 六呂師高原の活性化		○	
・ 観光誘客の促進と受入れ体制の充実		○	

目標 6. 公共施設の適正配置と計画的な管理・活用による効率的なまちづくり			
具体的施策	総合計画	個別計画	各課課題
・ 既存市営住宅の長寿命化に向けた改善	○	○	
・ 国時団地の活用（再掲）			○
・ 小中学校の再編に伴う校舎等の利活用		○	
・ 教育・保育施設の適正配置の推進（再掲）		○	
・ 公共施設等総合管理計画の着実な実行	○	○	
・ 公民館機能を再構築し、公民館を拠点にした地域づくり（地域生活拠点の形成）	○	○	
・ 空家等対策計画の推進		○	

これらの施策のうち、社会資本整備総合交付金等の国の支援を受けられるものについては、積極的に活用していくものとします。

その他の施策については、大野市が独自に行う施策として展開していきます。

■社会資本整備総合交付金

⇒道路事業

・道路、歩道等の整備、改良 など

⇒公園事業

・公園、広場等の整備、改良 など

⇒都市再生整備計画事業

・道路、公園、広場等の整備 など

・都市施設等の高質化 など

・地域交流・観光交流施設等の整備 など

⇒地域住宅計画に基づく事業

・公営住宅の長寿命化改善 など

■都市構造再編集集中支援事業（補助）

・道路、公園、広場等の整備 など

・都市施設等の高質化 など

・地域交流・観光交流施設等の整備 など

・誘導施設の整備 など

（3）公共施設の適正配置及び公的不動産の管理・活用の方針

① 財政や人口規模に応じた施設総量の縮減

施設の適正配置を推進し、財政規模と将来的な人口規模等を十分に考慮して、施設総量を縮減することを基本とします。

② 予防保全による安全性の確保とライフサイクルコストの縮減

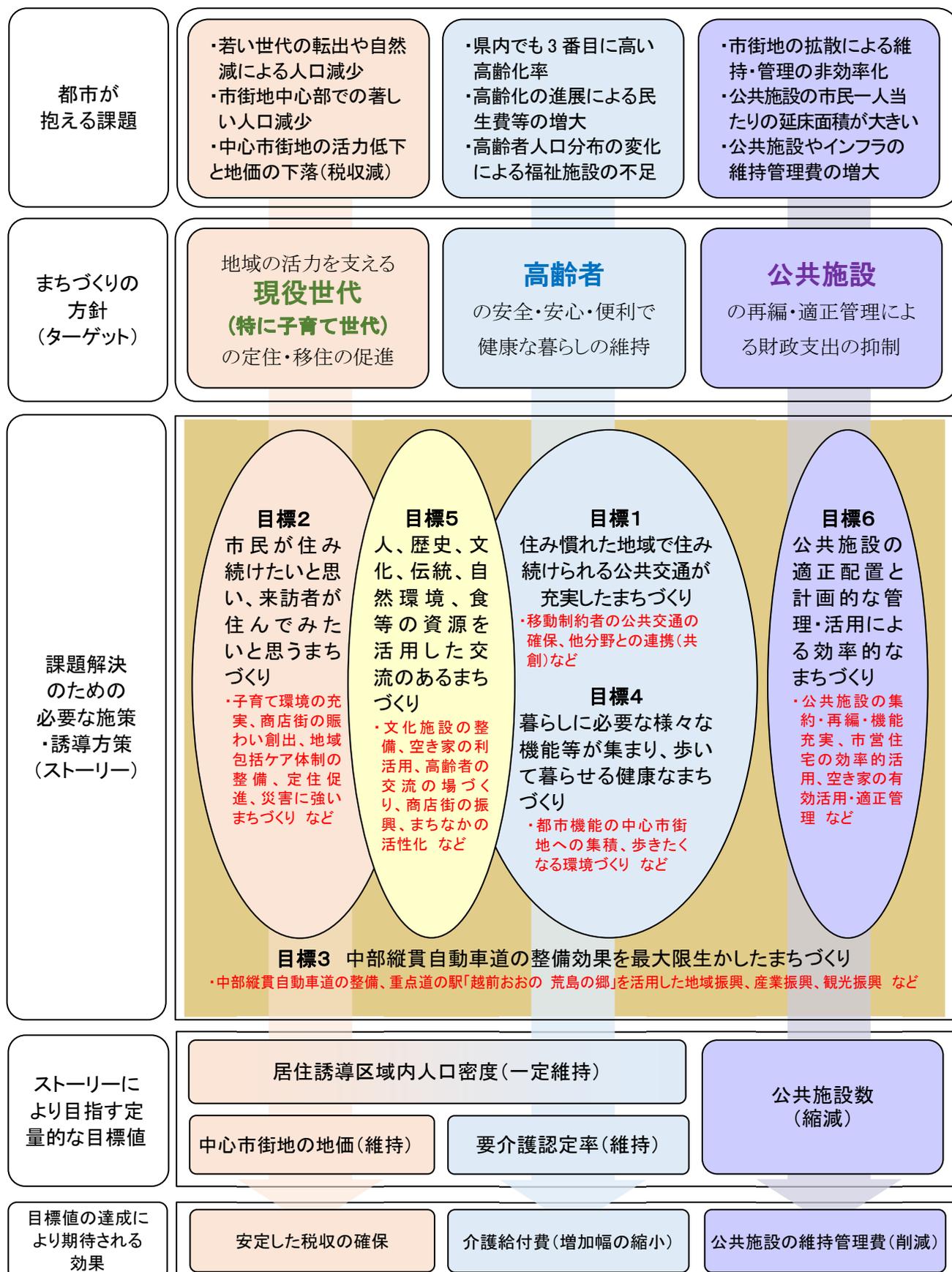
予防保全の導入により施設の安全性の確保や機能の維持を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

③ 施設の複合化や効率的な運営の推進

施設の複合化によって施設総量を縮減するとともに、施設の持つ機能を維持、さらには向上させられるよう、また、民間活力の導入も含め管理運営についても効率化を図ります。

2. 目標値の設定

まちづくりの理念やターゲット、目標等を踏まえ、本計画に基づくまちづくりの効果を客観的に評価する定量的指標（目標値）を次のように設定します。



目標指標 1	設定の考え方	従前値		推計値	目標値
		2015年 (計画策定時)	2020年		
居住誘導区域内人口密度	・居住誘導区域内の人口密度を一定程度確保することで、現存する都市機能の流出抑制、新規機能の立地等が図られ、生活しやすい市街地環境が維持される。	33.1人/ha (2015年) 国勢調査	31.3人/ha (2020年) 国勢調査	23.8人/ha (2035年) 何も対策をしなかった場合の推計値	29.2人/ha (2035年) 立地適正化計画に基づく誘導施策等により、2010年時点の用途地域と同等の人口密度を維持

【目標値設定の考え方】

- ・国立社会保障人口問題研究所の人口推計による2035年の居住誘導区域内人口密度が23.8人/haまで減少することに対して、現在の都市機能を維持してきた用途地域の人口密度29.2人/haを、よりコンパクトな市街地の形となる居住誘導区域において将来に渡り維持する。

目標指標 1-1	設定の考え方	従前値		推計値	目標値
		2017年 (計画策定時)	2024年		
中心市街地の地価	・居住誘導区域内の人口密度を一定程度維持することで、中心市街地の地価の下落を抑制し、行財政運営に必要な自主財源を確保する。	28,300円/㎡ (2017年) 地価公示価格	22,000円/㎡ (2024年) 地価公示価格	14,200円/㎡ (2035年) 市独自推計値	20,000円/㎡ (2035年) 現状推移より抑制

【目標値設定の考え方】

- ・近年においても毎年4%程度下落している中心市街地の地価（地価公示 大野1、2、5-1の平均）を誘導施策等の展開により一定維持することを目指し設定する。

目標指標 1-2	設定の考え方	従前値		2021年設定	2024年設定
		2016年 (計画策定時)	2023年	目標値	目標値
要介護認定率	・介護予防等の施策と併せて、都市機能の維持と公共交通を便利に利用できる人の割合を増加させ、歩いて暮らせるまちづくりを推進することにより、高齢者の健康増進を図る。	19.1% (2016年) 2016年度実績値	18.7% (2023年) 2023年度実績値	22.1% (2040年) 8期計画 2040年推計値	20.5% (2040年) 9期計画 2040年推計値

【目標値設定の考え方】

- ・越前おおの高齢者福祉計画（第8期介護保険事業計画）で推計されている2040年の要介護認定率22.1%に対して、第9期計画で推計する要介護認定率20.5%とする。

目標指標 2	設定の考え方	従前値		目標値
		2016年 (計画策定時)	2022年	
公共施設数	・老朽化が進む公共施設について、将来の人口構成等を踏まえた施設の再編・適正管理を行うことで、財政負担が軽減される。	320 施設 (2016年)	303 施設 (2022年)	283 施設 (2031年)

【目標値設定の考え方】

- ・大野市公共施設等総合管理計画～大野市公共施設再編計画編～における目標値を継承する。

効果指標	設定の考え方	目標の達成により期待される効果
公共施設の 維持管理経費 削減額	・公共施設の廃止、譲渡、再編、予防保全等の適正管理を行うことで、維持管理経費が削減される。	15年間（2017年から2031年） の削減累計額 761百万円

【期待される効果の考え方】

- ・大野市公共施設等総合管理計画における目標値を継承する。

※関連計画に掲げる目標値を本計画の目標値としている場合は、当該関連計画が改定された場合に、本計画の目標値は、改定後の当該関連計画に掲げる目標値に読み替えるものとします。

3. 計画の評価と見直しについて

都市再生特別措置法や都市計画運用指針では、概ね5年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況について、調査・分析及び評価を行い、必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましいとされています。

本市においても概ね5年ごとを目安に、目標指標や効果指標のほか「都市構造の評価に関するハンドブック」に基づく指標の評価を行い、効果を持続させる視点、状況を改善する視点を持って、居住や都市機能の適切な立地誘導に向けた施策の見直しを行います。

なお、その際は、市民代表や専門家、行政職員等で構成する都市計画審議会に評価及び見直しの過程や結果を諮り、その結果を市報等を利用し広く市民へ公表することとします。

また、評価、見直し等にあたっては、関連性の深い大野市都市マスタープランの進行管理と整合を図ることとします。

【改訂】

大野市立地適正化計画

発行 令和7年 3月

編集 大野市くらし環境部交通住宅まちづくり課

〒912-8666 福井県大野市天神町1番1号

Phone 0779-64-4815 FAX 0779-66-1118

ホームページ <http://www.city.ono.fukui.jp/>

E-mail koutu@city.fukui-ono.lg.jp



大野市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。